官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（四七）　二
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（四八）　兵
○民事裁判情報の活用の促進に関する法律（四九）　三

〔政　令〕
○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（一九七）　四
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九八）　四
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九九）　五

〔府　令〕
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五〇）　六
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**五一）　六

〔府令・省令〕
○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　八
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学**三）　八
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　九
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**七）　九
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**四）　九

〔省　令〕
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五六）　九
○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（**法務**三七）　九
○国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五一）　一〇
○私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学**一六）　一二
○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学・経済産業**一）　一三
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**同**二）　一〇
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（**厚生労働**六二）　一三
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（**同**六三）　一四
○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（**農林水産**二四）　一五
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**同**二五）　一八
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**四六）　一八
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（**同**四七）　一九
○特許法施行規則の一部を改正する省令（**同**四八）　一九
○船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令（**国土交通**六一）　一九

〔規　則〕
○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（**人事院**八―一八―三七）　一九
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（**同**九―八―九六）　二〇
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―〇―七七）　二〇
○人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則（**同**二二―二―五）　二〇

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（**内閣府**九五）　二〇
○保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**同**九六）　二六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分～令和五年分）を公表する件（**総務**一八二）　二六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分・令和三年分・令和五年分～令和六年分）を公表する件（**同**一八二）　二六
（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）
○有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を変更する件（同一八三）　二七〇
○地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を変更する件（同一八四）　二七一
○電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を変更する件（同一八五）　二七二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**九六）　二七六
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件（**出入国在留管理庁**二）　二七七
○製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**二）　二七八
○卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）　二七九
○外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（**文部科学・経済産業**一）　二八〇
○技能者表彰規程の一部を改正する件（**厚生労働**一七〇）　二八〇
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**一七一）　二八一
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一七二）　二八一
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（**同**一七三）　二八二
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（**同**一七四）　二八三
○医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示（**同**一七五）　二八六
○中小企業等経営強化法第十六条第三項の規定に基づき、外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働・農林水産**二）　二八七
○中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示（**厚生労働・経済産業**一）　二八八
○旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通**二）　二八九
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件（**農林水産**八五八）　二九〇
○石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**経済産業**八二）　二九〇
○学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**八三）　二九一
○中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示（**同**八四）　二九一
○中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示（**同**八五）　二九二
○建設業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**国土交通**四二六）　二九三
○不動産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**四二七）　二九五
○船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**四二八）　二九六
○貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示（**同**四二九）　二九六

〔**その他告示**〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**六）　二九八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**一四）　二九九
○町の境界確定の件（**総務**一八六）　三〇〇
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録の件（**同**五一）　三〇二
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**八六）　三〇四
○久米島空港の施設の変更を許可した件（**国土交通**四三〇）　三〇七
○神津島空港の施設変更許可申請があった件（**同**四三一）　三〇八
○南大東空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**四三二）　三一〇

〔**官庁報告**〕

官庁事項

人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第三号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一六）　三一一
人事院規則八―一八（採用試験）別表第三刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件（同一七）　三一一
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第四項の規定に基づき、昭和六十年人事院事務総局公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示一）　三一三
人事院規則八―一八（採用試験）第五条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院事務総局公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同二）　三一四
米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定及び公表について（農林水産省）　三一四

国家試験
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三六
公聴会
神津島空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　三三四
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和六年度令和七年三月分）（財務省）　三三四

本号で公布された法令のあらまし

◇老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四七号）（法務省・国土交通省）

建物の区分所有等に関する法律の一部改正関係

1　総則

㈠　区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物等の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならないこととした。（第五条の二関係）

㈡　区分所有者は、その専有部分の保存等に必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分等を使用し、又は自らこれらを保存することを請求することができることとした。（第六条第二項関係）

㈢　区分所有者は、国内に住所等を有しない場合等には、その専有部分等の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所等を有する者のうちから管理人を選任することができることとした。（第六条の二第一項関係）

2　共用部分の変更等

㈠　共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。㈢において同じ。）は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。㈡及び㈡において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上。㈡において同じ。）の者であって議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上。㈡において同じ。）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあっては、その割合。㈡において同じ。）以上の多数による決議で決することとした。（第一七条第一項関係）

㈡　㈠の決議により共用部分の変更をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の変更に伴い必要となる専有部分の保存行為等は、集会において、区分所有者の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議で決することができることとした。（第一七条第三項関係）

㈢　共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害されるおそれがある場合等におけるその瑕疵の除去に関して必要となる共用部分の変更等についての㈠及び㈡の規定の適用については、これらの規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第一七条第五項関係）

㈣　第一八条第一項本文の決議により共用部分の管理をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為等は、集会の決議で決することができることとした。（第一八条第四項関係）

3　管理者は、その職務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあっては、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であった者（書面等による別段の意思表示をした区分所有者であった者を除く。）に限る。7の㈡において同じ。））を代理することとし、規約によりその職務に関し原告等となったとき等は、遅滞なく、区分所有者等にその旨を通知しなければならないこととした。（第二六条第二項及び第五項関係）

4　規約及び集会

㈠　規約の設定、変更又は廃止は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。㈠において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であって議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議で決することとした。（第三一条第一項関係）

㈡　集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者（議決権を有しないものを除く。）に発しなければならないこととし、この期間は、規約で伸長することができることとした。（第三五条第一項関係）

㈢　裁判所は、区分所有者を知ることができない場合等は、所在等不明区分所有者以外の区分所有者（㈢において「一般区分所有者」という。）等の請求により、一般区分所有者による集会の決議をすることができる旨の裁判をすることができることとし、所在等不明区分所有者は、集会における議決権を有しないこととした。（第三八条の二第一項及び第二項関係）

㈣　集会の議事は、この法律等に別段の定めがない限り、出席した区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及びその議決権の各過半数で決することとし、書面等によって議決権を行使した区分所有者の数は、出席した区分所有者の数に算入等することとした。（第三九条第一項及び第二項関係）

5　所有者不明専有部分管理命令

裁判所は、区分所有者を知ることができない専有部分等について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分等を対象として、所有者不明専有部分管理命令をすることができることとした。（第四六条の二第一項関係）

6　管理不全専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令

㈠　裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不適当であることによって他人の権利が侵害される場合等において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、管理不全専有部分管理命令をすることができることとした。（第四六条の八第一項関係）

(二)　裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不適当であることによって他人の権利が侵害される場合等において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用部分を対象として、管理不全共用部分管理命令をすることができることとした。（第四六条の一三第一項関係）

7

管理組合法人等

(一)　管理組合法人の成立及び解散並びに管理組合法人による区分所有権等の取得は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。(一)において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であって議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議で決することとした。（第四七条第一項、第五二条の二第一項及び第五五条第二項関係）

(二)　管理組合法人は、その事務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあっては、保険金等の請求権を有する者）を代理することとし、規約によりその事務に関し原告等となったとき等は、遅滞なく、区分所有者等にその旨を通知しなければならないこととした。（第四七条第六項及び第九項関係）

8

(一)　建替え等

(1)　建替え決議

建物が次のイからニまでのいずれかに該当する場合における第六二条第一項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とすることとした。（第六二条第二項関係）

イ　地震又は火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

ロ　外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして法務大臣が定める基準に該当するとき。

ハ　給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして法務省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして法務大臣が定める基準に該当するとき。

ニ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第一四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

(2)　賃貸借の終了請求

イ　建替え決議があったときは、建替え決議に賛成した各区分所有者等は、専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができることとし、当該賃貸借は、請求があった日から六月を経過することによって終了することとした。（第六四条の二第一項及び第二項関係）

ロ　イの規定による請求があったときは、当該専有部分の区分所有者は、当該専有部分の賃借人（転借人を含む。ハにおいて同じ。）に対し、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を支払わなければならないこととし、イの規定による請求をした者は、当該専有部分の区分所有者と連帯して当該補償金に係る債務を弁済する責任を負うこととした。（第六四条の二第三項及び第四項関係）

ハ　専有部分の賃借人は、ロの規定による補償金の提供を受けるまでは、当該専有部分の明渡しを拒むことができることとした。（第六四条の二第五項関係）

(3)　(2)のイの規定は専有部分が使用貸借の目的物とされている場合について、(2)の規定は専有部分に配偶者居住権が設定されている場合について、それぞれ準用することとした。（第六四条の三及び第六四条の四関係）

(二)　建物更新決議等（第六四条の五～第六四条の八関係）

(1)　集会においては、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権等の各五分の四以上の多数で、建物更新決議、建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議及び取壊し決議をすることができることとした。

(2)　(一)の(1)から(3)までの規定等は、(1)の各決議について準用することとした。

団地

9

(一)　団地内の建物の建替え承認決議

(1)　建替え承認決議について、集会において、議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する団地建物所有者が出席し、出席した団地建物所有者の議決権の四分の三以上の多数によりすることができることとした。（第六九条第一項関係）

(2)　建替え承認決議に係る建替えの対象となる特定建物が８の(一)の(1)のイからニまでのいずれかに該当する場合における(1)の規定の適用については、当該規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第六九条第八項関係）

(二)　一括建替え決議及び団地内建物敷地売却決議

(1)　一括建替え決議について、集会において、団地内建物の区分所有者（議決権を有しないものを除く。(1)及び(2)において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数ですることができることとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、その区分所有者の三分の一を超える者又は第三八条に規定する議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者が反対した場合は、この限りでないこととした。（第七〇条第一項関係）

(2)　第七〇条第一項本文に規定する場合には、集会において、団地内建物の区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、団地内建物敷地売却決議をすることができることとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、その区分所有者の三分の一を超える者又は第三八条に規定する議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者がその団地内建物敷地売却決議に反対した場合は、この限りでないこととした。（第七一条第一項関係）

(3)　団地内建物の全部が８の(一)の(1)のイから二までのいずれかに該当する場合における(1)及び(2)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とすることとした。（第七〇条第二項及び第七一条第二項関係）

10

専有部分のある建物が滅失した場合における措置

(一)　専有部分のある建物が滅失した場合において、当該専有部分のある建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったとき、又は当該専有部分のある建物の附属施設等につき数人が共有持分を有していたときは、それらの権利（以下「敷地共有持分等」という。）を有する者（(二)において「敷地共有者等」という。）は、その滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができることとした。（第七二条関係）

(二)　(一)の集会において、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、再建決議及び敷地売却決議をすることができることとした。（第七五条第一項及び第七六条第一項関係）

11

団地内の建物が滅失した場合における措置

(一)　団地内建物の全部又は一部が専有部分のある建物であり、かつ、その団地内の土地等が当該団地内建物の所有者の共有に属する場合において、その団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、団地建物所有者等は、その滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができることとした。（第七八条関係）

(二)　(一)の集会において、議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する団地建物所有者等が出席し、出席した団地建物所有者等の議決権の四分の三以上の多数による承認の決議を得たときは、滅失した建物のうち特定の建物（以下「特定滅失建物」という。）が所在していた土地等に建物を再建すること、滅失した建物以外の特定の建物(二)において「特定建物」という。）を建て替えること並びに特定滅失建物の再建及び特定建物の建替えをすることができることとした。（第八一条第一項、第八二条第一項及び第八三条第一項関係）

(三)　第七〇条第一項本文に規定する場合において、団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、(一)の集会において、団地内建物の団地建物所有者等（議決権を有しないものを除く。(三)において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、一括建替え等決議をすることができ、団地内の全部の建物が滅失したときは、(一)の集会において、団地内建物の団地建物所有者等及び議決権の各五分の四以上の多数で、一括敷地売却決議をすることができることとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該(1)又は(2)に定める者がその一括建替え等決議又は一括敷地売却決議に反対したときは、この限りでないこととした。（第八四条第一項及び第八五条第一項関係）

(1)　当該建物が滅失した建物である場合　議決権の三分の一を超える議決権を有する者

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　区分所有者（議決権を有しないものを除く。）の三分の一を超える者又は議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者

二　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正関係

1　大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、一の10の(二)の規定の適用については、「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第二条関係）

2　1の政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第六二条第一項及び一の8の(二)の(1)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすること等とした。（第五条第二項関係）

3　団地内の建物が大規模一部滅失をした場合における措置

(一)　1の政令で定める災害により団地内の特定建物が大規模一部滅失をした場合における建替え承認決議に関する特例を設けることとした。（第七条関係）

(二)　1の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、一の9の(二)の(1)及び(2)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすること等とした。（第八条関係）

4　団地内の建物が滅失した場合等における措置

(一)　団地内の特定滅失建物が1の政令で定める災害により滅失したものである場合等における再建承認決議等に関する特例を設けることとした。（第九条関係）

(二)　1の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失し、又は大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、一の11の(三)の規定の適用については、当該規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第一〇条関係）

三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正関係

1　題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　マンションの建替え等に関する助言、指導等

(一)　都道府県等は、マンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等の実施の円滑化を図るために必要な助言及び指導をすることができることとした。（第四条の二第一項関係）

(二)　都道府県知事等は、マンションが著しく保安上危険となるおそれがある等と認めるときは、マンション建替等円滑化指針に即し、当該マンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等を実施すべきことを勧告することができることとした。（第四条の二第二項関係）

(三)　都道府県知事等は、(二)の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等の実施について特別の知識経験を有する者のあっせん等を行うよう努めなければならないこととした。（第四条の二第三項関係）

(四)　都道府県知事等は、(二)の規定による勧告を受けたマンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第四条の二第四項関係）

(五)　都道府県知事等は、(一)又は(二)の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとし、(一)又は(二)の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者に関する情報の提供を求めることができることとした。（第四条の二第五項及び第六項関係）

(六)　都道府県知事等は、(一)又は(二)の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション等に立ち入り、当該マンション等を検査させることができること等とした。（第四条の二第七項関係）

3　マンション再生事業

(一)　マンション再生事業の施行

(1)　マンション建替組合をマンション再生組合に改め、マンション再生組合（3において「組合」という。）は、マンション再生事業を施行することができることとした。（第五条第一項関係）

(2)　マンションの区分所有者等又は滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地の敷地共有持分等（マンションの一の専有部分を所有するための敷地利用権に係るものに限る。以下同じ。）を有する者等は、一人で、又は数人共同して、マンション再生事業を施行することができることとした。（第五条第二項関係）

(二)　マンション再生組合

(1)　再生合意者は、再生決議マンション等ごとに、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができることとし、この場合、認可を申請しようとする再生合意者は、(2)の規定等により、集会を開き、当該集会において、再生合意者の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した再生合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないこととした。（第九条第一項及び第二項関係）

(2)　再生合意者の五分の一以上の者であって議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができることとした。（第九条の二関係）

(3)　組合は、(1)の認可の公告の日から二月以内に、建替え等に参加しない旨を回答した区分所有者又は敷地共有持分等を有する者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができることとした。（第一五条第一項関係）

(4)　組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができることとした。（第一五条の二～第一五条の四関係）

(5)　再生前マンションについて、一の8の(一)の(1)の規定により読み替えて適用される区分所有法第六二条第一項の規定によりされた建替え決議等があった場合におお

ける第三〇条第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とすることとした。（第三〇条第四項関係）

(6)　再生前マンション等について、二の2の規定により読み替えて適用される区分所有法第六二条第一項の規定によりされた建替え決議等があった場合における第三〇条第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第三〇条第五項関係）

(三)　個人施行者

(一)の(2)の規定によりマンション再生事業を施行しようとする者は、規約等を定め、都道府県知事等の認可を受けなければならないこととした。（第四五条第一項関係）

(四)　権利変換手続等

(1)　施行者は、(二)の(1)の認可の公告等があったときは、遅滞なく、登記所に、再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権について、権利変換手続開始の登記を申請しなければならないこととした。（第五五条第一項関係）

(2)　権利変換を希望しない旨の申出等

イ　(二)の(1)の認可の公告等があったときは、再生前マンションの区分所有権等を有する者は、その公告があった日から起算して三〇日以内に、施行者に対し、権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨等を申し出ることができることとした。（第五六条第一項及び第三項関係）

ロ　イの期間経過後六月以内に(3)の規定による公告がされないときは、当該六月の期間経過後三〇日以内に、イの規定による申出を撤回すること等ができることとした。（第五六条第五項関係）

(3)　権利変換計画に係る認可を申請したときは、施行者は、遅滞なく、その旨を公告等しなければならないこととした。（第五七条第五項関係）

(4)　権利変換計画においては、再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権に対応して与えられることとなる再生後マンションの区分所有権等の明細等を定めなければならないこととした。（第五八条第一項関係）

(5)　権利の変換

イ　権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等及び施行底地権は失われ、再生後マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得することとした。（第七〇条第一項関係）

ロ　権利変換期日において、再生前マンションは、施行者に帰属することとするとともに、第八一条の建築工事等の完了の公告の日に、権利変換計画の定めるところに従い、再生後マンションの区分所有権は、新たに再生後マンションの区分所有権を与えられるべき者が取得し、被請求借家権者以外の再生前マンションについて借家権を有していた者は、再生後マンションの部分について借家権を取得することとした。（第七一条関係）

ハ　施行者は、権利変換期日までに、施行底地権を有する者で、権利変換期日において当該施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権等を与えられないもの等に対し、補償金を支払わなければならないこととした。（第七五条関係）

(6)　第八〇条第一項の規定による再生前マンション等の明渡しの請求があった者が、当該再生前マンション等の明渡しを拒むことができる場合として、(二)の(4)の規定による賃貸借の終了の請求に係る補償金の提供を受けるべき者について当該提供がない場合等を追加することとした。（第八〇条第四項関係）

4　マンション等売却事業

(一)　売却決議マンション等を買い受けようとする者は、当該売却決議マンション等ごとに、当該売却決議マンション等の除却等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができることとした。（第一〇四条第一項関係）

(二)　マンション等売却組合

(1)　マンション敷地売却組合をマンション等売却組合に改め、マンション等売却組合（4において「組合」という。）は、マンション等売却事業を実施することができることとした。（第一〇九条関係）

(2)　売却合意者は、売却決議マンション等ごとに、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができることとし、この場合、認可を申請しようとする売却合意者は、(3)の規定等により、集会を開き、当該集会において、売却合意者の過半数の者であって議決権等の過半数を有するものが出席し、出席した売却合意者及びその議決権等の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないこととした。（第一一三条第一項及び第二項関係）

(3)　売却合意者の五分の一以上の者であって議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができることとした。（第一一四条関係）

(4)　組合は、(2)の認可の公告の日から二月以内に、売却等に参加しない旨を回答した区分所有者又は敷地共有持分等を有する者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができることとした。（第一二一条第一項関係）

(5)　組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができることとした。（第一二二条～第一二四条関係）

(三)　分配金取得手続等

(1)　組合は、(二)の(2)の認可の公告等があったときは、遅滞なく、登記所に、売却等マンションの区分所有権等又は売却敷地の敷地共有持分等について、分配金取得手続開始の登記を申請しなければならないこととした。（第一四〇条第一項関係）

(2)　分配金取得計画においては、組合員が売却等マンションについて有する区分所有権等又は売却敷地について有する敷地共有持分等を定めなければならないこととした。（第一四二条第一項関係）

(3)　分配金取得計画に係る認可の基準に、(一)の認定を受けた計画に係る売却マンション等にあっては、当該計画に係る売却マンション等の借家権等が権利消滅期日までに消滅することが確実であること等を加えることとした。（第一四四条関係）

(4)　補償金の支払等

イ　権利消滅期日において、売却等マンションは、組合に帰属し、建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、売却等マンションを目的とする所有権並びに借家権及び使用貸借による権利以外の権利は、消滅することとした。（第一四九条第一項関係）

ロ　組合は、権利消滅期日までに、売却等マンション等に関する権利（組合員の有する区分所有権等を除く。）を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、補償金を支払わなければならないこととした。（第一五三条関係）

(5)　売却等マンション等を占有している者（売却等マンションの借家権を有する者等を除く。）は、一定の場合を除き、権利消滅期日までに、組合に売却等マンション等を明け渡さなければならないこととした。（第一五五条関係）

(四)　組合等は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保等に努めなければならないこととした。（第一五五条の二関係）

5　マンション除却事業

(一)　マンション除却組合

(1)　マンション除却組合（5において「組合」という。）は、マンション除却事業を実施することができることとし、法人とすることとした。（第一六三条の二及び第一六三条の三第一項関係）

(2)　取壊し合意者は、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができることとし、この場合、認可を申請しようとする取壊し合意者は、(3)の規定等により、集会を開き、当該集会において、取壊し合意者の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した取壊し合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないこととした。(第一六三条の六第一項及び第二項関係)

(3)　取壊し合意者の五分の一以上の者であって議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができることとした。(第一六三条の七関係)

(4)　都道府県知事等は、(2)の認可の申請があった場合において、マンションの除却を行うことが除却マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること等の基準に該当すると認めるときは、その認可をしなければならないこととした。(第一六三条の一一第一項関係)

(5)　組合は、(2)の認可の公告の日から二月以内に、取壊しに参加しない旨を回答した区分所有者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができることとした。(第一六三条の一四第一項関係)

(6)　組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができることとした。(第一六三条の一五～第一六三条の一七関係)

(二)　補償金支払手続等

(1)　組合は、(一)の(2)の認可の公告があったときは、遅滞なく、登記所に、除却マンションの区分所有権について、補償金支払手続開始の登記を申請しなければならないこととした。(第一六三条の三三第一項関係)

(2)　組合は、(一)の(2)の認可の公告後、遅滞なく、都道府県知事等の認可を受けて、補償金支払計画を定めなければならないこととし、当該認可を申請しようとするときは、あらかじめ、総会の議決を経なければならないこととした。(第一六三条の三四関係)

(3)　都道府県知事等は、(2)の認可の申請があった場合において、マンションの除却を行うことが除却マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること等の基準に該当すると認めるときは、その認可をしなければならないこととした。(第一六三条の一一第一項関係)

(4)　都道府県知事等は、(2)の認可の申請があった場合において、マンションの除却を行うことが除却マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること等の基準に該当すると認めるときは、その認可をしなければならないこととした。(第一六三条の三七関係)

(4)　補償金の支払等

イ　権利消滅期日において、除却マンションは、組合に帰属し、建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、除却マンションを目的とする所有権並びに借家権及び使用貸借による権利以外の権利は、消滅することとした。(第一六三条の四二関係)

ロ　組合は、権利消滅期日までに、除却マンションに関する権利（組合員の有する区分所有権を除く。）を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、補償金を支払わなければならないこととした。(第一六三条の四四関係)

(5)　除却マンション等の明渡し

イ　除却マンションを占有している者（除却マンションの借家権を有する者等を除く。）は、一定の場合を除き、権利消滅期日までに、組合に除却マンションを明け渡さなければならないこととした。(第一六三条の四六第一項関係)

ロ　組合は、権利消滅期日後マンション除却事業に係る工事のため必要があるときは、除却マンションの敷地を占有している者に対し、期限を定めて、その明渡しを求めることができることとした。(第一六三条の四六第二項関係)

(三)　組合等は、基本方針に従って、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保等に努めなければならないこととした。(第一六三条の四七関係)

6　除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置

(一)　除却等の必要性に係る認定等

(1)　マンションの管理者等は、特定行政庁に対し、当該マンションの除却等をする必要がある旨の認定を申請することができることとした。(第一六三条の五六第一項関係)

(2)　(1)の認定を受けたマンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又はマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が許可したものの各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法第六条等の規定による限度を超えるものとすることができることとした。(第一六三条の五九第一項関係)

(3)　独立行政法人住宅金融支援機構は、(1)の認定を受けたマンションの除却等に必要な資金を貸し付けることができることとした。(第一六三条の六一関係)

(二)　敷地分割決議

(1)　(一)の(1)の認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各四分の三以上の多数で、敷地分割決議をすることができることとした。(第一六三条の六三第一項関係)

(2)　団地内建物を構成するマンションが、二の1の政令で定める災害により大規模一部滅失をし、かつ、(一)の(1)の認定を受けた場合において、当該マンションの除却の実施のために敷地分割決議をしようとするときは、当該政令で定める期間に限り、(1)の規定の適用については、当該規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とすることとした。(第一六三条の六三第二項関係)

7　敷地分割事業に係る敷地分割組合等

(一)　第一六八条第一項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、(二)の規定により、集会を開き、当該集会において、敷地分割合意者の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した敷地分割合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、敷地分割組合を設立する旨の決議をしなければならないこととした。(第一六八条第二項関係)

(二)　敷地分割合意者の五分の一以上の者であって議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができることとした。(第一六八条の二関係)

四　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正関係

1　マンションの管理に関する勧告等

(一)　都道府県知事等は、マンションの修繕の実施がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告することができることとした。(第五条の二第二項関係)

(二)　都道府県知事等は、(一)の規定等による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた管理組合の管理者等に対し、マンションの管理について特別の知識経験を有する者のあっせん等を行うよう努めなければならないこととした。(第五条の二第三項関係)

(三)　都道府県知事等は、(一)の規定等の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとし、(一)の規定等の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者等に関する情報の提供を求めることができることとした。(第五条の二第四項及び第五項関係)

(四)　都道府県知事等は、(一)の規定等の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション等に立ち入り、当該マンション等を検査させることができること等とした。(第五条の二第六項関係)

2　マンション所有者不明専有部分等の管理に関する区分所有法の特例

㈠　都道府県知事等は、居住その他の使用がなされていないことが常態であるマンションの専有部分であって、その区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないもの等（3の㈥において「マンション所有者不明専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、一の5の規定による命令の請求をすることができることとした。（第五条の三第一項関係）

㈡　都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態等となると認められるマンションの専有部分（3の㈥において「マンション管理不全専有部分」という。）又は共用部分（3の㈥において「マンション管理不全共用部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、一の6の㈠又は㈡の規定による命令の請求をすることができることとした。（第五条の三第二項及び第三項関係）

3　マンション管理適正化支援法人

㈠　都道府県知事等は、一般社団法人等であって、㈡の業務等を適正かつ確実に実施することができると認められること等の基準に適合すると認められるものを、その申請により、マンション管理適正化支援法人（3において「支援法人」という。）として登録することができることとした。（第五条の四第一項関係）

㈡　支援法人は、次に掲げる業務等を行うこととした。（第五条の五関係）

(1)　管理組合等に対し、マンションの管理に関する情報の提供等のマンションの管理の適正化の推進を図るために必要な援助を行うこと。

(2)　都道府県等がするマンション管理適正化推進計画の作成等に関し、管理組合等のマンションの管理に関する意向その他の事情の把握等を行うこと。

㈢　支援法人は、都道府県知事等から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、マンション再生事業の円滑な施行等を図るため必要な援助に関し協力することとした。（第五条の六関係）

㈣　支援法人の役員等は、正当な理由なしに、㈡の(1)又は(2)に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第五条の七関係）

㈤　支援法人は、都道府県等に対し、㈡の業務等の実施を通じて得られた知見に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成等をすることを提案することができることとした。（第五条の一三関係）

㈥　支援法人は、マンション所有者不明専有部分、マンション管理不全専有部分又はマンション管理不全共用部分につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、2の規定による請求をするよう要請することができること等とした。（第五条の一四関係）

4　管理計画の認定等

㈠　分譲事業者は、管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項等を記載した管理計画を作成し、計画作成都道府県知事等の認定を申請することができることとした。（第五条の一五第二項及び第三項関係）

㈡　計画作成都道府県知事等は、㈠の認定の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が、分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の引継ぎが適切かつ円滑に行われる見込みが確実であること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとした。（第五条の一六関係）

㈢　㈡の認定を受けた分譲事業者は、認定管理計画に係るマンション（㈣において「管理計画認定マンション」という。）の管理組合の管理者等が選任されたときは、当該認定管理計画に当該マンションの管理組合の運営の状況等を記載し、当該管理者等の同意を得た上で、速やかに、第五条の一九第一項の変更の認定を申請しなければならないこととした。（第五条の二〇第一項関係）

㈣　㈡の認定を受けた者等は、管理計画認定マンション又はその利用に関する広告等に、当該管理計画認定マンションが㈡の認定を受けている旨の表示を付することができることとした。（第五条の二一第一項関係）

5　マンション管理業者に係る措置

㈠　マンション管理業者は、管理受託契約を締結する管理組合等から管理者等事務の委託を受けることを内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ、説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、管理業務主任者をして、当該契約の重要事項について説明をさせなければならないこととした。（第七二条第一項関係）

㈡　マンション管理業者は、管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結する管理組合等から管理者等事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、遅滞なく、管理者等事務の対象となるマンションの部分等を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第七三条第一項関係）

㈢　マンション管理業者は、管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるときは、定期に、説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、管理業務主任者をして、当該管理事務に関する報告をさせなければならないこととした。（第七七条第二項関係）

㈣　マンション管理業者（管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるものに限る。）は、自己等との間における取引を行うときは、あらかじめ、説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、当該取引の重要な事実を説明しなければならないこととした。（第七七条の二関係）

五　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正関係

独立行政法人住宅金融支援機構は、マンションの更新等に必要な資金の貸付けを行うこととした。（第一三条第一項関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（法律第四八号）（農林水産省）

一　森林経営管理法の一部改正関係

1　経営管理権集積計画の作成に関する措置

数人の共有に属する集積計画対象森林について間伐等経営管理権（存続期間が五〇年を超えず、経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみである経営管理権をいう。以下同じ。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りることとした。（第四条第五項関係）

2　地域経営管理集約化構想

㈠　地域経営管理集約化構想の作成

(1)　市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。）と共同して、適合事業者及び森林所有者、木材関連事業者その他の関係者による協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林（自然的経済的社会的諸条件等を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。以下同じ。）が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができることとした。（第四三条第一項関係）

(2)　集約化構想においては、一体経営管理森林の区域、当該区域に係る経営管理の集約化に関する目標等を定めることとした。（第四三条第二項関係）

(3)　市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、(2)の目標として、構想森林（(2)の一体経営管理森林の区域において経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林をいう。以下同じ。）及び構想適合事業者（適合事業者の中から選定された構想森林において経営管理を行うべき適合事業者をいう。以下同じ。）を定めるとともに、これらを記載した地図を作成することとした。（第四三条第三項関係）

(4)　集約化構想においては、(2)のほか、林道の開設及び改良に関する事項並びに施業実施協定又は施業施設協定の締結に関する事項を定めることができることとした。（第四三条第四項関係）

(二)　集約化構想に係る特例

(1)　市町村等は、集約化構想を定めた場合には、構想森林ごとに、構想適合事業者の求めに応じ、その実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の氏名等の情報を提供することができることとした。（第四六条関係）

(2)　市町村は、集約化構想において林道の開設及び改良に関する事項を定めた場合には、都道府県知事に対し、当該事項に関連して必要となる地域森林計画をたて、又はこれを変更することの要請をすることができることとした。（第四八条関係）

(3)　集約化構想に従って構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定については、当該集約化構想の公告があったことをもって、これらの協定の公告及び縦覧があり、かつ、縦覧期間が満了したものとみなすこととした。（第四九条関係）

3　権利集積配分一括計画

(一)　権利集積配分一括計画の作成

(1)　市町村は、集約化構想を定めた場合において、その実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めることとした。（第五一条第一項関係）

(2)　権利集積配分一括計画においては、市町村への経営管理権の集積に関する事項として、市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称、市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容等を、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項として、経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称、構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間、当該経営管理の内容等を、それぞれ定めることとした。（第五一条第二項関係）

(3)　市町村は、(2)のほか、構想森林（一括計画対象森林を除く。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に当該所有権の移転に関する事項を定めることができることとした。（第五一条第四項関係）

(4)　権利集積配分一括計画は、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部及び(2)の構想適合事業者の同意が得られていなければならないものとすることとした。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りることとした。（第五一条第五項関係）

(二)　権利集積配分一括計画の広告等

(1)　市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告することとするとともに、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分にあっては当該市町村が経営管理実施権配分計画を定めて公告したものと、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分にあっては当該市町村が経営管理実施権配分計画を定めて公告したものとそれぞれみなし、その公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転することとした。（第五二条第一項～第三項関係）

(2)　権利集積配分一括計画のうち市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときは、これらの森林に係る特例の規定を準用することとした。（第五三条関係）

二　森林法の一部改正関係

1　都道府県知事は、開発行為の中止又は復旧に関する命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができることとした。（第一〇条の三第二項関係）

2　民有林における開発行為の許可に付した条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の設置又は維持管理を内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二〇六条第二号関係）

三　施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇民事裁判情報の活用の促進に関する法律（法律第四九号）（法務省）

1　目的

この法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義等

(一)　この法律において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによることとした。（第二条第一項関係）

(1)　「民事裁判情報」とは、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録に記録されている事項に係る情報をいうこととした。

イ　電子判決書

ロ　民事訴訟法第二五四条第二項の電子調書

ハ　電子決定書であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

(2)　「保有民事裁判情報」とは、6に規定する指定法人が7の(一)の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものをいうこととした。

(3)　「仮名加工民事裁判情報」とは、保有民事裁判情報に含まれる特定の個人の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符

号の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいうこととした。

(4)　「民事裁判関連情報」とは、民事裁判情報に係る裁判について上訴があった旨その他の民事裁判情報の活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものをいうこととした。

(二)　法務大臣は、(一)の(1)ハ又は(4)の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないこととした。（第二条第二項関係）

3　国の責務

(一)　政府は、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、及び実施するとともに、関係者と協力して、当該施策の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第三条第一項関係）

(二)　最高裁判所は、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずることとした。（第三条第二項関係）

4　基本方針

(一)　法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととし、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項等を定めることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

(二)　法務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならないこととした。（第四条第三項関係）

5　指定

法務大臣は、６の(一)から(四)までの業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることその他所定の要件を備える一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人を、その申請により、全国に一を限って、民事裁判情報管理提供業務を行う者として指定することができることとした。（第五条関係）

6　業務

５の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、この法律及び８の(一)に規定する規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うこととした。（第六条関係）

(一)　広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備するため、保有民事裁判情報を整理し、及び加工して仮名加工民事裁判情報を作成すること。

(二)　仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法により提供すること。

(三)　保有民事裁判情報、２の(一)(3)に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報、８の(五)の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び７の(二)に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

(四)　(一)から(三)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7　情報提供の求め等

(一)　指定法人は、最高裁判所に対し、２の(一)イからハまでに掲げる電磁的記録に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができることとした。（第七条第一項関係）

(二)　指定法人は、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めることとした。（第七条第二項関係）

8　指定法人に対する監督等

(一)　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務に関する規程並びに事業計画及び収支予算を作成し、法務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第八条及び第九条関係）

(二)　指定法人は、一定の正当な理由がある場合を除き、情報提供契約の締結を拒絶し、又は情報提供契約を解除してはならないこととした。（第一〇条関係）

(三)　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務の休廃止について、法務大臣の許可を受けなければならないこととした。（第一一条関係）

(四)　指定法人の役職員は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならないこととした。（第一二条関係）

(五)　指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならないこととし、仮名加工民事裁判情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合してはならないこととした。（第一三条関係）

(六)　指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を他の者に委託することができることとし、委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができることとした。この場合において、指定法人は、あらかじめ当該委託又は再委託について法務大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一四条関係）

(七)　指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならないこととした。（第一五条関係）

(八)　法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な措置を命じ、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、立入検査等を行わせることとした。（第一六条及び第一七条関係）

(九)　法務大臣は、所定の事由に該当するときは、５の規定による指定を取り消し、又は指定法人に対し民事裁判情報管理提供業務の停止を命ずることができることとした。（第一八条関係）

9　その他

(一)　省令への委任について、所要の規定を設けることとした。（第一九条関係）

(二)　罰則について、所要の規定を設けることとした。（第二〇条及び第二一条関係）

10　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、６及び７等の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第四五条の二第二項第三号の政令で定める一定の範囲の知識等を有する者について、刑務官採用試験のうち大卒程度の者を加えることとした。（第二条第三項関係）

2　国家公務員法第四五条の二第三項の政令で定める事項について、刑務官採用試験のうち大卒程度の者に行うものを加えることとした。（別表関係）

3　この政令は、令和七年一二月一日から施行することとした。

◇公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（国土交通省）

1　公共工事の発注の見通しや入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事について、予定価格が二五〇万円を超えないものから、予定価格が四〇〇万円を超えないものに改めることとした。（第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び第七条第二項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九九号）（厚生労働省）

一　職業安定法施行令の一部改正関係

職業安定法第五条の六第一項第三号において、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、労働に関する法律の規定で

あって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができることとされているところ、当該労働に関する法律のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に関して定める職業安定法施行令第一条第六号について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条により育児・介護休業法に新設された三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講ずる義務を定める規定及び当該措置であって事業主が講じたものに係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止に係る規定を追加することとした。（第一条関係）

二　船員職業安定法施行令の一部改正関係

船員職業安定法施行令第一条第七号について、一に準じた改正を行うこととした。（第一条関係）

三　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第二条により育児・介護休業法に新設された次に掲げる規定に関し、それぞれ次に定める命令を追加することとした。（第二条関係）

1　育児・介護休業法第二一条第二項（育児・介護休業法第二三条の三第六項において準用する場合を含む。）　労働者が当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を事業主に対して申し出たとき等に当該事業主が当該労働者の意向を確認しなければならない就業に関する条件及び当該意向を確認する方法を定める命令

2　育児・介護休業法第二三条の三第一項　三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置及びその内容を定める命令

3　育児・介護休業法第二三条の三第二項　労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇を一日未満の単位で取得する場合の当該単位及び当該単位で取得することができる労働者から除外される一日の所定労働時間が短い労働者等を定める命令

4　育児・介護休業法第二三条の三第三項第二号　三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者を定める命令

5　育児・介護休業法第二三条の三第五項　三歳に満たない子を養育する労働者が事業主が講じた措置のいずれを選択するか判断するために適切な期間、当該事業主が当該労働者に対して当該期間内に知らせなければならない事項及びその方法並びに当該事業主が講じなければならない措置を定める命令

四　この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

法律

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第一条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　管理組合法人（第四十七条―第五十六条の七）」を「第六節　所有者不明専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令（第四十六条の二―第四十六条の七）」に、「第七節　義務違反者に対する措置（第五十七条―第六十条）」を「第七節　管理不全専有部分管理命令（第四十七条―第五十六条の七）」に、「第八節　復旧及び建替え（第六十一条―第六十四条）」を「第八節　義務違反者に対する措置（第五十七条―第六十条）」に、「第九節　復旧及び建替え等（第六十一条―第六十四条の八）」を「第九節　復旧及び建替え等（第六十一条―第六十四条の十四）」に、「第七十条」を「第七十一条」に、「第三章　罰則（第七十一条・第七十二条）」を「第三章　建物が滅失した場合における措置（第七十二条―第七十七条）　第一節　専有部分のある建物が滅失した場合における措置（第七十八条―第八十五条）　第二節　団地内の建物が滅失した場合等の除外等に関する裁判手続（第八十六条―第九十条）　第四章　所在等不明区分所有者の専有部分の管理（第九十一条・第九十二条）　第五章　罰則（第九十三条）」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（区分所有者の責務）

第五条の二　区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設（同条後段の場合にあつては、一部共用部分）の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

第六条第二項中「又は自己」を「若しくは自己」に、「の使用」を「を使用し、又は自らこれらを保存すること」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（国内管理人）

第六条の二　区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所。以下この項及び第三項において同じ。）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所を有する者のうちから管理人を選任することができる。

2　前項の規定により選任された管理人（次項及び第四項において「国内管理人」という。）は、次に掲げる行為をする権限を有する。

一　保存行為

二　専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

三　集会の招集の通知の受領

四　集会における議決権の行使

五　共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して負う債務又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して負う債務の弁済

3　区分所有者は、第一項の規定により国内管理人を選任した場合において、管理者があるとき、又は管理組合法人が存立するときは、遅滞なく、管理者又は管理組合法人に対し、国内管理人を選任した旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を通知しなければならない。

4　区分所有者と国内管理人との関係は、第二項に定めるもののほか、委任に関する規定に従う。

第十七条第一項中「除く」の下に「。第五項において同じ」を、「は」の下に「、集会において」を加え、「及び」を「（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議で決することができる。

4　前項の決議をする場合において、専有部分の保存行為等の態様又は費用の分担に関する事項を定めるときは、決議の対象となる専有部分の区分所有者の利用状況、当該専有部分の保存行為等について区分所有者が支払つた対価その他の事情を考慮して、区分所有者間の利害の衡平が図られるようにしなければならない。

5　共用部分の設置若しくは保存に瑕疵があることによつて他人の権利若しくは法律上保護される利益が侵害され、若しくは侵害されるおそれがある場合におけるその瑕疵の除去に関して必要となる共用部分の変更又は高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の移動若しくは施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上若しくは施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要となる共用部分の変更についての第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

第十八条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　第一項本文の決議により共用部分の管理をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為等は、集会の決議で決することができる。

5　前条第四項の規定は、前項の決議について準用する。

第二十六条第一項中「及び第四十七条第六項」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　管理者は、その職務（第十八条第六項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金（以下この条及び第四十七条において「保険金等」という。）の請求及び受領を含む。第四項において同じ。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であつた者（書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）による別段の意思表示をした区分所有者であつた者を除く。）に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）を代理する。

第二十六条第四項中「（第二項後段に規定する事項を含む。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　管理者は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める者にその旨を通知しなければならない。この場合における区分所有者に対する通知については、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

一　前項の規約によりその職務に関し原告又は被告となつたとき　区分所有者

二　前項の規約により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき　保険金等の請求権を有する者

三　前項の集会の決議により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき　保険金等の請求権を有する者（区分所有者を除く。）

第三十一条第一項中「廃止は」の下に「、集会において」を加え、「及び」を「（議決権を有しないものを除く。以下この項前段において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその」に改め、「集会の」を削り、同条第二項中「共用すべき区分所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。）」を加える。

第三十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　規約が電磁的記録で作成されているときは、第一項の規定により規約を保管する者は、前項の規定による当該電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧に代えて、法務省令で定めるところにより、同項の請求をした利害関係人の承諾を得て、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該規約を保管する者は、同項の規定による閲覧をさせたものとみなす。

第三十四条第三項中「区分所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。第五項において同じ。）」を加え、「以上で」を「以上の者であつて」に改め、同条第五項中「以上で」を「以上の者であつて」に改める。

第三十五条第一項中「事項」の下に「及び議案の要領」を、「区分所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。）」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（所在等不明区分所有者の除外）

第三十八条の二　裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該区分所有者（次項において「所在等不明区分所有者」という。）以外の区分所有者（以下この項及び第三項において「一般区分所有者」という。）又は管理者の請求により、一般区分所有者による集会の決議をすることができる旨の裁判をすることができる。

2　前項の裁判により所在等不明区分所有者であるとされた者は、前条の規定にかかわらず、集会における議決権（当該裁判に係る建物が滅失したときは、当該建物に係る敷地利用権を有する者又は当該建物の附属施設（これに関する権利を含む。）の共有持分を有する者が開く集会における議決権）を有しない。

３　一般区分所有者の請求により第一項の裁判があつたときは、当該一般区分所有者は、遅滞なく、管理者にその旨を通知しなければならない。ただし、管理者がないときは、その旨を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第三十九条第一項中「区分所有者及び」を「出席した区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及びその」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　議決権は、書面又は代理人によつても行使することができる。この場合において、書面又は代理人によつて議決権を行使した区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。

第三十九条第三項中「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、電磁的方法による議決権の行使を書面による議決権の行使とみなして、同項後段の規定を適用する。

第四十条中「共有者は」の下に「、各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもつて」を加える。

第四十四条第二項中「及び会議」を「、会議」に改め、「事項」の下に「及び議案の要領」を加える。

第四十五条第一項中「、区分所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第一章第八節の節名中「建替え」を「建替え等」に改める。

第六十一条第一項ただし書中「又は第七十条第一項」を「、第六十四条の五第一項、第六十四条の六第一項、第六十四条の七第一項、第六十四条の八第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項又は第八十四条第一項」に改め、同条第五項中「及び」を「（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第十四項中「又は第七十条第一項」を「、第六十四条の五第一項、第六十四条の六第一項、第六十四条の七第一項、第六十四条の八第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項又は第八十四条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「区分所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。）」を加え、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十五条第一項から第四項まで」を「第三十五条」に改め、同項後段を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「同条第五項に規定する」を「会議の目的たる事項及び」に改め、同項第一号中「建替え」を「建物の建替え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項に規定する決議事項」を「建替え決議」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

２　建物が次の各号のいずれかに該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とする。

一　地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

二　火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

三　外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして法務大臣が定める基準に該当するとき。

四　給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして法務省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして法務大臣が定める基準に該当するとき。

五　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

３　法務大臣は、前項各号の基準を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣と協議するものとする。

第一章第八節に次の七条を加える。

（賃貸借の終了請求）

第六十四条の二　建替え決議があつたときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含む。）若しくはこれらの者の全員の合意により賃貸借の終了を請求することができる者として指定された者又は賃貸されている専有部分の区分所有者は、当該専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができる。

２　前項の規定による請求があつたときは、当該専有部分の賃貸借は、その請求があつた日から六月を経過することによつて終了する。

３　第一項の規定による請求があつたときは、当該専有部分の区分所有者は、当該専有部分の賃借人（転借人を含む。第五項において同じ。）に対し、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を支払わなければならない。

４　第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）は、当該専有部分の区分所有者と連帯して前項の債務を弁済する責任を負う。

５　専有部分の賃借人は、第二項の規定により当該専有部分の賃貸借が終了したときであつても、前二項の規定による補償金の提供を受けるまでは、当該専有部分の明渡しを拒むことができる。

（使用貸借の終了請求）

第六十四条の三　前条第一項及び第二項の規定は、専有部分が使用貸借の目的物とされている場合（民法第五百九十八条第一項又は第二項に規定する場合を除く。）について準用する。

（配偶者居住権の消滅請求）

第六十四条の四　第六十四条の二の規定は、専有部分に配偶者居住権が設定されている場合（民法第千三十五条第一項ただし書に規定する場合を除く。）について準用する。

（建物更新決議）

第六十四条の五　集会においては、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物の更新（建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復（通常有すべき効用の確保を含む。）のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすることをいう。次項において同じ。）をする旨の決議（同項及び第三項において「建物更新決議」という。）をすることができる。

２　建物更新決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　建物の更新がされた後の建物の設計の概要

二　建物の更新に要する費用の概算額

三　前号に規定する費用の分担に関する事項

四　建物の更新がされた後の建物の区分所有権の帰属に関する事項

３　第六十二条（第一項及び第四項を除く。）及び第六十三条から前条までの規定は、建物更新決議について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条の五第一項」と、同条第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第六十四条の五第二項第三号及び第四号」と、同条第七項第一号中「建物の建替え」とあるのは「建物の更新（第六十四条の五第一項に規定する建物の更新をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「建物の建替え」とあるのは「建物の更新」と、第六十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第六十四条並びに第六十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「建物の更新に」と、第六十三条第七項及び第八項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の更新の工事」と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「建物の更新を」と読み替えるものとする。

（建物敷地売却決議）

第六十四条の六　敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）、議決権及び当該敷地利用権の持分（議決権を有しない区分所有者が有するものを除く。）の価格の各五分の四以上の多数で、建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（次項及び第三項において「建物敷地売却決議」という。）をすることができる。

2　建物敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

二　売却による代金の見込額

三　売却によつて各区分所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項

3　第六十二条（第一項及び第四項を除く。）及び第六十三条から第六十四条の四までの規定は、建物敷地売却決議について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条の六第一項」と、同条第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第六十四条の六第二項第三号」と、同条第七項第一号及び第二号中「の建替え」とあるのは「及びその敷地（これに関する権利を含む。）の売却」と、第六十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第六十四条並びに第六十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「売却に」と、第六十三条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「売買契約による建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下この項及び次項において「建物等の権利の移転」という。）がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「建物等の権利の移転がなかつた」と、同条第八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「建物等の権利の移転」と、「その着手をしない」とあるのは「建物等の権利の移転がない」と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「売却を」と読み替えるものとする。

（建物取壊し敷地売却決議）

第六十四条の七　敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）、議決権及び当該敷地利用権の持分（議決権を有しない区分所有者が有するものを除く。）の価格の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、建物の敷地（これに関する権利を含む。次項において同じ。）を売却する旨の決議（同項及び第三項において「建物取壊し敷地売却決議」という。）をすることができる。

2　建物取壊し敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　建物の取壊しに要する費用の概算額

二　前号に規定する費用の分担に関する事項

三　建物の敷地の売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

四　建物の敷地の売却による代金の見込額

五　建物の敷地の売却によつて各区分所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項

3　第六十二条（第一項及び第四項を除く。）及び第六十三条から第六十四条の四までの規定は、建物取壊し敷地売却決議について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条の七第一項」と、同条第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第六十四条の七第二項第二号及び第五号」と、同条第七項第一号及び第二号中「建替え」とあるのは「取壊し及び建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却」と、第六十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第六十四条並びに第六十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「建物の取壊し及び建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却に」と、第六十四条中「及び」と「建替えを」とあるのは「並びに」と、「建替えを」とあるのは「建物の取壊し及び建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却を」と読み替えるものとする。

（取壊し決議）

第六十四条の八　集会においては、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊す旨の決議（以下この条及び第七十七条において「取壊し決議」という。）をすることができる。

2　取壊し決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　建物の取壊しに要する費用の概算額

二　前号に規定する費用の分担に関する事項

3　第六十二条（第一項及び第四項を除く。）及び第六十三条から第六十四条の四までの規定は、取壊し決議について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条の八第一項」と、同条第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第六十四条の八第二項第二号」と、同条第七項第一号及び第二号中「建替え」とあるのは「取壊し」と、第六十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第六十四条並びに第六十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「取壊しに」と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「取壊しを」と読み替えるものとする。

第一章中第八節を第十節とする。

第五十八条第二項中「決議は」の下に「、集会において」を加え、「及び」を「議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその」に改める。

第一章中第七節を第九節とする。

第四十七条第一項中「区分所有者及び」を「集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその」に改め、「集会の」を削り、同条第六項中「事務」の下に「（保険金等の請求及び受領を含む。第八項において同じ。）」を、「区分所有者」の下に「（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者。同項において同じ。）」を加え、同項後段を削り、同条第八項中「（第六項後段に規定する事項を含む。）」を削り、同条第九項を次のように改める。

9　管理組合法人は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める者にその旨を通知しなければならない。この場合における区分所有者に対する通知については、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

一　前項の規約によりその事務に関し原告又は被告となつたとき　区分所有者

二　前項の規約により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき　保険金等の請求権を有する者

三　前項の集会の決議により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき　保険金等の請求権を有する者（区分所有者を除く。）

第四十七条第十二項中「について」を「が存立する場合における」に改め、「の規定を適用する場合には第三十三条第一項本文中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」を削り、「第三十五条第三項」の下に「、第三十八条の二第一項及び第三項」を加え、「を適用する場合にはこれらの規定」を「の適用については、これらの規定（第三十三条第一項本文及び第三十八条の二第一項を除く。）」に改め、「理事」と」の下に「、第三十三条第一項本文中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第三十八条の二第一項中「管理者」とあるのは「管理組合法人」と」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（区分所有権等の取得）

第五十二条の二　管理組合法人は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な場合には、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決

権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議をすることによつて、当該建物の区分所有権又は当該建物及び当該建物が所在する土地と一体として管理若しくは使用をすべき土地を取得することができる。

2　管理組合法人は、前項の規定により区分所有権を取得した場合であつても、第三十八条の規定にかかわらず、当該管理組合法人の集会における議決権を有しない。

第五十五条第二項中「決議は」の下に「、集会において」を加え、「及び」を「（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその」に改める。

第一章中第六節を第八節とし、第五節の次に次の二節を加える。

第六節　所有者不明専有部分管理命令

（所有者不明専有部分管理命令）

第四十六条の二　裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分（専有部分が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分又は共有持分を対象として、所有者不明専有部分管理人（第四項に規定する所有者不明専有部分管理人をいう。第三項において同じ。）による管理を命ずる処分（以下「所有者不明専有部分管理命令」という。）をすることができる。

2　所有者不明専有部分管理命令の効力は、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分）又は共用部分、附属施設若しくは建物の敷地にある動産（当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。）並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権（いずれも当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る。）に及ぶ。

3　所有者不明専有部分管理命令は、所有者不明専有部分管理命令が発せられた後に当該所有者不明専有部分管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分並びに当該所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権の管理、処分その他の事由により所有者不明専有部分管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。

4　裁判所は、所有者不明専有部分管理命令をする場合には、当該所有者不明専有部分管理命令において、所有者不明専有部分管理人を選任しなければならない。

（所有者不明専有部分管理人の権限）

第四十六条の三　前条第四項の規定により所有者不明専有部分管理人が選任された場合には、所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分並びに所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権並びにこれらの管理、処分その他の事由により所有者不明専有部分管理人が得た財産（以下「所有者不明専有部分等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明専有部分管理人に専属する。

2　所有者不明専有部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意の第三者に対抗することはできない。

一　保存行為

二　所有者不明専有部分等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

（所有者不明専有部分等に関する訴えの取扱い）

第四十六条の四　所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合には、所有者不明専有部分等に関する訴えについては、所有者不明専有部分管理人を原告又は被告とする。

2　所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合には、所有者不明専有部分等に関する訴訟手続で当該所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分を有する者を含む。第五項において同じ。）を当事者とするものは、中断する。

3　前項の規定により中断した訴訟手続は、所有者不明専有部分管理人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

4　所有者不明専有部分管理命令が取り消されたときは、所有者不明専有部分管理人を当事者とする所有者不明専有部分等に関する訴訟手続は、中断する。

5　所有者不明専有部分等の所有者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

（所有者不明専有部分管理人の義務）

第四十六条の五　所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2　数人の者の共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられたときは、所有者不明専有部分管理人は、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

（所有者不明専有部分管理人の解任及び辞任）

第四十六条の六　所有者不明専有部分管理人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明専有部分管理人を解任することができる。

2　所有者不明専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

（所有者不明専有部分管理人の報酬等）

第四十六条の七　所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2　所有者不明専有部分管理人による所有者不明専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）の負担とする。

第七節　管理不全専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令

（管理不全専有部分管理命令）

第四十六条の八　裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、第三項に規定する管理不全専有部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全専有部分管理命令」という。）をすることができる。

2　管理不全専有部分管理命令の効力は、当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共用部分、附属施設若しくは建物の敷地にある動産（当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権（いずれも当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限る。）に及ぶ。

3　裁判所は、管理不全専有部分管理命令をする場合には、当該管理不全専有部分管理命令において、管理不全専有部分管理人を選任しなければならない。

（管理不全専有部分管理人の権限）

第四十六条の九　管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分並びに管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権並びにこれらの管理、処分その他の事由により管理不全専有部分管理人が得た財産（以下「管理不全専有部分等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。

2　前項の規定にかかわらず、管理不全専有部分管理人は、集会において議決権を行使することができない。

3　管理不全専有部分管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

一　保存行為

二　管理不全専有部分等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

4　管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の処分についての前項の許可をするには、その区分所有者の同意がなければならない。

（管理不全専有部分管理人の義務）

第四十六条の十　管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2　管理不全専有部分等が数人の共有に属する場合には、管理不全専有部分管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

（管理不全専有部分管理人の解任及び辞任）

第四十六条の十一　管理不全専有部分管理人がその任務に違反して管理不全専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全専有部分管理人を解任することができる。

2　管理不全専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

（管理不全専有部分管理人の報酬等）

第四十六条の十二　管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2　管理不全専有部分管理人による管理不全専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全専有部分等の所有者の負担とする。

（管理不全共用部分管理命令）

第四十六条の十三　裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用部分を対象として、第三項に規定する管理不全共用部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全共用部分管理命令」という。）をすることができる。

2　管理不全共用部分管理命令の効力は、当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分にある動産（当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。

3　裁判所は、管理不全共用部分管理命令をする場合には、当該管理不全共用部分管理命令において、管理不全共用部分管理人を選任しなければならない。

（管理不全共用部分管理人の権限等）

第四十六条の十四　第四十六条の九から第四十六条の十二までの規定は、管理不全共用部分管理命令及び管理不全共用部分管理人について準用する。この場合において、これらの規定中「管理不全専有部分等」とあるのは「管理不全共用部分等」と、第四十六条の九第一項中「専有部分並びに」とあるのは「共用部分及び」と、「動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権」とあるのは「動産」と、同条第四項中「専有部分の」とあるのは「共用部分の」と、「区分所有者」とあるのは「所有者」と、第四十六条の十二第二項中「の所有者の負担とする」とあるのは「を共有する者が連帯して負担する」と読み替えるものとする。

第六十六条を次のように改める。

（建物の区分所有に関する規定の準用）

第六十六条　第七条、第八条、第十七条から第十九条まで並びに前章第四節（第二十七条を除く。）、第五節（第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条を除く。）及び第八節の規定は、前条の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第五十五条第一項第一号を除く。）中「管理組合法人」とあるのは、「団地管理組合法人」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	区分所有者は	団地建物所有者（第六十五条に規定する団地建物所有者をいう。以下同じ。）は
	共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設	同条に規定する場合における当該土地若しくは附属施設（以下「土地等」という。）
	区分所有者に	団地建物所有者に
	区分所有権	土地等に関する権利、建物又は区分所有権
第八条	区分所有者	団地建物所有者
第十七条第一項	共用部分	土地等並びに第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲げる建物の共用部分（以下「団地管理対象物」という。）
	区分所有者	団地建物所有者
第十七条第二項	共用部分	団地管理対象物
	専有部分	建物又は専有部分
第十七条第三項	共用部分	団地管理対象物
	専有部分の保存行為又は専有部分の性質	建物若しくは専有部分の保存行為又は建物若しくは専有部分の性質
	専有部分の保存行為等	建物又は専有部分の保存行為等
	区分所有者	団地建物所有者
第十七条第四項	専有部分の保存行為等	建物又は専有部分の保存行為等
	なる専有部分	なる建物又は専有部分
	区分所有者	団地建物所有者
第十七条第五項及び第十八条第一項	共用部分	団地管理対象物
第十八条第四項	共用部分	団地管理対象物
	専有部分	建物又は専有部分

第十八条第六項及び第十九条	団地管理対象物
共用部分	団地建物所有者
第二十五条	団地建物所有者
区分所有者	団地管理対象物
第二十六条第一項	団地建物所有者
共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項において「共用部分等」という。）	団地管理対象物
第二十六条第二項	団地建物所有者
共用部分等	団地管理対象物
区分所有者	団地建物所有者
第二十六条第四項及び第五項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第二十九条第一項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第十四条に定める	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第二十九条第一項ただし書	団地建物所有者
建物並びにその敷地及び附属施設	団地管理対象物
第二十九条第二項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十条第一項	団地建物所有者
建物又はその敷地若しくは附属施設	土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物
区分所有者	団地建物所有者
第三十条第三項	団地建物所有者
専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）	建物若しくは専有部分若しくは土地等（土地等に関する権利を含む。）又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設（これらに関する権利を含む。）若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分
区分所有者	団地建物所有者
第三十条第四項、第三十一条第一項及び第三十三条第一項ただし書	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十三条第四項	団地内
建物内	団地建物所有者
第三十四条第三項から第五項まで及び第三十五条第一項	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者

第三十五条第二項	建物又は専有部分
専有部分	団地建物所有者
第三十五条第三項	建物又は専有部分
区分所有者	団地建物所有者
専有部分	建物又は専有部分
第三十五条第四項	団地内
建物内	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十六条	団地建物所有者
区分所有者	団地建物所有者
第三十八条	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第十四条に定める	団地建物所有者を
第三十八条の二第一項	当該団地建物所有者
区分所有者を	所在等不明団地建物所有者
当該区分所有者	の団地建物所有者
所在等不明区分所有者	一般団地建物所有者
の区分所有者	所在等不明団地建物所有者
一般区分所有者	土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。以下この項において同じ。）の共有者である団地建物所有者の所有に係る団地内の建物が
所在等不明区分所有者	土地又は附属施設について開かれる
建物が	当該建物の附属施設（これに関する権利を含む。）の共有持分を有する者が開く
建物に係る敷地利用権を有する者又は	一般団地建物所有者
第三十八条の二第二項	団地内
第三十八条の二第三項	団地建物所有者
一般区分所有者	建物又は専有部分
第三十八条の二第三項ただし書	団地建物所有者
建物内	
第三十九条	
区分所有者	
第四十条	
専有部分	
第四十一条並びに第四十二条第三項及び第四項	
区分所有者	

第四十四条第一項	区分所有者	団地建物所有者
	専有部分	建物又は専有部分
第四十四条第二項	建物内	団地内
第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項	区分所有者	団地建物所有者
第四十六条第二項	占有者	建物又は専有部分を占有する者で団地建物所有者でないもの
	建物又はその敷地若しくは附属施設	土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物
	区分所有者	団地建物所有者
第四十七条第一項	第三条	第六十五条
	区分所有者	団地建物所有者
第四十七条第六項、第八項及び第九項並びに第四十八条の二第二項	区分所有者	団地建物所有者
第五十二条の二第一項	建物並びにその敷地及び附属施設	団地管理対象物
	区分所有者	団地建物所有者
	当該建物の区分所有権又は当該建物及び当該建物が所在する土地	その団地内の建物若しくはその区分所有権又はその団地内の土地等
第五十二条の二第二項	区分所有権	建物又は区分所有権
第五十三条第一項	区分所有者	団地建物所有者
	第十四条に定める	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第五十三条第三項及び第五十四条	区分所有者	団地建物所有者
第五十五条第一項第一号	建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）	土地等（これらに関する権利を含む。）
第五十五条第一項第二号	建物に専有部分が	土地等（これらに関する権利を含む。）が団地建物所有者の共有で
第五十五条第二項	区分所有者	団地建物所有者
	第五十六条	第十四条に定める
		区分所有者

第六十八条第一項中「四分の三以上で」を「四分の三以上の者であつて」に、「区分所有者及び」を「出席した区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項（第一号を除く。）において同じ。）及びその」に改め、「決議」の下に「（区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席してされたものに限る。）」を加える。

第六十九条第一項中「この条及び次条において」、「第六十五条に規定する」及び「（以下この条において単に「団地建物所有者」という。）」を削り、「掲げる」の下に「場合の」を加え、「同条」を「第六十五条」に改め、「集会において」の下に「議決権の過半数（これを上回る割合を第六十六条において準用する第三十条第一項の規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する団地建物所有者が出席し、出席した団地建物所有者の」を、「決議（以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「持分の」の下に「価格の」を加え、同条第四項中「同条第五項に規定する」を「会議の目的たる事項及び」に改め、同条第五項中「掲げる」の下に「場合の」を加え、同項第二号中「所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。）」を加え、同条第七項中「の区分所有者」の下に「（議決権を有しないものを除く。）」を、「五分の四」の下に「（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三）」を加え、同条に次の一項を加える。

8　建替え承認決議に係る建替えの対象となる特定建物（第六項の場合にあつては、建替え承認決議に係る建替えの対象となる全ての特定建物）が第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合における第一項の規定の適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

第七十条第一項中「次項」を「次条第一項」に、「及び議決権」を「（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）及び議決権」に、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項ただし書中「各団地内建物ごとに、それぞれ」を「団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、」に、「三分の二以上の」を「三分の一を超える」に、「であつて」を「又は」に、「もの」を「者」に、「賛成した場合でなければならない」を「反対した場合は、この限りでない」に改め、同条第四項中「第六十二条第三項から第八項まで、」を「第六十二条第五項から第十項まで及び」に、「及び第六十四条」を「から第六十四条の四まで」に、「第六十二条第三項中」を「第六十二条第五項中」に、「第七十条第三項第四号」を「第七十条第四項第四号」に、「同条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「第七十条第一項に規定する」と、」を「同条第六項及び第七項中」に、「「規約」」を「同条第六項ただし書中「規約」」に、「同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第七項」を「同条第九項」に、「第三十五条第一項から第四項まで」を「第三十五条」に改め、「「第三十五条第一項ただし書」とあるのは「第六十六条において準用する第三十五条第一項ただし書」と、同条第八項中「前条第六項」とあるのは「第六十一条第六項」と」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に、「前条第二項中」を「同条第二項中」に改め、「敷地」の下に「（団地内建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により団地内建物の敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　団地内建物の全部が第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合における前項本文の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とする。

第七十二条を第九十二条とする。

第七十一条第一号中「を第六十六条」の下に「、第七十三条及び第七十九条」を加え、「並びに第六十六条」を「、第六十六条、第七十三条並びに第七十九条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「の規定に」を「（第四十二条第五項及び第四十五条第四項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に」に改め、「第四十五条第四項（第六十六条）」の下に「、第七十三条及び第七十九条」を加え、同条第二号中「を第六十六条」の下に「、第七十三条及び第七十九条」を加え、「並びに第六十六条」を「、第六十六条、第七十三条並びに第七十九条」に改め、同条第三号中「第六十六条」の下に「、第七十三条及び第七十九条」を加え、同条を第九十一条とする。

第三章を第五章とする。

第二章に次の一条を加える。

（団地内建物敷地売却決議）

第七十一条　前条第一項本文に規定する場合には、第六十四条の六の規定にかかわらず、当該団地内建物の敷地の共有者である当該団地内建物の区分所有者で構成される第六十五条に規定する団体又は団地管理組合法人の集会において、当該団地内建物の区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物及びその敷地につき一括して、その全部を売却する旨の決議（以下この条において「団地内建物敷地売却決議」という。）をすることができる。ただし、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、その区分所有者の三分の一を超える者又は第三十八条に規定する議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者がその団地内建物敷地売却決議に反対した場合は、この限りでない。

2　団地内建物の全部が第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合における前項本文の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とする。

3　第六十九条第二項の規定は、第一項本文の各区分所有者の議決権について準用する。この場合において、同条第二項中「当該特定建物の所在する土地（これに関する権利を含む。）」とあるのは、「当該団地内建物の敷地（団地内建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により団地内建物の敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。）」と読み替えるものとする。

4　団地内建物敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

二　売却による代金の見込額

三　売却によつて各団地内建物所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項

5　第六十二条第五項から第十項まで及び第六十三条から第六十四条の四までの規定は、団地内建物敷地売却決議について準用する。この場合において、第六十二条第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第七十一条第四項第三号」と、同条第六項及び第七項中「第三十五条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第六項ただし書中「規約」とあるのは「第六十六条において準用する第三十条第一項の規約」と、同条第七項第一号及び第二号中「の建替え」とあるのは「及びその敷地（これに関する権利を含む。）の売却」と、同条第九項中「第三十五条及び第三十六条」とあるのは「第六十六条において準用する第三十五条及び第三十六条」と、第六十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第六十四条並びに第六十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「売却に」と、第六十三条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「売買契約による建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下この項及び次項において「建物等の権利の移転」という。）がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「建物等の権利の移転がなかつた」と、同条第八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「建物等の権利の移転」と、「その着手をしない」とあるのは「建物等の権利の移転がない」と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「売却を」と読み替えるものとする。

第二章の次に次の二章を加える。

第三章　建物が滅失した場合における措置

第一節　専有部分のある建物が滅失した場合における措置

（敷地共有者等の集会等）

第七十二条　専有部分のある建物が滅失した場合において、当該専有部分のある建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であつたとき、又は当該専有部分のある建物の附属施設（これに関する権利を含む。）につき数人が共有持分を有していたときは、それらの権利（以下「敷地共有持分等」という。）を有する者（以下「敷地共有者等」という。）は、その滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

（集会等に関する規定の準用）

第七十三条　第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項、第二項及び第六項、第十九条並びに第一章第四節（第二十七条を除く。）及び第五節（第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三条第四項、第三十四条第二項、第三十五条第四項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第二項を除く。）の規定は、前条の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条第一項	共用部分	敷地共有持分等（第七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。）に係る土地又は附属施設
	集会	敷地共有者等集会（第七十四条第一項に規定する敷地共有者等集会をいう。以下同じ。）
	区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するもの	議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する敷地共有者等（第七十二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。）
	区分所有者及びその議決権の各	敷地共有者等の議決権の
第十七条第五項	共用部分	敷地共有持分等に係る土地若しくは附属施設
第十八条第一項	共用部分	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
	集会	敷地共有者等集会
第十八条第一項ただし書	共有者	敷地共有者等
第十八条第六項	共用部分	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第十九条	共有者	敷地共有者等
	共用部分	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第二十五条第一項	区分所有者	敷地共有者等
	集会	敷地共有者等集会

第二十五条第二項	区分所有者
	敷地共有者等
第二十六条第一項	共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項において「共用部分等」という。）
	集会
	敷地共有者等集会
第二十六条第二項	共用部分等
	区分所有者
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
	敷地共有者等
第二十六条第四項及び第五項	集会
	区分所有者
	敷地共有者等集会
第二十九条第一項	区分所有者
	敷地共有者等
	第十四条に定める
	敷地共有持分等の価格の
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第二十九条第一項ただし書	建物並びにその敷地及び附属施設
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第二十九条第二項	区分所有者
	敷地共有者等
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第三十条第一項	建物又はその敷地若しくは附属施設
	区分所有者
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
	敷地共有者等
第三十条第三項	専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）
	区分所有者
	敷地共有者等
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第三十条第四項	区分所有者
	敷地共有者等
	集会
	敷地共有者等集会
第三十一条第一項	区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項前段において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するもの
	区分所有者及びその議決権の各
	一部の区分所有者
	敷地共有者等の議決権の
	一部の敷地共有者等

第三十三条第一項ただし書	建物を使用している区分所有者
	敷地共有者等
第三十四条第一項	集会
	敷地共有者等集会
第三十四条第三項	区分所有者（議決権を有しないものを除く。第五項において同じ。）の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するもの
	敷地共有者等集会
	議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等
第三十四条第四項	集会
	敷地共有者等集会
	区分所有者
	敷地共有者等
第三十四条第五項	区分所有者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するもの
	集会
	敷地共有者等集会
	議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等
第三十五条第一項	集会
	敷地共有者等集会
	区分所有者
	敷地共有者等
第三十五条第二項	専有部分が数人の共有に属するとき
	一の専有部分を所有するための敷地利用権又は附属施設に関する権利に係る敷地共有持分等を数人で有するとき
	敷地共有者等
第三十五条第三項	区分所有者
	敷地共有者等
	その場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所
	、その場所
第三十六条	集会
	敷地共有者等集会
	区分所有者
	敷地共有者等
第三十七条	集会
	敷地共有者等集会
第三十八条	区分所有者
	敷地共有者等
	第十四条に定める
	敷地共有持分等の価格の
	敷地共有者等を
第三十八条の二第一項	区分所有者を
	当該区分所有者
	所在等不明区分所有者
	当該敷地共有者等
	所在等不明敷地共有者等

の区分所有者	の敷地共有者等
一般区分所有者	一般敷地共有者等
集会	敷地共有者等集会
第三十八条の二第二項 所在等不明区分所有者	所在等不明敷地共有者等
集会	敷地共有者等集会
議決権（当該裁判に係る建物が滅失したときは、当該建物に係る敷地利用権を有する者又は当該建物の附属施設（これに関する権利を含む。）の共有持分を有する者が開く集会における議決権）	議決権
第三十八条の二第三項 一般区分所有者	一般敷地共有者等
第三十八条の二第三項ただし書 建物内	滅失した建物に係る建物の敷地内
第三十九条第一項 集会	敷地共有者等集会
区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及びその議決権の各	敷地共有者等の議決権の
第三十九条第二項 区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該	敷地共有者等の
区分所有者の議決権	敷地共有者等の議決権
、それぞれ算入する	算入する
第三十九条第三項 区分所有者	敷地共有者等
集会	敷地共有者等集会
第四十条 専有部分が数人の共有に属するとき	一の専有部分を所有するための敷地利用権又は附属施設に関する権利に係る敷地共有持分等を数人で有するとき
第四十一条 集会	敷地共有者等集会
区分所有者	敷地共有者等
第四十二条第一項 集会	敷地共有者等集会
区分所有者	敷地共有者等
第四十二条第三項及び第四項並びに第四十五条第一項及び第二項 集会	敷地共有者等集会
区分所有者	敷地共有者等
第四十五条第三項及び第四十六条第一項 集会	敷地共有者等集会
区分所有者	敷地共有者等

（招集の通知に関する特例）

第七十四条　敷地共有者等が開く集会（以下「敷地共有者等集会」という。）を招集する者が敷地共有者等（前条において準用する第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものを除く。）の所在を知ることができないときは、前条において準用する第三十五条第一項の通知は、滅失した専有部分のある建物に係る建物の敷地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

2　前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、敷地共有者等集会を招集する者が当該敷地共有者等の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

（再建決議）

第七十五条　専有部分のある建物が滅失した場合において、当該専有部分のある建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であつたときは、敷地共有者等集会において、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、当該専有部分のある建物に係る建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に建物を建築する旨の決議（以下「再建決議」という。）をすることができる。

2　再建決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　新たに建築する建物（以下この項において「再建建物」という。）の設計の概要

二　再建建物の建築に要する費用の概算額

三　前号に規定する費用の分担に関する事項

四　再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

3　前項第三号及び第四号の事項は、各敷地共有者等の衡平を害しないように定めなければならない。

4　再建決議を会議の目的とする敷地共有者等集会を招集するときは、第七十三条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該敷地共有者等集会の会日より少なくとも二月前に発しなければならない。ただし、この期間は、第七十三条において準用する第三十条第一項の規約で伸長することができる。

5　前項に規定する場合において、第七十三条において準用する第三十五条第一項の通知をするときは、会議の目的たる事項及び議案の要領のほか、再建を必要とする理由をも通知しなければならない。

6　第四項の敷地共有者等集会を招集した者は、当該敷地共有者等集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について敷地共有者等に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

7　第七十三条において準用する第三十五条第一項から第三項まで及び第三十六条並びに前条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。

8　再建決議をした敷地共有者等集会の議事録には、その決議についての各敷地共有者等の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

9　第六十三条（第五項後段及び第六項を除く。）及び第六十四条の規定は、再建決議について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「集会」とあるのは「敷地共有者等集会（第七十四条第一項に規定する敷地共有者等集会をいう。次項において同じ。）」と、「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等（第七十二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。）」と、同項、同条

第二項、第四項及び第五項前段並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「再建に」と、第六十三条第二項中「集会」とあるのは「敷地共有者等集会」と、同項から同条第四項まで、同条第五項前段及び第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、同項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等（第七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。）を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、第六十三条第七項及び第八項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の再建の工事」と、同条第七項及び第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、同条中「建替えを」とあるのは「再建を」と読み替えるものとする。

（敷地売却決議）

第七十六条　専有部分のある建物が滅失した場合において、当該専有部分のある建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であつたときは、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、敷地共有持分等に係る土地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（以下この条及び次条第一項において「敷地売却決議」という。）をすることができる。

2　敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

二　売却による代金の見込額

3　第六十三条（第五項後段及び第六項を除く。）、第六十四条及び前条第四項から第八項までの規定は、敷地売却決議について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「集会」とあるのは「敷地共有者等集会（第七十四条第一項に規定する敷地共有者等集会をいう。次項において同じ。）」と、「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等（第七十二条に規定する敷地共有者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、同項、同条第二項、第四項及び第五項前段並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、第六十三条第二項中「集会」とあるのは「敷地共有者等集会」と、同項から同条第四項まで、同条第五項前段及び第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、同項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等（第七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、第六十三条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「売買契約による敷地共有持分等に係る土地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下この項及び次項において「土地等の権利の移転」という。）がない」と、同項及び第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「土地等の権利の移転がなかつた」と、第六十三条第八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「土地等の権利の移転」と、「その着手をしない」とあるのは「土地等の権利の移転がない」と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「売却を」と、前条第五項中「再建」とあるのは「売却」と読み替えるものとする。

（敷地共有持分等に係る土地等の分割請求に関する特例）

第七十七条　滅失した専有部分のある建物（取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを除く。）に係る敷地共有者等は、民法第二百五十六条第一項本文（同法第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その滅失の日から起算して一月を経過する日の翌日以後当該滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに関する権利について、分割の請求をすることができない。ただし、五分の一を超える議決権を有する敷地共有者等が分割の請求をする場合その他再建決議、敷地売却決議、第八十四条第一項の決議又は第八十五条第一項の決議をすることができないと認められる顕著な事由がある場合は、この限りでない。

2　専有部分のある建物が取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときは、当該専有部分のある建物に係る敷地共有者等は、民法第二百五十六条第一項本文（同法第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その取壊しによる滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに関する権利について、分割の請求をすることができない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二節　団地内の建物が滅失した場合における措置

（団地建物所有者等の集会等）

第七十八条　団地内建物の全部又は一部が専有部分のある建物であり、かつ、その団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内建物の所有者（専有部分のある建物にあつては、区分所有者）の共有に属する場合において、その団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、当該団地内建物の団地建物所有者、敷地共有者等及び専有部分のある建物以外の建物であつて滅失したものの所有に係る建物の敷地又は附属施設に関する権利を有する者（以下「団地建物所有者等」という。）は、その滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

（集会等に関する規定の準用）

第七十九条　第十七条第一項、第二項及び第五項、第十八条第一項から第三項まで及び第六項、第十九条、第一章第四節（第二十七条を除く。）及び第五節（第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三条第四項、第三十四条第二項、第三十五条第四項及び第四十三条を除く。）並びに第六十八条第一項の規定は、前条の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条第一項	共用部分	第七十八条に規定する場合における当該土地又は附属施設（以下「土地等」という。）
	集会	団地建物所有者等集会（第八十条第一項に規定する団地建物所有者等集会をいう。以下同じ。）
	区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するもの	議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）を有する団地建物所有者等（第七十八条に規定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。）
	区分所有者及びその議決権の各	団地建物所有者等の議決権の
第十七条第二項	共用部分	土地等
	専有部分	建物又は専有部分
第十七条第五項	共用部分	土地等
第十八条第一項	共用部分	土地等
	集会	団地建物所有者等集会
第十八条第一項ただし書	共有者	団地建物所有者等
第十八条第六項	共用部分	土地等

第十九条	
共有者	団地建物所有者等
共用部分	土地等
第二十五条第一項	
区分所有者	団地建物所有者等
集会	団地建物所有者等集会
第二十五条第二項	
区分所有者	団地建物所有者等
第二十六条第一項	
共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項において「共用部分等」という。）	土地等
集会	団地建物所有者等集会
第二十六条第二項	
共用部分等	土地等
区分所有者	団地建物所有者等
第二十六条第四項及び第五項	
集会	団地建物所有者等集会
区分所有者	団地建物所有者等
第二十九条第一項	
区分所有者	団地建物所有者等
第十四条に定める	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第二十九条第一項ただし書	
建物並びにその敷地及び附属施設	土地等
第二十九条第二項	
区分所有者	団地建物所有者等
建物又はその敷地若しくは附属施設	土地等
第三十条第一項	
区分所有者	団地建物所有者等
第三十条第三項	
専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）	土地等（これらに関する権利を含む。）
区分所有者	団地建物所有者等
第三十条第四項	
区分所有者	団地建物所有者等
第三十一条第一項	
集会	団地建物所有者等集会
区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項前段において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するもの	議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する団地建物所有者等

区分所有者及びその議決権の各	団地建物所有者等の議決権の
一部の区分所有者	一部の団地建物所有者等
第三十三条第一項ただし書	
建物を使用している区分所有者	団地建物所有者等
集会	団地建物所有者等集会
第三十四条第一項	
集会	団地建物所有者等集会
第三十四条第三項	
区分所有者（議決権を有しないものを除く。第五項において同じ。）の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するもの	議決権の五分の一以上を有する団地建物所有者等
集会	団地建物所有者等集会
第三十四条第四項	
区分所有者	団地建物所有者等
集会	団地建物所有者等集会
第三十四条第五項	
区分所有者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するもの	議決権の五分の一以上を有する団地建物所有者等
集会	団地建物所有者等集会
第三十五条第一項	
集会	団地建物所有者等集会
区分所有者	団地建物所有者等
第三十五条第二項	
専有部分が数人の共有に属するとき	建物若しくは専有部分が数人の共有に属するとき、又は一の建物であつて滅失したものの所有に係る建物の敷地若しくは附属施設に関する権利若しくは一の専有部分を所有するために数人で有する敷地利用権若しくは附属施設に関する権利に係る敷地共有持分等（第七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。第四十条において同じ。）を数人で有するとき
第四十条	同条
第三十五条第三項	
区分所有者	団地建物所有者等
その場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所	、その場所
第三十六条	
集会	団地建物所有者等集会
区分所有者	団地建物所有者等
第三十七条	
集会	団地建物所有者等集会

第三十八条	区分所有者	団地建物所有者等
	第十四条に定める	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第三十八条の二第一項	区分所有者を	団地建物所有者等を
	当該区分所有者	当該団地建物所有者等
	所在等不明区分所有者	所在等不明団地建物所有者等
	の区分所有者	の団地建物所有者等
	一般区分所有者	一般団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
第三十八条の二第二項	所在等不明区分所有者	所在等不明団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
	議決権（当該裁判に係る建物が滅失したときは、当該建物に係る敷地利用権を有する者又は当該建物の附属施設（これに関する権利を含む。）の共有持分を有する者が開く集会における議決権）	議決権
第三十八条の二第三項	一般区分所有者	一般団地建物所有者等
第三十八条の二第三項ただし書	建物内	団地内
第三十九条第一項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及びその議決権の各	団地建物所有者等の議決権の
第三十九条第二項	区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該	団地建物所有者等の
	区分所有者の議決権	団地建物所有者等の議決権
	、それぞれ算入する	算入する
第三十九条第三項	区分所有者	団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
第四十条	専有部分が数人の共有に属するとき	建物若しくは専有部分が数人の共有に属するとき、又は一の建物であつて滅失したものの所有に係る建物の敷地若しくは附属施設に関する権利若しくは一の専有部分を所有するために数人で有する敷地利用権若しくは附属施設に関する権利に係る敷地共有持分等を数人で有するとき

第四十一条	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十二条第一項	集会	団地建物所有者等集会
第四十二条第三項及び第四項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十四条第一項	区分所有者	団地建物所有者等
	専有部分	建物又は専有部分
	集会	団地建物所有者等集会
第四十四条第二項	集会	団地建物所有者等集会
	建物内	団地内
第四十五条第一項及び第二項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十五条第三項及び第五項	集会	団地建物所有者等集会
第四十六条第一項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十六条第二項	占有者	建物又は専有部分を占有する者で団地建物所有者等でないもの
	建物又はその敷地若しくは附属施設	土地等
	区分所有者	団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
第六十八条第一項	第六十六条	第七十九条

（招集の通知に関する特例）

第八十条　団地建物所有者等が開く集会（以下「団地建物所有者等集会」という。）を招集する者が団地建物所有者等（前条において準用する第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものを除く。）の所在を知ることができないときは、前条において準用する第三十五条第一項の通知は、団地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

2　前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、団地建物所有者等集会を招集する者が当該団地建物所有者等の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

（団地内の建物が滅失した場合における再建承認決議）

第八十一条　第七十八条に規定する場合において、滅失した建物のうち特定の建物（以下この条及び第八十三条において「特定滅失建物」という。）が所在していた土地（これに関する権利を含む。）が当該団地内建物（滅失した建物を含む。以下同じ。）の団地建物所有者等の共有に属し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合に当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の過半数（これを上回る割合を第七十九条において準用する第三十条第一項の規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する団地建物所有者等が出席し、出席した団地建物所有者等の議決権の四分の三以上の多数による承認の決議（以下この条において「再建承認決議」という。）を得たときは、当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、当該土地又はこれと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地（当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。）に新たに建物を建築することができる。

一　当該特定滅失建物が専有部分のある建物であつた場合　その再建決議又はその敷地共有者等の全員の同意があること。

二　当該特定滅失建物が専有部分のある建物以外の建物であつた場合　当該特定滅失建物の所有に係る建物の敷地に関する権利を有する者の同意があること。

2　前項の団地建物所有者等集会における各団地建物所有者等の議決権は、第七十九条において準用する第三十八条の規定にかかわらず、第七十九条において準用する第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であつても、当該特定滅失建物が所在していた土地（これに関する権利を含む。）の持分の価格の割合によるものとする。

3　第一項各号に定める要件に該当する場合における当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、再建承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権を行使したものとみなす。ただし、同項第一号に掲げる場合において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等が団地内建物のうち当該特定滅失建物以外の建物の敷地利用権又は敷地共有持分等に基づいて有する議決権の行使については、この限りでない。

4　第一項の団地建物所有者等集会を招集するときは、第七十九条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該団地建物所有者等集会の会日より少なくとも二月前に、会議の目的たる事項及び議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。

5　第一項の場合において、再建承認決議に係る再建が当該特定滅失建物以外の建物（滅失した建物を含む。以下この項において「当該他の建物」という。）の建替え又は再建に特別の影響を及ぼすべきときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者が当該再建承認決議に賛成しているときに限り、当該特定滅失建物の再建をすることができる。

一　当該他の建物が専有部分のある建物である場合　第一項の団地建物所有者等集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二　当該他の建物が滅失した建物であつて滅失した当時において専有部分のある建物であつた場合　第一項の団地建物所有者等集会において当該他の建物に係る敷地共有者等全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する敷地共有者等

三　当該他の建物が専有部分のある建物以外の建物である場合　当該他の建物の所有者（議決権を有しないものを除く。）

四　当該他の建物が滅失した建物であつて滅失した当時において専有部分のある建物以外の建物であつた場合　当該他の建物の所有に係る建物の敷地に関する権利を有する者（議決権を有しないものを除く。）

6　第一項の場合において、当該特定滅失建物が二以上あるときは、当該二以上の特定滅失建物の団地建物所有者等は、各特定滅失建物の団地建物所有者等の合意により、当該二以上の特定滅失建物の再建について一括して再建承認決議に付することができる。

7　前項の場合において、当該特定滅失建物が専有部分のある建物であつたときは、当該特定滅失建物の再建を会議の目的とする敷地共有者等集会において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、当該二以上の特定滅失建物の再建について一括して再建承認決議に付する旨の決議をすることができる。この場合において、その決議があつたときは、当該特定滅失建物の団地建物所有者等（敷地共有者等に限る。）の同項に規定する合意があつたものとみなす。

（団地内の建物が滅失した場合における建替え承認決議）

第八十二条　第七十八条に規定する場合において、滅失した建物以外の特定の建物（以下この条及び次条において「特定建物」という。）が所在する土地（これに関する権利を含む。）が当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合に当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の過半数（これを上回る割合を第七十九条において準用する第三十条第一項の規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する団地建物所有者等の議決権の四分の三以上の多数による承認の決議（次項及び第三項において「建替え承認決議」という。）を得たときは、当該特定建物の団地建物所有者等は、当該特定建物を取り壊し、かつ、当該土地又はこれと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地（当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。）に新たに建物を建築することができる。

一　当該特定建物が専有部分のある建物である場合　その建替え決議又はその区分所有者の全員の同意があること。

二　当該特定建物が専有部分のある建物以外の建物である場合　その所有者の同意があること。

2　前条第二項から第七項までの規定は、建替え承認決議について準用する。この場合において、これらの規定（同条第二項を除く。）中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物」と、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第二項中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物（次条第一項に規定する特定建物をいう。以下同じ。）」と、「所在していた」とあるのは「所在する」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、同項ただし書中「に係る敷地共有者等」とあるのは「の区分所有者」と、同条第四項中「第一項の団地建物所有者等集会」とあるのは「次条第一項の団地建物所有者等集会」と、同条第五項中「再建が」とあるのは「建替えが」と、同項及び同条第七項中「再建を」とあるのは「建替えを」と、同条第六項及び第七項中「再建に」とあるのは「建替えに」と、同項中「専有部分のある建物であつた」とあるのは「専有部分のある建物である」と、「敷地共有者等集会」とあるのは「第六十二条第一項の集会」と、「敷地共有者等の議決権の五分の四」とあるのは「区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三）」と、「敷地共有者等に」とあるのは「区分所有者に」と、「同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

3　建替え承認決議に係る建替えの対象となる特定建物（前項において準用する前条第六項の場合にあつては、建替え承認決議に係る建替えの対象となる全ての特定建物）が第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合における第一項の規定の適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

（団地内の建物が滅失した場合における建替え再建承認決議）

第八十三条　第七十八条に規定する場合において、特定建物が所在する土地（これに関する権利を含む。）及び特定滅失建物が所在していた土地（これに関する権利を含む。）がいずれも当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属し、かつ、当該特定建物及び当該特定滅失建物（以下この項及び次項において「当該特定建物等」という。）につき次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合にこれらの土地（これらに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の過半数（これを上回る割合を第七十九条において準用する第三十条第一項の規約で定めた場合

にあつては、その割合以上）を有する団地建物所有者等が出席し、出席した団地建物所有者等の議決権の四分の三以上の多数により当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について一括して承認する旨の決議（以下この条において「建替え再建承認決議」という。）を得たときは、当該特定建物等の団地建物所有者等は、当該特定建物を取り壊し、かつ、これらの土地又はこれらと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地（当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。）に新たに建物を建築することができる。ただし、当該特定建物等の団地建物所有者等がそれぞれ当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え再建承認決議に付する旨の合意をした場合でなければならない。

一　当該特定建物が専有部分のある建物である場合　その建替え決議又はその区分所有者の全員の同意があること。

二　当該特定滅失建物が専有部分のある建物であつた場合　その再建決議又はその敷地共有者等の全員の同意があること。

三　当該特定建物が専有部分のある建物以外の建物である場合　その所有者の同意があること。

四　当該特定滅失建物が専有部分のある建物以外の建物であつた場合　当該特定滅失建物の所有に係る建物の敷地に関する権利を有する者の同意があること。

2　前項本文の場合において、当該特定建物等が専有部分のある建物（滅失した専有部分のある建物を含む。）であり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当するときは、当該各号に規定する集会において、当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え再建承認決議に付する旨の決議をすることができる。この場合において、その決議があつたときは、当該特定建物等の団地建物所有者等（特定建物にあつては区分所有者に限り、特定滅失建物にあつては敷地共有者等に限る。）の前項ただし書に規定する合意があつたものとみなす。

一　特定建物である場合　当該特定建物の建替えを会議の目的とする第六十二条第一項の集会において、当該特定建物の区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三）以上の賛成があること。

二　特定滅失建物である場合　当該特定滅失建物の再建を会議の目的とする敷地共有者等集会において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等の議決権の五分の四以上の賛成があること。

3　第八十一条第二項から第五項までの規定は、建替え再建承認決議について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十三条第一項」と、同条第二項中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物（次条第一項に規定する特定建物をいう。次項及び第五項において同じ。）が所在する土地（これに関する権利を含む。）及び当該特定滅失建物」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第八十三条第一項各号」と、「当該特定滅失建物の」とあるのは「当該特定建物等（同項に規定する当該特定建物等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の」と、同項ただし書中「同項第一号」とあるのは「同条第一項第一号及び第二号」と、「特定滅失建物に」とあるのは「特定建物の区分所有者又は当該特定滅失建物に」と、同項ただし書及び同条第五項中「当該特定滅失建物以外」とあるのは「当該特定建物等以外」と、同条第四項中「第一項の団地建物所有者等集会」とあるのは「第八十三条第一項の団地建物所有者等集会」と、同条第五項中「再建が」とあるのは「建替え及び再建が」と、「特定滅失建物の」とあるのは「特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の」と読み替えるものとする。

（団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議）

第八十四条　第七十条第一項本文に規定する場合において、団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、第六十二条第一項及び第七十五条第一項の規定にかかわらず、団地内建物の敷地等（団地内建物が所在し、又は所在していた土地及び第五条第一項の規定により団地内建物の敷地とされ、又は団地内建物が滅失した当時において団地内建物の敷地とされていた土地をいう。以下この項及び次項において同じ。）又はこれに関する権利の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において、当該団地内建物の団地建物所有者等（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物につき一括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団地内建物の敷地等若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地等の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）に新たに建物を建築する旨の決議（以下この条において「一括建替え等決議」という。）をすることができる。ただし、当該団地建物所有者等集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者がその一括建替え等決議に反対したときは、この限りでない。

一　当該建物が滅失した建物である場合　第七十三条において準用する第三十八条に規定する議決権の三分の一を超える議決権を有する者

二　前号に掲げる場合以外の場合　区分所有者（議決権を有しないものを除く。）の三分の一を超える者又は第三十八条に規定する議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者

2　前項の団地建物所有者等集会における同項本文の各団地建物所有者等の議決権は、第七十九条において準用する第三十八条の規定にかかわらず、第七十九条において準用する第三十八条の規約に別段の定めがある場合であつても、当該団地内建物の敷地等（これに関する権利を含む。）の持分の価格の割合によるものとする。

3　一括建替え等決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　再建団地内敷地の一体的な利用についての計画の概要

二　新たに建築する建物（以下この項において「再建団地内建物」という。）の設計の概要

三　団地内建物の全部の取壊し及び再建団地内建物の建築に要する費用の概算額

四　前号に規定する費用の分担に関する事項

五　再建団地内建物の区分所有権の帰属に関する事項

4　第六十二条第五項から第十項まで及び第六十三条から第六十四条の四までの規定は、一括建替え等決議について準用する。この場合において、これらの規定（第六十二条第五項を除く。）中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、第六十二条第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第八十四条第三項第四号及び第五号」と、「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等（第七十八条に規定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。）」と、同条第六項中「集会を」とあるのは「団地建物所有者等集会（第八十条第一項に規定する団地建物所有者等集会をいう。以下この条及び次条において同じ。）を」と、同項及び同条第七項中「第三十五条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三十五条第一項」と、同条第六項中「集会の」とあるのは「団地建物所有者等集会の」と、同条第七項第一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」と、同条第八項及び第十項並びに第六十三条第一項及び第二項中「集会」とあるのは「団地建物所有者等集会」と、第六十二条第九項中「第三十五条及び第三十六条」とあるのは「第七十九条において準用する第三十五条第一項から第三項まで及び第三十六条並びに第八十条」と、第六十三条第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「建替え又は再建に」と、第六十三条第五項中「建替えに参加する」とあるのは「建替え若しくは再建に参加する」と、「敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地利用権（滅失した建物にあつては、敷地共有持分等（第七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を買い受ける」と、「同項」とあるのは「第三項」と、「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又は再建に参加しない」と、「敷地利用権を時価」とあるのは「敷地利用権（滅失した建物にあつては、敷地共有持分等）を時価」と、同条第七項及び第八項中「建物の取壊し又は再建の工事」とあるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、同条第七項及び第六十四条中「敷地利用権」とあるのは「敷地利用権（滅失した建物にあつては、敷地共有持分等）」と、同条中「建替えを」とあるのは「建替え又は再建を」と、第六十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「建替え若しくは再建に」と読み替えるものとする。

（団地内の全部の建物が滅失した場合における一括敷地売却決議）

第八十五条　第七十条第一項本文に規定する場合において、団地内の全部の建物が滅失したときは、第七十六条第一項の規定にかかわらず、団地内建物の敷地等（団地内建物が所在していた土地及び団地内建物が滅失した当時において第五条第一項の規定により団地内建物の敷地とされていた土地をいう。以下この項及び次項において同じ。）又はこれに関する権利の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において、当該団地内建物の団地建物所有者等（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物の敷地等又はこれに関する権利につき一括して、その全部を売却する旨の決議（以下この条において「一括敷地売却決議」という。）をすることができる。ただし、当該団地建物所有者等集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、第七十三条において準用する第三十八条に規定する議決権の三分の一を超える議決権を有する者がその一括敷地売却決議に反対した場合は、この限りでない。

2　前項の団地建物所有者等集会における同項本文の各団地建物所有者等の議決権は、第七十九条において準用する第三十八条の規定にかかわらず、第七十九条において準用する第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であつても、当該団地内建物の敷地等（これに関する権利を含む。）の持分の価格の割合によるものとする。

3　一括敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

一　売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

二　売却による代金の見込額

4　第六十二条第六項、第七項（各号列記以外の部分に限る。）及び第八項から第十項まで、第六十三条（第五項後段及び第六項を除く。）並びに第六十四条の規定は、一括敷地売却決議について準用する。この場合において、これらの規定（第六十二条第八項を除く。）中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、第六十二条第六項中「集会を」とあるのは「団地建物所有者等集会(第八十条第一項に規定する団地建物所有者等集会をいう。以下この条及び次条において同じ。)を」と、同項及び同条第七項中「第三十五条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三十五条第一項」と、同条第六項中「集会の」とあるのは「団地建物所有者等集会の」と、同条第七項中「次の事項」とあるのは「売却を必要とする理由」と、同条第八項及び第十項並びに第六十三条第一項及び第二項中「集会」とあるのは「団地建物所有者等集会」と、第六十二条第八項中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等（第七十八条に規定する団地建物所有者等をいう。次条及び第六十四条において同じ。）」と、同条第九項中「第三十五条及び第三十六条」とあるのは「第七十九条において準用する第三十五条第一項から第三項まで及び第三十六条並びに第八十条」と、第六十三条第一項、第二項、第四項及び第五項前段並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、同項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等（第七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。）を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、第六十三条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「売買契約による敷地共有持分等に係る土地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下この項及び次項において「土地等の権利の移転」という。）がない」と、同項及び第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「土地等の権利の移転がなかつた」と、第六十三条第八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「土地等の権利の移転」と、「その着手をしない」とあるのは「土地等の権利の移転がない」と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「売却を」と読み替えるものとする。

第四章　所在等不明区分所有者等の除外等に関する裁判手続

（所在等不明区分所有者等の除外に関する裁判）

第八十六条　次の各号に掲げる裁判に係る事件は、それぞれ当該各号に定める物の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一　第三十八条の二第一項の規定による裁判　当該裁判に係る建物

二　第六十六条及び第七十九条において準用する第三十八条の二第一項の規定による裁判　当該裁判に係る土地又は附属施設

三　第七十三条において準用する第三十八条の二第一項の規定による裁判　当該裁判に係る建物の敷地又は附属施設

2　前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一　前項各号に定める物について同項の裁判の申立てがあつたこと。

二　裁判所が前項の裁判をすることについて異議があるときは、次に掲げる者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

イ　第三十八条の二第一項に規定する所在等不明区分所有者

ロ　第六十六条又は第七十九条において読み替えて準用する第三十八条の二第一項に規定する所在等不明団地建物所有者又は所在等不明団地建物所有者等

ハ　第七十三条において読み替えて準用する第三十八条の二第一項に規定する所在等不明敷地共有者等

三　前号の届出がないときは、前項の裁判がされること。

3　第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

4　第一項の裁判は、第二項第二号イからハまでに掲げる者に告知することを要しない。

5　裁判所は、第一項各号に定める物の所有者（その共有持分を有する者を含む。）及びその所在が判明したときは、利害関係人の申立てにより、同項の裁判を取り消さなければならない。

6　第一項の裁判及び前項の規定による取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

（所有者不明専有部分管理命令）

第八十七条　第一章第六節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る専有部分の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後でなければ、所有者不明専有部分管理命令をすることができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一　所有者不明専有部分管理命令の申立てがその対象となるべき専有部分又は共有持分についてあつたこと。

二　所有者不明専有部分管理命令をすることについて異議があるときは、所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三　前号の届出がないときは、所有者不明専有部分管理命令がされること。

3　第四十六条の三第二項又は第四十六条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。

4　裁判所は、第四十六条の六第一項の規定による解任の裁判又は第四十六条の七第一項の規定による費用若しくは報酬の額を定める裁判をする場合には、所有者不明専有部分管理人の陳述を聴かなければならない。

5　次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。

一　所有者不明専有部分管理命令の申立てを却下する裁判

二　第四十六条の三第二項又は第四十六条の六第二項の許可の申立てを却下する裁判

三　第四十六条の六第一項の規定による解任の申立てについての裁判

6　所有者不明専有部分管理命令があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分について、所有者不明専有部分管理命令の登記を嘱託しなければならない。

7　所有者不明専有部分管理命令を取り消す裁判があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明専有部分管理命令の登記の抹消を嘱託しなければならない。

8　所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分並びに所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分）の所在地の供託所に供託することができる。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

9　裁判所は、所有者不明専有部分管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

10　裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなつたときは、所有者不明専有部分管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、所有者不明専有部分管理命令を取り消さなければならない。

11　所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分を有する者を含む。以下この条において同じ。）が所有者不明専有部分等の所有権（その共有持分を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明専有部分管理命令を取り消さなければならない。この場合において、所有者不明専有部分管理命令が取り消されたときは、所有者不明専有部分管理人は、当該所有者に対し、その事務の経過及び結果を報告し、当該所有者に帰属することが証明された財産を引き渡さなければならない。

12　所有者不明専有部分管理命令及びその変更の裁判は、所有者不明専有部分等の所有者に告知することを要しない。

13　所有者不明専有部分管理命令の取消しの裁判は、事件の記録上所有者不明専有部分等の所有者及びその所在が判明している場合に限り、その所有者に告知すれば足りる。

14　次の各号に掲げる裁判に対しては、それぞれ当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一　所有者不明専有部分管理命令　利害関係人

二　第四十六条の六第一項の規定による解任の裁判　利害関係人

三　第四十六条の七第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判　所有者不明専有部分管理人

四　第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判　利害関係人

15　次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一　第四十六条の二第四項の規定による所有者不明専有部分管理人の選任の裁判

二　第四十六条の三第二項又は第四十六条の六第二項の許可の裁判

（管理不全専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令）

第八十八条　第一章第七節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る専有部分又は共用部分の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　第四十六条の九第三項又は第四十六条の十一第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。

3　裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、それぞれ当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、第一号に掲げる裁判をする場合において、その陳述を聴く手続を経ることにより当該裁判の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

一　管理不全専有部分管理命令　管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の区分所有者

二　第四十六条の九第三項の許可の裁判　管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者

三　第四十六条の十一第一項の規定による解任の裁判　管理不全専有部分管理人

四　第四十六条の十二第一項の規定による費用の額を定める裁判　管理不全専有部分管理人

五　第四十六条の十二第一項の規定による報酬の額を定める裁判　管理不全専有部分管理人及び管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者

4　次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。

一　管理不全専有部分管理命令の申立てについての裁判

二　第四十六条の九第三項の許可の申立てについての裁判

三　第四十六条の十一第一項の規定による解任の申立てについての裁判

四　第四十六条の十一第二項の許可の申立てを却下する裁判

5　管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分並びに管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その専有部分の区分所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、当該金銭を管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の所在地の供託所に供託することができる。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

6　裁判所は、管理不全専有部分管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

7　裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなつたときは、管理不全専有部分管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理不全専有部分管理命令を取り消さなければならない。

8　次の各号に掲げる裁判に対しては、それぞれ当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一　管理不全専有部分管理命令　利害関係人

二　第四十六条の九第三項の許可の裁判　管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者

三　第四十六条の十一第一項の規定による解任の裁判　利害関係人

四　第四十六条の十二第一項の規定による費用の額を定める裁判　管理不全専有部分管理人

五　第四十六条の十二第一項の規定による報酬の額を定める裁判　管理不全専有部分管理人及び管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者

六　前二項の規定による変更又は取消しの裁判　利害関係人

9　次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一　第四十六条の八第三項の規定による管理不全専有部分管理人の選任の裁判

二　第四十六条の十一第二項の許可の裁判

10　第二項から前項までの規定は、管理不全共用部分管理命令及び管理不全共用部分管理人について準用する。この場合において、第二項、第三項第二号、第四項第二号及び第八項第二号中「第四十六条の九第三項」とあるのは「第四十六条の十四において準用する第四十六条の九第三項」と、第三項第一号、第二号及び第五号、第五項並びに第八項第二号及び第五号中「専有部分の」とあるのは「共用部分の」と、「区分所有者」とあるのは「所有者」と、第三項第三号、第四項第三号及び第八項第三号中「第四十六条の十一第一項」とあるのは「第四十六条の十四において準用する第四十六条の十一第一項」と、第三項第四号及び第五号並びに第八項第四号及び第五号中「第四十六条の十二第一項」とあるのは「第四十六条の十四において準用する第四十六条の十二第一項」と、第四項第四号及び前項第二号中「第四十六条の十一第二項」とあるのは「第四十六条の十四において準用する第四十六条の十一第二項」と、第五項中「専有部分並びに」とあるのは「共用部分及び」と、「動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権」とあるのは「動産」と、前項第一号中「第四十六条の八第三項」とあるのは「第四十六条の十三第三項」と読み替えるものとする。

（非訟事件手続法の適用除外）

第八十九条　第三十八条の二第一項（第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条の規定は、適用しない。

２　第一章第六節及び第七節の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第九十条　この章に定めるもののほか、第三十八条の二第一項（第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る事件並びに第一章第六節及び第七節の規定による非訟事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正）

第二条　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「の全部」を削り、「―第六条」を「・第三条」に、「の一部が滅失した」を「が大規模一部滅失をした」に、「第七条―第十二条」を「第四条・第五条」に、「第四章　団地内の建物が滅失した場合における措置（第十三条―第十八条）」を「第四章　団地内の建物が大規模一部滅失をした場合等における措置（第六条―第八条）」に改める。

第一条中「、その全部が滅失した」を「滅失し、又は大規模一部滅失（建物の価格の過半に相当する部分の滅失をいう。以下同じ。）をした」に改め、「再建」の下に「又は建替え等」を加え、「、その一部が滅失した区分所有建物及びその敷地の売却並びに当該区分所有建物の取壊し等」を削る。

第二章の章名中「の全部」を削る。

第二条　大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第三項に規定する専有部分が属する一棟の建物（以下「区分所有建物」という。）が滅失した場合（大規模一部滅失をした場合において区分所有法第六十四条の八第一項の決議（第九条第一項及び第十一条において「取壊し決議」という。）又は区分所有者（区分所有法第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）全員の同意に基づき取り壊されたときを含む。第十条において同じ。）には、当該政令の施行の日から起算して六年を超えない範囲内において当該政令で定める期間に限り、区分所有法第七十五条から第七十七条までの規定の適用については、区分所有法第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「五分の四」とあるのは「三分の二」と、区分所有法第七十七条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）中「五分の一」とあるのは「三分の一」とする。

（敷地共有者等集会等に関する特例）

第三条　前条に規定する場合には、同条の政令で定める期間に限り、区分所有法第七十二条及び第七十七条の規定の適用については、これらの規定中「五年を経過する日まで」とあるのは、「五年を経過する日又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める期間の末日のいずれか遅い日まで」とする。

第四条から第六条までを削る。

第三章の章名中「の一部が滅失した」を「が大規模一部滅失をした」に改める。

第七条を削る。

第八条の見出し中「の一部が滅失した」を「が大規模一部滅失をした」に改め、同条第一項中「前条に規定する」を「第二条の政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした」に、「第二条の政令の施行の日から起算して一年以内」を「当該政令で定める期間内」に、「区分所有者集会」を「区分所有法第三十四条の規定による集会（第三項及び第四項において「区分所有者集会」という。）」に改め、同条第五項を削り、第三章中同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分所有建物が大規模一部滅失をした場合における復旧等に関する特例）

第五条　第二条の政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第六十一条第十四項の規定の適用については、同項中「建物の一部が滅失した日から六月以内に」とあるのは、「その滅失に係る災害を定める被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める期間内に」とする。

２　前項に規定する場合には、第二条の政令で定める期間に限り、区分所有法第六十二条、第六十三条及び第六十四条の五から第六十四条の八までの規定の適用については、区分所有法第六十二条第一項、第六十四条の五第一項、第六十四条の六第一項、第六十四条の七第一項及び第六十四条の八第一項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とし、区分所有法第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条第六項（これらの規定を区分所有法第六十四条の五第三項、第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第九条から第十二条までを削る。

第四章及び第五章を次のように改める。

第四章　団地内の建物が大規模一部滅失をした場合における措置

（団地内の建物が大規模一部滅失をした場合における団地建物所有者集会の招集の通知に関する特例）

第六条　一団地内にある数棟の建物の全部又は一部が区分所有建物であり、かつ、第二条の政令で定める災害によりその団地内の全部又は一部の建物が大規模一部滅失をした場合において、当該政令で定める期間内の日を会日とする区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十四条の規定による集会（第三項及び第四項において「団地建物所有者集会」という。）を招集するときは、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知については、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

２　前項の通知は、団地建物所有者（区分所有法第六十五条に規定する団地建物所有者をいう。次項及び第四項において同じ。）が第二条の政令で定める災害が発生した時以後に管理者に対して通知を受けるべき場所を通知したときは、その場所に宛ててすれば足りる。この場合には、前項の通知は、通常それが到達すべき時に到達したものとみなす。

３　団地建物所有者集会を招集する者が団地建物所有者（前項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものを除く。）の所在を知ることができないときは、第一項の通知は、当該団地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

４　前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、団地建物所有者集会を招集する者が当該団地建物所有者の所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

（団地内の建物が大規模一部滅失をした場合における建替え承認に関する特例）

第七条　第二条の政令で定める災害により団地内の特定建物（区分所有法第六十九条第一項に規定する特定建物をいう。）が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第六十九条の規定の適用については、同条第七項中「五分の四（当該特定建物が同条第二項

各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三）」とあるのは「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては四分の三、当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二）」と、同条第八項中「第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合」とあるのは「第六十二条第二項各号のいずれかに該当し、又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合」とする。

（団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合における一括建替え等に関する特例）

第八条　第二条の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第七十条及び第七十一条の規定の適用については、区分所有法第七十条第一項及び第七十一条第一項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とし、区分所有法第七十条第二項及び第七十一条第二項の規定は、適用しない。

第五章　団地内の建物が滅失した場合等における措置

（団地内の建物が滅失した場合における再建承認等に関する特例）

第九条　団地内の特定滅失建物（区分所有法第八十一条第一項に規定する特定滅失建物をいう。第三項において同じ。）が第二条の政令で定める災害により滅失したもの（区分所有建物にあつては大規模一部滅失をした場合において取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含み、区分所有建物以外の建物にあつては大規模一部滅失をした場合において所有者により取り壊されたものを含む。同項において同じ。）である場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十一条の規定の適用については、同条第一項中「四分の三」とあるのは「四分の三（当該特定滅失建物（第六項の場合にあつては、当該二以上の全ての特定滅失建物）が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害により滅失したもの（専有部分のある建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において第六十四条の八第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含み、専有部分のある建物以外の建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において所有者により取り壊されたものを含む。）である場合にあつては、三分の二）」と、同条第七項中「五分の四」とあるのは「五分の四（当該特定滅失建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害により滅失したもの（その価格の過半に相当する部分が滅失した場合において第六十四条の八第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含む。）である場合にあつては、三分の二）」と、「同項」とあるのは「前項」とする。

2　第二条の政令で定める災害により団地内の特定建物（区分所有法第八十二条第一項に規定する特定建物をいう。次項において同じ。）が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十二条の規定の適用については、同条第二項中「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三）」とあるのは「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては四分の三、当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二）」と、同条第三項中「第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合」とあるのは「第六十二条第二項各号のいずれかに該当し、又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合」とする。

3　団地内の特定滅失建物が第二条の政令で定める災害により滅失したものであり、かつ、その災害によりその団地内の特定建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十三条の規定の適用については、同条第一項中「四分の三」とあるのは「四分の三（当該特定滅失建物（当該特定滅失建物が二以上ある場合にあつては、当該二以上の全ての特定滅失建物）が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害により滅失したもの（専有部分のある建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において所有者により取り壊されたものを含み、専有部分のある建物以外の建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において所有者により取り壊されたものを含む。）であり、かつ、当該特定建物（当該特定建物が二以上ある場合にあつては、当該二以上の全ての特定建物）がその災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては、三分の二）」と、同条第二項第一号中「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三）」とあるのは「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては四分の三、当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二）」と、同項第二号中「五分の四」とあるのは「五分の四（当該特定滅失建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害により滅失したもの（その価格の過半に相当する部分が滅失した場合において第六十四条の八第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含む。）である場合にあつては、三分の二）」とする。

（団地内の全部の区分所有建物が滅失した場合等における一括建替え等に関する特例）

第十条　第二条の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失し、又は大規模一部滅失をした場合（その災害によりその団地内の一以上の区分所有建物が滅失した場合に限る。）には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とする。

2　第二条の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十五条の規定の適用については、同条第一項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とする。

（団地建物所有者等集会等に関する特例）

第十一条　第二条の政令で定める災害により団地内の全部又は一部の建物が滅失した場合（区分所有建物にあっては大規模一部滅失をした場合において取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときを含み、区分所有建物以外の建物にあっては大規模一部滅失をした場合において所有者により取り壊されたときを含む。）には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第七十八条の規定の適用については、同条中「五年を経過する日まで」とあるのは、「五年を経過する日又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める期間の末日のいずれか遅い日まで」とする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第三条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律

目次中「第四条」を「第四条の二」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第十五条」を「第十五条の四」に、「施行マンション等」を「再生前マンション等」に、「第百一条」を「第百三条」に、

「第三章　除却する必要の認定等（第一節　除却の必要の認定（第二節　マンション買受人（第三節　区分所有者の敷地分割決議（第四節　敷地分割決議）　第四節　マンション敷地売却決議）　第五節　マンション敷地売却決議）　第四章　マンション再生組合（第一節　マンション再生組合）　第二節　マンション再生事業）　第三節　マンション再生事業）　第四節　マンション再生事業）　第五節　マンション再生事業）　第六節　マンション再生事業）　第七節　マンション再生事業）　第八節　マンション再生事業）　第九節　マンション再生事業）　第十節　マンション再生事業）　第十一節　マンション再生事業）　第十二節　マンション再生事業）　第十三節　マンション再生事業）　第十四節　マンション再生事業）　第十五節　マンション再生事業）　第十六節　マンション再生事業）　第十七節　マンション再生事業）　第十八節　マンション再生事業）　第十九節　マンション再生事業）　第二十節　マンション再生事業）　第二十一節　マンション再生事業）　第二十二節　マンション再生事業）　第二十三節　マンション再生事業）　第二十四節　マンション再生事業）　第二十五節　マンション再生事業）　第二十六節　マンション再生事業）　第二十七節　マンション再生事業）　第二十八節　マンション再生事業）　第二十九節　マンション再生事業）　第三十節　マンション再生事業）　第三十一節　マンション再生事業）　第三十二節　マンション再生事業）　第三十三節　マンション再生事業）　第三十四節　マンション再生事業）　第三十五節　マンション再生事業）　第三十六節　マンション再生事業）　第三十七節　マンション再生事業）　第三十八節　マンション再生事業）　第三十九節　マンション再生事業）　第四十節　マンション再生事業）　第四十一節　マンション再生事業）　第四十二節　マンション再生事業）　第四十三節　マンション再生事業）　第四十四節　マンション再生事業）　第四十五節　マンション再生事業）　第四十六節　マンション再生事業）　第四十七節　マンション再生事業）　第四十八節　マンション再生事業）　第四十九節　マンション再生事業）　第五十節　マンション再生事業）　第五十一節　マンション再生事業）　第五十二節　マンション再生事業）　第五十三節　マンション再生事業）　第五十四節　マンション再生事業）　第五十五節　マンション再生事業）　第五十六節　マンション再生事業）　第五十七節　マンション再生事業）　第五十八節　マンション再生事業）　第五十九節　マンション再生事業）　第六十節　マンション再生事業）　第六十一節　マンション再生事業）　第六十二節　マンション再生事業）　第六十三節　マンション再生事業）　第六十四節　マンション再生事業）　第六十五節　マンション再生事業）　第六十六節　マンション再生事業）　第六十七節　マンション再生事業）　第六十八節　マンション再生事業）　第六十九節　マンション再生事業）　第七十節　マンション再生事業）　第七十一節　マンション再生事業）　第七十二節　マンション再生事業）　第七十三節　マンション再生事業）　第七十四節　マンション再生事業）　第七十五節　マンション再生事業）　第七十六節　マンション再生事業）　第七十七節　マンション再生事業）　第七十八節　マンション再生事業）　第七十九節　マンション再生事業）　第八十節　マンション再生事業）　第八十一節　マンション再生事業）　第八十二節　マンション再生事業）　第八十三節　マンション再生事業）　第八十四節　マンション再生事業）　第八十五節　マンション再生事業）　第八十六節　マンション再生事業）　第八十七節　マンション再生事業）　第八十八節　マンション再生事業）　第八十九節　マンション再生事業）　第九十節　マンション再生事業）　第九十一節　マンション再生事業）　第九十二節　マンション再生事業）　第九十三節　マンション再生事業）　第九十四節　マンション再生事業）　第九十五節　マンション再生事業）　第九十六節　マンション再生事業）　第九十七節　マンション再生事業）　第九十八節　マンション再生事業）　第九十九節　マンション再生事業）　第百節　マンション再生事業）　第百一節　マンション再生事業）　第百二節　マンション再生事業）　第百三節　マンション再生事業）　第百四節　マンション再生事業）　第百五節　マンション再生事業）　第百六節　マンション再生事業）　第百七節　マンション再生事業）　第百八節　マンション再生事業）　第百九節　マンション再生事業）　第百十節　マンション再生事業）　第百十一節　マンション再生事業）　第百十二節　マンション再生事業）　第百十三節　マンション再生事業）　第百十四節　マンション再生事業）　第百十五節　マンション再生事業）　第百十六節　マンション再生事業）　第百十七節　マンション再生事業）　第百十八節　マンション再生事業）　第百十九節　マンション再生事業）　第百二十節　マンション再生事業）　第百二十一節　マンション再生事業）　第百二十二節　マンション再生事業）　第百二十三節　マンション再生事業）　第百二十四節　マンション再生事業）　第百二十五節　マンション再生事業）　第百二十六節　マンション再生事業）　第百二十七節　マンション再生事業）　第百二十八節　マンション再生事業）　第百二十九節　マンション再生事業）　第百三十節　マンション再生事業）　第百三十一節　マンション再生事業）　第百三十二節　マンション再生事業）　第百三十三節　マンション再生事業）　第百三十四節　マンション再生事業）　第百三十五節　マンション再生事業）　第百三十六節　マンション再生事業）　第百三十七節　マンション再生事業）　第百三十八節　マンション再生事業）　第百三十九節　マンション再生事業）　第百四十節　マンション再生事業）　第百四十一節　マンション再生事業）　第百四十二節　マンション再生事業）　第百四十三節　マンション再生事業）　第百四十四節　マンション再生事業）　第百四十五節　マンション再生事業）　第百四十六節　マンション再生事業）　第百四十七節　マンション再生事業）　第百四十八節　マンション再生事業）　第百四十九節　マンション再生事業）　第百五十節　マンション再生事業）　第百五十一節　マンション再生事業）　第百五十二節　マンション再生事業）　第百五十三節　マンション再生事業）　第百五十四節　マンション再生事業）　第百五十五節　マンション再生事業）　第百五十六節　マンション再生事業）　第百五十七節　マンション再生事業）　第百五十八節　マンション再生事業）　第百五十九節　マンション再生事業）　第百六十節　マンション再生事業）　第百六十一節　マンション再生事業）　第百六十二節　マンション再生事業）　第百六十三節　マンション再生事業）　第百六十四節　マンション再生事業）　第百六十五節　マンション再生事業）　第百六十六節　マンション再生事業）　第百六十七節　マンション再生事業）　第百六十八節　マンション再生事業）　第百六十九節　マンション再生事業）　第百七十節　マンション再生事業）　第百七十一節　マンション再生事業）　第百七十二節　マンション再生事業）　第百七十三節　マンション再生事業）　第百七十四節　マンション再生事業）　第百七十五節　マンション再生事業）　第百七十六節　マンション再生事業）　第百七十七節　マンション再生事業）　第百七十八節　マンション再生事業）　第百七十九節　マンション再生事業）　第百八十節　マンション再生事業）　第百八十一節　マンション再生事業）　第百八十二節　マンション再生事業）　第百八十三節　マンション再生事業）　第百八十四節　マンション再生事業）　第百八十五節　マンション再生事業）　第百八十六節　マンション再生事業）　第百八十七節　マンション再生事業）　第百八十八節　マンション再生事業）　第百八十九節　マンション再生事業）　第百九十節　マンション再生事業）　第百九十一節　マンション再生事業）　第百九十二節　マンション再生事業）　第百九十三節　マンション再生事業）　第百九十四節　マンション再生事業）　第百九十五節　マンション再生事業）　第百九十六節　マンション再生事業）　第百九十七節　マンション再生事業）　第百九十八節　マンション再生事業）　第百九十九節　マンション再生事業）　第二百節　マンション再生事業）　第二百一節　マンション再生事業）　第二百二節　マンション再生事業）　第二百三節　マンション再生事業）　第二百四節　マンション再生事業）　第二百五節　マンション再生事業）　第二百六節　マンション再生事業）　第二百七節　マンション再生事業）　第二百八節　マンション再生事業）　第二百九節　マンション再生事業）　第二百十節　マンション再生事業）　第二百十一節　マンション再生事業）　第二百十二節　マンション再生事業）　第二百十三節　マンション再生事業）　第二百十四節　マンション再生事業）　第二百十五節　マンション再生事業）　第二百十六節　マンション再生事業）　第二百十七節　マンション再生事業）　第二百十八節　マンション再生事業）　第二百十九節　マンション再生事業）　第二百二十節　マンション再生事業）　第二百二十一節　マンション再生事業）　第二百二十二節　マンション再生事業）　第二百二十三節　マンション再生事業）　第二百二十四節　マンション再生事業）　第二百二十五節　マンション再生事業）　第二百二十六節　マンション再生事業）　第二百二十七節　マンション再生事業）　第二百二十八節　マンション再生事業）　第二百二十九節　マンション再生事業）　第二百三十節　マンション再生事業）　第二百三十一節　マンション再生事業）　第二百三十二節　マンション再生事業）　第二百三十三節　マンション再生事業）　第二百三十四節　マンション再生事業）　第二百三十五節　マンション再生事業）　第二百三十六節　マンション再生事業）　第二百三十七節　マンション再生事業）　第二百三十八節　マンション再生事業）　第二百三十九節　マンション再生事業）　第二百四十節　マンション再生事業）　第二百四十一節　マンション再生事業）　第二百四十二節　マンション再生事業）　第二百四十三節　マンション再生事業）　第二百四十四節　マンション再生事業）　第二百四十五節　マンション再生事業）　第二百四十六節　マンション再生事業）　第二百四十七節　マンション再生事業）　第二百四十八節　マンション再生事業）　第二百四十九節　マンション再生事業）　第二百五十節　マンション再生事業）　第二百五十一節　マンション再生事業）　第二百五十二節　マンション再生事業）　第二百五十三節　マンション再生事業）　第二百五十四節　マンション再生事業）　第二百五十五節　マンション再生事業）　第二百五十六節　マンション再生事業）　第二百五十七節　マンション再生事業）　第二百五十八節　マンション再生事業）　第二百五十九節　マンション再生事業）　第二百六十節　マンション再生事業）　第二百六十一節　マンション再生事業）　第二百六十二節　マンション再生事業）　第二百六十三節　マンション再生事業）　第二百六十四節　マンション再生事業）　第二百六十五節　マンション再生事業）　第二百六十六節　マンション再生事業）　第二百六十七節　マンション再生事業）　第二百六十八節　マンション再生事業）　第二百六十九節　マンション再生事業）　第二百七十節　マンション再生事業）　第二百七十一節　マンション再生事業）　第二百七十二節　マンション再生事業）　第二百七十三節　マンション再生事業）　第二百七十四節　マンション再生事業）　第二百七十五節　マンション再生事業）　第二百七十六節　マンション再生事業）　第二百七十七節　マンション再生事業）　第二百七十八節　マンション再生事業）　第二百七十九節　マンション再生事業）　第二百八十節　マンション再生事業）　第二百八十一節　マンション再生事業）　第二百八十二節　マンション再生事業）　第二百八十三節　マンション再生事業）　第二百八十四節　マンション再生事業）　第二百八十五節　マンション再生事業）　第二百八十六節　マンション再生事業）　第二百八十七節　マンション再生事業）　第二百八十八節　マンション再生事業）　第二百八十九節　マンション再生事業）　第二百九十節　マンション再生事業）　第二百九十一節　マンション再生事業）　第二百九十二節　マンション再生事業）　第二百九十三節　マンション再生事業）　第二百九十四節　マンション再生事業）　第二百九十五節　マンション再生事業）　第二百九十六節　マンション再生事業）　第二百九十七節　マンション再生事業）　第二百九十八節　マンション再生事業）　第二百九十九節　マンション再生事業）　第三百節　マンション再生事業）　第三百一節　マンション再生事業）　第三百二節　マンション再生事業）　第三百三節　マンション再生事業）　第三百四節　マンション再生事業）　第三百五節　マンション再生事業）　第三百六節　マンション再生事業）　第三百七節　マンション再生事業）　第三百八節　マンション再生事業）　第三百九節　マンション再生事業）　第三百十節　マンション再生事業）　第三百十一節　マンション再生事業）　第三百十二節　マンション再生事業）　第三百十三節　マンション再生事業）　第三百十四節　マンション再生事業）　第三百十五節　マンション再生事業）　第三百十六節　マンション再生事業）　第三百十七節　マンション再生事業）　第三百十八節　マンション再生事業）　第三百十九節　マンション再生事業）　第三百二十節　マンション再生事業）　第三百二十一節　マンション再生事業）　第三百二十二節　マンション再生事業）　第三百二十三節　マンション再生事業）　第三百二十四節　マンション再生事業）　第三百二十五節　マンション再生事業）　第三百二十六節　マンション再生事業）　第三百二十七節　マンション再生事業）　第三百二十八節　マンション再生事業）　第三百二十九節　マンション再生事業）　第三百三十節　マンション再生事業）　第三百三十一節　マンション再生事業）　第三百三十二節　マンション再生事業）　第三百三十三節　マンション再生事業）　第三百三十四節　マンション再生事業）　第三百三十五節　マンション再生事業）　第三百三十六節　マンション再生事業）　第三百三十七節　マンション再生事業）　第三百三十八節　マンション再生事業）　第三百三十九節　マンション再生事業）　第三百四十節　マンション再生事業）　第三百四十一節　マンション再生事業）　第三百四十二節　マンション再生事業）　第三百四十三節　マンション再生事業）　第三百四十四節　マンション再生事業）　第三百四十五節　マンション再生事業）　第三百四十六節　マンション再生事業）　第三百四十七節　マンション再生事業）　第三百四十八節　マンション再生事業）　第三百四十九節　マンション再生事業）　第三百五十節　マンション再生事業）　第三百五十一節　マンション再生事業）　第三百五十二節　マンション再生事業）　第三百五十三節　マンション再生事業）　第三百五十四節　マンション再生事業）　第三百五十五節　マンション再生事業）　第三百五十六節　マンション再生事業）　第三百五十七節　マンション再生事業）　第三百五十八節　マンション再生事業）　第三百五十九節　マンション再生事業）　第三百六十節　マンション再生事業）　第三百六十一節　マンション再生事業）　第三百六十二節　マンション再生事業）　第三百六十三節　マンション再生事業）　第三百六十四節　マンション再生事業）　第三百六十五節　マンション再生事業）　第三百六十六節　マンション再生事業）　第三百六十七節　マンション再生事業）　第三百六十八節　マンション再生事業）　第三百六十九節　マンション再生事業）　第三百七十節　マンション再生事業）　第三百七十一節　マンション再生事業）　第三百七十二節　マンション再生事業）　第三百七十三節　マンション再生事業）　第三百七十四節　マンション再生事業）　第三百七十五節　マンション再生事業）　第三百七十六節　マンション再生事業）　第三百七十七節　マンション再生事業）　第三百七十八節　マンション再生事業）　第三百七十九節　マンション再生事業）　第三百八十節　マンション再生事業）　第三百八十一節　マンション再生事業）　第三百八十二節　マンション再生事業）　第三百八十三節　マンション再生事業）　第三百八十四節　マンション再生事業）　第三百八十五節　マンション再生事業）　第三百八十六節　マンション再生事業）　第三百八十七節　マンション再生事業）　第三百八十八節　マンション再生事業）　第三百八十九節　マンション再生事業）　第三百九十節　マンション再生事業）　第三百九十一節　マンション再生事業）　第三百九十二節　マンション再生事業）　第三百九十三節　マンション再生事業）　第三百九十四節　マンション再生事業）　第三百九十五節　マンション再生事業）　第三百九十六節　マンション再生事業）　第三百九十七節　マンション再生事業）　第三百九十八節　マンション再生事業）　第三百九十九節　マンション再生事業）　第四百節　マンション再生事業）　第四百一節　マンション再生事業）　第四百二節　マンション再生事業）　第四百三節　マンション再生事業）　第四百四節　マンション再生事業）　第四百五節　マンション再生事業）　第四百六節　マンション再生事業）　第四百七節　マンション再生事業）　第四百八節　マンション再生事業）　第四百九節　マンション再生事業）　第四百十節　マンション再生事業）　第四百十一節　マンション再生事業）　第四百十二節　マンション再生事業）　第四百十三節　マンション再生事業）　第四百十四節　マンション再生事業）　第四百十五節　マンション再生事業）　第四百十六節　マンション再生事業）　第四百十七節　マンション再生事業）　第四百十八節　マンション再生事業）　第四百十九節　マンション再生事業）　第四百二十節　マンション再生事業）　第四百二十一節　マンション再生事業）　第四百二十二節　マンション再生事業）　第四百二十三節　マンション再生事業）　第四百二十四節　マンション再生事業）　第四百二十五節　マンション再生事業）　第四百二十六節　マンション再生事業）　第四百二十七節　マンション再生事業）　第四百二十八節　マンション再生事業）　第四百二十九節　マンション再生事業）　第四百三十節　マンション再生事業）　第四百三十一節　マンション再生事業）　第四百三十二節　マンション再生事業）　第四百三十三節　マンション再生事業）　第四百三十四節　マンション再生事業）　第四百三十五節　マンション再生事業）　第四百三十六節　マンション再生事業）　第四百三十七節　マンション再生事業）　第四百三十八節　マンション再生事業）　第四百三十九節　マンション再生事業）　第四百四十節　マンション再生事業）　第四百四十一節　マンション再生事業）　第四百四十二節　マンション再生事業）　第四百四十三節　マンション再生事業）　第四百四十四節　マンション再生事業）　第四百四十五節　マンション再生事業）　第四百四十六節　マンション再生事業）　第四百四十七節　マンション再生事業）　第四百四十八節　マンション再生事業）　第四百四十九節　マンション再生事業）　第四百五十節　マンション再生事業）　第四百五十一節　マンション再生事業）　第四百五十二節　マンション再生事業）　第四百五十三節　マンション再生事業）　第四百五十四節　マンション再生事業）　第四百五十五節　マンション再生事業）　第四百五十六節　マンション再生事業）　第四百五十七節　マンション再生事業）　第四百五十八節　マンション再生事業）　第四百五十九節　マンション再生事業）　第四百六十節　マンション再生事業）　第四百六十一節　マンション再生事業）　第四百六十二節　マンション再生事業）　第四百六十三節　マンション再生事業）　第四百六十四節　マンション再生事業）　第四百六十五節　マンション再生事業）　第四百六十六節　マンション再生事業）　第四百六十七節　マンション再生事業）　第四百六十八節　マンション再生事業）　第四百六十九節　マンション再生事業）　第四百七十節　マンション再生事業）　第四百七十一節　マンション再生事業）　第四百七十二節　マンション再生事業）　第四百七十三節　マンション再生事業）　第四百七十四節　マンション再生事業）　第四百七十五節　マンション再生事業）　第四百七十六節　マンション再生事業）　第四百七十七節　マンション再生事業）　第四百七十八節　マンション再生事業）　第四百七十九節　マンション再生事業）　第四百八十節　マンション再生事業）　第四百八十一節　マンション再生事業）　第四百八十二節　マンション再生事業）　第四百八十三節　マンション再生事業）　第四百八十四節　マンション再生事業）　第四百八十五節　マンション再生事業）　第四百八十六節　マンション再生事業）　第四百八十七節　マンション再生事業）　第四百八十八節　マンション再生事業）　第四百八十九節　マンション再生事業）　第四百九十節　マンション再生事業）　第四百九十一節　マンション再生事業）　第四百九十二節　マンション再生事業）　第四百九十三節　マンション再生事業）　第四百九十四節　マンション再生事業）　第四百九十五節　マンション再生事業）　第四百九十六節　マンション再生事業）　第四百九十七節　マンション再生事業）　第四百九十八節　マンション再生事業）　第四百九十九節　マンション再生事業）　第五百節　マンション再生事業）　第五百一節　マンション再生事業）　第五百二節　マンション再生事業）　第五百三節　マンション再生事業）　第五百四節　マンション再生事業）　第五百五節　マンション再生事業）　第五百六節　マンション再生事業）　第五百七節　マンション再生事業）　第五百八節　マンション再生事業）　第五百九節　マンション再生事業）　第五百十節　マンション再生事業）　第五百十一節　マンション再生事業）　第五百十二節　マンション再生事業）　第五百十三節　マンション再生事業）　第五百十四節　マンション再生事業）　第五百十五節　マンション再生事業）　第五百十六節　マンション再生事業）　第五百十七節　マンション再生事業）　第五百十八節　マンション再生事業）　第五百十九節　マンション再生事業）　第五百二十節　マンション再生事業）　第五百二十一節　マンション再生事業）　第五百二十二節　マンション再生事業）　第五百二十三節　マンション再生事業）　第五百二十四節　マンション再生事業）　第五百二十五節　マンション再生事業）　第五百二十六節　マンション再生事業）　第五百二十七節　マンション再生事業）　第五百二十八節　マンション再生事業）　第五百二十九節　マンション再生事業）　第五百三十節　マンション再生事業）　第五百三十一節　マンション再生事業）　第五百三十二節　マンション再生事業）　第五百三十三節　マンション再生事業）　第五百三十四節　マンション再生事業）　第五百三十五節　マンション再生事業）　第五百三十六節　マンション再生事業）　第五百三十七節　マンション再生事業）　第五百三十八節　マンション再生事業）　第五百三十九節　マンション再生事業）　第五百四十節　マンション再生事業）　第五百四十一節　マンション再生事業）　第五百四十二節　マンション再生事業）　第五百四十三節　マンション再生事業）　第五百四十四節　マンション再生事業）　第五百四十五節　マンション再生事業）　第五百四十六節　マンション再生事業）　第五百四十七節　マンション再生事業）　第五百四十八節　マンション再生事業）　第五百四十九節　マンション再生事業）　第五百五十節　マンション再生事業）　第五百五十一節　マンション再生事業）　第五百五十二節　マンション再生事業）　第五百五十三節　マンション再生事業）　第五百五十四節　マンション再生事業）　第五百五十五節　マンション再生事業）　第五百五十六節　マンション再生事業）　第五百五十七節　マンション再生事業）　第五百五十八節　マンション再生事業）　第五百五十九節　マンション再生事業）　第五百六十節　マンション再生事業）　第五百六十一節　マンション再生事業）　第五百六十二節　マンション再生事業）　第五百六十三節　マンション再生事業）　第五百六十四節　マンション再生事業）　第五百六十五節　マンション再生事業）　第五百六十六節　マンション再生事業）　第五百六十七節　マンション再生事業）　第五百六十八節　マンション再生事業）　第五百六十九節　マンション再生事業）　第五百七十節　マンション再生事業）　第五百七十一節　マンション再生事業）　第五百七十二節　マンション再生事業）　第五百七十三節　マンション再生事業）　第五百七十四節　マンション再生事業）　第五百七十五節　マンション再生事業）　第五百七十六節　マンション再生事業）　第五百七十七節　マンション再生事業）　第五百七十八節　マンション再生事業）　第五百七十九節　マンション再生事業）　第五百八十節　マンション再生事業）　第五百八十一節　マンション再生事業）　第五百八十二節　マンション再生事業）　第五百八十三節　マンション再生事業）　第五百八十四節　マンション再生事業）　第五百八十五節　マンション再生事業）　第五百八十六節　マンション再生事業）　第五百八十七節　マンション再生事業）　第五百八十八節　マンション再生事業）　第五百八十九節　マンション再生事業）　第五百九十節　マンション再生事業）　第五百九十一節　マンション再生事業）　第五百九十二節　マンション再生事業）　第五百九十三節　マンション再生事業）　第五百九十四節　マンション再生事業）　第五百九十五節　マンション再生事業）　第五百九十六節　マンション再生事業）　第五百九十七節　マンション再生事業）　第五百九十八節　マンション再生事業）　第五百九十九節　マンション再生事業）　第六百節　マンション再生事業）　第六百一節　マンション再生事業）　第六百二節　マンション再生事業）　第六百三節　マンション再生事業）　第六百四節　マンション再生事業）　第六百五節　マンション再生事業）　第六百六節　マンション再生事業）　第六百七節　マンション再生事業）　第六百八節　マンション再生事業）　第六百九節　マンション再生事業）　第六百十節　マンション再生事業）　第六百十一節　マンション再生事業）　第六百十二節　マンション再生事業）　第六百十三節　マンション再生事業）　第六百十四節　マンション再生事業）　第六百十五節　マンション再生事業）　第六百十六節　マンション再生事業）　第六百十七節　マンション再生事業）　第六百十八節　マンション再生事業）　第六百十九節　マンション再生事業）　第六百二十節　マンション再生事業）　第六百二十一節　マンション再生事業）　第六百二十二節　マンション再生事業）　第六百二十三節　マンション再生事業）　第六百二十四節　マンション再生事業）　第六百二十五節　マンション再生事業）　第六百二十六節　マンション再生事業）　第六百二十七節　マンション再生事業）　第六百二十八節　マンション再生事業）　第六百二十九節　マンション再生事業）　第六百三十節　マンション再生事業）　第六百三十一節　マンション再生事業）　第六百三十二節　マンション再生事業）　第六百三十三節　マンション再生事業）　第六百三十四節　マンション再生事業）　第六百三十五節　マンション再生事業）　第六百三十六節　マンション再生事業）　第六百三十七節　マンション再生事業）　第六百三十八節　マンション再生事業）　第六百三十九節　マンション再生事業）　第六百四十節　マンション再生事業）　第六百四十一節　マンション再生事業）　第六百四十二節　マンション再生事業）　第六百四十三節　マンション再生事業）　第六百四十四節　マンション再生事業）　第六百四十五節　マンション再生事業）　第六百四十六節　マンション再生事業）　第六百四十七節　マンション再生事業）　第六百四十八節　マンション再生事業）　第六百四十九節　マンション再生事業）　第六百五十節　マンション再生事業）　第六百五十一節　マンション再生事業）　第六百五十二節　マンション再生事業）　第六百五十三節　マンション再生事業）　第六百五十四節　マンション再生事業）　第六百五十五節　マンション再生事業）　第六百五十六節　マンション再生事業）　第六百五十七節　マンション再生事業）　第六百五十八節　マンション再生事業）　第六百五十九節　マンション再生事業）　第六百六十節　マンション再生事業）　第六百六十一節　マンション再生事業）　第六百六十二節　マンション再生事業）　第六百六十三節　マンション再生事業）　第六百六十四節　マンション再生事業）　第六百六十五節　マンション再生事業）　第六百六十六節　マンション再生事業）　第六百六十七節　マンション再生事業）　第六百六十八節　マンション再生事業）　第六百六十九節　マンション再生事業）　第六百七十節　マンション再生事業）　第六百七十一節　マンション再生事業）　第六百七十二節　マンション再生事業）　第六百七十三節　マンション再生事業）　第六百七十四節　マンション再生事業）　第六百七十五節　マンション再生事業）　第六百七十六節　マンション再生事業）　第六百七十七節　マンション再生事業）　第六百七十八節　マンション再生事業）　第六百七十九節　マンション再生事業）　第六百八十節　マンション再生事業）　第六百八十一節　マンション再生事業）　第六百八十二節　マンション再生事業）　第六百八十三節　マンション再生事業）　第六百八十四節　マンション再生事業）　第六百八十五節　マンション再生事業）　第六百八十六節　マンション再生事業）　第六百八十七節　マンション再生事業）　第六百八十八節　マンション再生事業）　第六百八十九節　マンション再生事業）　第六百九十節　マンション再生事業）　第六百九十一節　マンション再生事業）　第六百九十二節　マンション再生事業）　第六百九十三節　マンション再生事業）　第六百九十四節　マンション再生事業）　第六百九十五節　マンション再生事業）　第六百九十六節　マンション再生事業）　第六百九十七節　マンション再生事業）　第六百九十八節　マンション再生事業）　第六百九十九節　マンション再生事業）　第七百節　マンション再生事業）　第七百一節　マンション再生事業）　第七百二節　マンション再生事業）　第七百三節　マンション再生事業）　第七百四節　マンション再生事業）　第七百五節　マンション再生事業）　第七百六節　マンション再生事業）　第七百七節　マンション再生事業）　第七百八節　マンション再生事業）　第七百九節　マンション再生事業）　第七百十節　マンション再生事業）　第七百十一節　マンション再生事業）　第七百十二節　マンション再生事業）　第七百十三節　マンション再生事業）　第七百十四節　マンション再生事業）　第七百十五節　マンション再生事業）　第七百十六節　マンション再生事業）　第七百十七節　マンション再生事業）　第七百十八節　マンション再生事業）　第七百十九節　マンション再生事業）　第七百二十節　マンション再生事業）　第七百二十一節　マンション再生事業）　第七百二十二節　マンション再生事業）　第七百二十三節　マンション再生事業）　第七百二十四節　マンション再生事業）　第七百二十五節　マンション再生事業）　第七百二十六節　マンション再生事業）　第七百二十七節　マンション再生事業）　第七百二十八節　マンション再生事業）　第七百二十九節　マンション再生事業）　第七百三十節　マンション再生事業）　第七百三十一節　マンション再生事業）　第七百三十二節　マンション再生事業）　第七百三十三節　マンション再生事業）　第七百三十四節　マンション再生事業）　第七百三十五節　マンション再生事業）　第七百三十六節　マンション再生事業）　第七百三十七節　マンション再生事業）　第七百三十八節　マンション再生事業）　第七百三十九節　マンション再生事業）　第七百四十節　マンション再生事業）　第七百四十一節　マンション再生事業）　第七百四十二節　マンション再生事業）　第七百四十三節　マンション再生事業）　第七百四十四節　マンション再生事業）　第七百四十五節　マンション再生事業）　第七百四十六節　マンション再生事業）　第七百四十七節　マンション再生事業）　第七百四十八節　マンション再生事業）　第七百四十九節　マンション再生事業）　第七百五十節　マンション再生事業）　第七百五十一節　マンション再生事業）　第七百五十二節　マンション再生事業）　第七百五十三節　マンション再生事業）　第七百五十四節　マンション再生事業）　第七百五十五節　マンション再生事業）　第七百五十六節　マンション再生事業）　第七百五十七節　マンション再生事業）　第七百五十八節　マンション再生事業）　第七百五十九節　マンション再生事業）　第七百六十節　マンション再生事業）　第七百六十一節　マンション再生事業）　第七百六十二節　マンション再生事業）　第七百六十三節　マンション再生事業）　第七百六十四節　マンション再生事業）　第七百六十五節　マンション再生事業）　第七百六十六節　マンション再生事業）　第七百六十七節　マンション再生事業）　第七百六十八節　マンション再生事業）　第七百六十九節　マンション再生事業）　第七百七十節　マンション再生事業）　第七百七十一節　マンション再生事業）　第七百七十二節　マンション再生事業）　第七百七十三節　マンション再生事業）　第七百七十四節　マンション再生事業）　第七百七十五節　マンション再生事業）　第七百七十六節　マンション再生事業）　第七百七十七節　マンション再生事業）　第七百七十八節　マンション再生事業）　第七百七十九節　マンション再生事業）　第七百八十節　マンション再生事業）　第七百八十一節　マンション再生事業）　第七百八十二節　マンション再生事業）　第七百八十三節　マンション再生事業）　第七百八十四節　マンション再生事業）　第七百八十五節　マンション再生事業）　第七百八

のあるマンションに係る特別の措置（第百二条―第百五条の二）
敷地売却決議等（第百六条―第百八条）
百九条―第百十四条）
等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五条）
議等（第百十五条の二―第百十五条の四）
地売却事業
敷地売却組合
等売却事業
画（第百四条―第百八条）
ン等売却組合
」

「第三章　マンション除却等計画
第一節　除却等計画（第百九条―第百十二条）
第二節　マンション敷地売却組合（第百十三条―第百十九条）
第三節　分配金取得手続等（第百二十条―第百二十三条）
第四節　マンション敷地売却事業の監督等（第百二十四条―第百二十六条）」

を

第百十三条」に、「第二節　分配金取得手続等」を「第三節　分配金取得手続等」に、「売却マンション等」を「売却等マンション等」に、「第二款　雑則（第百五十六条―第百五十九条）」を「第二款　区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務（第百五十五条の二）」に、「第三款　雑則（第百五十六条―第百五十九条）」を

「第四節　マンション等売却組合（第百六十条―第百六十三条）
第四章　マンション除却等
第一節　マンション除却等計画（第百六十四条―第百六十六条）
第二節　マンション敷地売却組合（第百六十七条―第百七十条）
第三節　マンション除却等の必要性に係る認定等（第百七十一条―第百七十四条）
第四節　マンション除却等に関する特別の措置（第百七十五条―第百八十条）
第五節　解散（第百八十一条―第百八十三条）
第二款　管理（第百八十四条―第百八十六条）
第三款　通則（第百八十七条―第百八十九条）
第一節　マンション除却等
第二節　マンション敷地売却事業の監督等（第百九十条―第百九十三条）
第一款　補償金支払手続等（第百九十四条―第百九十六条）
第一目　補償金支払の特則（第百九十七条―第百九十九条）
第二目　補償金の支払方法（第二百条―第二百二条）
第三目　除却マンション敷地売却決議に賛成した区分所有者の補償金支払請求（第二百三条―第二百五条）
第四目　補償金支払の担保（第二百六条―第二百十条）
第二款　補償金の支払原資（第二百十一条―第二百十三条）
第三節　マンション除却等の必要性に係る認定等（第二百十四条―第二百十六条）
第四節　マンション除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置（第二百十七条―第二百二十条）
第五節　解散（第二百二十一条―第二百二十三条）
第六節　管理（第二百二十四条―第二百二十六条）
第七節　通則（第二百二十七条―第二百二十九条）
第五章　雑則（第二百三十条―第二百三十三条）」

に改める。

第一条中「マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業、除却等をする」を「マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション敷地売却事業」に改め、「、マンション敷地売却事業」を削る。

第二条第一項中「それぞれ」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　マンションの更新　現に存する一又は二以上のマンションについて、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十四条の五第一項に規定する建物の更新を行うことをいう。

第二条第一項中第二十一号を第三十七号とし、第十二号から第二十号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第十号中「マンション敷地売却事業を実施する現に存するマンション」を「現に存するマンションであって、マンション敷地売却事業を実施するもの」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十二　除却敷地売却マンション　現に存するマンションであって、マンション除却敷地売却事業を実施するものをいう。

二十三　売却敷地　滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であって、敷地売却事業を実施するものをいう。

二十四　マンションの除却　現に存するマンションを除却することをいう。

二十五　マンション除却事業　この法律で定めるところに従って行われるマンションの除却に関する事業をいう。

二十六　除却マンション　現に存するマンションであって、マンション除却事業を実施するものをいう。

第二条第一項中第九号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九　マンション除却敷地売却事業　この法律で定めるところに従って行われるマンション除却敷地売却に関する事業をいう。

二十　敷地売却事業　この法律で定めるところに従って行われる敷地売却に関する事業をいう。

第二条第一項第八号中「存する」の下に「一又は二以上の」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

十六　マンション除却敷地売却　現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。

十七　敷地売却　一又は二以上のマンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であった土地（マンションの敷地利用権が借地権であったときは、その借地権）を売却することをいう。

第二条第一項第七号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「マンション建替事業」の下に「、マンション再建事業若しくはマンション一括建替等事業」を加え、「再建マンションを」を「再生マンション又はマンション更新事業の施行によりマンションの更新がされた後の再生マンションを」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第六号を削り、同項第五号中「マンション建替事業」の下に「、マンション更新事業、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業（以下「マンション再生事業」と総称する。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　建替前マンション　現に存するマンションであって、マンション建替事業又はマンション一括建替等事業（マンションの再建のみを行うものを除く。）を施行するものをいう。

十二　更新前マンション　現に存するマンションであって、マンション更新事業を施行するものをいう。

十三　再建敷地　滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であって、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業を施行するものをいう。

第二条第一項第四号中「（第三章を除く。）」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　マンション更新事業　この法律で定めるところに従って行われるマンションの更新に関する事業及びこれに附帯する事業をいう。

八　マンション再建事業　この法律で定めるところに従って行われるマンションの再建に関する事業及びこれに附帯する事業（マンション一括建替等事業を除く。）をいう。

九　マンション一括建替等事業　この法律で定めるところに従って団地内建物（区分所有法第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）の全部について行われる次に掲げる事業及びこれらに附帯する事業をいう。

イ　団地内建物の一部が滅失した場合におけるマンションの再建に関する事業

ロ　団地内建物の全部が滅失した場合におけるマンションの再建に関する事業

第二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

四　マンションの再建　一又は二以上のマンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であった土地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築することをいう。

五　再生マンション　マンションの建替え若しくはマンションの再建により新たに建築されたマンション又はマンションの更新がされた後のマンションをいう。

第二条第二項を次のように改める。

2　次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める建物については、マンションとみなして、この法律を適用する。

一　区分所有法第七十条第一項に規定する一括建替え決議（以下単に「一括建替え決議」という。）の内容により、団地内建物の全部を除却するとともに、同項に規定する再建団地内敷地に同条第四項第二号に規定する再建団地内建物（その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下この号において「再建団地内建物」という。）を新たに建築する場合　現に存する団地内建物（マンションを除く。）及び新たに建築された再建団地内建物（マンションを除く。）

二　区分所有法第七十一条第一項に規定する団地内建物敷地売却決議（以下単に「団地内建物敷地売却決議」という。）の内容により、団地内建物及びその敷地（当該団地内建物が所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により当該団地内建物の敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。）につき一括して、その全部を売却する場合　現に存する団地内建物（マンションを除く。）

三　区分所有法第八十四条第一項に規定する一括建替え等決議（以下単に「一括建替え等決議」という。）の内容により、団地内建物の全部を除却するとともに、同項に規定する再建団地内敷地に同条第三項第二号に規定する再建団地内建物（その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下この号において「再建団地内建物」という。）を新たに建築する場合　滅失した団地内建物（マンションを除く。）及び現に存する団地内建物（マンションを除く。）並びに新たに建築された再建団地内建物（マンションを除く。）

四　区分所有法第八十五条第一項に規定する一括敷地売却決議（以下単に「一括敷地売却決議」という。）の内容により、滅失した団地内建物の敷地等（当該団地内建物が所在していた土地及び当該団地内建物が滅失した当時において区分所有法第五条第一項の規定により当該団地内建物の敷地とされていた土地をいう。）又はこれに関する権利につき一括して、その全部を売却する場合　滅失した団地内建物（マンションを除く。）

第三条中「、マンションの建替え」の下に「、マンションの更新、マンションの再建、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却若しくはマンションの除却」を加え、「マンション敷地売却若しくは」を削り、「マンションの建替え等」を「マンションの再生等」に改める。

第四条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「マンションの建替え等」を「マンションの再生等」に改め、同項第三号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、「マンションの建替え」の下に「、マンションの更新又はマンションの再建」を加え、同項第四号中「再建マンション」を「再生マンション」に改め、同項第五号中「マンションの建替え」の下に「又はマンションの更新」を加え、「再建マンション」を「再生マンション」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却」を「、マンション除却敷地売却事業又は敷地売却事業（以下「マンション等売却事業」と総称する。）その他のマンション敷地売却、マンション除却敷地売却又は敷地売却」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「売却マンション」の下に「又は除却敷地売却マンション（以下「売却等マンション」と総称する。）」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八　マンション除却事業その他のマンションの除却の円滑な実施に関する事項

八の二　除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項

八の三　除却等（第百六十三条の五十六第一項に規定する除却等をいう。第三章第一節において同じ。）をする必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項

第四条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針（以下「マンション建替等円滑化指針」という。）に関する事項

第四条第二項第十号中「マンションの建替え等」を「マンションの再生等」に改める。

第一章に次の一条を加える。

（助言、指導等）

第四条の二　都道府県（市の区域内にあっては、当該市）は、マンション建替等円滑化指針に即し、マンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化を図るために必要な助言及び指導をすることができる。

2　都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）は、マンションが著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認めるときは、マンション建替等円滑化指針に即し、当該マンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置を実施すべきことを勧告することができる。

3　都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置の実施について特別の知識経験を有する者のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　都道府県知事等は、第二項の規定による勧告を受けたマンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

6　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者に関する情報の提供を求めることができる。

7　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

8　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

9　第七項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　マンション再生事業

第二章第一節第一款の款名中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第五条第一項中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号に掲げる者は、一人で、又は数人共同して、当該各号に定めるマンション又は土地についてマンション再生事業を施行することができる。

一　マンションの区分所有者又はその同意を得た者　当該マンション

二　滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地の敷地共有持分等（区分所有法第七十二条に規定する敷地共有持分等をいい、マンションの一の専有部分を所有するための敷地利用権に係るものに限る。以下同じ。）を有する者又はその同意を得た者　当該マンションの敷地であった土地

第二章第一節第二款の款名を次のように改める。

第二款　マンション再生組合

第七条第二号中「施行マンション」を「建替前マンション若しくは更新前マンション（以下「再生前マンション」と総称する。）」に改め、「所在地」の下に「又は再建敷地の所在地」を加え、同条第三号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第八条中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改める。

第九条第一項中「区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。）は」を「次に掲げる者（以下「再生合意者」という。）は、再生決議マンション等（次項各号に掲げるマンション又は土地をいう。第五項において同じ。）ごとに」に、「都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を「都道府県知事等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。）

二　区分所有法第六十四条の五第三項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十四条の五第一項に規定する建物更新決議（以下単に「建物更新決議」という。）の内容によりマンションの更新を行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建物更新決議の内容により当該マンションの更新を行う旨の同意をしたものを含む。）

三　区分所有法第七十条第五項において準用する区分所有法第六十四条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。第三十条第一項第一号ロにおいて「一括建替え合意者」という。）

四　区分所有法第七十五条第九項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第七十五条第一項に規定する再建決議（以下単に「再建決議」という。）の内容によりマンションの再建を行う旨の合意をしたものとみなされた者（敷地共有持分等を有する者であってその後に当該再建決議の内容により当該マンションの再建を行う旨の同意をしたものを含む。）

五　区分所有法第八十四条第四項において準用する区分所有法第六十四条の規定により一括建替え等決議の内容によりマンションの建替え又はマンションの再建を行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等を有する者であってその後に当該一括建替え等決議の内容により当該マンションの建替え又はマンションの再建を行う旨の同意をしたものを含む。）

2　前項の規定による認可を申請しようとする再生合意者は、次の各号に掲げるマンション又は土地の区分ごとに、次条から第九条の五までの規定により、集会を開き、当該集会において、再生合意者の過半数の者であって当該各号に定めるものが出席し、出席した再生合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならない。

一　建替え決議に係るマンション　区分所有法第三十八条の議決権の過半数を有する者

二　建物更新決議に係るマンション　区分所有法第三十八条の議決権の過半数を有する者

三　一括建替え決議に係る団地内の二以上のマンション　区分所有法第七十条第三項において準用する区分所有法第六十九条第二項の議決権の過半数を有する者

四　再建決議に係る滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地　区分所有法第七十三条において準用する区分所有法第三十八条の議決権の過半数を有する者

五　一括建替え等決議に係る団地内の二以上のマンション（滅失したマンションを含む。）　区分所有法第八十四条第二項の議決権の過半数を有する者

3　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、前項の規定による集会の決議をすることができない。

一　前項第三号に掲げるマンションに係る再生合意者　同項の集会において、当該二以上のマンションを構成するいずれか一以上のマンションにつき、その区分所有権を有する再生合意者の三分の一を超える者又は区分所有法第三十八条の議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者が同項の決議に反対した場合

二　前項第五号に掲げるマンションに係る再生合意者　同項の集会において、当該二以上のマンションを構成するいずれか一以上のマンションにつき、その区分所有権若しくは敷地共有持分等を有する再生合意者の三分の一を超える者又は区分所有法第三十八条（区分所有法第七十三条において準用する場合を含む。）の議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者が同項の決議に反対した場合

第九条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、「とき」の下に「、又は敷地共有持分等を数人で有するとき」を加え、「建替え合意者又は一括建替え合意者（以下「建替え合意者等」という。）」を「再生合意者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「建替え決議マンション（建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。）若しくは一括建替え決議マンション群又は一以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等」を「再生決議マンション等に係る再生合意者」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「次に掲げる者（以下「再生合意者」という。）は、」とあるのは「二以上の」と、「ごとに」とあるのは「に係る次に掲げる者（以下「再生合意者」という。）は」とする。

第九条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「の所在地」を「又は再建敷地となるべき土地の所在地」に改め、同項を同条第六項とする。

第九条の次に次の四条を加える。

（集会の招集）

第九条の二　再生合意者の五分の一以上の者であって議決権（前条第二項各号に規定する議決権をいう。第九条の四において同じ。）の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。

2　集会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を再生合意者に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を再生合意者に通知して、集会を招集することができる。

（招集手続の省略）

第九条の三　集会は、再生合意者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（議決権の行使の方法等）

第九条の四　集会に出席しない再生合意者は、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

２　集会に出席しない再生合意者は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行使することができる。

３　前二項の規定により議決権を行使する者は、第九条第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

４　代理人は、同時に五人以上の再生合意者を代理することができない。

５　代理人は、代理権を証する書面を集会を招集した者に提出しなければならない。

６　前項の場合において、代理人は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（集会の決議の効力）

第九条の五　第九条第二項の規定による集会の決議は、再生合意者の特定承継人及び集会の決議後に再生合意者となった者に対しても、その効力を生ずる。

第十条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「、施行再建マンション」を「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に改め、同条第二項中「又は」を「、建物更新決議、」に、「（以下「建替え決議等」という。）」を「、再建決議又は一括建替え等決議（以下「再生決議」と総称する。）」に改める。

第十一条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「（これ」を「又は再建敷地となるべき土地（これら」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「当該マンションの敷地」を「当該再生前マンションとなるべきマンションの敷地又は当該再建敷地となるべき土地」に改め、同項ただし書中「次条各号」を「次条第一項各号」に改め、同条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は」を「若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は再建敷地となるべき土地（隣接施行敷地を含む。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、更新前マンションとなるべきマンションの敷地について敷地利用権以外の権利を有する者については、この限りでない。

第十一条第四項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第四条の二第二項」に改める。

第十二条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「施行マンション」を「再生前マンションがある場合にあっては、当該再生前マンション」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「建替え」を「マンションの建替え又はマンションの更新」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「施行マンションの住戸」を「再生前マンションがある場合にあっては当該再生前マンションの住戸の数、再建敷地がある場合にあっては当該再建敷地の敷地共有持分等を有する者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。

第十二条に次の一項を加える。

２　都道府県知事等（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三十五号に規定する特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）である都道府県知事等を除く。）は、次に掲げる事業を行う組合の設立についての第九条第一項の規定による認可の申請があった場合において、当該認可をしようとするときは、当該申請が前項第二号に該当することについて、特定行政庁に協議しなければならない。

一　区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた建替え決議に係るマンション（第百六十三条の五十六第一項に規定する要除却等認定（以下この条から第百六十三条の十一までにおいて単に「要除却等認定」という。）を受けたものを除く。）に係るマンション建替事業

二　区分所有法第六十四条の五第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議に係るマンション（要除却等認定を受けたものを除く。）に係るマンション更新事業

三　区分所有法第七十条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた一括建替え決議に係る団地内の二以上のマンション（要除却等認定を受けたものを除く。）に係るマンション建替事業

第十四条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「、施行再建マンション」を「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に改める。

第十五条の見出しを「（区分所有権及び敷地利用権等の売渡し請求等）」に改め、同条第一項中「第六十三条第三項（区分所有法第七十条第四項」を「第六十三条第三項（区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項、第七十五条第九項又は第八十四条第四項」に、「第七十条第四項において準用する場合を含む。）に」を「第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）又は区分所有法第七十五条第九項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項前段に」に、「建替えに」を「建替え、建物の更新又は再建に」に、「区分所有者（その」を「区分所有者又は敷地共有持分等を有する者（それらの」に、「建替え合意者等」を「再生合意者」に、「を時価」を「又は敷地共有持分等を時価」に、「建替え決議等」を「建替え決議、建物更新決議、一括建替え決議又は一括建替え等決議」に改め、同条第二項中「建替え決議等」を「再生決議」に改め、同条第三項中「から第八項まで（区分所有法第七十条第四項」を「（区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定は第一項の規定による請求（次に掲げる決議に係るものを除く。）があった場合について、区分所有法第六十三条第七項及び第八項（区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項、第七十五条第九項又は第八十四条第四項」に、「規定は」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号。以下「被災区分所有法」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議

二　被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議

第二章第一節第二款第二目に次の三条を加える。

（賃貸借の終了請求）

第十五条の二　組合（マンションの再建のみを行うものを除く。）は、専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができる。

２　前項の規定による請求があったときは、当該専有部分の賃貸借は、その請求があった日から六月を経過することによって終了する。

3　区分所有法第六十四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）」とあるのは「組合（マンションの再生等の円滑化に関する法律第五条第一項ただし書に規定する組合をいう。）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律第十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

（使用貸借の終了請求）

第十五条の三　前条第一項及び第二項の規定は、専有部分が使用貸借の目的物とされている場合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十八条第一項又は第二項に規定する場合を除く。）について準用する。

（配偶者居住権の消滅請求）

第十五条の四　第十五条の二第一項及び第二項の規定は、専有部分に配偶者居住権が設定されている場合（民法第千三十五条第一項ただし書に規定する場合を除く。）について準用する。

2　区分所有法第六十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第十五条の二第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十四条の二第四項中「第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）」とあるのは「組合（マンションの再生等の円滑化に関する法律第五条第一項に規定する組合をいう。）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律第十五条の四第一項において準用する同法第十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「施行マンションの建替え合意者等」を「再生前マンション又は再建敷地の再生合意者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は敷地共有持分等を数人で有するとき」を加える。

第十七条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第十八条第一項中「建替え合意者等」を「再生合意者」に改める。

第十九条中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「有する区分所有権又は敷地利用権」を「有する区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地について組合員の有する敷地共有持分等」に、「その区分所有権又は敷地利用権」を「その区分所有権若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に改める。

第二十五条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第二十八条第四項中「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条第一項を次のように改める。

第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であって次の各号に掲げる組合の区分に応じ当該各号に定める割合（以下この条において「持分割合」という。）の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその持分割合の各四分の三以上で決しなければならない。

一　次号に掲げる組合以外の組合　次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　ロに掲げる組合以外の組合　組合の専有部分が存しないものとして算定した再生前マンションについての区分所有法第十四条に定める割合

ロ　一括建替え合意者のみにより設立された組合　組合の持分が存しないものとして算定した再生前マンションの敷地（これに関する権利を含む。）の持分の価格の割合

二　マンションの再建に関する事業を含むマンション再生事業を施行する組合　組合の持分が存しないものとして算定した再生前マンションの敷地又は再建敷地（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の割合

第三十条第二項中「組合の」及び「参加組合員の」の下に「持分」を加え、「施行マンション」を「同項第一号中「再生前マンション」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」と、同号イ中「組合の専有部分」とあるのは「組合及び参加組合員の専有部分」と、同項第二号中「再生前マンションの敷地又は再建敷地（これら」とあるのは「再生後マンションの敷地（これ」に改め、同条第三項中「決する」を「決しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

4　再生前マンション（組合が施行するマンション再生事業に係る再生前マンションが二以上ある場合にあっては、その全ての再生前マンション）について、次の各号に掲げるいずれかの決議があった場合における前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とする。

一　区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により された建替え決議

二　区分所有法第六十四条の五第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議

三　区分所有法第七十条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた一括建替え決議

5　再生前マンション又は再建敷地（組合が施行するマンション再生事業に係る再生前マンションが二以上ある場合、組合が施行するマンション再生事業に係る再生前マンションが一以上及び再建敷地が一以上ある場合又は組合が施行するマンション再生事業に係る再建敷地が二以上ある場合にあっては、その全ての再生前マンション又は再建敷地）について、次の各号に掲げるいずれかの決議があった場合における第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とする。

一　被災区分所有法第二条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十五条第一項の規定によりされた再建決議

二　被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議

三　被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の五第一項の規定によりされた建物更新決議

四　被災区分所有法第八条の規定により読み替えて適用される区分所有法第七十条第一項の規定によりされた一括建替え決議

五　被災区分所有法第十条第一項の規定により読み替えて適用される区分所有法第八十四条第一項の規定によりされた一括建替え等決議

第三十四条第二項を次のように改める。

2　第九条第二項から第四項まで及び第九条の二から第九条の五までの規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに再生前マンション又は再建敷地に追加しようとするマンション又は土地がある場合について、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があった場合について、第九条第六項、第十二条及び第十四条の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第二項中「前項の規定による認可を申請しようとする」とあるのは「組合が第三十四条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、新たに再生前マンション又は再建敷地となるべき次の各号に掲げるマンション又は土地に係る」と、「次の」とあるのは「当該」と、同条第六項中「再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地」とあるのは「再生前マンション若しくは新たに再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地若しくは新たに再建敷地となるべき土地」と、第十一条第一項中「再生前マンションとなるべきマンションの敷地又は再建敷地となるべき土地」とあり、及び「当該再生前マンションとなるべきマンションの敷地又は当該再建敷地となるべき

土地」とあるのは「再生前マンション若しくは新たに再生前マンションとなるべきマンションの敷地又は再建敷地若しくは新たに再建敷地となるべき土地」と、同条第二項中「再生前マンションとなるべきマンション若しくはその敷地」とあるのは「再生前マンション若しくは新たに再生前マンションとなるべきマンション若しくはそれらの敷地」と、「再建敷地となるべき土地」とあるのは「再建敷地若しくは新たに再建敷地となるべき土地」と、同項ただし書中「更新前マンションとなるべきマンション」とあるのは「更新前マンション又は新たに更新前マンションとなるべきマンション」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

第三十四条第三項中「施行マンション」を「再生前マンション、一以上の再生前マンション及び再建敷地若しくは二以上の再建敷地」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第四項中「の規定」を「から第十五条の四までの規定」に、「施行マンションを」を「再生前マンションション又は再建敷地を」に、「同条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「区分所有者」の下に「又は敷地共有持分等」を加え、「施行マンションの区分所有者」を「再生前マンションの区分所有者又は新たに追加された再建敷地の敷地共有持分等」に改める。

第三十五条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「床面積等」の下に「又は組合員の有する再建敷地の敷地共有持分等の地積若しくはその割合等」を加える。

第三十六条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第三十八条第五項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第四十四条第一項中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改める。

第四十五条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は」を「若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は再建敷地となるべき土地（隣接施行敷地を含む。）」を加え、同項ただし書中「その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　更新前マンションとなるべきマンションの敷地について敷地利用権以外の権利を有する者

二　その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者

第四十五条第三項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又はその敷地」を「若しくはその敷地」に改め、「同じ。）」の下に「又は再建敷地となるべき土地（隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「敷地の」を「敷地共有持分等、敷地又は土地の」に改め、同条第四項中「第九条第七項」を「第九条第六項」に改める。

第四十六条第一号中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、「所在地」の下に「又は再建敷地の所在地」を加え、同条第二号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第四十七条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「、施行再建マンション」を「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に改め、同条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「に建替え決議等」を「又は再建敷地となるべき土地に再生決議」に、「建替え決議等の」を「再生決議の」に改める。

第四十八条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条第五号中「第十二条第三号から第十号までに掲げる基準に適合する」を「第十二条第一項第四号から第十一号までに該当する」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地に再生決議があるときは、当該再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。

第四十八条に次の一項を加える。

2　都道府県知事等（特定行政庁である都道府県知事等を除く。）は、第十二条第二項各号に掲げる事業に関し第四十五条第一項の規定による認可の申請があった場合において、当該認可をしようとするときは、当該申請が前項第二号に該当することについて、特定行政庁に協議しなければならない。

第四十九条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「、施行再建マンション」を「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に改める。

第五十条第二項中「第九条第七項、」を「第九条第六項、」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第九条第六項及び第四十八条第一項第二号中「再生前マンション又は再建敷地となるべき土地」とあるのは「再生前マンション若しくは新たに再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地若しくは新たに再建敷地となるべき土地」と、第四十五条第二項及び第三項中「再生前マンションとなるべきマンション若しくはその敷地」とあるのは「再生前マンション若しくは新たに再生前マンションとなるべきマンション若しくはそれらの敷地」と、「再建敷地となるべき土地」とあるのは「再建敷地若しくは新たに再建敷地となるべき土地」と、同条第二項第一号中「更新前マンションとなるべきマンション」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもって」と読み替えるものとする。

第五十条第三項中「施行マンション」を「再生前マンション、一以上の再生前マンション及び再建敷地若しくは二以上の再建敷地」に改める。

第五十一条第二項中「施行マンションについて、」を「再生前マンションについて」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は再建敷地について個人施行者の有する敷地共有持分等」に改め、同条第三項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第四項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改め、同条第五項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に改め、同条第六項中「敷地利用権」の下に「若しくは敷地共有持分等」を加え、「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第五十二条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第二項中「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第五十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第三項中「第九条第七項」を「第九条第六項」に、「施行マンションとなるべきマンション」を「再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第五十五条第一項中「次に掲げる公告」を「第十四条第一項の公告又は新たな再生前マンション若しくは再建敷地の追加に係る事業計画の変更の認可の公告（個人施行者が施行するマンション再生事業にあっては、その施行についての認可の公告又は新たな再生前マンション若しくは再建敷地の追加に係る事業計画の変更の認可の公告）に、「施行マンションの区分所有権及び敷地利用権（既登記のものに限る。）並びに隣接施行敷地の所有権及び借地権（既登記のものに限る。）」を「次に掲げる権利」に改め、同項各号を次のように改める。

一　再生前マンションの区分所有権及び敷地利用権（既登記のものに限る。）

共有持分等（既登記のものに限る。）

二　隣接施行敷地の所有権及び借地権（既登記のものに限る。）（以下「隣接施行敷地権」という。）

三　再生前マンションの敷地又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を権利変換計画の対象としようとする場合にあっては、当該所有権（以下「施行底地権」という。）

第五十五条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、「敷地利用権」の下に「若しくは再建敷地の敷地共有持分等」を加え、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権」を「、当該登記に係る隣接施行敷地権を有する者又は当該登記に係る施行底地権」に改める。

第五十六条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は敷地利用権を」を「若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等を有する者、隣接施行敷地権を有する者又は施行底地権を」に、「及び」を「及び第二項並びに」に、「又は敷地利用権に」を「若しくは敷地利用権若しくは敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権に」に改め、同条第二項中「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権若しくは敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」に改め、同条第三項中「施行マンション」を「第十五条の二第一項（第十五条の四第一項において準用する場合を含む。）（これらの規定を第三十四条第四項において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十四条の二第一項（区分所有法第六十四条の四において準用する場合を含む。）（これらの規定を区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求を受けた者（以下「被請求借家権者」という。）以外の再生前マンション」に改め、同条第五項中「権利変換計画について次条第一項後段」を「同条第五項」に改め、同条第六項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「権利変換計画について次条第一項後段」を「次条第五項」に、「認可が行われない」を「公告がされない」に改める。

第五十七条第二項中「施行マンション又は」を「再生前マンション若しくは」に、「その敷地に」を「その敷地又は再建敷地に」に、「含む。）に」を「含む。）又は再建敷地（隣接施行敷地を含む。）に」に改め、同項第一号中「施行マンション」を「建替前マンション」に改め、同項中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二　区分所有法第八十一条の規定により同条第一項に規定する特定滅失建物であるマンション（以下この号及び第四号において「特定滅失マンション」という。）の所在していた土地におけるマンションの再建を行うことができるときは、当該特定滅失マンションの所在していた土地（これに関する権利を含む。）の共有者である団地内建物（滅失した建物を含む。次号及び第四号において同じ。）の団地建物所有者等（区分所有法第七十八条に規定する団地建物所有者等をいう。次号及び第四号において同じ。）

三　区分所有法第八十二条の規定により同条第一項に規定する特定建物である建替前マンション（以下この号及び次号において「特定マンション」という。）の建替えを行うことができるときは、当該特定マンションの所在する土地（これに関する権利を含む。）の共有者である団地内建物の団地建物所有者等

四　区分所有法第八十三条の規定により特定マンションの建替え及び特定滅失マンションの所在していた土地におけるマンションの再建を行うことができるときは、当該特定マンションの所在する土地（これに関する権利を含む。）及び当該特定滅失マンションの所在していた土地（これに関する権利を含む。）の共有者である団地内建物の団地建物所有者等

五　被請求借家権者又は第十五条の三（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する第十五条の二第一項若しくは区分所有法第六十四条の三（区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する区分所有法第六十四条の二第一項の規定による請求を受けた者（次条第三項において「被請求借家権者等」という。）

六　更新前マンションの敷地について敷地利用権以外の権利を有する者

第五十七条に次の一項を加える。

5　第一項後段の規定による認可を申請したときは、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

第五十八条第一項第一号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第二号中「施行マンションの区分所有権又は敷地利用権」を「再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第三号中「施行マンションについて」を削り、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に改め、同項第四号中「又は敷地利用権に」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等に」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第十九号を同項第二十六号とし、同項第十八号中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十七号を同項第二十四号とし、同項第十六号中「施行マンションの敷地」を「再生前マンションの敷地又は再建敷地」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十五号中「第四号」の下に「、第七号、第十号」を加え、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十四号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十三号中「隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるもの」を「隣接施行敷地権を有する者のうち、次に掲げる者」に、「その権利」を「その隣接施行敷地権」に改め、同号に次のように加える。

イ　この法律の規定により、権利変換期日において当該隣接施行敷地権を失い、かつ、当該隣接施行敷地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者

ロ　この法律の規定により、権利変換期日において当該隣接施行敷地権の上に敷地利用権が設定され、かつ、当該隣接施行敷地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者

第五十八条第一項第十三号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　施行底地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、その施行底地権並びにその価額

第五十八条第一項第十二号中「施行マンションに関する権利又はその敷地利用権」を「再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第九号中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「（その」を「（被請求借家権者を除く。）（その配偶者居住権を有する」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第八号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第七号中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、「有する者」の下に「（被請求借家権者を除く。）」を加え、「その者」を「その賃借権を有する者」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第五号中「に掲げる区分所有権又は敷地利用権」を「、第六号及び第九号に掲げる権利」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第四号の次に次の六号を加える。

五　隣接施行敷地権を有する者で、当該隣接施行敷地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

六　前号に掲げる者が有する隣接施行敷地権及びその価額

七　第五号に掲げる者に前号に掲げる隣接施行敷地権に対応して与えられることとなる再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権の明細並びにその価額の概算額

八　施行底地権を有する者で、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

九　前号に掲げる者が有する施行底地権及びその価額

十　第八号に掲げる者に前号に掲げる施行底地権に対応して与えられることとなる再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権の明細並びにその価額の概算額

第五十八条第二項中「施行マンションに関する権利」を「再生前マンション」に、「敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権」を「敷地に関する権利若しくは再建敷地の敷地共有持分等又は隣接施行敷地権」に、「第七十条第四項」を「第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項」に、「の規定」を「若しくは区分所有法第七十五条第九項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段の規定」に改め、同条第三項中「第十五条第三項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）又は区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）」を「区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）（これらの規定を」に、「第一項第十八号の施行マンション」を「第一項第二十五号の再生前マンション」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　被請求借家権者等がいるときは、第一項第二十五号の権利変換期日は、被請求借家権者等に係る請求があった日から六月を経過した日以降となるように定めなければならない。

第六十条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は敷地利用権を」を「若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等を有する者、隣接施行敷地権を有する者又は施行底地権を」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第二項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「それらの者が有する施行マンションの専有部分の位置、床面積、環境、利用状況等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　再生前マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者が有する再生前マンションの専有部分の位置、床面積、環境、利用状況等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等

二　再建敷地の敷地共有持分等を有する者が有する再建敷地の敷地共有持分等の地積又はその割合等

三　隣接施行敷地権を有する者が有する隣接施行敷地権に係る土地の地積等

四　施行底地権を有する者が有する施行底地権に係る再生前マンションの敷地又は再建敷地の地積等

第六十条第三項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第四項本文中「した者」の下に「及び被請求借家権者」を加え、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項ただし書中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「施行再建マンション」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第五項本文中「した者」の下に「及び被請求借家権者」を加え、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項ただし書及び同条第六項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第六十一条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は敷地利用権に」を「若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権に」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「又は敷地利用権の」を「若しくは敷地利用権又はその敷地の所有権（敷地利用権を除く。）の」に改める。

第六十二条の見出し中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同条中「第十二号又は第十三号」を「第六号、第九号又は第十八号から第二十号まで」に改める。

第六十三条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条中「又は第十一号」を「、第七号、第十号又は第十七号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第六十四条第一項中「敷地利用権」の下に「又は敷地共有持分等」を加え、同条第二項中「第七十条第四項」を「第六十四条の五第三項、第七十条第五項、第七十五条第九項又は第八十四条第四項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第三項中「敷地利用権」の下に「又は敷地共有持分等」を加える。

第六十五条第二号中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「建替え決議等」を「再生決議」に改める。

第六十六条中「第四項」を「第五項」に改める。

第六十九条中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第七十条第一項中「施行マンションの敷地利用権」を「再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等及び施行底地権」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第二項中「隣接施行敷地の所有権又は借地権」を「隣接施行敷地権」に、「施行再建マンション」に改め、同条第三項中「当該保留敷地についての従前の施行マンションの敷地利用権が所有権であるときはその所有権を、借地権であるときはその借地権を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める権利を」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該保留敷地についての従前の再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等が所有権である場合　当該保留敷地の所有権

二　当該保留敷地についての従前の再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等が借地権である場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める権利

イ　再生前マンションの敷地又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を権利変換計画の対象としている場合　当該保留敷地の所有権

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該保留敷地の借地権

第七十条第四項中「施行マンションの敷地」を「再生前マンションの敷地又は再建敷地」に改め、「敷地利用権」の下に「若しくは敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」を加える。

第七十一条の見出し及び同条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同条第二項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事」を加え、同条第三項中「施行マンション」を「被請求借家権者以外の再生前マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事」を加え、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第七十二条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第七十三条中「施行マンションの区分所有権又は敷地利用権」を「再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「又は敷地利用権の」を「若しくは敷地利用権又はその敷地の所有権（敷地利用権を除く。）の」に改める。

第七十四条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第七十五条第一号中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又はその敷地利用権を有する」を「若しくはその敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を有する」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　隣接施行敷地権を有する者のうち、次に掲げるもの

イ　この法律の規定により、権利変換期日において当該隣接施行敷地権を失い、かつ、当該隣接施行敷地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者

ロ　この法律の規定により、権利変換期日において当該隣接施行敷地権の上に敷地利用権が設定され、かつ、当該隣接施行敷地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者

第七十五条に次の一号を加える。

三　施行底地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられないもの

第七十六条第一項中「この款」の下に「（第八十条第四項第四号を除く。）」を加え、同条第四項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第二章第二節第一款第四目の目名中「施行マンション等」を「再生前マンション等」に改める。

第七十九条中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第八十条の見出しを「（再生前マンション等の明渡し）」に改め、同条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション又は」を「再生前マンション若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は再建敷地（隣接施行敷地を含む。）」を加え、同条第三項中「第五十八条第四項」を「第五十八条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払又は第七十六条の規定による供託がない場合

二　第十五条第一項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十三条第五項（区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは区分所有法第七十五条第九項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払又は提供がない場合

三　第六十四条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を受けた者による代金の支払又は提供がない場合について当該請求を行った者

四　次に掲げる規定に規定する補償金の提供を受けるべき者について当該規定による提供がない場合

イ　第十五条の二第三項又は第十五条の四第二項（これらの規定を第三十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

ロ　区分所有法第六十四条の二第三項（区分所有法第六十四条の四において準用する場合を含む。）（これらの規定を区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。）

第八十一条の見出し中「建築工事等」に改め、同条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事（マンションの更新をするための工事をいう。次条第一項において同じ。）」を加える。

第八十二条の見出しを「（再生後マンションに関する登記）」に改め、同条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事」を加え、同条第二項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十三条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十四条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十五条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額」を「再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権の価額（第七十条第二項の規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷地権にあっては、その減価額）」に改める。

第八十六条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」に改める。

第八十八条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第三項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第八十九条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行底地権」を「再生前マンション」に改め、「若しくは敷地利用権」の下に「者は」を「者、第七十条第二項の規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷地権を有する者若しくは隣接施行敷地権を有していた者、施行底地権を有していた者又は」に、「者の」を「者（被請求借家権者を除く。）の」に改める。

第九十条中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第九十一条中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は施行再建マンション」を「若しくは再建敷地（隣接施行敷地を含む。）又は再生後マンション」に改める。

第九十二条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十三条中「施行マンション及び施行再建マンション並びにこれらの」を「再生前マンション及びその敷地又は再建敷地並びに再生後マンション及びその」に改める。

第九十四条第一項及び第三項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十五条第一項、第九十六条第一項及び第二章第三節の節名中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十七条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、「（次章を除く。以下この節において同じ。）」を削り、同条第二項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四第一項に規定するマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）に必要な協力を要請することができる。

第九十八条第一項、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第百条並びに第百一条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第百二条及び第百三条を次のように改める。

第百二条及び第百三条　削除

第百四条から第百五条の二まで及び第三章第二節から第五節までを削る。

第四章の章名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第四章第三節の節名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事等は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。

第百六十一条第一項、第百六十二条及び第百六十三条第一項中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第四章第三節を同章第四節とする。

第百四十条第一項中「第百二十三条第一項の公告」を「第百二十条第一項の公告又は第百三十四条第二項において準用する第百二十条第一項の公告（新たな売却等マンション又は売却敷地の追加に係る資金計画の変更の認可に係るものに限る。次条第一項において同じ。）」に、「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「限る。）」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等（既登記のものに限る。）」を加え、同条第二項中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改める。

第百四十一条第一項中「第百二十三条第一項の公告」を「第百二十条第一項の公告又は第百三十四条第二項において準用する第百二十条第一項の公告」に改め、同条第二項中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「敷地利用権」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等」を加え、「敷地の」を「敷地又は売却敷地の」に改める。

第百四十二条第一項第二号中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地について有する敷地共有持分等」に改め、同項第四号中「売却マンション又は」を「売却等マンション若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は売却敷地に関する権利（組合員の有する敷地共有持分等を除く。）」を加え、「について」を「又は売却敷地について」に改め、同項第五号中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に改め、同条第二項中「売却マンションに関する権利又は」を「売却等マンションに関する権利若しくは」に改め、「敷地利用権」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等」を加え、「第百八条第十項」を「第百二十一条第一項（第百三十四条第四項において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは第七十一条第五項」に、「又は第百二十四条第一項」を「若しくは区分所有法第七十六条第三項若しくは第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段」に改める。

第百四十三条第一項中「第百八条第二項第三号」を「マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却に係る分配金にあっては区分所有法第六十四条の六第二項第三号若しくは第七十一条第四項第三号又は第六十四条の七第二項第五号」に、「価額と」を「価額と、敷地売却に係る分配金にあっては敷地売却による代金に各組合員の有する敷地共有持分等の価格の割合を乗じて得た価額と」に改め、同条第二項中「第百二十三条第一項」を「第百二十条第一項」に、「日」を「日（新たな売却等マンション又は売却敷地の追加に係る資金計画の変更の認可があったときは、第百三十四条第二項において準用する第百二十条第一項の公告の日。第百五十三条において同じ。）」に改め、同条第三項中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に改める。

第百四十四条第二号中「マンション敷地売却決議」を「売却決議」に改め、同条第三号中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションにあっては、当該認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションの借家権及び使用貸借による権利が権利消滅期日までに消滅することが確実であること。

第百四十八条中「売却マンション」を「売却等マンション又は売却敷地」に改める。

第百四十九条第一項中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「以外」を「並びに借家権及び使用貸借による権利以外」に改め、同条第二項中「売却マンションの敷地利用権」を「売却等マンションの敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改める。

第百五十条中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「敷地」の下に「又は売却敷地」を加える。

第百五十二条中「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「売却マンション」を「売却等マンション又は売却敷地」に改める。

第百五十三条中「売却マンション又は」を「売却等マンション若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は売却敷地に関する権利（組合員の有する敷地共有持分等を除く。）」を加え、「その敷地を」を「その敷地又は売却敷地を」に、「第百二十三条第一項」を「第百二十条第一項」に改める。

第百五十四条中「この款」を「この款（次条第五号を除く。）」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に、「売却マンション」を「売却等マンション又は売却敷地」に改める。

第四章第二節第一款第四目の目名中「売却マンション等」を「売却等マンション等」に改める。

第百五十五条中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に、「者は」を「者（売却等マンションの借家権を有する者及び使用貸借による権利を有する者を除く。）は」に、「第百八条第十項及び第百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第六項」を「区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項又は第七十一条第五項において準用する区分所有法第六十三条第六項（これらの規定を第百二十一条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していない場合

二　分配金の支払を受けるべき者について第百五十一条の規定による支払又は第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がない場合

三　第百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払又は前条において準用する第七十六条の規定による供託がない場合

四　第百二十一条第一項（第百三十四条第四項において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは第七十一条第五項において準用する区分所有法第六十三条第五項若しくは区分所有法第七十六条第三項若しくは第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払又は提供がない場合

五　次に掲げる規定に規定する補償金の提供を受けるべき者について当該規定による提供がない場合

イ　第百二十二条第三項又は第百二十四条第二項において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

ロ　区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項又は第七十一条第五項において準用する次に掲げる規定

(1)　区分所有法第六十四条の二第三項

(2)　区分所有法第六十四条の四において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

第百五十六条中「売却マンション又はその敷地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地」に改める。

第百五十七条中「売却マンション及びその敷地」を「売却等マンション及びその敷地並びに売却敷地」に改める。

第百五十八条第一項及び第百五十九条第一項中「マンション等売却事業」を「マンション敷地売却事業」に改める。

第四章第二節中第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款　区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務

第百五十五条の二　組合は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章第二節を同章第三節とする。

第四章第一節の節名中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改める。

第百十六条の見出しを「（マンション等売却事業の実施）」に改め、同条中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、第四章第一節第一款中同条を第百九条とし、第百十七条を第百十条とする。

第百十八条第二号中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「所在地」の下に「又は売却敷地の所在地」を加え、同条を第百十一条とする。

第百十九条中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条を第百十二条とする。

第百二十条第一項及び第二項を次のように改める。

次に掲げる者（以下「売却合意者」という。）は、売却決議マンション等（次項各号に掲げるマンション又は土地をいう。第五項において同じ。）ごとに、五人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

一　区分所有法第六十四条の六第三項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十四条の六第一項に規定する建物敷地売却決議（以下単に「建物敷地売却決議」という。）の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建物敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。）

二　区分所有法第六十四条の七第三項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十四条の七第一項に規定する建物取壊し敷地売却決議（以下単に「建物取壊し敷地売却決議」という。）の内容によりマンション除却敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建物取壊し敷地売却決議の内容により当該マンション除却敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。）

三　区分所有法第七十一条第五項において準用する区分所有法第六十四条の規定により団地内建物敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該団地内建物敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。）

四　区分所有法第七十六条第三項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第七十六条第一項に規定する敷地売却決議（以下単に「敷地売却決議」という。）の内容により敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（敷地共有持分等を有する者であってその後に当該敷地売却決議の内容により当該敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。）

五　区分所有法第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十四条の規定により一括敷地売却決議の内容により敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（敷地共有持分等を有する者であってその後に当該一括敷地売却決議の内容により当該敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。）

2　前項の規定による認可を申請しようとする売却合意者は、次の各号に掲げるマンション又は土地の区分ごとに、次条から第百十七条までの規定により、集会を開き、当該集会において、売却合意者の過半数の者であって当該各号に定めるものが出席し、出席した売却合意者及びその議決権（第一号又は第二号に掲げるマンションに係る売却合意者にあっては、その議決権及び敷地利用権の持分の価格）の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならない。

一　建物敷地売却決議に係るマンション（以下「売却決議マンション」という。）　区分所有法第三十八条の議決権及び敷地利用権の持分の価格の過半数を有する者

二　建物取壊し敷地売却決議に係るマンション　区分所有法第三十八条の議決権及び敷地利用権の持分の価格の過半数を有する者

三　団地内建物敷地売却決議に係る団地内の二以上のマンション（以下「売却決議マンション群」という。）　区分所有法第七十一条第三項において準用する区分所有法第六十九条第二項の議決権の過半数を有する者

四　敷地売却決議に係る滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地　区分所有法第七十三条において準用する区分所有法第三十八条の議決権の過半数を有する者

五　一括敷地売却決議に係る団地内の二以上の滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地　区分所有法第八十五条第二項の議決権の過半数を有する者

第百二十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「とき」の下に「、又は敷地共有持分等を数人で有するとき」を加え、「マンション敷地売却合意者」を「売却合意者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、前項の規定による集会の決議をすることができない。

一　売却決議マンション群に係る売却合意者　前項の集会において、売却決議マンション群を構成するいずれか一以上のマンションにつき、その区分所有権を有する売却合意者の三分の一を超える者又は区分所有法第三十八条の議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者が同項の決議に反対した場合

二　前項第五号に掲げる土地に係る売却合意者　同項の集会において、当該二以上の滅失したマンションを構成するいずれか一以上のマンションにつき、区分所有法第七十三条において準用する区分所有法第三十八条の議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者が同項の決議に反対した場合

第百二十条に次の一項を加える。

5　二以上の売却決議マンション等に係る売却合意者は、五人以上共同して、第一項の規定による認可を申請することができる。この場合において、同項中「次に掲げる者（以下「売却合意者」という。）は、」とあるのは「二以上の」と、「ごとに」とあるのは「に係る次に掲げる者（以下「売却合意者」という。）は」とする。

第四章第一節第二款中第百二十条を第百十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（集会の招集）

第百十四条　売却合意者の五分の一以上の者であって議決権（前条第二項各号に規定する議決権をいう。第百十六条において同じ。）の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。

2　集会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を売却合意者に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を売却合意者に通知して、集会を招集することができる。

（招集手続の省略）

第百十五条　集会は、売却合意者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（議決権の行使の方法等）

第百十六条　集会に出席しない売却合意者は、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2　集会に出席しない売却合意者は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行使することができる。

3　前二項の規定により議決権を行使する者は、第百十三条第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

4　代理人は、同時に五人以上の売却合意者を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を集会を招集した者に提出しなければならない。

6　前項の場合において、代理人は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（集会の決議の効力）

第百十七条　第百十三条第二項の規定による集会の決議は、売却合意者の特定承継人及び集会の決議後に売却合意者となった者に対しても、その効力を生ずる。

第百二十一条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条中「前条第一項」を「第百十三条第一項」に改め、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　マンション敷地売却事業に係る売却決議マンション又は売却決議マンション群の全部（認定除却等計画に係るものその他の国土交通省令で定めるものを除く。）が第百六十三条の五十六第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

第百二十一条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却を行う場合にあっては、当該マンション敷地売却又は当該マンション除却敷地売却を行うことが、売却等マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること。

第百二十一条第一号の次に次の一号を加える。

二　建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議、団地内建物敷地売却決議、敷地売却決議又は一括敷地売却決議（以下「売却決議」と総称する。）が、当該売却決議の要件を満たしてされたものであること。

第百二十一条に次の一項を加える。

2　都道府県知事等（特定行政庁である都道府県知事等を除く。）は、次の各号に掲げる事業を行う組合の設立についての第百十三条第一項の規定による認可の申請があった場合において、当該認可をしようとするときは、当該申請が当該各号に定める規定に該当することについて、特定行政庁に協議しなければならない。

一　次に掲げる事業　前項第二号

イ　区分所有法第六十四条の六第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の六第一項の規定によりされた建物敷地売却決議に係るマンション（要除却等認定を受けたものを除く。）に係るマンション敷地売却事業

ロ　区分所有法第六十四条の七第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の七第一項の規定によりされた建物取壊し敷地売却決議に係るマンション（要除却等認定を受けたものを除く。）に係るマンション除却敷地売却事業

ハ　区分所有法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりされた団地内建物敷地売却決議に係る団地内の二以上のマンション（要除却等認定を受けたものを除く。）に係るマンション敷地売却事業

二　売却決議マンション又は売却決議マンション群の全部（認定除却等計画に係るものその他の国土交通省令で定めるものを除く。）に係るマンション敷地売却事業　前項第六号

第百二十二条中「第百二十条第一項」を「第百十三条第一項」に改め、同条を第百十九条とする。

第百二十三条第一項中「第百二十条第一項」を「第百十三条第一項」に、「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「所在地」の下に「又は売却敷地の所在地」を加え、同条を第百二十条とする。

第百二十四条の見出しを「（区分所有権及び敷地利用権等の売渡し請求等）」に改め、同条第一項中「が第百八条第十項」を「が区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項、第七十一条第五項、第七十六条第三項又は第八十五条第四項」に、「、第百八条第十項」を「、区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは第七十一条第五項」に、「に規定するマンション敷地売却」を「又は区分所有法第七十六条第三項若しくは第八十五条第四項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項前段に規定する売却又は取壊し」に、「区分所有者（その）を「区分所有者又は敷地共有持分等を有する者（それらの）」に、「マンション敷地売却合意者」を「売却合意者」に、「を時価」を「又は敷地共有持分等を時価」に、「マンション敷地売却決議」を「建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議又は団地内建物敷地売却決議」に改め、同条第二項中「マンション敷地売却決議」を「売却決議」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項又は第七十一条第五項において準用する区分所有法第六十三条第六項の規定は第一項の規定による請求（次に掲げる決議に係るものを除く。）があった場合について、区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項、第七十一条第五項、第七十六条第三項又は第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十三条第六項の規定による請求（次に掲げる決議に係るものを除く。）があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項、第七十一条第五項、第七十六条第三項又は第八十五条第四項において準用する区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

一　被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の六第一項の規定によりされた建物敷地売却決議

二　被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の七第一項の規定によりされた建物取壊し敷地売却決議

第百二十四条を第百二十一条とし、第四章第一節第二款中同条の次に次の三条を加える。

（賃貸借の終了請求）

第百二十二条　組合（敷地売却のみを行う組合を除く。）は、専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができる。

2　前項の規定による請求があったときは、当該専有部分の賃貸借は、その請求があった日から六月を経過することによって終了する。

3　区分所有法第六十四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）」とあるのは「組合（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百九条に規定する組合をいう。）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（使用貸借の終了請求）

第百二十三条　前条第一項及び第二項の規定は、専有部分が使用貸借の目的物とされている場合（民法第五百九十八条第一項又は第二項に規定する場合を除く。）について準用する。

（配偶者居住権の消滅請求）

第百二十四条　第百二十二条第一項及び第二項の規定は、専有部分に配偶者居住権が設定されている場合（民法第千三十五条第一項ただし書に規定する場合を除く。）について準用する。

2　区分所有法第六十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第百二十二条第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十四条の二第四項中「第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）」とあるのは「組合（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百九条に規定する組合をいう。）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第百二十四条第一項において準用する同法第百二十二条第二項」と読み替えるものとする。

第百二十五条第一項中「売却マンションのマンション敷地売却合意者」を「売却等マンション又は売却敷地の売却合意者」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は敷地共有持分等を数人で有するとき」を加え、同条第三項中「第百二十条第一項」を「第百十三条第一項」に、「第百二十三条第一項」を「第百二十条第一項」に、「建替え合意者等」を「再生合意者」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「売却マンション」を「売却等マンション」と、「再建敷地」とあるのは「売却敷地」に改める。

第百二十九条中「第百二十条第一項」を「第百十三条第一項」に改める。

第百三十条中「は、」の下に「総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であって敷地利用権の持分又は敷地共有持分等の価格の過半数を有するものが出席し、出席した」を加え、「敷地利用権の持分」を「その敷地利用権の持分又は敷地共有持分等」に、「決する」を「決しなければならない」に改める。

第百三十四条第二項中「第百二十一条及び第百二十三条」を「第百十三条第二項から第四項まで及び第百十四条から第百十七条までの規定は組合が定款及び資金計画を変更して新たに売却等マンション又は売却敷地に追加しようとするマンション又は土地がある場合について、第百十八条及び第百二十条」に、「前項」を「前項」に改め、「認可について」の下に「、それぞれ」を加え、「同条第二項」を「第百十三条第二項中「前項の規定による認可を申請しようとする」とあるのは「組合が第百三十四条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、新たに売却等マンション又は売却敷地となるべき次の各号に掲げるマンション又は土地に係る」と、「次の」とあるのは「当該」と、第百二十条第二項」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は定款及び資金計画の対象とされた二以上の売却等マンション、一以上の売却等マンション及び売却敷地若しくは二以上の売却敷地の数を縮減しようとする場合」を加え、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、「その変更」の下に「又は縮減」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第百二十一条から第百二十四条までの規定は、組合が定款及び資金計画を変更して新たに売却等マンション又は売却敷地を追加した場合について準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する前条第一項」と、「区分所有者又は敷地共有持分等」とあるのは「新たに追加された売却等マンションの区分所有者又は新たに追加された売却敷地の敷地共有持分等」と、同条第三項中「第百二十一条第一項」とあるのは「第百三十四条第四項において準用する同法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

第百三十五条第二項中「分配金」の下に「（マンション敷地売却、マンション除却敷地売却又は敷地売却によって各区分所有者又は各敷地共有持分等を有する者が取得することができる金銭をいう。以下同じ。）」を加える。

第百三十九条第一項中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改める。

第四章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　除却等計画

（除却等計画の認定）

第百四条　第百十三条第二項第一号に規定する売却決議マンション又は同項第三号に規定する売却決議マンション群（以下この節において「売却決議マンション等」と総称する。）を買い受けようとする者は、当該売却決議マンション等ごとに、国土交通省令で定めるところにより、当該売却決議マンション等の除却等に関する計画（以下「除却等計画」という。）を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

2　除却等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　売却決議マンション等を買い受けた日から売却決議マンション等の除却等をする日までの間における当該売却決議マンション等の管理に関する事項

二　売却決議マンション等の除却等の予定時期

三　売却決議マンション等の除却等に関する資金計画

四　売却決議マンション等の除却等をした後の土地の利用に関する事項

五　その他国土交通省令で定める事項

（除却等計画の認定基準）

第百五条　都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　売却決議マンション等を買い受けた日から売却決議マンション等の除却等がされる日までの間に、当該売却決議マンション等について新たな権利が設定されないことが確実であること。

二　売却決議マンション等の除却等に関する資金計画が当該除却等を遂行するため適切なものであり、当該売却決議マンション等の除却等がされることが確実であること。

（除却等計画の変更）

第百六条　第百四条第一項の認定を受けた者（以下「認定買受人」という。）は、除却等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

（除却等の実施）

第百七条　認定買受人は、第百四条第一項の認定を受けた除却等計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定除却等計画」という。）に従い、売却決議マンション等の除却等を実施しなければならない。

（報告の徴収等）

第百八条　都道府県知事等は、認定買受人に対し、認定除却等計画に係る売却決議マンション等の除却等の状況について報告を求めることができる。

2　都道府県知事等は、認定買受人が正当な理由がなく認定除却等計画に従って売却決議マンション等の除却等を実施していないと認めるときは、当該認定買受人に対して、当該認定除却等計画に従ってこれらの措置を実施すべきことを勧告することができる。

3　都道府県知事等は、前項の規定による勧告を受けた認定買受人がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第四章を第三章とし、同章の次に次の二章を加える。

第四章　マンション除却事業

第一節　マンション除却組合

（マンション除却事業の実施）

第百六十三条の二　マンション除却組合（以下この章において「組合」という。）は、マンション除却事業を実施することができる。

（法人格）

第百六十三条の三　組合は、法人とする。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、組合について準用する。

（定款）

第百六十三条の四　組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　組合の名称

二　除却マンションの名称及びその所在地

三　事務所の所在地

四　事業に要する経費の分担に関する事項

五　役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

六　総会に関する事項

七　総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項

八　事業年度

九　公告の方法

十　その他国土交通省令で定める事項

（名称の使用制限）

第百六十三条の五　組合は、その名称中にマンション除却組合という文字を用いなければならない。

2　組合でない者は、その名称中にマンション除却組合という文字を用いてはならない。

第二款　設立等

（設立の認可）

第百六十三条の六　区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十四条の八第一項に規定する取壊し決議（以下単に「取壊し決議」という。）の内容によりマンションの除却を行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区

分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該取壊し決議の内容により当該マンションの除却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「取壊し合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2　前項の規定による認可を申請しようとする取壊し合意者は、次条から第百六十三条の十までの規定により、集会を開き、当該集会において、取壊し合意者の過半数の者であって区分所有法第三十八条の議決権の過半数を有するものが出席し、出席した取壊し合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならない。

3　前二項の場合において、マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の取壊し合意者とみなす。

（集会の招集）

第百六十三条の七　取壊し合意者の五分の一以上の者であって議決権（前条第二項に規定する議決権をいう。第百六十三条の九において同じ。）の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。

2　集会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を取壊し合意者に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を取壊し合意者に通知して、集会を招集することができる。

（招集手続の省略）

第百六十三条の八　集会は、取壊し合意者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（議決権の行使の方法等）

第百六十三条の九　集会に出席しない取壊し合意者は、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2　集会に出席しない取壊し合意者は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行使することができる。

3　前二項の規定により議決権を行使する者は、第百六十三条の六第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

4　代理人は、同時に五人以上の取壊し合意者を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を集会を招集した者に提出しなければならない。

6　前項の場合において、代理人は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（集会の決議の効力）

第百六十三条の十　第百六十三条の六第二項の規定による集会の決議は、取壊し合意者の特定承継人及び集会の決議後に取壊し合意者となった者に対しても、その効力を生ずる。

（認可の基準等）

第百六十三条の十一　都道府県知事等は、第百六十三条の六第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反するものでないこと。

二　取壊し決議が、当該取壊し決議の要件を満たしてされたものであること。

三　定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

四　マンションの除却を行うことが、除却マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること。

五　当該マンション除却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

六　その他基本方針に照らして適切なものであること。

2　都道府県知事等（特定行政庁である都道府県知事等を除く。）は、区分所有法第六十四条の八第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の八第一項の規定によりされた取壊し決議に係るマンション（要除却等認定を受けたものを除く。）に係るマンション除却事業を行う組合の設立についての第百六十三条の六第一項の規定による認可の申請があった場合において、当該認可をしようとするときは、当該申請が前項第二号に該当することについて、特定行政庁に協議しなければならない。

（組合の成立）

第百六十三条の十二　組合は、第百六十三条の六第一項の規定による認可により成立する。

（認可の公告等）

第百六十三条の十三　都道府県知事等は、第百六十三条の六第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、除却マンションの名称及びその所在地その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

2　組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは資金計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。

（区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求等）

第百六十三条の十四　組合は、前条第一項の公告の日（その日が区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第三項の期間の満了の日前であるときは、当該期間の満了の日）から二月以内に、区分所有法第六十四条の八第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項に規定する取壊しに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含み、その後に取壊し合意者となったものを除く。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。取壊し決議があった後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含み、その後に取壊し合意者となったものを除く。）の敷地利用権についても、同様とする。

2　前項の規定による請求は、取壊し決議の日から一年以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求することができなかったことに正当な理由があるときは、この限りでない。

3　区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第六項の規定は第一項の規定による請求（被災区分所有法第五条第二項の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十四条の八第一項の規定によりされた取壊し決議に係るものを除く。）があった場合について、区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による請求があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の十四第一項」と読み替えるものとする。

（賃貸借の終了請求）

第百六十三条の十五　組合は、専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができる。

2　前項の規定による請求があったときは、当該専有部分の賃貸借は、その請求があった日から六月を経過することによって終了する。

3　区分所有法第六十四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）」とあるのは「組合（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の二に規定する組合をいう。）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の十五第二項」と読み替えるものとする。

（使用貸借の終了請求）

第百六十三条の十六　前条第一項及び第二項の規定は、専有部分が使用貸借の目的物とされている場合（民法第五百九十八条第一項又は第二項に規定する場合を除く。）について準用する。

（配偶者居住権の消滅請求）

第百六十三条の十七　第百六十三条の十五第一項及び第二項の規定は、専有部分に配偶者居住権が設定されている場合（民法第千三十五条第一項ただし書に規定する場合を除く。）について準用する。

２　区分所有法第六十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第百六十三条の十五第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十四条の二第四項中「第一項の規定による請求をした者（当該専有部分の区分所有者を除く。）」とあるのは「組合（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の二に規定する組合をいう。）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の十七第一項において準用する同法第百六十三条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第三款　管理

（組合員）

第百六十三条の十八　除却マンションの取壊し合意者（その承継人（組合を除く。）を含む。）は、全て組合の組合員とする。

２　マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

３　第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第百六十三条の六第一項」と、同条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第百六十三条の十三第一項」と、「並びに再生合意者である組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「再生前マンション」とあるのは「除却マンション」と、「若しくは敷地利用権又は再建敷地について組合員の有する敷地共有持分等」とあり、及び「若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」とあるのは「又は敷地利用権」と読み替えるものとする。

（役員）

第百六十三条の十九　組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

２　組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

３　第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

（総会の組織）

第百六十三条の二十　組合の総会は、総組合員で組織する。

（総会の決議事項）

第百六十三条の二十一　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　資金計画の変更

三　借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四　経費の収支予算

五　予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六　賦課金の額及び賦課徴収の方法

七　補償金支払計画及びその変更

八　組合の解散

九　その他定款で定める事項

（総会の招集及び議事についての規定の準用）

第百六十三条の二十二　第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第七項中「第九条第一項」とあるのは「第百六十三条の六第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第百六十三条の二十三」と読み替えるものとする。

（特別の議決）

第百六十三条の二十三　第百六十三条の二十一第一号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項及び同条第八号に掲げる事項は、総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であって持分割合（除却マンションについての区分所有法第十四条に定める割合をいう。以下この条において同じ。）の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその持分割合の各四分の三以上で決しなければならない。

（総代会）

第百六十三条の二十四　組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

２　総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもって足りる。

３　総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一　理事及び監事の選挙又は選任

二　前条の規定に従って議決しなければならない事項

４　第二十八条第一項から第六項まで及び第八項並びに第二十九条（第三項ただし書を除く。）の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

（総代）

第百六十三条の二十五　総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあっては、その役員）のうちから選挙する。

２　総代の任期は、一年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

３　第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第百六十三条の二十五第一項」と読み替えるものとする。

（議決権及び選挙権）

第百六十三条の二十六　組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

２　組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

３　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

４　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

５　第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第百六十三条の二十二及び第百六十三条の二十四第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

６　代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

７　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

８　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（定款又は資金計画の変更）

第百六十三条の二十七　組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　第百六十三条の十一及び第百六十三条の十三の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第二項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第百六十三条の二十七第一項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

3　組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション除却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

（経費の賦課徴収）

第百六十三条の二十八　組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2　賦課金の額は、組合員の有する除却マンションの専有部分の位置、床面積等を考慮して公平に定めなければならない。

3　組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。

4　組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

（審査委員）

第百六十三条の二十九　組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

2　審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

3　前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款　解散

（解散）

第百六十三条の三十　組合は、次に掲げる理由により解散する。

一　設立についての認可の取消し

二　総会の議決

三　事業の完了又はその完了の不能

2　前項第二号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。

3　組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4　組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5　都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

（組合の解散及び清算についての規定の準用）

第百六十三条の三十一　第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第五款　税法上の特例

第百六十三条の三十二　組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（マンション除却組合並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（マンション除却組合を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション除却組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（マンション除却組合及び」とする。

2　組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二節　補償金支払手続等

第一款　補償金支払手続

（補償金支払手続開始の登記）

第百六十三条の三十三　組合は、第百六十三条の十三第一項の公告があったときは、遅滞なく、登記所に、除却マンションの区分所有権について、補償金支払手続開始の登記を申請しなければならない。

2　前項の登記があった後においては、組合員は、当該登記に係る除却マンションの区分所有権を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、組合の承認を得なければならない。

3　組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4　第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することができない。

5　権利消滅期日前において第百六十三条の三十第五項の公告があったときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、補償金支払手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第二目　補償金支払計画

（補償金支払計画の決定及び認可）

第百六十三条の三十四　組合は、第百六十三条の十三第一項の公告後、遅滞なく、補償金支払計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、補償金支払計画について、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

（補償金支払計画の内容）

第百六十三条の三十五　補償金支払計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組合員の氏名又は名称及び住所

二　組合員が除却マンションについて有する区分所有権

三　除却マンションに関する権利（組合員の有する区分所有権を除く。）を有する者で、この法律の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものの氏名又は名称及び住所、失われる除却マンションについて有する権利並びにその価額

四　第百六十三条の四十六第一項の規定による除却マンションの明渡しにより前号に掲げる者（除却マンションを占有している者に限る。）が受ける損失の額

五　補償金の支払に係る利子又はその決定方法

六　権利消滅期日

七　その他国土交通省令で定める事項

2　除却マンションに関する権利に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人（当該名義人に対して第百六十三条の十四第一項又は区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定による請求があった場合においては、当該請求をした者）に属するものとして補償金支払計画を定めなければならない。

（補償金の価額の算定基準）

第百六十三条の三十六　前条第一項第三号の価額は、第百六十三条の十三第一項の公告の日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格その他の当該価額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の価額とする。

２　前条第一項第四号の額は、第百六十三条の四十六第一項の規定による除却マンションの明渡しにより同号に掲げる者が通常受ける損失として政令で定める額とする。

（認可の基準）

第百六十三条の三十七　都道府県知事等は、第百六十三条の三十四第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一　申請手続又は補償金支払計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

二　取壊し決議の内容に適合していること。

三　除却マンションの区分所有権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。

四　除却マンションの借家権及び使用貸借による権利が権利消滅期日までに消滅することが確実であること。

五　その他基本方針に照らして適切なものであること。

（補償金支払計画の変更）

第百六十三条の三十八　第百六十三条の三十四第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、補償金支払計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

（審査委員の関与）

第百六十三条の三十九　組合は、補償金支払計画を定め、又は変更しようとするとき（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三目　補償金の支払等

（補償金支払計画に基づく組合の処分）

第百六十三条の四十　組合は、補償金支払計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は補償金支払計画について第百六十三条の三十八の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

２　補償金支払計画に基づく組合の処分は、前項の通知をすることによって行う。

３　補償金支払計画に基づく組合の処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（権利消滅期日等の通知）

第百六十三条の四十一　組合は、補償金支払計画若しくはその変更（権利消滅期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたとき、又は第百六十三条の三十八の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、除却マンションの所在地の登記所に、権利消滅期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（権利消滅期日における権利の帰属等）

第百六十三条の四十二　権利消滅期日において、除却マンションは、組合に帰属し、区分所有法第一条に規定する建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、除却マンションを目的とする所有権並びに借家権及び使用貸借による権利以外の権利は、消滅する。

（権利消滅の登記）

第百六十三条の四十三　組合は、権利消滅期日後遅滞なく、除却マンションに関する権利について必要な登記を申請しなければならない。

２　権利消滅期日以後においては、除却マンションに関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

（補償金）

第百六十三条の四十四　組合は、除却マンションに関する権利（組合員の有する区分所有権を除く。）を有する者で、この法律の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、その補償として、権利消滅期日までに、第百六十三条の三十五第一項第三号の価額（除却マンションを占有している者にあっては、当該価額と同項第四号の額の合計額）に第百六十三条の十三第一項の公告の日から第百六十三条の四十第一項の規定による補償金支払計画又はその変更に係る公告（以下「補償金支払計画公告」という。）の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額に、当該補償金支払計画公告の日から補償金を支払う日までの期間につき補償金支払計画で定めるところによる利息を付したものを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によって算定するものとする。

（補償金の供託等についての規定の準用）

第百六十三条の四十五　第七十六条の規定は前条に規定する補償金（利息を含む。以下この款（次条第一項第四号を除く。）において同じ。）の支払に代えて行う供託について、第七十七条の規定は供託された補償金について、第七十八条の規定は補償金の支払の対象となる権利について差押え又は仮差押えがある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「施行者は」とあるのは「第百六十三条の二に規定する組合（以下単に「組合」という。）は」と、同項第三号及び第四号、同条第二項、第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは「組合」と、第七十六条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第百六十三条の三十五第二項」と、「権利変換計画」とあるのは「補償金支払計画」と、同条第四項中「再生前マンション又は再建敷地」とあるのは「除却マンション」と、第七十八条第一項中「第七十五条」とあるのは「第百六十三条の四十四」と、「権利変換期日」とあるのは「権利消滅期日」と読み替えるものとする。

第四目　除却マンション等の明渡し

第百六十三条の四十六　除却マンションを占有している者（除却マンションの借家権を有する者及び使用貸借による権利を有する者を除く。）は、権利消滅期日（区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第六項（第百六十三条の十四第三項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者にあっては、当該期限の日）までに、組合に除却マンションを明け渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　補償金支払計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していない場合

二　第百六十三条の四十四の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払又は前条において準用する第七十六条の規定による供託がない場合

三　第百六十三条の十四第一項又は区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払又は提供がない場合

四　次に掲げる規定に規定する補償金の提供を受けるべき者について当該規定による提供がない場合

イ　第百六十三条の十五第三項又は第百六十三条の十七第二項において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

ロ　区分所有法第六十四条の八第三項において準用する次に掲げる規定

(1)　区分所有法第六十四条の二第三項

(2)　区分所有法第六十四条の四において準用する区分所有法第六十四条の二第三項

２　組合は、権利消滅期日後マンション除却事業に係る工事のため必要があるときは、除却マンションの敷地を占有している者に対し、期限を定めて、その明渡しを求めることができる。

３　前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

４　第二項の規定による明渡しの請求があった者は、明渡しの期限までに、組合に明け渡さなければならない。ただし、第百六十三条の十四第一項又は区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払又は提供がないときは、この限りでない。

第二款　区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務

第百六十三条の四十七　組合は、基本方針に従って、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、基本方針に従って、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三款　雑則

（処分、手続等の効力）

第百六十三条の四十八　除却マンションについて権利を有する者の変更があったときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこの者がした手続その他の行為は、新たにこの者となった者がしたものとみなし、従前のこの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこの者となった者に対してしたものとみなす。

（不動産登記法の特例）

第百六十三条の四十九　除却マンションの登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

（関係簿書の備付け）

第百六十三条の五十　組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション除却事業に関する簿書（組合員名簿を含む。次項において同じ。）をその事務所に備え付けておかなければならない。

２　利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があったときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（書類の送付に代わる公告）

第百六十三条の五十一　組合は、マンション除却事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

２　前項の公告があったときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節　マンション除却事業の監督等

（組合に対する報告、勧告等）

第百六十三条の五十二　都道府県知事等は、組合に対し、その実施するマンション除却事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施するマンション除却事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

２　都道府県知事等は、組合に対し、マンション除却事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

３　都道府県知事等は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。

（組合に対する監督）

第百六十三条の五十三　都道府県知事等は、組合の実施するマンション除却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

２　都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

３　都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。

４　都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

５　都道府県知事等は、第百六十三条の二十二において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第百六十三条の二十四第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

６　都道府県知事等は、第百六十三条の十九第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第百六十三条の二十五第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

７　都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

（資金の融通等）

第百六十三条の五十四　国及び地方公共団体は、組合に対し、マンション除却事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

（技術的援助の請求）

第百六十三条の五十五　組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンション除却事業の実施の準備又は実施のために、マンション除却事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

２　都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。

第四章の二　除却等の必要性に係る認定等

第一節　除却等の必要性に係る認定等

（除却等の必要性に係る認定）

第百六十三条の五十六　マンションの管理者等（区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。第百六十三条の六十において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁に対し、当該マンションの除却又は当該マンションの構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復（通常有すべき効用の確保を含む。）をするものとして国土交通省令で定める工事（以下「除却等」という。）をする必要がある旨の認定（以下「要除却等認定」という。）を申請することができる。

２　特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。

一　当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

二　当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三　当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

四　当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

五　当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

３　要除却等認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

（要除却等認定マンションの区分所有者の除却等の努力）

第百六十三条の五十七　要除却等認定を受けたマンション（以下「要除却等認定マンション」という。）の区分所有者は、当該要除却等認定マンションについて除却等を行うよう努めなければならない。

（要除却等認定マンションの除却等に係る指導及び助言並びに指示等）

第百六十三条の五十八　都道府県知事等は、要除却等認定マンションの区分所有者に対し、要除却等認定マンションの除却等について必要な指導及び助言をすることができる。

２　都道府県知事等は、要除却等認定マンションの除却等がされていないと認めるときは、要除却等認定マンションの区分所有者に対し、必要な指示をすることができる。

３　都道府県知事等は、前項の規定による指示を受けた要除却等認定マンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（容積率等の特例）

第百六十三条の五十九　その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

２　建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第百六十三条の六十　独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、要除却等認定を申請しようとする者又は要除却等認定マンションの管理者等からの委託に基づき、マンションの建替え、マンションの更新、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、マンションの除却又は敷地分割を行うために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う要除却等認定マンションの除却等資金の融資）

第百六十三条の六十一　独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、要除却等認定マンションの除却等に必要な資金を貸し付けることができる。

第二節　敷地分割決議等

（団地建物所有者集会の特例）

第百六十三条の六十二　要除却等認定を受けた場合においては、団地内建物を構成する要除却等認定マンションの敷地（当該要除却等認定マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者（以下「特定団地建物所有者」という。）は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、団地建物所有者集会（区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十四条の規定による集会であって、当該特定団地建物所有者で構成される区分所有法第六十五条に規定する団体又は区分所有法第六十六条において読み替えて準用する区分所有法第四十七条第二項に規定する団地管理組合法人に係るものをいう。以下同じ。）を開くことができる。

（敷地分割決議）

第百六十三条の六十三　要除却等認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各四分の三以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」という。）をすることができる。

２　団地内建物を構成するマンションが、被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失（被災区分所有法第一条に規定する大規模一部滅失をいう。）をし、かつ、要除却等認定を受けた場合において、当該マンションの除却の実施のために敷地分割決議をしようとするときは、当該政令で定める期間に限り、前項の規定の適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

３　第一項の団地建物所有者集会における各特定団地建物所有者の議決権は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかわらず、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であっても、当該団地内建物の敷地又はその借地権の共有持分の割合によるものとする。

４　敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　除却マンション敷地（敷地分割決議に係るものに限る。）の存する敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地（敷地分割後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域

二　敷地分割後の土地又はその借地権の帰属に関する事項

三　敷地分割後の団地共用部分の共有持分の帰属に関する事項

四　敷地分割に要する費用の概算額

五　前号に規定する費用の分担に関する事項

六　団地内の駐車場、集会所その他の生活に必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及び使用に関する事項

５　前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、各特定団地建物所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

６　第一項に規定する決議事項を会議の目的とする団地建物所有者集会を招集するときは、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該団地建物所有者集会の会日より少なくとも二月前に発しなければならない。

7　前項に規定する場合において、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、会議の目的たる事項及び議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

一　要除却等認定マンションの除却の実施のために敷地分割を必要とする理由

二　敷地分割後の当該要除却等認定マンションの除却の実施方法

三　マンションの再生等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要

8　第六項の団地建物所有者集会を招集した者は、当該団地建物所有者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について特定団地建物所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

9　区分所有法第三十五条及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、区分所有法第三十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「特定団地建物所有者（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の六十二に規定する特定団地建物所有者をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、同条第二項中「第四十条」とあるのは「区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第四十条」と、同条第三項及び第四項並びに区分所有法第三十六条中「区分所有者」とあるのは「特定団地建物所有者」と、同項中「建物内」とあるのは「団地内」と読み替えるものとする。

10　敷地分割決議をした団地建物所有者集会の議事録には、その決議についての各特定団地建物所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

11　敷地分割決議に賛成した各特定団地建物所有者（その承継人を含む。）は、敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなす。

第百六十八条第一項中「第百十五条の四第十項」を「第百六十三条の六十三第十一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、次条から第百六十八条の五までの規定により、集会を開き、当該集会において、敷地分割合意者の過半数の者であって第百六十三条の六十三第三項の議決権の過半数を有するものが出席し、出席した敷地分割合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならない。

第百六十八条の次に次の四条を加える。

（集会の招集）

第百六十八条の二　敷地分割合意者の五分の一以上の者であって議決権（第百六十三条の六十三第三項の議決権をいう。第百六十八条の四において同じ。）の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。

2　集会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を敷地分割合意者に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を敷地分割合意者に通知して、集会を招集することができる。

（招集手続の省略）

第百六十八条の三　集会は、敷地分割合意者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（議決権の行使の方法等）

第百六十八条の四　集会に出席しない敷地分割合意者は、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2　集会に出席しない敷地分割合意者は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行使することができる。

3　前二項の規定により議決権を行使する者は、第百六十八条第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

4　代理人は、同時に五人以上の敷地分割合意者を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を集会を招集した者に提出しなければならない。

6　前項の場合において、代理人は、国土交通省令で定めるところにより、集会を招集した者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（集会の決議の効力）

第百六十八条の五　第百六十八条第二項の規定による集会の決議は、敷地分割合意者の特定承継人及び集会の決議後に敷地分割合意者となった者に対しても、その効力を生ずる。

第百七十条第四項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第四条の二第二項」に改める。

第百七十一条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「特定要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　敷地分割決議が、当該敷地分割決議の要件を満たしてされたものであること。

第百七十四条第三項中「建替え合意者等」を「再生合意者」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「有する区分所有権又は敷地利用権」を「有する区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地について組合員の有する敷地共有持分等」に、「その区分所有権又は敷地利用権」を「その区分所有権若しくは敷地利用権又は敷地共有持分等」に改める。

第百七十九条中「組合員の議決権及び」を「総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であって」に改め、「同じ。」の下に「の割合の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその分割実施敷地持分」を加え、「決する」を「決しなければならない」に改める。

第二百六条第二項中「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第二百十三条に次の一項を加える。

3　都道府県知事等は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。

第二百十八条第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二百二十二条中「第九条第七項」を「第九条第六項」に改め、「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第二百二十五条第一号中「第百六十条第一項」の下に「、第百六十三条の五十二第一項」を加え、同条第二号中「第百六十一条第三項」の下に「、第百六十三条の五十二第二項、第百六十三条の五十三第三項」を加え、同条第三号中「第二項又は」を「第二項、第百六十三条の五十三第一項若しくは第二項又は」に改める。

第二百二十七条中「第百十四条第一項」を「第百八条第一項」に改める。

第二百二十九条第一号中「マンション建替組合がマンション建替事業」を「マンション再生組合がその受けた第九条第一項又は第三十四条第一項の認可に係るマンション再生事業」に改め、同条第二号中「マンション敷地売却組合がマンション敷地売却事業」を「マンション等売却組合がその受けた第百十三条第一項又は第百三十四条第一項の認可に係るマンション等売却事業」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「第百五十八条第二項」の下に「、第百六十三条の五十第二項」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第百五十八条第一項」の下に「、第百六十三条の五十第一項」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号

中「第百三十八条」の下に「、第百六十三条の三十一」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第百三十八条」の下に「、第百六十三条の三十一」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第百三十七条第三項」の下に「、第百六十三条の二十七第三項、第百六十三条の三十第三項」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第百三十一条第四項」の下に「、第百六十三条の二十二、第百六十三条の二十四第四項」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第百二十六条第三項」の下に「、第百六十三条の十九第三項」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　マンション除却組合がマンション除却事業以外の事業を営んだとき。

第二百三十条中「及び」を「、第百六十三条の二十二及び」に改める。

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

第二百三十一条の二　第四条の二第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の過料に処する。

第二百三十二条中「第百十九条第二項」を「第百十二条第二項、第百六十三条の五第二項」に、「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　管理計画の認定等（第五条の三―第五条の十二）」を「第二章の二　マンション管理適正化支援法人（第五条の三―第五条の十二）　第三章　管理計画の認定等（第五条の十三―第五条の二十二）」に改める。

第五条の二第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「運営」の下に「又はマンションの修繕の実施」を加え、同条に次の六項を加える。

3　都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた管理組合の管理者等に対し、マンションの管理について特別の知識経験を有する者のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者等の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者等の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者等に関する情報の提供を求めることができる。

6　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

7　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8　第六項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五条の十二第一項中「第五条の四」を「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、第三章中同条を第五条の二十二とする。

第五条の十一第二項中「第五条の十一第一項」を「第五条の二十一第一項」に改め、同条を第五条の二十一とする。

第五条の十第一項中「第五条の四の認定（第五条の七第一項」を「第五条の十四の認定（第五条の十七第一項」に改め、同項第三号中「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同条第二項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条を第五条の二十とし、第五条の九を第五条の十九とする。

第五条の八中「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の十」を「第五条の二十」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の七第一項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条第二項中「第五条の四及び第五条の五」を「第五条の十四及び第五条の十五」に改め、同条を第五条の十七とする。

第五条の六第一項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条を第五条の十六とし、第五条の五を第五条の十五とし、第五条の四を第五条の十四とし、第五条の三を第五条の十三とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　マンション管理適正化支援法人

（マンション管理適正化支援法人の登録）

第五条の三　都道府県知事等は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める法人であって、次条各号に掲げる業務（以下「管理支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）として登録することができる。

一　職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として国土交通省令で定める措置が講じられていること。

三　前二号に定めるもののほか、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができると認められること。

2　都道府県知事等は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による登録をしてはならない。

一　第五条の八第三項の規定により前項の規定による登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二　その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から二年を経過しない者があること。

3　第一項の規定による登録は、支援法人登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　支援法人の名称、住所及び代表者の氏名

三　支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地

4　支援法人は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

（支援法人の業務）

第五条の四　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　管理組合又はマンションの区分所有者等に対し、マンションの管理に関する情報の提供、相談若しくは提案又はマンションの管理に関する知識を有する者の派遣その他のマンションの管理の適正化の推進を図るために必要な援助を行うこと。

二　都道府県等がするマンション管理適正化推進計画の作成又は変更に関し、管理組合又はマンションの区分所有者等のマンションの管理に関する意向その他の事情の把握、マンション管理適正化推進計画の周知その他の協力を行うこと。

三　マンションの管理に関する調査及び研究を行うこと。
四　マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
五　前各号に掲げるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行うこと。
（支援法人の都道府県知事又は市町村長による援助への協力）
第五条の五　支援法人は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十七条第三項、第百六十条第三項又は第二百十三条第三項の規定により都道府県知事又は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同法第九十七条第一項、第百六十条第一項又は第二百十三条第一項に規定する援助に関し協力するものとする。
（秘密保持義務）
第五条の六　支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、第五条の四第一号又は第二号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（業務の休廃止）
第五条の七　支援法人は、管理支援業務を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
2　前項の規定により管理支援業務を廃止した旨の届出があったときは、当該支援法人に係る第五条の三第一項の規定による登録は、その効力を失う。
（監督）
第五条の八　都道府県知事等は、管理支援業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その管理支援業務に関し報告をさせることができる。
2　都道府県知事等は、支援法人の管理支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3　都道府県知事等は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の三第一項の規定による登録を取り消すことができる。
一　管理支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二　第五条の三第二項第二号に該当するに至ったとき。
三　第五条の三第四項又は前条第一項の規定に違反したとき。
四　第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五　前項の規定による命令に違反したとき。
六　不正の手段により第五条の三第一項の規定による登録を受けたとき。
（公表）
第五条の九　都道府県知事等は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
一　第五条の三第一項の規定による登録をしたとき。
二　第五条の三第四項の規定による届出があったとき。
三　第五条の七第一項の規定による届出があったとき。
四　前条第三項の規定により第五条の三第一項の規定による登録を取り消したとき。
（国土交通省令への委任）
第五条の十　第五条の三第一項の規定による登録の手続その他支援法人に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
（情報の提供等）
第五条の十一　国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
（支援法人によるマンション管理適正化推進計画の作成等の提案）
第五条の十二　支援法人は、都道府県等に対し、管理支援業務の実施を通じて得られた知見に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
2　前項の規定による提案を受けた都道府県等は、当該提案に基づきマンション管理適正化推進計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
第九十二条の二中「（平成十四年法律第七十八号）」を削る。
第百四条の二第一項中「及び第三章」を「から第三章まで」に改める。
第百七条第一項第一号中「第五条の十二第二項」を「第五条の六、第五条の二十二第二項」に改める。
第百九条第一項第一号中「第五条の八」を「第五条の十八」に改める。
第百十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一　第五条の二第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第五条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「第五条の二」を「第五条の二の二」に、「第五条の十二」を「第五条の十二の二」に改める。
第二章に次の一条を加える。
（マンション所有者不明専有部分等の管理に関する区分所有法の特例）
第五条の二の二　都道府県知事等は、居住その他の使用がなされていないことが常態であるマンションの専有部分であって、その区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないもの（マンションの専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないマンションの専有部分の共有持分。第五条の十二の二第一項において「マンション所有者不明専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。
2　都道府県知事等は、マンションの専有部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションの居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められるマンションの専有部分（第五条の十二の二第一項において「マンション管理不全専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。
3　都道府県知事等は、マンションの共用部分（区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。）が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められるマンションの共用部分（第五条の十二の二第一項において「マンション管理不全共用部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の十三第一項の規定による命令の請求をすることができる。
第五条の五中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百六十条第三項」の下に「、第百六十三条の五十二第三項」を、「第百六十条第一項」の下に「、第百六十三条の五十二第一項」を加える。

第二章の二に次の一条を加える。

（都道府県知事等への要請）

第五条の十二の二　支援法人は、マンション管理不全専有部分、マンション管理不全専有部分又はマンション管理不全共用部分につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第五条の二の二の規定による請求をするよう要請することができる。

2　都道府県知事等は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第五条の二の二の規定による請求をするものとする。

3　都道府県知事等は、第一項の規定による要請があった場合において、第五条の二の二の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第七十二条第一項中「除く。」の下に「又は当該管理受託契約を締結し、若しくは締結しようとする管理組合から管理者事務（当該管理組合の管理者等がマンションの管理のために当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等を代理してマンション（専有部分を除く。）を保存し、集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。）の決議を実行し、及び規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。）で定めた行為をすることに関する事務をいう。次条において同じ。）の委託を受けることを内容とする契約（新たに建設されたマンションの分譲に通常要すると見込まれる期間その他の管理組合を構成するマンションの区分所有者等が変動することが見込まれる期間として国土交通省令で定める期間中に契約期間が満了するものを除く。以下「管理者受託契約」という。）を締結しようとするとき（次項に規定するときを除く。）」を、「、管理受託契約」の下に「又は管理者受託契約」を加え、同条第二項中「管理受託契約」の下に「又は管理者受託契約」を加える。

第七十三条第一項中「とする」の下に「契約又は当該契約を締結し、若しくは締結しようとする管理組合から管理者事務の委託を受けることを内容とする」を加え、同項第一号から第四号までの規定中「管理事務」の下に「又は管理者事務」を加える。

第七十七条第一項中「とき」の下に「（次項に規定するときを除く。）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「、又は当該マンション管理業者が当該管理組合の管理者等であるとき」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（利益相反のおそれがある場合のマンションの区分所有者等への事前説明）

第七十七条の二　マンション管理業者（管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるものに限る。）は、自己又は人的関係、資本関係その他の関係において当該マンション管理業者と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者との間における取引を行うとき（管理受託契約又は管理者受託契約を締結しようとするときを除く。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、当該取引につき重要な事実として国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該取引が速やかに行われることが必要であると認められる場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第八十二条第二号中「第二項」の下に「、第七十七条の二」を加える。

第九十二条の二中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百六十三条第二項」の下に「、第百六十三条の五十五第二項」を、「第百六十三条第一項」の下に「、第百六十三条の五十五第一項」を加える。

第六条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二の二」を「第五条の三」に、「第五条の三―第五条の十二の二」を「第五条の四―第五条の十四」に、「第五条の十三―第五条の二十二」を「第五条の十五―第五条の二十六」に改める。

第五条の二十二第一項中「第五条の十四」を「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を「第五条の十八第一項」に改め、同項第一号中「資金計画及び」を「資金計画」に、「状況」を「状況及び分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項」に改め、第三章中同条を第五条の二十六とする。

第五条の二十一第二項中「第五条の二十一第一項」を「第五条の二十五第一項」に改め、同条を第五条の二十五とする。

第五条の二十第一項中「、第五条の十四」を「、第五条の十六」に改め、「（第五条の十七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）」を削り、同項第一号及び第二号中「認定管理者等」を「認定計画実施者」に改め、同項第三号中「認定管理者等」を「認定計画実施者」に、「第五条の十四」を「第五条の十六第一項」に、「第五条の十六第一項」を「第五条の十八第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　認定管理計画（第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。以下この号において同じ。）に係るマンションの管理組合の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定管理計画に係るマンションの管理組合の管理者等が選任されないとき。

第五条の二十第二項中「第五条の十四」を「第五条の十六」に、「認定管理者等」を「認定計画実施者」に改め、同条を第五条の二十四とする。

第五条の十九中「認定管理者等」を「認定計画実施者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　計画作成都道府県知事等は、第五条の十六の認定を受けた分譲事業者が、管理計画認定マンションに係る管理組合の管理者等が選任されたにもかかわらず、第五条の二十第一項の規定による第五条の十九第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該分譲事業者に対し、相当の期限を定めて、同項の変更の認定を申請すべきことその他の必要な措置を命ずることができる。

第五条の十九を第五条の二十三とする。

第五条の十八中「認定管理者等（第五条の十四の認定を受けた管理計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定管理計画」という。）に係るマンション（以下「管理計画認定マンション」という。）」を「第五条の十六の認定を受けた者（管理計画認定マンションに、「次条及び第五条の二十において同じ」を「次条第一項及び第五条の二十四において「認定計画実施者」という。）に改め、同条を第五条の二十二とする。

第五条の十七第一項中「認定管理者等は、第五条の十四の」を「第五条の十六の認定を受けた者は、当該」に改め、同条第二項中「第五条の十四及び第五条の十五」を「第五条の十六及び第五条の十七」に、「認定」を「変更の認定」に改め、同条を第五条の十九とし、同条の次に次の二条を加える。

（管理組合の管理者等が選任された場合における認定を受けた管理計画の変更の認定の申請等）

第五条の二十　第五条の十六の認定を受けた分譲事業者は、同条の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた管理計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定管理計画」という。）に係るマンション（以下「管理計画認定マンション」という。）の管理組合の管理者等が選任されたときは、当該認定管理計画に第五条の十五第三項第三号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。この場合において、当該分譲事業者は、当該管理者等において当該変更の認定の申請に係る認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を行うことについて、当該管理者等の同意を得なければならない。

2　前項の規定による前条第一項の変更の認定があったときは、当該管理計画認定マンションの管理組合の管理者等は、第五条の十六の認定を受けた者とみなす。

3　第一項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があった場合における同条第二項において準用する第五条の十六の規定の適用については、同条中「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準（第四号に掲げる基準を除く。）」と、同条第三号中「前条第一項の規定による」とあるのは「第五条の二十第一項の規定による第五条の十九第一項の変更の」とする。

（管理計画認定マンションの表示等）

第五条の二十一　管理計画認定マンションに係るマンションの区分所有者等又は第五条の十六の認定を受けた者は、管理計画認定マンション、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該管理計画認定マンションが同条の認定を受けている旨の表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、マンション、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五条の十六第一項中「第五条の十四」を「第五条の十六」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の十五中「（以下「認定管理者等」という。）」を削り、同条を第五条の十七とする。

第五条の十四中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「管理組合」を「前条第一項の規定による認定の申請に係る管理計画にあっては、管理組合」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　前条第二項の規定による認定の申請に係る管理計画にあっては、分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の引継ぎが適切かつ円滑に行われる見込みが確実であること。

第五条の十四を第五条の十六とする。

第五条の十三第二項第三号中「当該」を「管理組合の管理者等が作成する管理計画にあっては、当該」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　分譲事業者が作成する管理計画にあっては、当該マンションの管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項

第五条の十三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　建物を分譲してマンションとし、当該マンションの管理を行おうとする場合における当該分譲をしようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理計画を作成し、計画作成都道府県知事等の認定を申請することができる。

第五条の十三を第五条の十五とする。

第五条の十二の二中「第五条の二の二」を「第五条の三」に改め、第二章の二中同条を第五条の十四とし、第五条の十二を第五条の十三とし、第五条の十一を第五条の十二とする。

第五条の十中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の十一とする。

第五条の九第一号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条第二号中「第五条の三第四項」を「第五条の四第四項」に改め、同条第三号中「第五条の七第一項」を「第五条の八第一項」に改め、同条第四号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の十とする。

第五条の八第三項中「、第五条の三第一項」を「、第五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第五条の三第二項第二号」を「第五条の四第二項第二号」に改め、同項第三号中「第五条の三第四項」を「第五条の四第四項」に改め、同項第六号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の九とする。

第五条の七第二項中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の八とする。

第五条の六中「第五条の四第一号」を「第五条の五第一号」に改め、同条を第五条の七とし、第五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とする。

第五条の三第二項第一号中「第五条の八第三項」を「第五条の九第三項」に改め、同条を第五条の四とする。

第五条の二の二中「第五条の十二の二第一項」を「第五条の十四第一項」に改め、第二章中同条を第五条の三とする。

第七十二条第三項ただし書中「、認定管理者等」を「、第五条の十六の認定を受けた管理組合の管理者等」に、「認定管理者等に」を「管理者等に」に改める。

第百七条第一項第一号中「第五条の六、第五条の七、第五条の二十六第二項」を「第五条の七、第五条の二十六第二項」に改める。

第百九条第一項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第五条の十八」を「第五条の二十二」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第五条の二十一第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

第百九条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第百十一条中「第二号、第三号及び第八号」を「第三号、第四号及び第九号」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　マンションの更新（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第三号に規定するマンションの更新をいう。以下この号において同じ。）又はマンションの更新がされた後のマンションで当該マンションの更新がされた後に人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものの購入に必要な資金（当該マンションの更新又はマンションの更新がされた後のマンションの購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。

第十三条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の六十一の規定による貸付けを行うこと。

第十四条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十七条第二号中「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第九号」に改める。

第十九条第一項中「第十二号」を「第十三号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第九号」に改める。

第二十二条中「第十号」を「第十一号」に、「若しくは第六号」を「から第七号まで」に改める。

第二十八条中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第九号」に改める。

附則第七条第六項中「第八号」を「第九号」に、「「第六号」を「「第七号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十八条の規定　公布の日

二　第三条の規定（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の目次の改正規定（「第四条」を「第四条の二」に改める部分に限る。）、同法第四条第二項第九号の次に一号を加える改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定、同法第九条第一項の改正規定（「都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を「都道府県知事等」に改める部分に限る。）、同法第十一条第四項の改正規定、同法第九十七条に一項を加える改正規定、同法第百六十条に一項を加える改正規定、同法第二百十三条に一項を加え

る改正規定、同法第二百二十二条の改正規定（「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）及び同法第二百三十一条の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第四条の規定並びに附則第四条の規定、附則第九条の規定（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定中「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第十六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第六条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の建物の区分所有等に関する法律（以下この条及び附則第五条第七項において「新区分所有法」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の建物の区分所有等に関する法律（以下この条において「旧区分所有法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧区分所有法の規定により招集の手続が開始された集会については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に効力を有する旧区分所有法の規定による規約で定められた事項で新区分所有法に抵触するものは、施行日からその効力を失う。

4　施行日前に滅失した建物については、新区分所有法第三章の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に第二条の規定による改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令が施行された場合におけるその政令で定める災害により滅失した建物については、この限りでない。

（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（次項において「旧被災区分所有法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2　施行日前に旧被災区分所有法の規定により招集の手続が開始された集会については、なお従前の例による。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日までの間における第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（次項において「第二号改正後円滑化法」という。）第十一条第四項及び第百七十条第四項の規定の適用については、これらの規定中「マンションの再生等の円滑化に関する法律」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とする。

2　第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）の前日までの間における第二号改正後円滑化法第九十七条第三項の規定の適用については、同項中「第五条の四第一項」とあるのは、「第五条の三第一項」とする。

第五条　次の表の上欄に掲げる者の名称については、この法律の施行後六月間は、同表の中欄に掲げる規定は適用せず、同表の下欄に掲げる規定は、なお効力を有する。

施行日前に第三条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下この条において「旧円滑化法」という。）第九条第一項の規定による認可を受けた旧円滑化法第五条第一項に規定するマンション建替組合	第三条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下この条において「新円滑化法」という。）第八条第一項	旧円滑化法第八条第一項
施行日前に旧円滑化法第百二十条第一項の規定による認可を受けた旧円滑化法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合	新円滑化法第百十二条第一項	旧円滑化法第百十九条第一項

2　前項の表の上欄に掲げる者は、同項に規定する期間内においても、新円滑化法第三十四条第一項又は第百三十四条第一項の規定により、定款（新円滑化法第七条第一号又は第百十一条第一号に掲げる組合の名称に係る部分に限る。）の変更の認可を申請し、都道府県知事等（新円滑化法第四条の二第二項に規定する都道府県知事等をいう。）の認可を受けることができる。この場合において、当該認可を受けた日以後は、前項の規定は、適用しない。

3　この法律の施行の際現にその名称中にマンション再生組合、マンション等売却組合又はマンション除却組合という文字を用いている者については、新円滑化法第八条第二項、第百十二条第二項又は第百六十三条の五第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

4　次に掲げる認可の申請であって、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

一　施行日前にされた旧円滑化法第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可の申請

二　施行日前にされた旧円滑化法第二十条第一項の規定による認可の申請

三　施行日前にされた旧円滑化法第百六十八条第一項の規定による認可の申請

5　次の各号に掲げる組合については、当該各号に定める組合とみなす。

一　施行日前に旧円滑化法第九条第一項の規定による認可（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた認可を含む。）を受けた旧円滑化法第五条第一項に規定するマンション建替組合　新円滑化法第九条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第五条第一項に規定するマンション再生組合

二　施行日前に旧円滑化法第百二十条第一項の規定による認可（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた認可を含む。）を受けた旧円滑化法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合　新円滑化法第百十三条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第百九条に規定するマンション等売却組合

6　施行日前に旧円滑化法第百二条第二項の規定によりされた認定は、新円滑化法第百六十三条の五十六第二項の規定によりされた認定とみなす。

7　施行日前に旧円滑化法第百八条第一項の規定によりされた同項に規定するマンション敷地売却決議は、新区分所有法第六十四条の六第一項の規定によりされた同項に規定する建物敷地売却決議とみなす。

8　施行日前に旧円滑化法第百九条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する買受計画に関する当該買受計画の変更の認定、マンションの買受け及び除却並びに同項に規定する代替建築物の提供等の実施、報告の徴収、勧告並びに公表については、なお従前の例による。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この条において「新適正化法」という。）第七十二条第一項の規定は、管理組合から管理者等（同項に規定する管理者等をいう。）の委託を受けることを内容とする契約で施行日から起算して一月を経過する日前に締結されるものについては、適用しない。

2　新適正化法第七十七条の規定は、管理組合から管理事務（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第六号に規定する管理事務をいう。以下この項において同じ。）の委託を受けることを内容とする契約で施行日以後に締結されたものに基づき行う管理事務について適用し、当該契約で施行日前に締結されたものに基づき行う管理事務については、なお従前の例による。

3　新適正化法第七十七条の二の規定は、施行日から起算して一月を経過する日前に行われる取引については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の建物の区分所有等に関する法律第二十六条第二項の別段の意思表示等に係る規約の設定又は変更の状況並びに同項に規定する保険金等の請求及び受領の状況等を勘案し、管理者又は区分所有者であった者からの相談に的確に応じることができる体制の整備その他同法の規定の適用を受けるマンション等の共用部分の補修等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及び独立行政法人住宅金融支援機構法の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第九条第七項」を「第九条第六項」に改め、「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の九の三第一項中「第五条の八」を「第五条の二十第一項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条の九の三第一項の規定の適用については、同項中「第五条の二十第一項」とあるのは、「第五条の十八」とする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「同項の」を「同条の」に、「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議」とあり、及び同条第三項中「集会において、区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議」とあるのは、」に、「同項ただし書」を「同条第五項」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「建替え決議」の下に「、同法第六十四条の七第一項の規定による建物取壊し敷地売却決議又は同法第六十四条の八第一項の規定による取壊し決議」を、「第六十四条」の下に「（同法第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第三項において準用する場合を含む。）」を、「より建替え」の下に「、建物の取壊し及び建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却又は取壊し」を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条の二」を「第百六十三条の六十」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「第五条の八」を「第五条の二十第一項」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の規定の適用については、同項中「第五条の二十第一項」とあるのは、「第五条の十八」とする。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正）

第十七条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章第四節の節名中「民法」の下に「及び建物の区分所有等に関する法律」を加える。

第四十二条第五項中「又は」を「若しくは」に、「の規定による命令」を「又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十六条の二第一項、第四十六条の八第一項若しくは第四十六条の十三第一項の規定による命令」に改める。

（政令への委任）

第十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十八号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

（森林経営管理法の一部改正）

第一条　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　災害等防止措置命令等（第四十二条・第四十三条）」を「第五章　経営管理の集積及び経営管理権利の設定（第四十四条―第五十条）
第六章　地域経営管理権利集積計画の作成等（第五十一条―第五十六条）
第七章　災害等防止措置命令等（第五十七条―第六十二条）」に、「第六章　雑則（第六十三条）」を「第八章　雑則（第六十三条）」に、「第四十四条―第四十六条」を「第六十四条―第六十六条」に、「第四十七条」を「第六十七条」に改める。

第二章第一節の節名を削る。

第十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第

十六条」を「第六十四条―第六十六条」に、「第七章」を「第九章」に、「第四十七条―第五十一条」を「第六十七条―第七十一条」に、「第八章」を「第十章」に、「第五十二条・第五十三条」を「第七十二条・第七十三条」に改める。

第一条中「、経営管理権集積計画を定め」を削る。

第二条第三項中「第五章」を「第七章」に改める。

第四条第三項中「実施されることにより経営管理が行われるよう」を「実施されるよう」に改め、同条第四項中「いう」の下に「。第四十三条第五項第一号及び第五十一条第五項第二号において同じ」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

第五条の見出しを「（意向調査）」に改め、同条中「第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該集積計画対象森林について、既に第四十五条第二項の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この条の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

第十条中「全部」を「うちいずれかの者」に改め、「とき」の下に「（当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。）」を加える。

第十一条第六号及び第二十五条第三号中「六月」を「二月」に改める。

第四十条第一項中「、第十五条第二項」を「又は第十五条第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第三十二条第二項」の下に「（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十三条を第七十三条とする。

第五十二条中「第四十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第七十二条とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第五十一条を第七十一条とし、第五十条を第七十条とし、第四十九条を第六十九条とする。

第四十八条第一項第一号中「経営管理意向調査」を「第五条又は第四十五条第二項の規定による調査の実施」に改め、同項に次の二号を加える。

五　集約化構想の作成に関する事務

六　権利集積配分一括計画の作成に関する事務

第四十八条を第六十八条とする。

第四十七条中「第二十五条」の下に「（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十七条とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十六条を第六十六条とし、第四十五条を第六十五条とし、第四十四条を第六十四条とする。

第六章を第八章とする。

第四十三条第四項を削り、第五章中同条を第六十三条とし、第四十二条を第六十二条とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章　経営管理の集約化の推進

第一節　定義

第四十二条　この章において「経営管理の集約化」とは、一体経営管理森林（自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。次条第一項及び第二項第一号並びに第四十五条第一項において同じ。）の区域において、必要な作業路網の整備その他の措置を講じつつ、当該区域内の森林ごとに必要な経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることにより、一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現することをいう。

2　この章において「適合事業者」とは、第四十四条第二項の規定により、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者をいう。

第二節　地域経営管理集約化構想の作成等

（地域経営管理集約化構想の作成）

第四十三条　市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。）と共同して、政令で定めるところにより、第四十五条第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができる。

2　集約化構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　一体経営管理森林の区域

二　前号に掲げる区域における経営管理の方針

三　前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

四　前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針

3　市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、前項第三号に掲げる目標として次に掲げる事項を定めるとともに、これらの事項を記載した地図を作成するものとする。

一　前項第一号に掲げる区域において経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林

二　適合事業者（次条第一項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一項に規定する公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者に限る。第七項及び第四十五条第一項において同じ。）の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者

4　集約化構想においては、第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に掲げる区域における経営管理の集約化に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一　林道の開設及び改良に関する事項

二　前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。第四十九条において同じ。）となった場合における施業実施協定（同法第十条の十一第一項に規定する施業実施協定であって、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九条において同じ。）又は施業施設協定（同法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定をいう。第四十九条において同じ。）の締結に関する事項

5　集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一　集約化構想を定める市町村が森林法第十条の五第一項の規定によりたてた市町村森林整備計画（第四十五条第一項において単に「市町村森林整備計画」という。）、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

二　経営管理の集約化を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

6　集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとする。

7　市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

8　市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想の案について、当該市町村等に意見書を提出することができる。

9　市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（民間事業者の公募及び公表）

第四十四条　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域（第五十条第一項において「公募区域」という。）ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる前条第二項第一号に掲げる区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。

2　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一　経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二　経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

（協議の場の設置等）

第四十五条　市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者（木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。）その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

2　集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域（当該市町村の区域内のものに限る。）内の森林の森林所有者（第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該森林について、既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

3　市町村等は、第一項の協議を行う場合には、同項の地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係権利者に関する情報の提供）

第四十六条　市町村等は、集約化構想を定めた場合には、農林水産省令で定めるところにより、構想森林（第四十三条第三項の規定により当該集約化構想において定められた同項第一号に掲げる森林をいう。以下同じ。）ごとに、構想適合事業者（同項の規定により当該集約化構想において定められた同項第二号に掲げる適合事業者をいう。以下同じ。）の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下この条において「関係権利者」という。）の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができる。

（不動産登記法の特例）

第四十七条　市町村等は、集約化構想を定めた場合において、一筆の土地（当該集約化構想において定められた第四十三条第二項第一号に掲げる区域内の森林の土地に限る。）及びこれに隣接する他の土地であって、森林法第百九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として当該一筆の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの土地の所有権登記名義人等（同法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。）のうちいずれかの者の同意を得たときは、同法第百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地との筆界（同法第百二十三条第一号に規定する筆界をいい、同法第十四条第一項の地図が作成されていないものに限る。）について、同法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

（林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請）

第四十八条　市町村（集約化構想を市町村と共同して定めた都道府県の区域内の市町村を除く。）は、集約化構想において第四十三条第四項第一号に掲げる事項を定めた場合には、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該集約化構想において定められた当該事項に関連して必要となる森林法第五条第一項の地域森林計画（以下この項及び次項において単に「地域森林計画」という。）をたて、又はこれを変更することの要請をすることができる。この場合においては、当該要請に係る地域森林計画の素案を添えなければならない。

2　前項の規定による要請を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森林計画（当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3　第一項の規定による要請を受けた都道府県知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画をたて、又はこれを変更する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした市町村に通知しなければならない。

（森林法の特例）

第四十九条　構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合において、集約化構想（第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に従って当該構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定に関する森林法第十条の十一の三第一項（同法第十条の十一の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第四十三条第九項の規定による公告があったことをもって、同法第十条の十一の三第一項の規定による公告及び縦覧があり、かつ、同項の縦覧期間が満了したものとみなす。

（適合事業者による集約化構想の作成の申出）

第五十条　適合事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十四条第一項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

2　前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するよう努めるものとする。

第三節　権利集積配分一括計画の作成等

（権利集積配分一括計画の作成）

第五十一条　市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。

2　権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一　市町村への経営管理権の集積　次に掲げる事項

イ　市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積

ロ　一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

ハ　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

ニ　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

ホ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

ヘ　一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

ト　ハに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第五十三条において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

チ　その他農林水産省令で定める事項

二　構想適合事業者への経営管理実施権の設定　次に掲げる事項

イ　経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所

ロ　構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積

ハ　ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

ニ　構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間

ホ　構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

ヘ　ロに規定する一括計画対象森林に係る前号ホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

ト　市町村に支払われるべき金銭がある場合（チに規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期

チ　ニに規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

リ　その他農林水産省令で定める事項

3　前項第一号ホに規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4　市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林（一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。

一　所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所

二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積

三　構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所

四　構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五　その他農林水産省令で定める事項

5　権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一　権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。

二　森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

三　第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

四　第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。

五　前項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。

ロ　前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

（権利集積配分一括計画の公告等）

第五十二条　市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2　前項の規定による公告があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。

3　第一項の規定による公告（前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。）があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

（権利集積配分一括計画の作成手続の特例）

第五十三条　第二章第二節の規定は、権利集積配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号に定める事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときについて準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第三十条第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

（登記の特例）

第五十四条　第五十二条第一項の規定による公告があった権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

（森林法の特例）

第五十五条　第五十二条第一項の規定による公告があったときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

（勧告）

第五十六条　市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があった権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

第六章　経営管理支援法人

（経営管理支援法人の指定）

第五十七条　市町村の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2　市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3　支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村の長に届け出なければならない。

4　市町村の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

（支援法人の業務）

第五十八条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　森林所有者、民間事業者その他経営管理を行おうとする者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと。

二　経営管理の実施に関する調査研究を行うこと。

三　経営管理の実施に関する普及啓発を行うこと。

四　委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者（第六十条第二項において単に「森林所有者」という。）の探索を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務を行うこと。

（監督等）

第五十九条　市町村の長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　市町村の長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第五十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4　市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

（情報提供等）

第六十条　国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2　市町村の長は、支援法人から第五十八条第四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報（以下この項及び次項において「所有者関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者関連情報を提供するものとする。

3　前項の場合において、市町村の長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者関連情報を提供することについて本人（当該所有者関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4　前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出）

第六十一条　支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、当該支援法人を指定した市町村に対し、当該市町村の区域内の森林について経営管理権集積計画を定め、又は当該区域内の森林の区域について集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

（森林法の一部改正）

第二条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分　農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。

第十条の二第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「かん養」を「涵養」に改め、同条第四項中「条件を附する」を「擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付する」に改める。

第十条の三中「附した」を「付した」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

第十条の八第一項中「森林所有者等は」を「森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は」に改める。

第十条の十一第一項中「この項」の下に「及び第十条の十一の九第一項」を加え、同条第三項第二号イ及びロ中「申請」を「認可の申請」に改める。

第十条の十一の四第一項中「全てに」を「いずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法第四十三条第一項に規定する集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域が施業実施協定の対象とする森林の区域の全部又は一部を含むものであるときは、施業実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであること。

第十条の十一の八の次に次の一条を加える。

（施業実施協定）

第十条の十一の九　対象森林の森林所有者等及び当該対象森林の施業を実施するために必要な作業路網その他の施設（以下この条において「施業施設」という。）の施設所有者等（当該施業施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）は、当該市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について一定の区域を定め、その区域内の森林の施業を実施するために必要な施業施設の設置又は維持運営に関する協定（以下この条において「施業施設協定」という。）を締結することができる。

2　施業施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　施業施設協定の目的となる前項の森林の区域及びその面積並びに施業施設の位置

二　施業施設の設置又は維持運営に関する事項

三　施業施設協定の有効期間

四　施業施設協定に違反した場合の措置

3　第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から前条までの規定は、施業施設協定並びに当該施業施設協定の対象となる森林及び施業施設について準用する。この場合において、第十条の十一第四項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象となる施業施設の施設所有者等（第十条の十一の九第一項に規定する施設所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条の十一の三第一項及び第十条の十一の四第一項中「第十条の十一第一項又は第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、同項第二号中「森林」とあるのは「森林及び施業施設協定の対象とする施業施設」と、同項第四号中「第十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法」とあるのは「森林経営管理法」と、同条第二項中「明示し」とあるのは「明示し、かつ、施業施設協定の対象とする施業施設である旨を当該施業施設内の見やすい場所に、又は当該施業施設が存する旨をその敷地である土地の区域内の見やすい場所に明示し」と、第十条の十一の五第一項、第十条の十一の七第一項及び前条第二項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施設所有者等」と、第十条の十一の六中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象とする施業施設の施設所有者等」と、第十条の十一の七第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、前条第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

第十条の十二の三第四号中「六月」を「二月」に改める。

第二百六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第十条の二第一項の許可に付した同条第四項の条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の森林経営管理法第十一条及び第二十五条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる公告について適用し、施行日前にされた公告については、なお従前の例による。

（伐採及び伐採後の造林の届出に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の森林法（次条及び附則第五条において「新森林法」という。）第十条の八第一項の規定は、施行日以後にされる伐採について適用し、施行日前にされた伐採については、なお従前の例による。

（施業実施協定に関する経過措置）

第四条　新森林法第十条の十一の四第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第十条の十一の八第一項（同号に掲げる要件に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新森林法第十条の十一第一項の認可の申請のあった同項に規定する施業実施協定について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の森林法第十条の十一第一項の認可の申請のあった同項に規定する施業実施協定については、なお従前の例による。

（共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化に関する経過措置）

第五条　新森林法第十条の十二の三の規定は、施行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告について適用し、施行日前に同項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告については、なお従前の例による。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の森林経営管理法及び森林法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の四十一の項及び別表第四の四の四十一の項中「経営管理意向調査の実施」を「調査」に改め、「第二十四条」の下に「（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）」を加え、「又は同法第四十二条第一項」を「、同法第四十五条第二項の調査、同法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成又は同法第六十二条第一項」に改める。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正）

第八条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「民間事業者」の下に「、同法第四十二条第二項に規定する適合事業者」を加える。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第九条　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第四十六条」を「第六十六条」に改める。

（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の一部改正）

第十条　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「及び当該市町村」を削り、「認定連携市町村等」を「認定連携活動実施者」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

民事裁判情報の活用の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十九号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　民事裁判情報　民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ　電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ　民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ　電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二　保有民事裁判情報　第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものをいう。

三　仮名加工民事裁判情報　保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四　民事裁判関連情報　民事裁判情報に関連する情報であって、当該民事裁判情報に係る裁判について上訴があった旨その他の民事裁判情報の活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものをいう。

2　法務大臣は、前項第一号ハ又は第四号の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

（国の責務）

第三条　政府は、この法律の目的を達成するため、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、及び実施するとともに、最高裁判所その他の関係者と協力して、当該施策の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　最高裁判所は、民事裁判情報の活用の促進を図るため、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（基本方針）

第四条　法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下この条及び第八条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

二　民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

三　保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

3　法務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4　法務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（指定等）

第五条　法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一　民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二　役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。

四　第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2　法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示するものとする。

3　指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

4　法務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

5　指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

（業務）

第六条　指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一　広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備するため、保有民事裁判情報を整理し、及び加工して仮名加工民事裁判情報を作成すること。

二　仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。）により提供すること。

三　保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報（第二十条において「削除情報」という。）、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほか、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報（第十二条において「仮名加工民事裁判情報等」という。）を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができる。

（情報提供の求め等）

第七条　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。

（業務規程）

第八条　指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一　保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二　仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三　保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四　料金に関する事項

五　苦情の処理に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3　法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第九条　指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

（契約の締結及び解除）

第十条　指定法人は、情報提供契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2　指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

（業務の休廃止）

第十一条　指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、民事裁判情報管理提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　法務大臣が前項の規定により民事裁判情報管理提供業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3　法務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条　指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

（仮名加工民事裁判情報の作成等）

第十三条　指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2　指定法人は、仮名加工民事裁判情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合してはならない。

（委託）

第十四条　指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2　前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3　第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

（帳簿の備付け等）

第十五条　指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項第二号において同じ。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第十六条　法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十七条　法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定の取消し等）

第十八条　法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三　第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

四　第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2　法務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、当該指定の取消しに係る法人は、法務省令で定めるところにより、その管理に係る保有民事裁判情報等を法務大臣が第五条第一項の規定により新たに指定する指定法人に速やかに引き継がなければならない。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定による指定の取消しが行われた場合における民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

（法務省令への委任）

第十九条　この法律に定めるもののほか、民事裁判情報管理提供業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（罰則）

第二十条　次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報（第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換えることが予定されている情報に限る。）、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二　第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第一項の許可を受けないで民事裁判情報管理提供業務の全部を廃止したとき。

二　第十五条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条、第八条第三項、第九条第二項、第十条から第十八条まで、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事裁判情報管理提供業務の準備行為）

第二条　指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（調整規定）

第三条　この法律の施行の日が民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、第二条第一項第一号中「民事訴訟法」とあるのは、「民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）第二条の規定による改正後の民事訴訟法」とする。

（法務省設置法の一部改正）

第四条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の二の次に次の一号を加える。

二十五の三　民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。

（検討）

第五条　政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

政　令

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十七号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四十五条の二第二項第三号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「前条第二項第一号」の下に「、第二号」を加え、同項第三号中「前条第二項第二号、第四号」を「前条第二項第四号」に改める。

別表刑務官採用試験の項を次のように改める。

刑務官採用試験	大卒程度の者	一　社会経済情勢に関する知識を備えていること。 二　状況に応じて課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。 三　採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。 四　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 五　前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。
	高卒程度の者	一　論理的な思考力及び表現力を備えていること。 二　採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力又は武道の技術を備えていること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。

附　則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十八号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第四条第一項、第五条、第七条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び第七条第二項中「二百五十万円」を「四百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十九号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の六第一項第三号、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十五条第一項第三号及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令及び船員職業安定法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に改め、「第二十三条の二」の下に「、第二十三条の三第一項及び第七項」を加える。

一　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第六号

二　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第七号

（行政手続法施行令の一部改正）

第二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「第二十一条第一項から第三項まで」を「第二十一条第一項、第二項（同法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項」に改め、「第二十三条第一項から第三項まで」の下に「、第二十三条の三第一項、第二項、第三項第二号及び第五項」を加える。

附　則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第五十号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第二条第六号、第四条第二項、第六条第二号、第七条第一項、第十二条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　生データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［略］ ロ　ＳＡＲセンサーからの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理及びジオメトリック処理がされていないもの 六　標準データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［略］ ロ　前号ロの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)　［略］ (2)　被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの 七　［略］ 八　遠隔取扱い装置　操作用無線設備等、受信設備及び衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備以外の場所で電気通信回線を通じて、衛星リモートセンシング装置の使用及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを行うことができる装置をいう。 （法第二条第六号の内閣府令で定める基準） **第三条**　法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。 区分　基準 ［略］	（定義） **第一条**　この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　同上］ 五　生データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［同上］ ロ　ＳＡＲセンサーからの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理並びにジオメトリック処理がされていないもの 六　標準データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［同上］ ロ　前号ロの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)　［同上］ (2)　被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの 七　［同上］ ［号を加える。］ （法第二条第六号の内閣府令で定める基準） **第三条**　法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。 区分　基準 ［同上］

二　標準データ

イ　光学センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十五センチメートル未満であって、記録されてから五年以内のものであること。

ロ　ＳＡＲセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十四センチメートル未満であって、記録されてから五年以内のものであること。

ハ　ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、検出できる波長帯が四十九を超え、かつ、記録されてから五年以内のものであること。

ニ　熱赤外センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、記録されてから五年以内のものであること。

２　［略］

（許可の申請）

第四条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　使用人（第五条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

［a・b　略］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　法第五条第五号の役員（第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

［a・b　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

二　標準データ

イ　光学センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十五センチメートル未満のものであること。

ロ　ＳＡＲセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十四センチメートル未満のものであること。

ハ　ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、検出できる波長帯が四十九を超えるものであること。

ニ　熱赤外センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下のものであること。

２　［同上］

（許可の申請）

第四条　［同上］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

(3)　使用人（第五条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第三項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

［a・b　同上］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

(3)　法第五条第五号の役員（第九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

［a・b　同上］

［二］　衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能が記載された書類

三　操作用無線設備等に係る次に掲げる書類

イ　操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る次に掲げる書類

(1)　当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類

a　住民票の写し又はこれに代わる書類

b　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)　当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類

a　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

b　法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

四　受信設備に係る次に掲げる書類

イ　受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る法第二十一条第四項の認定証の写し

五　第七条に定める設置に関する書類

［号を削る。］

二　申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る次に掲げる書類
イ　当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類
(1)　住民票の写し又はこれに代わる書類
(2)　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
ロ　当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類
(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
(2)　法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
三　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る法第二十一条第四項の認定証の写し
四　地球周回人工衛星に搭載された制御装置によって衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報電磁的記録を地上に送信する時間、それらの送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な指令を自動的に計画し、判断し、又は管理し、当該指令に基づく信号を当該衛星リモートセンシング装置に送信する機能（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能を含む。）を有する場合にあっては、当該機能の説明が記載された書類
五　［略］

3　法第四条第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所
二　主要出資者（出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、出資比率及び国籍
三　操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図
四　衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法
五　法第八条第一項及び第二項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置

（法第六条第二号等の内閣府令で定める措置）

第七条　法第六条第二号及び第二十条の内閣府令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる衛星リモートセンシング記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

衛星リモートセンシング記録の区分	措置
一　生データ	イ　組織的安全管理措置 (一)　［略］ (二)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合には、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者を含む。以下この項において同じ。）の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。 (三)・(四)　略 (五)　衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合には、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

六　［同上］

［項を加える。］

（法第六条第二号等の内閣府令で定める措置）

第七条　法第六条第二号及び第二十条の内閣府令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる衛星リモートセンシング記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

衛星リモートセンシング記録の区分	措置
一　生データ	イ　組織的安全管理措置 (一)　［同上］ (二)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務を明確にしていること。 (三)・(四)　同上］ ［加える。］

ロ　［略］

ハ　物理的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置を明確にしていること。

(二)　［略］

(三)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う機器には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、必要な措置を講じていること。

ニ　技術的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

(二)　可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。

(三)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の動作を記録していること。

［四・五　略］

［略］

［2・3　略］

（変更の許可の申請等）

第九条　［略］

2　［略］

3　法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第四条第二項第四号に掲げる事項の変更であって、次に掲げる以外のもの

イ　操作用無線設備等の場所の変更

ロ　操作用無線設備等の追加

二　法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更であって、次に掲げる以外のもの

イ　受信設備の場所の変更

ロ　受信設備の追加

三　法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更

四　法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更

ロ　［同上］

ハ　物理的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備を明確にしていること。

(二)　［同上］

(三)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下この項において同じ。）には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講じていること。

ニ　技術的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

(二)　可搬記憶媒体の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。

(三)　衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録していること。

［四・五　同上］

［同上］

［2・3　同上］

（変更の許可の申請等）

第九条　［同上］

2　［同上］

3　法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名の変更であって、役員又は使用人の変更を伴わないもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　申請者以外の者が操作用無線設備等又は受信設備の管理を行う場合のその管理を行う者の氏名又は名称の変更であって、当該管理を行う者の変更を伴わないもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　第四条第三項第一号に掲げる事項の変更
六　第四条第三項第二号に掲げる主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなること又は主要出資者でなかった者が主要出資者になることをいう。）
七　第四条第三項第三号に掲げる事項の変更
八　前各号に掲げるもののほか、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの
4　［略］
（帳簿の記載事項等）
第十三条　法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
［一～三　略］
四　衛星リモートセンシング記録の加工、複写又は消去の状況
五　［略］
［2・3　略］
（承継の認可の申請等）
第十四条　［略］
［2～4　略］
5　内閣総理大臣は、法第十三条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（衛星リモートセンシング記録の提供の方法等）
第二十条　法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。
［一・二　略］
［2～4　略］
（認定の申請）
第二十三条　［略］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　申請者に係る次に掲げる書類
イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　略］
(3)　使用人（第二十四条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる書類
［a・b　略］
ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　略］
(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類
［a・b　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を加える。］
［号を加える。］
三　前二号に掲げるもののほか、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの
4　［同上］
（帳簿の記載事項等）
第十三条　法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
［一～三　同上］
四　検出情報電磁的記録の加工又は消去の状況
五　［同上］
［2・3　同上］
（承継の認可の申請等）
第十四条　［同上］
［2～4　同上］
［項を加える。］
（衛星リモートセンシング記録の提供の方法等）
第二十条　法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。
［一・二　同上］
［2～4　同上］
（認定の申請）
第二十三条　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　申請者に係る次に掲げる書類
イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　同上］
(3)　使用人（第二十四条に規定する使用人をいう。以下この条及び第二十九条第三項第一号において同じ。）に係る次に掲げる書類
［a・b　同上］
ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　同上］
(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第二十九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類
［a・b　同上］
二　第七条に定める措置に関する書類
三　受信設備に係る次に掲げる書類
イ　受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類
ロ　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る第八条の許可証の写し又は法第二十一条第四項の認定証の写し

二　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る第八条の許可証の写し又は法第二十一条第四項の認定証の写し

三　［略］

3　法第二十一条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所

二　主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍

三　受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図

（認定証の交付）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　法第二十一条第一項の認定を受けた者は、第一項の規定により交付を受けた認定証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

（変更の認定の申請等）

第二十九条　［略］

2　［略］

3　法第二十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第二十一条第二項第四号に掲げる事項の変更

二　法第二十一条第二項第五号に掲げる事項の変更であって、次に掲げるもの以外のもの

イ　受信設備の場所の変更

ロ　受信設備の追加

三　第二十三条第三項第一号に掲げる事項の変更

四　第二十三条第三項第二号に掲げる主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなること又は主要出資者でなかった者が主要出資者になることをいう。）

五　第二十三条第三項第三号に掲げる事項の変更

六　［略］

4　［略］

（帳簿の記載事項等）

第三十条　法第二十三条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～四　略］

五　衛星リモートセンシング記録の加工、複写又は消去の状況

2　［略］

3　法第二十一条第一項の認定を受けた者は、衛星リモートセンシング記録の提供を受け、若しくは提供を行い、又は衛星リモートセンシング記録の加工、複写若しくは消去を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［号を加える。］

四　［同上］

［項を加える。］

（認定証の交付）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

（変更の認定の申請等）

第二十九条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名の変更であって、役員又は使用人の変更を伴わないもの

二　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合のその管理を行う者の氏名又は名称の変更であって、当該管理を行う者の変更を伴わないもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　［同上］

4　［同上］

（帳簿の記載事項等）

第三十条　法第二十三条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～四　同上］

五　衛星リモートセンシング記録の加工又は消去の状況

2　［同上］

3　法第二十一条第一項の認定を受けた者は、衛星リモートセンシング記録の提供を受け、若しくは提供を行い、又は衛星リモートセンシング記録の加工若しくは消去を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。

様式第一から様式第四まで、様式第十三から様式第十五まで、様式第十七及び様式第十八を次のように改める。

様式第一（第四条関係）

許可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第４条第２項の規定により、申請します。

記

１　衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項

衛星リモートセンシング装置の名称、種類、構造及び性能	名称： 種類：□光学センサー　□ＳＡＲセンサー □ハイパースペクトルセンサー □熱赤外センサー 構造： 性能：
衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道	軌道長半径： 離心率： 軌道傾斜角： 昇交点赤経： 近地点引数： 近地点通過時刻：
操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法	場所： 構造： 性能： 管理の方法：
受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法	場所： 構造： 性能： 管理の方法：
衛星リモートセンシング記録の管理の方法	
申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第４条第２項第４号に定める機能	
衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名： 住所：
操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図	

衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的： 方法：
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第８条第１項及び第２項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置	

２　申請者に関する事項

主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍	氏名又は名称： 出資比率： 国籍：
主要取引先	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第４条第２項各号に掲げる事項を記載した書類及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第４条第２項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第一の二（第四条関係、第九条関係）

許可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連絡先

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置（コンステレーション衛星リモートセンシング装置）について申請します。
□衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第４条第２項の規定に基づく申請
□衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第７条第１項の規定に基づく申請

記

１　衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項
（１）衛星リモートセンシング装置に関する事項

衛星リモートセンシング装置の名称	種類	構造及び性能	衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道（軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤径、近地点引数、近地点通過時刻）	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第４条第２項第４号に定める機能	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第８条第１項及び第２項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置	申請内容

備考　本申請に関するコンステレーション衛星リモートセンシング装置を記載すること。
　　新たに使用許可を受けるものは「申請内容」の欄に「新規」、使用の変更の許可を受ける場合は「申請内容」の欄に「変更」と記載すること。

（２）操作用無線設備等に関する事項

名称	場所	構造及び性能	管理の方法	申請者以外の者が管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所	操作する衛星リモートセンシング装置の名称
申請内容					
備考					

（３）受信設備に関する事項

名称	場所	構造及び性能	管理の方法	申請者以外の者が管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	受信する衛星リモートセンシング装置の名称
申請内容					
備考					

（４）管理に関する事項

衛星リモートセンシング記録の管理の方法	
申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名： 住所：
操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図	
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的： 方法：
申請内容	

２　申請者に関する事項

主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍	氏名又は名称： 出資比率： 国籍：
主要取引先	
申請内容	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　許可申請を行う場合は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第４条第２項各号に掲げる事項を記載した書類及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第４条第２項各号に掲げる書類を添付し、「申請内容」の欄に申請の概要を記載すること。

３　変更の許可申請を行う場合は、当該変更事項に係る書類及び許可証を添付し、「申請内容」の欄に申請の概要を記載すること。

様式第二（第八条関係）

許　可　証

申請のあった衛星リモートセンシング装置の使用について、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第４条第１項の規定により許可する。

年　月　日

内閣総理大臣

１　氏名又は名称

２　許可を受けた衛星リモートセンシング装置

許可年月日	許可番号	衛星リモートセンシング装置の名称	種類

３　許可に付した条件

許可番号	条件

４　備考

様式第三（第九条関係）

変更の許可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用の変更の許可を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第７条第１項の規定により、申請します。

記

許可番号及び許可年月日		
変更の内容	新	旧
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　当該変更事項に係る書類及び許可証を添付すること。

様式第四（第九条関係）

衛星リモートセンシング装置使用者変更届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第７条第２項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

許可番号及び許可年月日		
変更の内容	新	旧
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　当該変更が行われたことを証する書類及び許可証の写しを添付すること。

様式第十三（第二十三条関係）

認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第２１条第２項の規定により、申請します。

記

１　取り扱う衛星リモートセンシング記録に関する事項

衛星リモートセンシング記録の区分	
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的： 方法：
衛星リモートセンシング記録の管理の方法	
衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所	
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：

衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名： 住所：
受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図	

２　申請者に関する事項

主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍	氏名又は名称： 出資比率： 国籍：
主要取引先	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第２１条第２項各号に掲げる事項を記載した書類及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第２３条第２項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第十四（第二十六条関係）

認　定　証

申請のあった衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定について、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第２１条第１項の規定により認定する。

年　月　日

内閣総理大臣

１　氏名又は名称

２　認定年月日

３　有効期間

４　認定番号

５　衛星リモートセンシング記録の区分

６　認定に付した条件

様式第十五（第二十七条関係）

認定更新申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の更新を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第２７条第１項の規定により、申請します。

記

１　取り扱う衛星リモートセンシング記録に関する事項

認定番号及び認定年月日	
衛星リモートセンシング記録の区分	
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的： 方法：
衛星リモートセンシング記録の管理の方法	
衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所	
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名： 住所：
受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図	

２　申請者に関する事項

主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍	氏名又は名称： 出資比率： 国籍：
主要取引先	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第２１条第２項各号に掲げる事項を記載した書類、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第２３条第２項各号に掲げる書類及び認定証の写しを添付すること。

様式第十七（第二十九条関係）

変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の変更の認定を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第２２条第１項の規定により、申請します。

記

認定番号及び認定年月日		
変更の内容	新	旧
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　当該変更事項に係る書類及び認定証を添付すること。

様式第十八（第二十九条関係）

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者変更届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第２２条第２項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

認定番号及び認定年月日		
変更の内容	新	旧
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　当該変更が行われたことを証する書類及び認定証の写しを添付すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第五十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（契約締結前の情報の提供を要しない場合）	（契約締結前の情報の提供を要しない場合）
第八十条　法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第八十条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合	五　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト、第百十一条第二号及び第百四十一条第一項第九号ロにおいて同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）	ロ　有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト及び第百十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）
［ハ～リ　略］	［ハ～リ　同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条　法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者（以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。）及び登録金融機関にあっては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

［一～八　略］

九　顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ　［略］

ロ　募集等受入金（顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は買付けの媒介若しくは代理（公開買付者を相手方とする公開買付けに係るものに限る。）に係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ　［略］

［十～十三　略］

［2～7　略］

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

イ　［同上］

ロ　募集等受入金（顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ　［同上］

［十～十三　同上］

［2～7　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年五月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十一条第一項第九号ロの規定は、この府令の施行の日以後に算定する顧客分別金必要額（同項第六号に規定する顧客分別金必要額をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客分別金信託契約について適用し、同日前に算定した顧客分別金必要額に係る顧客分別金信託契約については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府　令　・　省　令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定に基づき、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤勝信
厚生労働大臣　福岡資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤容治
国土交通大臣　中野洋昌

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第１

経営力向上計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所

名称及び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第17条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

経営力向上計画

１　名称等

事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿

法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業分野と事業分野別指針名

事業分野（　　）　事業分野別指針名（　　）

３　実施時期

年　　月～　　年　　月

４　現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果
④	経営課題	

（現状値）

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	（千円）	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	（倍）	
⑤営業運転資本回転期間	（ヶ月）	
⑥自己資本比率	%	

（計画終了時目標値）

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	（千円）	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	（倍）	
⑤営業運転資本回転期間	（ヶ月）	
⑥自己資本比率	%	

５　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※労働生産性を用いる場合は、「Ｂ計画終了時の目標」は正の値とすること。

指標の種類	Ａ現状（数値）	Ｂ計画終了時の目標（数値）	伸び率（（Ｂ－Ａ）／Ａ）（%）

６　経営力向上の内容

（１）現に有する経営資源を利用する取組　　有　・　無

（２）他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組　　有　・　無

（３）具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項（具体的な取組を記載）	実施期間	新事業活動への該非（該当する場合は○）
ア					
イ					
ウ					

7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

※７（２）以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。

（２）純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等

（３）ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が10倍以内であること

ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	証明書等

8　経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月日	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計			
合計			

9　特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

10　事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

11　事業又は資産の譲受けにより取得する不動産の内容

（土地）

	実施事項	所在地番	地目	面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

（家屋）

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

12　売上高が100億円を超えるまでの目標期間

年から　　年までの　　年間

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府総務省令第三号
文部科学省

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百七十九条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（退職の届出） **第九十二条**　組合員が退職したときは、当該退職の日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した退職届書に年金である給付の支給に関し必要なものとして主務大臣が定める書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を添えて、当該退職の時における所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項又は第百三十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の請求書を提出する者については、この限りでない。 ［一～四　略］ ［2　略］ 3　短期組合員が退職したときは、当該退職の日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した退職に係る届書を、当該退職の時における所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。 ［一～四　略］ （退職年金の決定の請求） **第百二十八条**　退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 ［一　略］ ［削る］ 二　［略］ ［削る］ ［三～五］［略］ 六　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨 七～九　［略］ ［2～4　略］	（退職の届出） **第九十二条**　組合員が退職したときは、次に掲げる事項を記載した退職届書に年金である給付の支給に関し必要なものとして主務大臣が定める書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を添えて、当該退職の時における所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項又は第百三十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の請求書を提出する者については、この限りでない。 ［一～四　同上］ ［2　同上］ 3　短期組合員が退職したときは、次に掲げる事項を記載した退職に係る届書を、当該退職の時における所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。 ［一～四　同上］ （退職年金の決定の請求） **第百二十八条**　［同上］ ［一　同上］ ［二］退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称） ［三］［同上］ 四　法第八十条第一項第一号に定める場合に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号 ［五～七］［同上］ 八　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨 九～十一　［同上］ ［2～4　同上］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

［2・3　略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

［削る］

三・四　［略］

［2～4　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

［2・3　略］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

六　法第八十条第一項第二号に定める場合（退職年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

［削る］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　［同上］

［一　同上］

二　退職当時の所属機関の名称

三～六　［同上］

［2・3　同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　［同上］

［一・二　同上］

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四・五　［同上］

［2～4　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　［同上］

［一　同上］

二　法第七十九条第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称

三～六　［同上］

［2・3　同上］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　［同上］

［一　同上］

二　退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三～六　［同上］

七　法第八十条第一項第二号に定める場合に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

八　法第九十八条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付（令第二十五条の十一に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を含む。）を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、法第九十八条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号又は年金コード

七　［略］

八　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

九・十　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　略

［削る］

三～六　［略］

［3・4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一・二　略

［削る］

三・四　［略］

［削る］

五　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

六・七　［略］

［2～4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　［略］

［一～四　略］

2　法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一・一の二　略］

九　［同上］

十　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

十一・十二　［同上］

2　［同上］

一・二　同上

三　前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書の写し

四～七　［同上］

［3・4　同上］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　［同上］

一・二　同上

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四・五　［同上］

六　法第百四条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付（令第二十五条の十一に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を含む。）を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、法第百四条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号又は年金コード

七　［同上］

八　請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

九　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨

十　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

十一・十二　［同上］

［2～4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　［同上］

［一～四　同上］

2　［同上］

［一・一の二　同上］

［削る］
二～五　［略］
［3　略］

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百五十三条の三　法附則第十九条の二第一項の規定による一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］
［削る］
二～五　［略］
［2・3　略］

（年金受給権者の異動報告等）

第百五十九条　年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、払渡金融機関を変更するとき又は拘禁刑以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、氏名を改めたこと、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～八　略］
九　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一・二　略］
三　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類
［3・4　略］

附　則

（旧職域加算退職給付の決定の請求）

第十三条　旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二条から附則第二十九条まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。）に提出しなければならない。

［一・二　略］

二　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称
三～六　［同上］
［3　同上］

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百五十三条の三　［同上］

［一　同上］
二　退職当時の所属機関の名称
三～六　［同上］
［2・3　同上］

（年金受給権者の異動報告等）

第百五十九条　年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、払渡金融機関を変更するとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、氏名を改めたこと、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～八　同上］
九　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日

2　［同上］

［一・二　同上］
三　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類
［3・4　同上］

附　則

（旧職域加算退職給付の決定の請求）

第十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第一号に定める場合（公務障害年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下附則第二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

［五・六　略］

［２・３　略］

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

第十四条　旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第二号に定める場合（退職年金及び公務障害年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

七　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

［八・九　略］

［２・３　略］

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

第十八条　旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

［削る］

三　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）第七十六条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第一号に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四　禁錮以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

［五・六　同上］

［２・３　同上］

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

第十四条　［同上］

［一～五　同上］

六　改正前地共済法第七十六条第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

七　禁錮以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

［八・九　同上］

［２・３　同上］

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

第十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　改正前地共済法第七十六条第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨

［削る］

［削る］

四・五　［略］

［2・3　略］

（支給停止の解除の申請）

第二十二条　改正前地共済法第七十六条第三項の規定により改正前地共済法による職域加算額の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一・一の二　略］

［削る］

二　［略］

［削る］

三～五　［略］

［2　略］

3　改正前地共済法第七十六条第六項の規定又はこれに相当する他の法令の規定により第一項の規定による申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一・一の二　略］

［削る］

二　［略］

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十条第一項第二号及び第八号、第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条の三まで、第百二十七条の二から第百二十九条まで、第百三十条第一項第二号、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条から第百四十一条まで、第百四十三条、第百四十八条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その夫が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

六　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

七・八　［同上］

［2・3　同上］

（支給停止の解除の申請）

第二十二条　［同上］

［一・一の二　同上］

二　退職当時の所属機関（組合員にあつては、所属機関）の名称及び所在地

三　［同上］

四　受給権者が受ける権利を有する年金（前号の年金を除く。）の名称及び年金証書の記号番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、請求先及び請求した日）

五～七　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一・一の二　同上］

二　退職当時の所属機関（組合員にあつては、所属機関）の名称及び所在地

三　［同上］

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十条第一項第七号	令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七に規定する年金である給付
	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十一条の二第二項第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十七条第三号	及び生年月日	、生年月日及び個人番号

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百二十条第一項第七号	令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七に規定する年金である給付
	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百二十一条の二第二項第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書
改正前施行規程第百二十三条の二第一号並びに第百二十三条の三第一項第一号及び第二項第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十三条の三第二項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百二十七条第三号	及び生年月日	、生年月日及び個人番号
改正前施行規程第百二十七条の二第一項第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十七条の二第一項第三号	三　加給年金額対象者となるべき者の氏名、生年月日及び受給権者との続柄	三　加給年金額対象者となるべき者の氏名、生年月日及び受給権者との続柄 三の二　加給年金額対象者（第五号に規定する配偶者を除く。）の個人番号
第百二十七条の二第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

［略］

［略］

［略］

別紙様式第三十号による診断書	診断書	［同上］
改正前施行規程第百二十七条の二第三項第三号	受給権者（第百二十一条第一項、第百二十一条の三第一項又は第百二十二条の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。以下この項及び第三項において同じ。）が、提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。	［同上］
改正前施行規程第百二十八条の二第一項	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十八条の二第一項第一号	雇用保険被保険者番号	雇用保険法施行規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者（組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により雇用保険被保険者番号（直近に公布された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、雇用保険被保険者番号
改正前施行規程第百二十八条の二第一項第三号	法附則第二十六条の三第一項	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、附則第十三条の六第四項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第一項
改正前施行規程第百二十八条の二第三項	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。

改正前施行規程	一　組合員であつた者の氏名及び生年月日	一　組合員であつた者の氏名及び生年月日	一　組合員であつた者の氏名及び生年月日
第百四十二条第一号	一の二　個人番号又は基礎年金番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］	［略］

改正前施行規程	［同上］	［同上］	［同上］
第百四十条第一号、第百四十一条第一号及び第百四十二条第一号			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第14号（1）から別紙様式第14号（6）まで、別紙様式第20号、別紙様式第23号及び別紙様式第25号から別紙様式第26号までの様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年六月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（特定共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第五十二条の二　［略］	**第五十二条の二**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、特定共済事業協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定共済事業等関連苦情の処理又は特定共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。	3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、特定共済事業協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定共済事業等関連苦情の処理又は特定共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人	三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　［略］	ロ　［略］

様式第34

表　［略］

裏

［略］

第112条の２の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第１号から第３号まで及び第５号略）

四　［略］

第114条　（略）～第105条の４第１項若しくは第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第２項若しくは第４項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金（信用協同組合又は第９条の９第１項第１号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、１年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）に処する。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府厚生労働省令第七号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

厚生労働大臣　福岡　資麿

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第八号（表面）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第34

表　［略］

裏

［略］

第112条の２の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第１号から第３号まで及び第５号略）

四　［略］

第114条　（略）～第105条の４第１項若しくは第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第２項若しくは第４項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金（信用協同組合又は第９条の９第１項第１号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

［略］

○内閣府・農林水産省令第四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　小泉進次郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第十五条の三　（略）	**第十五条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。	3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人	三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　（略）	ロ　（略）
（特定信用事業代理業の許可の審査）	（特定信用事業代理業の許可の審査）
第五十七条の七　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。	**第五十七条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。	四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ～チ　（略）	ニ～チ　（略）
五～七　（略）	五～七　（略）

別紙様式第９号（第57条の46関係）

目	次
（略）	（略）
1～12　（略）	
13　その他特記事項	
（略）	

（記載上の注意）

指定信用事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定信用事業等紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵　省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第十三条の三　（略）	**第十三条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、組合又は連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。	3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、組合又は連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人	三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　（略）	ロ　（略）
（特定信用事業代理業の許可の審査）	（特定信用事業代理業の許可の審査）
第五十条の七　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。	**第五十条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。	四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ～チ　（略）	ニ～チ　（略）
五～七　（略）	五～七　（略）

別紙様式第９号（第50条の46関係）

目	次
（略）	（略）
1～12　（略）	
13　その他特記事項	
（略）	（略）

（記載上の注意）

指定信用事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定信用事業等紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の代理の認可の申請等）	（業務の代理の認可の申請等）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	3　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。	十四　業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。
イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を除く。）	(2)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を除く。）
(3)～(8)　（略）	(3)～(8)　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
十五～四十　（略）	十五～四十　（略）
4～12　（略）	4～12　（略）
（農林中央金庫法施行規則の一部改正）	

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第七十一条の三　（略）	**第七十一条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理又は農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一・二　（略）

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　（略）

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第百二十三条　農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一～三　（略）

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ　（略）

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ～チ　（略）

五～七　（略）

別紙様式第19号（第147条の29関係）

（略）

目　次

（略）

1～12　（略）

13　その他特記事項

（略）

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

附　則

この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理又は農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一・二　（略）

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　（略）

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第百二十三条　農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一～三　（略）

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ　（略）

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ～チ　（略）

五～七　（略）

別紙様式第19号（第147条の29関係）

（略）

目　次

（略）

1～12　（略）

13　その他特記事項

（略）

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

省　令

○総務省令第五十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十八条ただし書及び地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第六条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 ［二　略］	（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 ［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの省令による改正後の地方公務員災害補償法施行規則第二十六条の三第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

○法務省令第三十七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（委員会に対する情報の提供）

第六条　［略］

［一～十　略］

十一　矯正処遇等（矯正処遇及び法第八十六条第一項の規定による指導をいう。以下同じ。）の実施の状況

［十二～十六　略］

2　［略］

（室内装飾品の貸与等）

第十四条　被収容者には、室内装飾品は、法第九十条の規定による優遇措置（以下「優遇措置」という。）として貸与するほか、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。

［2・3　略］

（保管私物の保管方法）

第十九条　［略］

2　［略］

［一～三　略］

［号を削る。］

（法第五十七条に規定する法務省令で定める日等）

第二十四条　［略］

一　第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる日

二　［略］

三　おおむね居室棟内において処遇を行う日であって、刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で定める日

2　［略］

（入浴の回数等）

第二十五条　被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰（法第百五十一条第一項第五号の懲罰をいう。以下同じ。）を科されている者については、一週間に一回以上）、入浴を行わせる。

2　［略］

（法第六十四条に規定する法務省令で定める措置）

第三十一条　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

（処遇要領の策定等）

第四十三条　処遇要領（法第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下この条において同じ。）は、法第八十六条第一項第一号に定める指導（以下「開始時指導」という。）が終了するまでに定めるものとする。

改正前

（委員会に対する情報の提供）

第六条　［同上］

［一～十　同上］

十一　矯正処遇等（矯正処遇及び法第八十五条第一項の規定による指導をいう。以下同じ。）の実施の状況

［十二～十六　同上］

2　［同上］

（室内装飾品の貸与等）

第十四条　被収容者には、室内装飾品は、法第八十九条の規定による優遇措置（以下「優遇措置」という。）として貸与するほか、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。

［2・3　同上］

（保管私物の保管方法）

第十九条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で、その刑事施設において矯正処遇等のうち専ら作業（連日作業（炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必要な作業をいう。以下同じ。）を除く。）以外のものを行う日として定める日

（法第五十七条に規定する法務省令で定める日等）

第二十四条　［同上］

一　第十九条第二項第二号から第四号までに掲げる日

二　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（入浴の回数等）

第二十五条　被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰（法第百五十一条第一項第六号の懲罰をいう。以下同じ。）を科されている者については、一週間に一回以上）、入浴を行わせる。

2　［同上］

（法第六十四条に規定する法務省令で定める措置）

第三十一条　［同上］

一　［同上］

二　作業を行わせないこと。

三　［同上］

（処遇要領の策定等）

第四十三条　処遇要領（法第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下この条において同じ。）は、法第八十五条第一項第一号に定める指導（以下「開始時指導」という。）が終了するまでに定めるものとする。

2　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等（法第八十五条第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

3　刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十五条第三項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。

4　［略］

［一・二　略］

三　法第八十五条第三項の規定により心情等を聴取したこと。

5　［略］

（処遇要領策定前の矯正処遇）

第四十三条の二　法第八十四条第五項の規定により作業を行わせる場合は、できる限り、受刑者の作業に係る適性を明らかにするよう実施するものとする。

2　法第八十四条第五項の規定により法第百三条又は第百四条に規定する指導（以下この項において「各種指導」という。）を行う場合は、自己の犯罪の責任を自覚させ、各種指導を受けるのに必要な心構えを身に付けさせるよう実施するものとする。

（法第八十五条第三項に規定する法務省令で定める受刑者）

第四十三条の三　法第八十五条第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、全ての受刑者とする。

（被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等）

第四十三条の四　刑事施設の長は、法第八十五条第三項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

［一・二　略］

三　申出人が法第八十五条第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2　［略］

（被害者等の心情等の聴取の方法等）

第四十三条の五　法第八十五条第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2　［略］

3　法第八十五条第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4　刑事施設の長は、法第八十五条第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

2　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等（法第八十四条の二第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

3　刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。

4　［同上］

［一・二　同上］

三　法第八十四条の二第三項の規定により心情等を聴取したこと。

5　［同上］

［条を加える。］

（法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者）

第四十三条の二　法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、全ての受刑者とする。

（被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等）

第四十三条の三　刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

［一・二　同上］

三　申出人が法第八十四条の二第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2　［同上］

（被害者等の心情等の聴取の方法等）

第四十三条の四　法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2　［同上］

3　法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4　刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

（法第八十六条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間）

第四十四条　法第八十六条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

［２・３　略］

（法第八十六条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間）

第四十五条　法第八十六条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

２　刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、法第八十六条第一項第二号に定める指導を行う期間を延長し、又は短縮することができる。

（矯正処遇等を行う日）

第四十六条　法第八十六条第一項、第百三条若しくは第百四条の規定による指導（以下「矯正指導」という。）又は作業（連日作業（炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必要な作業をいう。第三項及び第九十六条第三項において同じ。）を除く。次項並びに第九十六条第一項及び第二項において同じ。）を行う日は、次に掲げる日以外の日を定めるものとする。

一　第十九条第二項各号に掲げる日

二　［略］

［項を削る。］

２　前項の規定にかかわらず、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、同項第一号に掲げる日を矯正指導又は作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う受刑者には、できる限り、その日から一月以内の同項各号に掲げる日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

３　連日作業を行う受刑者については、第一項各号に掲げる日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行う日を定めるものとする。

（居室の指定等）

第四十九条　［略］

２　［略］

３　第一種又は第二種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟外の適当な場所で行うものとし、処遇上適当と認めるときは法第八十八条の規定により刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

４　［略］

５　前二項の規定にかかわらず、心身の状況その他の事情を考慮し、居室棟外において矯正処遇等を行うことが困難であると認める受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟内で行うことができるものとする。

６・７　［略］

（開放的施設における処遇）

第五十条　法第八十九条第二項の規定による開放的施設での処遇は、第一種の制限区分に指定されている受刑者について行うことができるものとする。

（法第八十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間）

第四十四条　法第八十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

［２・３　同上］

（法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間）

第四十五条　法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

２　刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、法第八十五条第一項第二号に定める指導を行う期間を延長し、又は短縮することができる。

（矯正処遇等を行う日）

第四十六条　法第八十五条第一項、第百三条又は第百四条の規定による指導（以下「矯正指導」という。）を行う日は、次に掲げる日以外の日を定めるものとする。

一　第十九条第二項第一号から第三号までに掲げる日

二　［同上］

２　作業（連日作業を除く。次項において同じ。）を行わない日は、前項各号及び第十九条第二項第四号に掲げる日とする。

３　前二項の規定にかかわらず、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、第一項第一号及び第十九条第二項第四号に掲げる日を矯正指導又は作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う受刑者には、できる限り、その日から一月以内の前項に規定する日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

４　連日作業を行う受刑者については、第二項に規定する日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行わない日を定めるものとする。

（居室の指定等）

第四十九条　［同上］

２　［同上］

３　第一種又は第二種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟外の適当な場所で行うものとし、処遇上適当と認めるときは法第八十七条の規定により刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

４　［同上］

［項を加える。］

５・６　［同上］

（開放的施設における処遇）

第五十条　法第八十八条第二項の規定による開放的施設での処遇は、第一種の制限区分に指定されている受刑者について行うことができるものとする。

（法第九十条第四号に規定する法務省令で定める処遇）

第五十二条　法第九十条第四号に規定する法務省令で定める処遇は、次に掲げる処遇とする。

［一・二　略］

［条を削る。］

（法第九十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第五十六条　［略］

一　法第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　略］

（位置把握装置の携帯又は装着）

第五十七条　［略］

（報奨金計算額の加算）

第五十九条　法第九十八条第二項本文の規定による加算は、毎月二十日までに行うものとする。

［2・3　略］

（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）

第六十四条　［略］

［一～三　略］

四　刑法第百九十九条、第二百四条、第二百五条又は第二百八条の罪その他身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

（法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条　［略］

一　法第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　略］

（法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第八十三条　［略］

一　法第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

二　［略］

三　法第八十六条第一項第二号に定める指導を受けていること。

［四・五　略］

（法第八十九条第四号に規定する法務省令で定める処遇）

第五十二条　法第八十九条第四号に規定する法務省令で定める処遇は、次に掲げる処遇とする。

［一・二　同上］

（禁錮受刑者等の作業）

第五十六条　禁錮受刑者又は拘留受刑者には、刑事施設の管理運営上支障を生じるおそれがある場合を除き、法第九十三条に規定する作業を行うことを許すものとする。ただし、正当な理由なく、作業を怠ったことがある者については、この限りでない。

2　法第九十三条の規定により作業を行うことを許された者は、作業を行わないことを希望する場合には、二週間前までに申し出なければならない。

（法第九十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第五十七条　［同上］

一　法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　同上］

（位置把握装置の携帯又は装着）

第五十七条の二　［同上］

（報奨金計算額の加算）

第五十九条　法第九十八条第二項本文の規定による加算は、毎月十五日までに行うものとする。

［2・3　同上］

（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）

第六十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと。

（法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条　［同上］

一　法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　同上］

（法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第八十三条　［同上］

一　法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

二　［同上］

三　法第八十五条第一項第二号に定める指導を受けていること。

［四・五　同上］

（労役場留置者）

第九十六条　労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）の作業を行わない日は、次に掲げる日とする。

一　第十九条第二項各号に掲げる日

二　労役場留置者がその配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から一週間以内の労役場が附置された刑事施設の長が指定する日

2　前項の規定にかかわらず、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、同項第一号に掲げる日を作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う労役場留置者には、できる限り、その日から一月以内の同項各号に掲げる日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

3　連日作業を行う労役場留置者については、第一項各号に掲げる日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行わない日を定めるものとする。

4　労役場留置者については、法第二百八十八条第三項において準用する法第六十四条に規定する法務省令で定める措置として作業を行わせないことができるものとする。

5　前各項に定めるもののほか、労役場留置者については、その性質に反しない限り、この規則中の受刑者に関する規定を準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（労役場留置者）

第九十六条　労役場に留置されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（懲役受刑者の法第六十四条に規定する法務省令で定める措置に関する経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百五十九条に規定する懲役受刑者（以下単に「懲役受刑者」という。）については、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「新規則」という。）第三十一条の規定は適用せず、この省令による改正前の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「旧規則」という。）第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

（懲役受刑者の作業を行わない日に関する経過措置）

第三条　懲役受刑者の作業については、新規則第四十六条の規定は適用しない。

2　懲役受刑者の作業（連日作業（炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必要な作業をいう。第四項において同じ。）を除く。第二号及び次項において同じ。）を行わない日は、次に掲げる日とする。

一　新規則第十九条第二項各号に掲げる日

二　刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で、矯正処遇等のうち専ら作業以外のものを行う日として定める日

三　懲役受刑者がその配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から一週間以内の刑事施設の長が指定する日

3　前項の規定にかかわらず、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、同項第一号及び第二号に掲げる日を作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う懲役受刑者には、できる限り、その日から一月以内の同項に規定する日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

4　連日作業を行う懲役受刑者については、第二項に規定する日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行わない日を定めるものとする。

（禁錮受刑者等の作業に関する経過措置）

第四条　整理法第四百五十九条に規定する禁錮受刑者及び旧拘留受刑者については、旧規則第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「禁錮受刑者又は拘留受刑者」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百五十九条に規定する禁錮受刑者又は旧拘留受刑者」と、同条第一項及び第二項中「法第九十三条」とあるのは「整理法第四百六十一条の規定によりなおその効力を有することとされる刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第五条の規定による改正前の法第九十三条」とする。

○財務省令第五十一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百五十六条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（短期組合員となつた者の資格取得届等）	（短期組合員となつた者の資格取得届等）
第八十七条の二　［略］	**第八十七条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、当該事実が生じた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。	3　短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。
［一～三　略］	［一～三　同上］
（長期組合員となつた者の資格取得届等）	（長期組合員となつた者の資格取得届等）
第八十七条の二の二　［略］	**第八十七条の二の二**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　長期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、当該事実が生じた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。	4　長期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
5　［略］	5　［同上］
6　第三項及び第四項の規定は、長期組合員であつた者について準用する。この場合において、第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号」と、「組合」とあるのは「連合会」と、第四項中「退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、当該事実が生じた日から五日以内に」とあるのは「死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人は」と、「事項を」とあるのは「事項及び死亡年月日を」と、「退職届又は死亡届」とあるのは「死亡届」と、「組合」とあるのは「連合会」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該長期組合員であつた者の死亡に際し、当該長期組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。	6　第三項及び第四項の規定は、長期組合員であつた者について準用する。この場合において、第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号」と、「組合」とあるのは「連合会」と、第四項中「退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）」とあるのは「死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人」と、「事項を」とあるのは「事項及び死亡年月日を」と、「退職届又は死亡届」とあるのは「死亡届」と、「組合」とあるのは「連合会」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該長期組合員であつた者の死亡に際し、当該長期組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。
［7～9　略］	［7～9　同上］
（退職年金の決定の請求）	（退職年金の決定の請求）
第百十六条　［略］	**第百十六条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
［号を削る。］	二　退職当時の所属機関の名称

二　［略］
［号を削る。］
三　［略］
四　［略］
［号を削る。］
五　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨
六　［略］
七　［略］
八　［略］
［２～４　略］
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二　［略］
一　［略］
［号を削る。］
二　［略］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
［２・３　略］
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三　［略］
［一・二　略］
［号を削る。］
三　［略］
四　［略］
［２～４　略］
（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）
第百十六条の四　［略］
［一・二　略］
［号を削る。］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
２　［略］

三　［同上］
四　法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に規定する場合に該当するときは、その給付の名称、支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
五　［同上］
六　［同上］
七　過去に法第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者は、その旨
八　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
［２～４　同上］
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二　［同上］
一　［同上］
二　退職当時の所属機関の名称
三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
［２・３　同上］
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三　［同上］
［一・二　同上］
三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称
四　［同上］
五　［同上］
［２～４　同上］
（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）
第百十六条の四　［同上］
［一・二　同上］
三　法第七十五条の三第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
２　［同上］

3　法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一～五　略］

4　［略］

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百十六条の六　第百十六条の四の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第百十六条の四第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分中「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第四号中「法第七十五条の三第一項第三号」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（併給調整事由該当の届出等）

第百十六条の八　［略］

2　［略］

一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～六　略］

3　［略］

（公務障害年金の決定の請求）

第百十七条　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一～五　同上］

4　［同上］

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百十六条の六　第百十六条の四の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第百十六条の四中「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同条第一項第三号中「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と、同条第三項中「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（併給調整事由該当の届出等）

第百十六条の八　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

［三～六　同上］

3　［同上］

（公務障害年金の決定の請求）

第百十七条　［同上］

一　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八　法第八十四条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付及び同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるとき（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、同条第七項の厚生年金保険給付相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六　［略］

七　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

八　［略］

九　［略］

2　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　［略］

［3・4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二　［略］

2　［略］

［一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～六　略］

3　［略］

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六　［略］

［一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～五　略］

［2～4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

四　［略］

［号を削る。］

九　［同上］

十　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

十一　［同上］

十二　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

［3・4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

［三～六　同上］

3　［同上］

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称

［三～五　同上］

［2～4　同上］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四　［同上］

五　法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六　法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

七　［同上］

八　請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

五　［略］

六　［略］

2　［略］

［一～五　略］

［号を削る。］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

［3・4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二　［略］

2　［略］

一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～六　略］

3　［略］

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百十八条の九　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

［2・3　略］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［略］

2　［略］

［一～三　略］

四　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき　当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

［3～7　略］

九　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨

十　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

十一　死亡の原因となつた傷病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類

十二　［同上］

十三　［同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　前項第五号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

［3・4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

［三～六　同上］

3　［同上］

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百十八条の九　［同上］

一　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

［2・3　同上］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき　当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

［3～7　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第11号(1)から別紙様式第11号(6)まで、別紙様式第15号の3、別紙様式第21号の2、別紙様式第21号の2の3、別紙様式第21号の3及び別紙様式第24号の2中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加え、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用） **第九条**　改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条（第一項第二号、第四号、第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号から第六号まで、第八項並びに第九項を除く。）、第百十四条の二の三（第二項第二号を除く。）、第百十四条の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の三の二、第百十四条の三の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）並びに第百十四条の五第三項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用） **第九条**　改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条（第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号、第八項並びに第九項を除く。）、第百十四条の二の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の三の二、第百十四条の三の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）並びに第百十四条の五第三項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］	［同上］	［同上］
	第百十四条第一項第四号	法第七十四条第一項第一号
		被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号
	を含む。次条第一項において同じ。）	を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号
	年月日	年月

第百十四条第一項第五号		
［略］	［略］	［略］
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号	［略］	第百十四条第二項第二号 二　組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書
		［略］
		第百十四条第四項
	［略］	［略］
		第百十四条第五項
	法第七十六条	
	退職共済年金	
	法附則第十二条の三	
	及び第六号から第八号までに掲げる事項並びに	
	、第二項第三号に掲げる書類と併せて連合会に提出するものとする。ただし、当該者が同号に掲げる書類を既に提出した場合には、当該書類の提出は、必要ない	
第百十四条第一項第五号		
［同上］	［同上］	［同上］
平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号	［同上］	第百十四条第二項第四号 四　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し
	［同上］	［同上］
		第百十四条第四項及び第五項
	［同上］	［同上］
		［項を加える。］
	四　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し	
	四の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	
	［同上］	［同上］
	連合会に提出する	

［略］	［略］	［略］
第百十四条の二の三第二項第四号	退職共済年金について法第七十四条第一項（平成十四年経過措置政令等の規定により	旧職域加算退職給付について平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下この号において「平成十四年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えて
［略］	［略］	［略］
第百十四条の五第三項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十条　改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十三（第一項第二号及び第七号から第九号まで並びに第二項第三号及び第四号を除く。）、第百十四条の十四（第二項第二号を除く。）、第百十四条の十五（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十六、第百十四条の十六の二（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十七（第一項第二号を除く。）、第百十四条の十八及び第百十四条の二十四（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二の三第二項第四号	退職共済年金について法第七十四条第一項	旧職域加算退職給付について平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の五第三項	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十条　改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十三（第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号を除く。）、第百十四条の十四、第百十四条の十五（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十六、第百十四条の十六の二（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十七、第百十四条の十八及び第百十四条の二十四（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
第百十四条の十三第一項第十号	［略］	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第八条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第九十七条第一項（平成二十七年経過措置政令第二条第七号に規定する改正前国共済令（以下「改正前国共済令」という。）

［同上］	［同上］			［同上］
第百十四条の十三第一項第七号	法第七十四条第一項第二号			被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第八条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第七十四条第一項
	同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号	年月日	年月
第百十四条の十三第一項第十号	［同上］			平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第九十七条第一項（平成二十七年経過措置政令第二条第七号に規定する改正前国共済令（以下「改正前国共済令」という。）

［略］	［略］	［略］
第百十四条の十四第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十六（第一項第三号から第六号まで、第二項第四号及び第七号、第三項並びに第四項を除く。）、第百十四条の二十七（第二項第二号を除く。）、第百十四条の二十八（第五項を除く。）、第百十四条の二十八の二（第三項を除く。）、第百十四条の二十八の三（第三項を除く。）、第百十四条の二十九（第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の三十及び第百十四条の三十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の十四第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十六（第一項第五号、第二項第七号、第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の二十七、第百十四条の二十八（第五項を除く。）、第百十四条の二十八の二（第三項を除く。）、第百十四条の二十八の三（第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の二十九（第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の三十及び第百十四条の三十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二十六第一項第四号	法第七十四条第一項第三号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第

				［項を削る。］
第百十四条の二十六第一項第七号	［略］	［略］	［略］	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号
第百十四条の二十六第二項第六号	［略］	［略］	［略］	障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

				八条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第七十四条第一項第三号
			同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
			年月日	年月
第百十四条の二十六第一項第七号	［同上］	［同上］	夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫を除く。）	夫
第百十四条の二十六第一項第五号の二				平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号
第百十四条の二十六第二項第六号	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第百十四条の二十七第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	［略］	［略］	［略］

（なお効力を有する改正前国共済規則の適用除外）

第十六条　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条第一項第二号、第四号、第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号から第六号まで、第八項並びに第九項、第百十四条の二、第百十四条の二の二、第百十四条の二の三第二項第二号、第百十四条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の四から第百十四条の四の三まで、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の六から第百十四条の十二の二まで、第百十四条の十三第一項第二号及び第七号から第九号まで並びに第二項第三号及び第四号、第百十四条の十四第二項第二号、第百十四条の十五第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十六の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十七第一項第二号、第百十四条の十九から第百十四条の二十三まで、第百十四条の二十四第一項第三号及び第四号、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六第一項第三号から第六号まで、第二項第四号及び第七号、第三項並びに第四項、第百十四条の二十七第二項第二号、第百十四条の二十八第五項、第百十四条の二十八の二第三項、第百十四条の二十九第三項及び第四項、第百十四条の三十一、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二から第百十四条の三十七まで、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十二第二項第二号、第百十四条の四十三並びに第百十四条の四十五の規定は、改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第百十四条の二十七第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	［同上］	［同上］	［同上］

（なお効力を有する改正前国共済規則の適用除外）

第十六条　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号並びに第八項並びに第九項、第百十四条の二、第百十四条の二の二、第百十四条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の四、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の六から第百十四条の十二の二まで、第百十四条の十三第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号、第百十四条の十五第二項、第百十四条の十六の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十六の三、第百十四条の十九から第百十四条の二十三まで、第百十四条の二十四第一項第三号及び第四号、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六第一項第五号及び第二項第七号並びに第三項並びに第四項、第百十四条の二十八の二第三項、第百十四条の二十八第五項、第百十四条の二十九第三項及び第四項、第百十四条の三十一、第百十四条の三十二の二、第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十三の二十九まで、第百十四条の四十一、第百十四条の四十二第二項第二号並びに第百十四条の四十三の規定は、改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省令第十六号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第一項及び第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号及び退職年月日 ［号を削る。］ 三～八　［略］ 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　［略］ 三　前項第五号に該当するときは、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 四・五　［略］ 3　［略］ （整理退職の場合の一時金の決定の請求） **第二十四条の二**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号及び退職年月日 三～五　［略］ 2　［略］ （遺族に対する一時金の決定の請求） **第二十四条の三**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一・二　［略］	（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日 三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号 四　過去に法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金を受けた場合はその旨 五～十　［同上］ 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　［同上］ 三　前項第七号に該当するときは、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 四・五　［同上］ 3　［同上］ （整理退職の場合の一時金の決定の請求） **第二十四条の二**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日 三～五　［同上］ 2　［同上］ （遺族に対する一時金の決定の請求） **第二十四条の三**　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一・二　［同上］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日

四・五　［略］

２～４　［略］

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　加入者等記号・番号及び退職年月日

四　［略］

２　［略］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号及び退職年月日

三～五　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

六～九　［略］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　［略］

［号を削る。］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四・五　［同上］

２～４　［同上］

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

三　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四　［同上］

２　［同上］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［同上］

二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～五　［同上］

六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

七　法第二十五条において準用する組合法第八十四条第六項に定める場合に該当し、同条第七項に規定する厚生年金相当額に相当する給付を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、当該厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八～十一　［同上］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　［同上］

四　前項第七号に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

四　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
五～七　［略］
3・4　［略］
（職務遺族年金の決定の請求）
第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。
一・二　［略］
三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日
四・五　［略］
［号を削る。］

［号を削る。］

六　［略］
［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

七・八　［略］
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～七　［略］
［号を削る。］
八～十　［略］
3・4　［略］
（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）
第三十七条の二　加入者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当することとなつたとき又は加入者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者が同条の規定の適用を受けないこととなつたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、五日以内に、事業団に提出しなければならない。
一～四　［略］
2　［略］

五　前項第九号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
六～八　［同上］
3・4　［同上］
（職務遺族年金の決定の請求）
第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。
一・二　［同上］
三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
四・五　［同上］
六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
七　法第二十五条において準用する組合法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
八　［同上］
九　加入者又は加入者であつた者の死亡について、その配偶者である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その旨
十　請求者が加入者又は加入者であつた者の子である場合において、当該加入者又は加入者であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨
十一　加入者又は加入者であつた者の死亡について、その配偶者である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨
十二・十三　［同上］
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～七　［同上］
八　前項第七号、第九号又は第十号に該当する場合は、年金証書等の写し
九～十一　［同上］
3・4　［同上］
（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）
第三十七条の二　加入者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当することとなつたとき又は加入者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者が同条の規定の適用を受けないこととなつたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、直ちに、事業団に提出しなければならない。
一～四　［同上］
2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第三条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）の規定の適用については、改正前私学共済規則（第二十四条第六項の規定を除く。）中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第三条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第二十四条第一項第一号	及び住所	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

［同上］	［同上］	［同上］
第二十四条第一項第一号	及び住所	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
第二十四条第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号に定める場合	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第八条第一項

	第二十四条第一項第四号	法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十六条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	申出書を
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	第二十五条の三（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	、住所及び本人確認番号	
	第二十五条の三第一号	及び住所			
	第二十五条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項		平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	

	第二十四条第一項第四号	法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十六条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	申出書を
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	第二十五条の三	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	、住所及び本人確認番号	
	第二十五条の四	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項		平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	

	により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号に定める場合又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号

申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を	
第二十五条の四第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条の四第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項

（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第四条　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を	
第二十五条の四第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条の四第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項

（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第四条　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第五項	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項に規定する特例の適用を受けている法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年
	旧職域加算障害給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて事業団が指定したものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）

		第三十一条第一項第一号	及び住所、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるもの又は当該繰上げ調整額の全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権者、障害共済年金の受給権者又は遺族共済年金の受給権者である障害等級（法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは六十歳未満の夫（法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けている者を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母にあつては、毎年、指定日	一月以内	第三十一条第一項第一号	及び住所	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	
	三月以内	第三十一条第一項第一号	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）	第三十一条第一項第四号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号

第三十一条第一項第八号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号	［略］
第三十一条の三の二（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
［略］	［略］

第三十一条の三の二第一号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の三の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項

第三十一条第一項第八号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号	［同上］
第三十一条の三の二	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
［同上］	［同上］

第三十一条の三の三	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の三の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項

第三十一条の三の三第一項第一号	及び住所
第三十一条の三の三第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
第三十一条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項
	第八十六条
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
第三十一条の四第一項第一号	及び住所
	、住所及び本人確認番号
第三十一条の四第一項第四号	法第二十五条において準用する組合法第八十六条
第三十一条の四第二項	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類
第三十一条の五第一号	及び住所
	、住所及び本人確認番号
	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

第三十一条の四	
	及び住所
	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項
	第八十六条
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	及び住所
	、住所及び本人確認番号
	法第二十五条において準用する組合法第八十六条
第三十一条の五	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類
	及び住所
	、住所及び本人確認番号
	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第五条　改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条の五第三号	障害等級
	障害等級（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）

（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第五条　改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十三条の六第一項第五号並びに第二項第一号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第五項	障害等級
	障害等級（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）

法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項に規定する特例の適用を受けている法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるもの又は当該繰上げ調整額の全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権者、障害共済年金の受給権者又は遺族共済年金の受給権者である障害等級（法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは旧職域加算遺族給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて事業団が指定したものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）

第三十三条の六第一項第一号	［略］	［略］	［略］
第三十三条の六第一項第三号	死亡が	［略］	［略］
第三十三条の六第一項第七号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関	死亡の原因が

第三十三条の六第一項第一号	［同上］	二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは六十歳未満の夫（法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けている者を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母にあつては、毎年、指定日	一月以内	［同上］
			三月以内	［同上］
第三十三条の六第一項第三号	［同上］	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	死亡が	［同上］
第三十三条の六第一項第四号			夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある者を除く。）が	
第三十三条の六第一項第五号の二			夫が	
第三十三条の六第一項第七号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号	死亡の原因が	［同上］
		私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号		

		する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十三条の六第二項第八号	［略］	［略］
第三十三条の六第二項第十号	［略］	第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求める
第三十三条の六第三項	前二項の場合において、遺族共済年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出する	
［略］	［略］	［略］
第三十三条の八の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第三十三条の八の二第一項第一号	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を
第三十三条の八の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
	及び住所	、住所及び本人確認番号
	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の六第二項第八号	［同上］	［同上］
第三十三条の六第二項第九号	前項第四号、第五号、第五号の三	第五号の三
第三十三条の六第二項第十号	［同上］	［同上］
第三十三条の六第三項	前二項の場合において、遺族共済年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出する	
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
第三十三条の八の三第一項	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を
	及び住所	、住所及び本人確認番号
	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
	申出書に当該申出に係る年金の金証書を添えて、	申出書を

第三十三条の八の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号	
第三十三条の八の三第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	
第三十三条の九第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、	支給の停止を申請しようとする者は、	
	請求書	申請書	
［略］	［略］	［略］	
第三十三条の九第二項（各号を除く。）	請求書	申請書	
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	

第三十三条の九第一項	及び住所	、住所及び本人確認番号	
	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、	支給の停止を申請しようとする者は、	
	請求書	申請書	
［同上］	［同上］	［同上］	
第三十三条の九第二項	請求書	申請書	
	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	

第三十三条の十第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十四（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の四	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の四

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二第一項	［略］	［略］
	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
	都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）	地方公共団体情報システム機構
	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する加給年金の算定の基礎となる配偶者若しくは子又は法第二十五条において準用する組合法第八十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）（次項及び第四項において「受給権者等」という。）	受給権者
	住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）	本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）

第三十三条の十第一項	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二第一項	［同上］	［同上］
	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する加給年金の算定の基礎となる配偶者若しくは子又は法第二十五条において準用する組合法第八十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）（次項及び第四項において「受給権者等」という。）	受給権者

［略］	第十七条の二第四項	［略］	［略］
	第十七条の二第五項	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項に規定する特例の適用を受けている法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるもの又は当該繰上げ調整額の全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権者、障害共済年金の受給権者又は遺族共済年金の受給権者である障害等級（法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは六十歳未満の夫（法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けている者を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母にあつては、毎年、指定日	一月以内
［略］	［略］	旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて事業団が指定したものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）	三月以内

［同上］	第十七条の二第四項	［同上］	［同上］

第十七条の二第六項	［略］	［略］
第十七条の二の二（各号を除く。）	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二の二第三号	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第一項（各号を除く。）	知事等	地方公共団体情報システム機構
第十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第三項	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第二十条第一項	［略］	［略］
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項第二号	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

第十七条の二第六項	［同上］	［同上］
第十七条の二の二	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第二十条第一項	［同上］	［同上］
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

第二十条第三項			
転居又は住居表示の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	提供を受け、	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	
知事等	提供を受け、	地方公共団体情報システム機構	
［略］	［略］	［略］	
第二十条第五項			
法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものをいう。以下同じ。）	［略］	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）	［略］
［略］	［略］	［略］	
第二十二条第一項			
退職共済年金	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	旧職域加算退職給付	
、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金（各号を除く。）	知事等	及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付	
［略］	［略］	［略］	

第二十条第三項			
転居又は住居表示の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	提供を受け、	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	
［同上］	［同上］	［同上］	
第二十条第五項			
法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものをいう。以下同じ。）	［同上］	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	
第二十二条第一項			
退職共済年金	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	旧職域加算退職給付	
、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金	知事等	及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付	
［同上］	［同上］	［同上］	

遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条	
相続人	者	
知事等	地方公共団体情報システム機構	
第二十二条第一項第一号及び住所	、住所及び本人確認番号	
第二十二条第二項		
退職共済年金	旧職域加算退職給付	
知事等	地方公共団体情報システム機構	
［略］	［略］	
第三十四条の二第一項（各号を除く。）	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
第三十四条の二第一項第一号	及び生年月日	、生年月日及び基礎年金番号
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済規則の適用除外）

第九条　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十四条第一項第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第四号から第六号まで、第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第四号から第六号まで並びに第二項第一号及び第九号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第一項第四号及び第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条	
相続人	者	
及び住所	、住所及び本人確認番号	
第二十二条第二項		
退職共済年金	旧職域加算退職給付	
［同上］	［同上］	
第三十四条の二第一項	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
及び生年月日	、生年月日及び基礎年金番号	
［同上］	［同上］	

（改正前私学共済規則の適用除外）

第九条　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の二第五項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十条第二項第二号、第二十四条第一項第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第五号並びに第三項、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第二項第二号及び第三項、第三十二条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第十七条の二の二第三号	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］
第二十二条第一項（各号を除く。）	、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金	、退職共済年金
	法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条
	相続人	者
第二十二条第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第二十五条第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第十七条の二の二	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
［同上］	［同上］	［同上］
第二十二条第一項	、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金	、退職共済年金
	法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条
	相続人	者
	及び住所	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］	［同上］
第二十五条第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十

第二十五条第一項第一号	及び住所
［略］	［略］
第二十六条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十八条第三項
第二十六条の二第一項第一号	及び住所
［略］	［略］
第三十一条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号
第三十一条の二第一項第一号	及び住所

、住所及び本人確認番号	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号

及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	及び住所
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号

四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	及び住所
［同上］	［同上］
、住所及び本人確認番号	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］
、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
［同上］	［同上］
、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号

［略］	［略］	［略］
第三十一条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
第三十一条の四第一項第四号	法第二十五条において準用する組合法第八十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十六条
第三十一条の五（各号を除く。）	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十一条の五第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の二（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の七第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
第三十三条の七第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号

［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条の四	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	第八十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十六条
第三十一条の五	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の二	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条の七第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	及び住所	、住所及び本人確認番号

［略］	［略］	［略］
第三十三条の八第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の九第二項（各号を除く。）	請求書	申請書
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］

2　［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八第二項	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の九第二項	請求書	申請書
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

○文部科学省経済産業省令第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類 イ～ヌ　（略） ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)・(2)　（略） (3)　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)～(6)　（略） 二　（略） 3　（略）	（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類 イ～ヌ　（略） ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)・(2)　（略） (3)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)～(6)　（略） 二　（略） 3　（略）

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（廃炉等技術委員会の委員の任命及び解任の認可申請） **第二条**　機構の理事長は、法第二十二条の五又は法第二十二条の七において準用する法第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三　（略）	（廃炉等技術委員会の委員の任命及び解任の認可申請） **第二条**　機構の理事長は、法第二十二条の五又は法第二十二条の七において準用する法第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三　（略）

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号(1)から様式第十号(2)まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号の二から様式第十五号の二まで及び様式第二十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号(1)から様式第二号まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第六号、様式第七号及び様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号、様式第九号の二及び様式第九号の三の二から様式第九号の五まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第二十号様式及び別記第二十号の二様式

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）様式第一、様式第五から様式第五の三まで、様式第五の五㈠、様式第五の五㈡、様式第九、様式第十一、様式第十二、様式第十四、様式第十七の二、様式第十七の四、様式第十八、様式第二十、様式第二十一の二、様式第二十一の四、様式第六十三の二、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十三の七、様式第七十六、様式第七十八、様式第八十三、様式第八十六、様式第八十六の二、様式第八十七、様式第九十、様式第九十一、様式第九十三、様式第九十四の二及び様式第九十四の四

三　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）様式第一号

四　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）様式第三号

五　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）様式第二、様式第六及び様式第七

六　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）様式第二

七　薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「旧薬事法施行規則」という。）第百五十三条により読み替えて準用する旧薬事法施行規則第六条の規定による様式第七十八

八　薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第百四十九条第一項の規定による様式第八十二

九　再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）様式第十四、様式第十九、様式第二十二、様式第二十五及び様式第二十七

十　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）様式第一及び様式第二

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第三十四号

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）別記様式

三　石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）別記様式

四　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）別記様式

五　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）様式第九号

（労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十二条の四第一号

二　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第三十四条の四第一号

三　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第三条第二項第一号

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第十二条

五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第七条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の五の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の六から様式第一号の六の四まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の六の五から様式第一号の六の十まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の七及び様式第一号の七の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の八から様式第一号の九の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第八条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第八号、様式第十一号、様式第十二号の七及び様式第十二号の八を次のように改める。

様式第八号（第四十条関係）

職業訓練指導員免許申請書

職業訓練指導員の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1　申請免許職種名

2　職業能力開発促進法第28条第３項各号の該当状況（該当するものを〇で囲むこと。）

一　指導員養成課程の指導員養成訓練を修了した者

二　職業訓練指導員試験に合格した者

三　その他　（　　）

3　精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当（する・しない）

4　拘禁刑（※）以上の刑に処せられたことの有無　　有・無

※　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

5　職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無　　有・無

取消し都道府県知事名

取消し年月日　　年　　月　　日

取消し理由

年　　月　　日

住　　所

（ふりがな）

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

都道府県知事　　殿

様式第十一号（第四十七条関係）

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1　受験免許職種名

2　拘禁刑（※）以上の刑に処せられたことの有無　　有・無

※　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

3　職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無　　有・無

取消し都道府県知事名

取消し年月日　　年　　月　　日

取消し理由

4　試験の免除を受ける意思の有無　　有・無

あるときはその理由

写　真

申請前６か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のライカ型

年　　月　　日

住　　所

（ふりがな）

氏　　名

年　　月　　日生

都道府県知事　殿

様式第十二号の七（第四十八条の十六関係）

キャリアコンサルタント登録申請書

キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第２項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

フリガナ			生年月日	１．大正 ２．昭和　年　月　日 ３．平成 ４．令和
氏　名			性別	１．男　２．女
勤務先	名　称			
	所在地	郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）		
自宅住所		郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）		
試験に合格した年月日			試験合格証書番号	
その他	□　精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 □　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 □　法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 □　法第30条の22第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ※　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。			

厚生労働大臣　　年　月　日

殿

指定登録機関代表者

氏名

収入印紙 （消印しないこと。）	
又は領収証書を貼ること。	

注意

1　該当する□は、☑と記入すること。

2　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。

3　指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

4　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

5　この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（試験に合格した年月日から５年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面）を添えること。

様式第十二号の八（第四十八条の十八関係）

キャリアコンサルタント登録更新申請書

キャリアコンサルタントの登録の更新を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の18の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

フリガナ			生年月日	１．大正 ２．昭和　年　月　日 ３．平成 ４．令和
氏　名			性　別	１．男　２．女
勤務先	名　称			
	所在地	郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）		
自宅住所		郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）		
登録年月日			登録番号	
その他	□　精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 □　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 □　法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 □　法第30条の22第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ※　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。			

厚生労働大臣　　年　月　日

殿

指定登録機関代表者

氏名

注意

1　該当する□は、☑と記入すること。

2　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

3　この申請書には、講習の修了証又はこれに代わるべき書面を添えること。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　次に掲げる省令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）附則第十八条第一項第十号及び附則第四十五条第一項第七号

二　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和五年厚生労働省令第七十二号）第三十条第三項第二号

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の三まで及び様式第九号を次のように改める。

様式第一号（第二十六条関係）

（表面）

（一）

介護保険被保険者証

被保険者	番号			
	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日	性別	男・女
交付年月日		令和　年　月　日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印				

（二）

要介護状態区分等		
認定年月日 （事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日）	令和　年　月　日	
認定の有効期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日	
居宅サービス等 （うち種類支給限度基準額）	区分支給限度基準額 令和　年　月　日～令和　年　月　日 １月当たり	
	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

（三）

給付制限		内容	期間
			開始年月日　令和　年　月　日 終了年月日　令和　年　月　日
			開始年月日　令和　年　月　日 終了年月日　令和　年　月　日
			開始年月日　令和　年　月　日 終了年月日　令和　年　月　日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称			届出年月日　令和　年　月　日
			届出年月日　令和　年　月　日
			届出年月日　令和　年　月　日
介護保険施設等	種類		入所等年月日　令和　年　月　日
	名称		退所等年月日　令和　年　月　日
	種類		入所等年月日　令和　年　月　日
	名称		退所等年月日　令和　年　月　日

（裏面）

（四）

注意事項

一　介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。

二　サービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

三　介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

四　サービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。

五　認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。

（五）

六　居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い（償還払い）になります。

七　居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。

八　介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）。

九　サービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けるときに支払う金額は、当該サービスに要した費用のうち市町村が定める割合又は市町村が定める額（事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額）です。

（六）

十　認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。

十一　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。

十二　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

十三　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

十四　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を三割（介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割）とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。

備考

1　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

（裏面）

注意事項

一　介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二　介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）

三　被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

六　利用時支払額を三割（「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割）とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

（表面）

介護保険負担割合証

交付年月日　令和　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日
利用者負担の割合		適用期間
割		開始年月日　令和　年　月　日 終了年月日　令和　年　月　日
割		開始年月日　令和　年　月　日 終了年月日　令和　年　月　日
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

1　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二の二（第八十三条の六関係）

（裏面）

注意事項

一　この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において「老健・医療院等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二　前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。

三　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

（表面）

介護保険負担限度額認定証

交付年月日　令和　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日
	適用年月日	令和　年　月　日から
	有効期限	令和　年　月　日まで
食費の負担限度額		（介護予防）短期入所生活（療養）介護　円 その他のサービス　円
居住費又は滞在費の負担限度額		ユニット型個室　円 ユニット型個室的多床室　円 従来型個室（特養等）　円 従来型個室（老健・医療院等）　円 多床室　円
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

備考

1　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の三（第百七十二条の二関係）

（表面）

介護保険特定負担限度額認定証
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）

交付年月日		令和　年　月　日
被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日
	適用年月日	令和　年　月　日から
	有効期限	令和　年　月　日まで
食費の特定負担限度額		円
居住費の特定負担限度額		ユニット型個室　円 ユニット型個室的多床室　円 従来型個室　円 多床室　円
保険者番号及び保険者に保険者並びの名称及び印		

（裏面）

注意事項

一　この証によって指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。

二　前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特別養護老人ホームの窓口に提出してください。

三　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至ったとき又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

備考

1　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第九号（附則第八条関係）

（表面）

介護保険被保険者証

交付年月日　　新・要介護状態区分等　　認定年月日
被保険者番号　　認定の有効期間
　　区分支給限度額
　　（期　　間）
氏　　名　　（種類支給限度額）
　　審査会意見及び
生年月日　　サービスの種類の指定
　　旧・要介護状態区分等　　認定年月日
性　　別　　認定の有効期間
　　区分支給限度額
住　　所　　（期　　間）
　　給付制限
　　（内　　容）
保険者番号　　（期　　間）
　　居宅介護支援事業者　　届出年月日
保険者名　　印　　又は介護予防支援事業者
　　及びその事業所の名称

（裏面）

注意事項

1　この証の交付を受けたときには、大切に保管してください。
2　介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
3　介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の１割です。
4　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
5　この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
6　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
7　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置、利用時支払額を３割とする措置等を受けることがあります。

介護保険施設等

種類	名称	入所 入院年月日	退所 退院年月日

備考　1　大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
2　プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
3　内部に半導体集積回路を組み込むものとする。
4　審査会意見及びサービスの種類の指定については、表面にはその有無を表示し、当該意見等の内容については、内部の半導体集積回路に記録できるものとする。
5　必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第十一条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第百十九条関係）

（表　面）

第百十八条　第九十条第一項（第九十一条の三十二第三項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 ２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の罰金刑を科する。	確定給付企業年金 実施事業所検査証・基金検査証 企業年金連合会検査証 写 真 官職又は職名 氏　名 （　年　月　日生）

（裏　面）

確定給付企業年金法（抄） 第九十条　厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 ２　前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第百一条　厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等又は連合会に対し、その事業の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 ２　第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。	第　号 年　月　日交付 厚生労働大臣、地方厚生局長又は地方厚生支局長印

（備考）この証は、A列７番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。

（健康増進法施行規則の一部改正）

第十二条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号の三まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮若しくは刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留（以下この条において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合又は留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置され、又は留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けているものとみなす。

一　健康保険法施行規則第三十二条の二第二号

二　船員保険法施行規則第十八条第二号

三　労働基準法施行規則第三十七条の二第一号

四　労働者災害補償保険法施行規則第十二条の四第一号

五　国民年金法施行規則第三十四条の四第一号

六　労働者災害補償保険特別支給金支給規則第三条第二項第一号

七　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第十二条

八　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第六十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第一号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（加算対象保険者の基準） **第四十条の二**　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第二条から第五条までにおいて同じ。）の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。	（加算対象保険者の基準） **第四十条の二**　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第二条から第五条までにおいて同じ。）の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。
保険者の種類 / 実施率 （略） / （略） 健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 / 百分の七十	保険者の種類 / 実施率 （略） / （略） 健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 / 百分の六十三・二
二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。 保険者の種類 / 実施率 単一型健康保険組合 / 百分の二十一 共済組合 / 百分の二十・五 （略） / （略）	二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。 保険者の種類 / 実施率 単一型健康保険組合 / 百分の十一・四 共済組合 / 百分の十三・五 （略） / （略）

２・３　（略）

４　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　（略）

二　第一項第二号に該当する保険者　次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ　（略）

ロ　特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が五百人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

（略）

ハ　（略）

５～７　（略）

（算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第四十条の二の二　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	（略）	（略）
	百分の五十以上百分の五十七・五未満	百分の五
	百分の五十七・五以上百分の六十未満	百分の二・五
	百分の六十以上百分の七十未満	百分の一

２・３　（略）

４　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　（略）

二　第一項第二号に該当する保険者　次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ　（略）

ロ　特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

（略）

ハ　（略）

５～７　（略）

（算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第四十条の二の二　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	（略）	（略）
	百分の五十以上百分の五十七・五未満	百分の四
	百分の五十七・五以上百分の六十未満	百分の二
	百分の六十以上百分の六十五未満	百分の一
	百分の六十五以上百分の七十未満	百分の〇・五

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	（略）	（略）
	百分の四十五以上百分の五十未満	百分の五
	百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二・五
	百分の五十五以上百分の七十未満	百分の一

二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	（略）	（略）
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十一未満	百分の一
共済組合	（略）	（略）
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	（略）	（略）
	百分の四十五以上百分の五十未満	百分の四
	百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二
	百分の五十五以上百分の六十未満	百分の一
	百分の六十以上百分の六十三・二未満	百分の〇・五

二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	（略）	（略）
	百分の一以上百分の二・七五未満	百分の四
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の三
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二
	百分の七・五以上百分の十一未満	百分の一
	百分の十一以上百分の十一・四未満	百分の〇・五
共済組合	（略）	（略）
	百分の一以上百分の二・七五未満	百分の四
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の三
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二

		百分の七・五以上百分の十・五未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	（略）	百分の一以上百分の二・五未満	百分の五
		百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の二・五
	（略）	（略）	（略）

附　則

（令和六年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第二条　令和六年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　令和五年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の七十
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の六十四・六

二　令和五年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合	百分の十一・四
共済組合	百分の十六・二
（略）	（略）

		百分の七・五以上百分の十一・七未満	百分の一
		百分の十一・七以上百分の十三・五未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	（略）	百分の一以上百分の一・五未満	百分の四
		百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の三
		百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の二
	（略）	（略）	（略）

附　則

（令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第二条　令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　令和二年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十七・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五十

二　令和二年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の十
（略）	（略）

（令和七年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第三条　令和七年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　令和六年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の七十
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の六十八・一

二　令和六年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合	百分の十七
共済組合	百分の十七・二
（略）	（略）

（令和六年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第四条　令和六年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　令和五年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十未満	百分の十
合	百分の五十以上百分の五十七・五未満	百分の五

（令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第三条　令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　令和三年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の六十五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の六十

二　令和三年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合	百分の十
共済組合	百分の十一・七
（略）	（略）

（令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第四条　令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一　令和二年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五未満	百分の五
合	百分の四十五以上百分の五十七・五未満	百分の一

	百分の五十七・五以上百分の六十未満	百分の二・五
	百分の六十以上百分の七十未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十五未満	百分の十
	百分の四十五以上百分の五十未満	百分の五
	百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二・五
	百分の五十五以上百分の六十四・六未満	百分の一

二　令和五年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	百分の一未満	百分の十
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十一・四未満	百分の一
共済組合	百分の一未満	百分の十
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十六・二未満	百分の一

	百分の四十二・五未満	百分の五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五以上百分の五十未満	百分の一

二　令和二年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の〇・一未満	百分の五
	百分の〇・一以上百分の五・五未満	百分の一
	百分の五・五以上百分の十未満	百分の〇・五

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の一未満
	百分の一以上百分の二・五未満
	百分の二・五以上百分の三・五未満
	百分の三・五以上百分の五未満

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の十
	百分の五
	百分の二・五
	百分の一

（令和七年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第五条　令和七年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　令和六年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十未満	（略）
	百分の五十以上百分の五十七・五未満	百分の五
	百分の五十七・五以上百分の六十未満	百分の二・五
	百分の六十以上百分の七十未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十五未満	百分の十
	百分の四十五以上百分の五十未満	百分の五
	百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二・五
	百分の五十五以上百分の六十八・一未満	百分の一

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満
	百分の〇・一以上百分の二・五未満
	百分の二・五以上百分の五未満

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五
	百分の一
	百分の〇・五

（令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第五条　令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　令和三年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五未満	（略）
	百分の四十五以上百分の五十七・五未満	百分の三
	百分の五十七・五以上百分の六十未満	百分の一
	百分の六十以上百分の六十五未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五未満	百分の十
	百分の四十二・五以上百分の五十未満	百分の三
	百分の五十以上百分の五十五未満	百分の一
	百分の五十五以上百分の六十未満	百分の〇・五

二　令和六年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	百分の一未満	（略）
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十七未満	百分の一
共済組合	百分の一未満	（略）
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十七・二未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の一未満	百分の十
	百分の一以上百分の二・五未満	百分の五
	百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の二・五
	百分の三・五以上百分の五未満	百分の一

二　令和三年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	百分の〇・一未満	（略）
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の三
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の二
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の一
	百分の七・五以上百分の十未満	百分の〇・五
共済組合	百分の〇・一未満	（略）
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の三
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の二
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の一
	百分の七・五以上百分の十一・七未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の十
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の三
	百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の二
	百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の一
	百分の三・五以上百分の五未満	百分の〇・五

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第四百一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（漁業法施行規則の一部改正）

第一条　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）	（漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2　法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの	一　年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ　年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（新設）
ロ　年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号	（新設）
二～七　（略）	二～七　（略）
3　（略）	3　（略）
4　法第二十六条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。	（新設）
5　法第二十六条第二項の採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	（新設）
一　年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの	
イ　年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
ロ　年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号	
二　採捕した特別管理特定水産資源	
三　漁獲割当管理区分	
四　設定を受けた年次漁獲割当量	
五　特別管理特定水産資源ごとの採捕した個体の数	

六　特別管理特定水産資源ごとの漁獲量
七　採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日
八　採捕に係る船舶等の名称（法第五十七条第一項の許可を受けた者、法第六十九条第一項の免許を受けた者（法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者を含む。）、当該免許に係る団体漁業権を有する漁業協同組合の組合員又は当該団体漁業権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員が法第六十条第三項に規定する定置漁業又は漁具を定置して営む漁業であって定置漁業以外のものを営む場合にあっては、その許可若しくは免許を受けた者又は当該組合員の氏名若しくは名称又は許可番号若しくは免許番号とする。以下同じ。）
九　その他参考となるべき事項

6　第三項の規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。

7　法第二十六条第二項の規定による記録の作成は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。）をもって作成することにより行うものとする。

8　法第二十六条第二項の採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　採捕した特別管理特定水産資源
二　採捕に係る船舶等の名称
三　採捕に係る個体ごとの重量
四　採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日

9　法第二十六条第二項の規定による記録の保存に係る農林水産省令で定める期間は、三年とする。

10　法第二十六条第三項の規定による報告は、第二項及び第五項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて第三項に定める方法により行うものとする。

（特別管理特定水産資源）

第十六条の二　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ（重量が三十キログラム以上のものに限る。）とする。

（非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第十九条　（略）

2　法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの
イ　報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ロ　報告者ごとに設定された当該報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号
二～四　（略）

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

4　法第二十六条第二項の規定による報告は、第二項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて前項に定める方法により行うものとする。

（新設）

（非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第十九条　（略）

2　法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（新設）
（新設）
二～四　（略）

3　第十六条第三項の規定は、法第三十条第一項の規定による報告について準用する。

4　法第三十条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

5　法第三十条第二項の特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの

イ　報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ロ　報告者ごとに設定された当該報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号

二　管理区分

三　採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日

四　採捕に係る船舶等の名称

五　その他参考となるべき事項

6　第十六条第三項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、第十六条第七項の規定は法第三十条第二項の規定による記録の作成について、第十六条第八項（第一号を除く。）の規定は法第三十条第二項の採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項について、第十六条第九項の規定は法第三十条第二項の記録の保存に係る農林水産省令で定める期間について、第十六条第十項の規定は法第三十条第三項の規定による報告について、それぞれ準用する。

（提出書類の経由機関）

第六十二条　法第百八十七条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、別に農林水産省令で定める場合を除くほか、当該書類の提出者の住所地（共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。この場合において、漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときは、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出することができる。

2　法第百八十七条ただし書の農林水産省令で定める書類は、別に農林水産省令で定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による漁獲量等の報告に係る書類

四～八　（略）

3　第十六条第三項の規定は法第三十条第一項の規定による報告について、第十六条第四項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、それぞれ準用する。

（新設）

（新設）

（提出書類の経由機関）

第六十二条　法第百八十六条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、別に農林水産省令で定める場合を除くほか、当該書類の提出者の住所地（共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。この場合において、漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときは、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出することができる。

2　法第百八十六条ただし書の農林水産省令で定める書類は、別に農林水産省令で定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による漁獲量等の報告に係る書類

四～八　（略）

別記第一及び別記第二を次のように改める。

別記第一（第四十条関係）

（表面）

漁業監督官（漁業監督吏員）の証票

第　号

年　月　日交付

官職

氏名

生年月日

写真

（裏面）

漁業法（抄）

第百二十八条　農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

２　漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。

３　漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫その他の場所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

４　漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

５　漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第百九十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七～九　（略）

備考　用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

別記第二（第六十一条関係）

（表面）

漁業法第百七十六条の規定により検査等をする職員の証票

第　号

年　月　日交付

官職

氏名

生年月日

写真

（裏面）

漁業法（抄）

第百七十六条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

３　前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第百九十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九　第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号。以下「水産流通適正化法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	（新設）
第一章　総則（第一条―第四条）	
第二章　特定第一種水産動植物等に関する規制	
第一節　国内流通の規制に関する措置（第五条―第三十四条）	
第二節　輸出の規制に関する措置（第三十五条―第四十八条）	
第三章　特定第二種水産動植物等に関する規制（第四十九条）	
第四章　雑則（第五十条―第五十二条）	
附則	
第一章　総則	（新設）
（特定第一種水産動植物）	（特定第一種水産動植物）
第一条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。	**第一条**　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める加工品）	（法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品）
第二条　法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	**第二条**　法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。
（特定第二種水産動植物）	（特定第二種水産動植物）
第三条　法第二条第七項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。	**第三条**　法第二条第四項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（法第二条第八項の農林水産省令で定める加工品）	（法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品）
第四条　法第二条第八項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	**第四条**　法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。
第二章　特定第一種水産動植物等に関する規制	（新設）
第一節　国内流通の規制に関する措置	（新設）
（特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）	（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）
第五条　法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。	**第五条**　法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	二　特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
三　採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物の種類	三　採捕の事業の対象とする特定第一種水産動植物の種類
四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容	四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物等の種類
五　譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物等の種類	五　譲渡しの事業の対象とする特定第一種水産動植物等の種類
六　（略）	六　（略）

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事（以下「農林水産大臣等」という。）は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　前項第四号の権限の内容を証する書類として次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　イからハまでに規定する漁業法の規定以外の法令の規定による権限に基づき特定第一種第一号水産動植物を採捕する場合にあっては、当該事実を証する書類

二　届出者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体が特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者に代わって特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うことを証する書面

三　（略）

（農林水産大臣等への報告）

第八条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、令第二条第一項第一号に掲げる事務を行った場合にあっては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、令第二条第一項第二号に掲げる事務を行った場合にあっては前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

（都道府県知事への通知）

第九条　令第二条第四項の規定による通知は、遅滞なく、法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知を行った場合にあっては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、法第三条第三項の規定による届出の受理を行った場合にあっては第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

（漁獲番号）

第十条　法第四条に規定する漁獲番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一　（略）

二　特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

（届出採捕者による情報の伝達方法）

第十一条　法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　届出採捕者の使用に係る電子計算機と特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しの相手方（以下この条及び第十三条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　（略）

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事（以下「農林水産大臣等」という。）は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　前項第四号の権限の内容を証する書類として次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　イからハまでに規定する漁業法の規定以外の法令の規定による権限に基づき特定第一種水産動植物を採捕する場合にあっては、当該事実を証する書類

二　届出者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体が特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者に代わって特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うことを証する書面

三　（略）

（農林水産大臣等への報告）

第八条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下「令」という。）第三項の規定による報告は、遅滞なく、令第一項第一号に掲げる事務を行った場合にあっては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、令第一項第二号に掲げる事務を行った場合にあっては前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

（都道府県知事への通知）

第九条　令第四項の規定による通知は、遅滞なく、法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知を行った場合にあっては第五条第一項各号に掲げる事項及び通知した届出に係る番号を、法第三条第三項の規定による届出の受理を行った場合にあっては第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

（漁獲番号）

第十条　法第四条に規定する漁獲番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一　（略）

二　特定第一種水産動植物等の譲渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三　譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

（届出採捕者による情報の伝達方法）

第十一条　法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　届出採捕者の使用に係る電子計算機と特定第一種水産動植物等の譲渡しの相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　（略）

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

三　特定第一種第一号水産動植物等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、漁獲番号の伝達は、届出採捕者と相手方があらかじめ次項の規定により合意をした場合にあっては、特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しに当たって前条第二号及び第三号に掲げる番号を第一項各号に掲げるいずれかの方法により伝達することで行うことができる。

4　前項の合意は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。以下同じ。）により、その内容を明らかにしてするものとする。

一・二　（略）

5　法第四条に規定する特定第一種第一号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

6　次条第二号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

（届出採捕者による伝達事項）

第十二条　法第四条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量

三　譲渡し又は引渡しをした年月日

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する情報の伝達方法）

第十三条　法第五条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　（略）

二・三　（略）

2　（略）

3　法第五条第一項に規定する特定第一種第一号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4　次条第二号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条において同じ。）をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

三　特定第一種水産動植物等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、漁獲番号の伝達は、届出採捕者と相手方があらかじめ次項の規定により合意をした場合にあっては、特定第一種水産動植物等の譲渡しに当たって前条第二号及び第三号に掲げる番号を第一項各号に掲げるいずれかの方法により伝達することで行うことができる。

4　前項の合意は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。第十八条において同じ。）により、その内容を明らかにしてするものとする。

一・二　（略）

5　法第四条に規定する特定第一種水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

6　次条第二号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

（届出採捕者による伝達事項）

第十二条　法第四条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三　譲渡しをした年月日

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達方法）

第十三条　法第五条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種水産動植物等取扱事業者の使用に係る電子計算機と特定第一種水産動植物等の譲渡し又は引渡しの相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　（略）

二・三　（略）

2　（略）

3　法第五条第一項に規定する特定第一種水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4　次条第二号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する伝達事項）

第十四条　法第五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量

三　（略）

（荷口番号）

第十五条　法第五条第二項に規定する荷口番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一　（略）

二　特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

（引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達）

第十六条　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種第一号水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「受託者」という。）の使用に係る電子計算機と当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「委託者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

三　受託者が当該委託に係る特定第一種第一号水産動植物等を引渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

2　（略）

（特定第一種第一号水産動植物等に関する特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第十七条　法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　特定第一種第一号水産動植物等の倉庫業者

二　（略）

（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成方法）

第十八条　法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二　（略）

三　特定第一種第一号水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四　（略）

2　法第六条第一項第一号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第六条第一項第二号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における伝達事項）

第十四条　法第五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三　（略）

（荷口番号）

第十五条　法第五条第二項に規定する荷口番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一　（略）

二　特定第一種水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三　譲渡し又は引渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

（引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達）

第十六条　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「受託者」という。）の使用に係る電子計算機と当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「委託者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

三　受託者が当該委託に係る特定第一種水産動植物等を譲渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

2　（略）

（特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第十七条　法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　特定第一種水産動植物等の倉庫業者

二　（略）

（取引等の記録の作成方法）

第十八条　法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二　（略）

三　特定第一種水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四　（略）

2　法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第六条第一項第二号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、法第六条第一項第五号に規定する漁獲番号の記録の作成は、当該譲渡し又は引渡しが届出採捕者によって行われた場合であって、当該届出採捕者が第十一条第三項の規定により漁獲番号の伝達を行ったときは、同条第四項の書面又は電磁的記録を保存し、かつ、第十条第二号及び第三号に掲げる番号の記録を第一項に定める方法により作成することで行うことができる。

（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の保存期間）

第十九条　（略）

（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成及び保存を要しない場合）

第二十条　法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合

二　少量の特定第一種第一号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

三　一般消費者への販売をした特定第一種第一号水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種第一号水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成事項）

第二十一条　法第六条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、その譲受け又は引受けに当たって他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から荷口番号（以下この条において「旧荷口番号」という。）を伝達された特定第一種第一号水産動植物等について、その譲渡し又は引渡しに当たって新たな荷口番号（以下この条において「新荷口番号」という。）を伝達した場合における新荷口番号に対応する旧荷口番号とする。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達方法）

第二十二条　法第七条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の使用に係る電子計算機と特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し又は引渡しの相手方（以下この条から第二十七条までにおいて「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

三　特定第一種第二号水産動植物等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するもの又は特定第一種第二号水産動植物等に伝達すべき事項を表示する方法

2　前項第一号及び第二号に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、法第六条第一項第五号に規定する漁獲番号の記録の作成は、当該譲渡しが届出採捕者によって行われた場合であって、当該届出採捕者が第十一条第三項の規定により漁獲番号の伝達を行ったときは、同条第四項の書面又は電磁的記録を保存し、かつ、第十条第二号及び第三号に掲げる番号の記録を第一項に定める方法により作成することで行うことができる。

（取引等の記録の保存期間）

第十九条　（略）

（取引等の記録の作成及び保存を要しない場合）

第二十条　法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合

二　少量の特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

三　一般消費者への販売をした特定第一種水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

（取引等の記録を作成する事項）

第二十一条　法第六条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、その譲受け又は引受けに当たって他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から荷口番号（以下この条において「旧荷口番号」という。）を伝達された特定第一種水産動植物等について、その譲渡し又は引渡しに当たって新たな荷口番号（以下この条において「新荷口番号」という。）を伝達した場合における新荷口番号に対応する旧荷口番号とする。

（新設）

4　法第七条第一項に規定する重量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

5　法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の法第七条第一項に規定する重量の伝達は、当該特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による伝達事項）

第二十三条　法第七条第一項の農林水産省令で定める事項は、特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物。第二十四条の表の各号の上欄、第二十六条第一号、第二十七条の表の第一号及び第二号の上欄並びに第三十二条第一項第一号イ(1)及び(3)において同じ。）の陸揚げ日とする。（新設）

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置等）

第二十四条　法第七条第二項の農林水産省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の伝達すべき事項を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。（新設）

一　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録又はその集合物をいう。以下同じ。）の送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この表において同じ。）又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であってその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下「送信元識別符号等」という。）を当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を記載した札又はラベル（次に掲げる規格に適合するものに限る。以下この表及び第二十七条の表において同じ。）を容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該送信元識別符号等を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。 一　記載内容が容易に判別できる色及び大きさであること。 二　記載内容が容易に消えない方法により表示されていること。 三　容易に破損しないようにするための措置が講じられていること。
二　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに識別できる記号又は番号（以下「識別番号」という。）を作成し、当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付し、当該相手方からの照会があった場合に、当該識別番号に対応する特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項を当該相手方に伝達できる体制を整備すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る識別番号を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該識別番号を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達方法）

第二十五条　法第八条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　特定第一種水産動植物等取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　第二十二条第一項第二号に掲げる方法

三　第二十二条第一項第三号に掲げる方法

2　前項第一号及び第二号に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　法第八条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4　法第八条第一項に規定する重量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

5　法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の法第八条第一項に規定する重量の伝達は、特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する伝達事項）

第二十六条　法第八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等以外の特定第一種第二号水産動植物等にあっては、陸揚げ日

二　養殖された特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等（この号及び第三十二条第一項第一号ロにおいて「養殖された特定第一種第二号水産動植物等」という。）にあっては、次に掲げる事項

イ　養殖の事業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

ロ　養殖された特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）が養殖された養殖場が属する地域の一般的な名称

ハ　当該養殖場から出荷された日

（新設）

（新設）

（特定第一種水産動植物等取扱事業者により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置等）

第二十七条　法第八条第三項において準用する法第七条第二項の農林水産省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の伝達すべき事項を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

一　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該送信元識別符号等を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
二　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに識別番号を作成し、当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付し、当該相手方からの照会があった場合に、当該識別番号に対応する特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項を当該相手方に伝達できる体制を整備すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る識別番号を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を識別番号を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
三　特定第一種第二号水産動植物等について、法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による伝達を受けた場合に、当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付けられた札又は貼り付けられたラベルを、第二十四条の表の第一号の下欄に掲げる規格に適合した状態で維持すること。	特定第一種第二号水産動植物等について伝達すべき事項を当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付けられた札又は貼り付けられたラベルに表示されている情報を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。

（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第二十八条　法第九条の農林水産省令で定める者は、特定第一種第二号水産動植物等の倉庫業者とする。

（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成方法）

第二十九条　法第九条の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一　書面又は電磁的記録をもって作成すること。

二　事務所等ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲渡し等をした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲渡し等をしたときの記録は、一括して作成することができる。

（新設）

三　特定第一種第二号水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四　返品その他の事由により法第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項又は第三十二条第一項若しくは第二項に規定する事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

2　法第九条の規定に基づく特定第一種第二号水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第九条の規定に基づく特定第一種第二号水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

4　法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の第三十二条第一項第一号イ(2)に掲げる重量の記録の作成は、当該特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

5　第三十二条第一項第三号に掲げる伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号の記録の作成は、特定第一種第二号水産動植物等の譲受け又は引受けと譲渡し又は引渡しとの相互の関係が明らかになるように行うものとする。

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の保存期間）

第三十条　法第九条の農林水産省令で定める期間は、三年とする。　（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成及び保存を要しない場合）

第三十一条　法第九条ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。　（新設）

一　少量の特定第一種第二号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

二　一般消費者への販売をした特定第一種第二号水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種第二号水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成事項）

第三十二条　法第九条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　法第七条第一項又は法第八条第一項の規定により伝達をし、又は伝達を受けた場合にあっては、次に掲げる事項

イ　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等以外の特定第一種第二号水産動植物等にあっては、次に掲げる事項

(1)　特定第一種第二号水産動植物等の採捕に使用した船舶等の名称

(2)　法第七条第一項に規定する重量

(3)　特定第一種第二号水産動植物等の陸揚げ日

ロ　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等にあっては、次に掲げる事項

(1)　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨

(2)　養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあっては、養殖の事業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

(3)　養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあっては、当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）が養殖された養殖場が属する地域の一般的な名称

(4)　養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあっては、当該養殖場から出荷された日

二　法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。次号及び第四号において同じ。）の規定により伝達をした場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　前号イ又はロに掲げる事項

ロ　イに掲げる事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

三　法第七条第二項の規定により伝達を受けた場合であって、第二十七条の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる措置をし、各号の下欄に掲げる伝達を行った場合にあっては、伝達すべき事項に係る全てのウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

四　法第七条第二項の規定により伝達を受けた場合であって、当該伝達に係る特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し若しくは引渡しを行わない場合又は第二十七条の表の第三号の上欄に掲げる措置をし、同号の下欄に掲げる伝達を行った場合にあっては、伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

2　特定第一種第二号水産動植物の養殖の事業を営む者が、自らが養殖した特定第一種第二号水産動植物（特定第一種第二号水産動植物を種苗として養殖したものに限る。）又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し若しくは引渡し又は廃棄若しくは亡失をした場合における法第九条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一　法第八条第一項の規定により伝達をした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨

ロ　養殖の事業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

ハ　当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）を養殖した養殖場が属する地域の一般的な名称

ニ　養殖の用に供した種苗の法第七条第一項に規定する重量

ホ　養殖の用に供した種苗の陸揚げ日

二　法第八条第三項において準用する法第七条第二項の規定により伝達をした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　前号イからホまでに掲げる事項

ロ　イに掲げる事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号

（特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出）

第三十三条　法第十一条第一項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2　法第十一条第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地とする。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　個人にあっては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十七条第一項第一号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款（これに準ずるものを含む。第三十七条第一項第二号イにおいて同じ。）

ロ　（略）

三　（略）

4　法第十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

（特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出）

第二十二条　法第八条第一項の規定による届出は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2　法第八条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地とする。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　個人にあっては、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款

ロ　（略）

三　（略）

4　法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

二　特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が自らが採捕した法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

三　特定第一種水産動植物等取扱事業者が自らが養殖した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

四・五　（略）

（変更等の届出）

第三十四条　法第十一条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　法第十一条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う特定第一種水産動植物等取扱事業者にあっては、第十五条第一号に掲げる番号

四～六　（略）

2　法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　法第十一条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う特定第一種水産動植物等取扱事業者にあっては、第十五条第一号に掲げる番号

四　（略）

第二節　輸出の規制に関する措置

（適法漁獲等証明書の交付の申請等）

第三十五条　法第十三条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～八　（略）

2　法第十三条第二項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項又は法第九条に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二　（略）

3　（略）

4　法第十三条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

5　法第十三条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

6　適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣（指定交付機関が交付事務を行う場合にあっては、当該指定交付機関。次項において同じ。）に届け出なければならない。

（新設）

二・三　（略）

（変更等の届出）

第二十三条　法第八条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　法第八条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　第十五条第一号に掲げる番号

四　（略）

（新設）

（適法漁獲等証明書の交付の申請等）

第二十四条　法第十条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二　（略）

3　（略）

4　法第十条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

5　法第十条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

6　適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

7　（略）

8　適法漁獲等証明書は、法第十三条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（特定第一種水産動植物等の区分）

第三十六条　法第十五条第一項の農林水産省令で定める区分は、特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物。第三十八条第三号及び第四十五条第二項において同じ。）の種類とする。

（指定交付機関の指定の申請）

第三十七条　法第十五条第一項の規定による指定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

一　申請者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

ハ　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

三　直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度の直前の事業年度末における財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

四　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

五　申請者が法第十六条各号に該当しないことを誓約する書類

六　次に掲げる事項を記載した書類

イ　申請者が個人である場合には、当該申請者の略歴

ロ　申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に応じて第三十九条に規定する構成員の氏名又は名称

ハ　組織及び運営に関する事項

ニ　交付事務の実施に関する基本的な計画

ホ　交付事務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要

ヘ　その他参考となるべき事項

2　農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、交付事務を行おうとする者が法第十七条各号に掲げる基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（申請書の記載事項）

第三十八条　法第十五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者が個人である場合には、氏名

二　申請者が法人である場合には、その代表者の氏名

三　交付事務を行おうとする特定第一種水産動植物等の種類

四　交付事務を開始しようとする年月日

7　（略）

8　適法漁獲等証明書は、法第十条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（新設）

（新設）

（構成員の構成）

第三十九条　法第十七条第二号の農林水産省令で定める構成員は、次の各号に定める法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　一般社団法人　社員

二　合名会社、合資会社及び合同会社　社員

三　株式会社　株主

四　その他の法人　当該法人の種類に応じて前三号に定める者に準ずるもの

（指定交付機関の指定の更新）

第四十条　前四条の規定は、法第十八条第一項の指定交付機関の指定の更新について準用する。

（指定交付機関の名称等の変更の届出）

第四十一条　法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出して行うものとする。

一　変更後の名称、住所又は交付事務を行う事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

2　指定交付機関は、第三十七条第一項第六号イ、ロ又はホに掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（交付事務規程の認可の申請等）

第四十二条　法第二十条第一項前段の規定による交付事務規程の認可の申請は、申請書に交付事務規程を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

2　法第二十条第一項後段の規定による交付事務規程の変更の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の交付事務規程を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（交付事務規程の記載事項）

第四十三条　法第二十条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　交付事務を行う時間及び休日に関する事項

二　交付事務を行う事務所に関する事項

三　交付事務の実施方法に関する事項

四　交付事務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　交付事務に関する秘密の保持に関する事項

六　交付事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七　会計処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、交付事務の実施に関し必要な事項

（交付事務規程の認可の基準）

第四十四条　法第二十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　交付事務を実施するのに必要かつ十分な時間が確保されていること。

二　交付事務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三　交付事務を実施する専任の部署を設置することとしていること。

四　交付事務を統括管理する者として、交付事務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者を選任することとしていること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

五　交付事務の適正かつ確実な実施に必要な人員を配置すること。
六　秘密の保持に関する適切な措置を講ずることとしていること。
七　法第二十一条第一項の帳簿並びに同条第二項の申請書及び書類を適切に管理する措置を講ずることとしていること。

（帳簿）

第四十五条　法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　申請を受けた年月日
三　申請に係る特定第一種水産動植物等の名称及び数量又は重量
四　適法漁獲等証明書の交付を行った年月日及び当該適法漁獲等証明書の番号
2　指定交付機関は、特定第一種水産動植物等の種類ごとに法第二十一条第一項の帳簿を作成するとともに、各年度ごとに閉鎖し、閉鎖の時から三年間保存するものとする。
3　前項に規定する保存は、電磁的記録媒体により行うことができる。

（新設）

（申請書等の保存）

第四十六条　法第二十一条第二項の規定による申請書及び書類の保存は、申請の日から、当該日の属する年度の翌年度から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

（新設）

（交付事務の休廃止）

第四十七条　法第二十六条の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して行うものとする。
一　休止し、又は廃止しようとする交付事務の範囲
二　交付事務を休止し、又は廃止しようとする年月日
三　交付事務を休止しようとする場合にあっては、その期間
四　休止又は廃止の理由
五　業務の引継ぎに関する事項

（新設）

（交付事務の引継ぎ）

第四十八条　指定交付機関は、法第二十八条に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　交付事務を農林水産大臣に引き継ぐこと。
二　交付事務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣に引き継ぐこと。
三　その他農林水産大臣が必要と認める事項

第三章　特定第二種水産動植物等に関する規制

（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）

第四十九条　法第三十一条の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船（以下この条において「採捕漁船」という。）が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。）の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを、当該特定第二

（新設）

（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）

第二十五条　法第十一条の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船（以下この条において「採捕漁船」という。）が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。）の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを、当該特定第二種

種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているものである場合にあっては当該措置に違反して採捕されたものではないことを証する当該採捕漁船の旗国の政府機関により発行された証明書であって、次に掲げる事項について記載したものとする。

一～八　（略）

２・３　（略）

４　当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が養殖されたもの（採捕された特定第二種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）である場合には、前三項の規定にかかわらず、法第三十一条の農林水産省令で定める書類は、当該事実を証する書類とする。

５　（略）

第四章　雑則

（権限の委任）

第五十条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第十条第一項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

二　法第十条第二項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

三　法第十条第一項又は第二項の規定による前二号に定める地方農政局長の勧告（令第二条第一項本文の規定により当該地方農政局の管轄区域内の都道府県の知事がした勧告を含む。）に係る法第十条第四項の規定による命令（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

四　法第三十二条第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（法第十三条の施行に関するもの及び特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものを除く。）　当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

五　法第三十二条第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査（法第十三条の施行に関するものを除く。）　当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているものである場合にあっては当該措置に違反して採捕されたものではないことを証する当該採捕漁船の旗国の政府機関により発行された証明書であって、次に掲げる事項について記載したものとする。

一～八　（略）

２・３　（略）

４　当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が養殖されたもの（採捕された特定第二種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）である場合には、前三項の規定にかかわらず、法第十一条の農林水産省令で定める書類は、当該事実を証する書類とする。

５　（略）

（新設）

（権限の委任）

第二十六条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第七条第一項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

二　法第七条第二項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

三　法第七条第一項又は第二項の規定による前二号に定める地方農政局長の勧告（令第一項本文の規定により当該地方農政局の管轄区域内の都道府県の知事がした勧告を含む。）に係る同条第三項の規定による命令（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該地方農政局の管轄区域内のみにある者に関するもの（令第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

四　法第十二条第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（法第十条の施行に関するものを除く。）　当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

五　法第十二条第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査（法第十条の施行に関するものを除く。）　当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

（農林水産大臣への報告）

第五十一条　令第二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一　勧告又は命令をした届出採捕者、特定第一種水産動植物等取扱事業者又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の氏名又は名称及び住所

二～五　（略）

第五十二条　令第二条第六項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一～五　（略）

附　則

第一条～第三条　（略）

第四条　第一条第一号に掲げる水産動植物の採捕の事業を行う者であって、附則第一条ただし書に規定する日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後において自らが採捕した当該特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあっては、当該団体。次条第二項において同じ。）は、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間においても、法第三条第一項又は第三項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において法第三条第一項又は第三項の規定による届出をしたものとみなす。

2　農林水産大臣は、前項の規定による届出（法第三条第一項の規定によるものに限る。）があった場合には、施行日前においても、法第三条第二項の規定の例により、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知することができる。この場合において、その通知を受けた者は、施行日において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

第五条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条第一号に掲げる水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っている者についての法第八条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）附則第一条ただし書に規定する日から一月以内に」と、同条第二項中「その日から二週間以内に」とあるのは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則附則第一条ただし書に規定する日から一月以内に」とする。

2　施行日以後において第一条第一号に掲げる水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行おうとするものは、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間においても、法第八条第一項又は第二項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において法第八条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

（農林水産大臣への報告）

第二十七条　令第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一　勧告又は命令をした届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者の氏名又は名称及び住所

二～五　（略）

第二十八条　令第六項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一～五　（略）

附　則

第一条～第三条　（略）

（新設）

（新設）

別記様式を次のように改める。

別記様式（第三十五条第四項関係）

証明書番号

適　法　漁　獲　等　証　明　書

特定第一種水産動植物等の種類及び加工品にあっては、その名称	
特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数	
輸出の仕向地	
輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
仕入書（インボイス）の識別番号	
搭載予定地	
輸送手段（搭載予定船舶名／搭載予定航空機名）	

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第13条第３項に基づき、上記により輸出される特定第一種第一号水産動植物等は、
□ 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
□ 輸入水産動植物等
□ 養殖水産動植物等
であることを証明する。

法第13条第３項に基づき、上記により輸出される特定第一種第二号水産動植物等は、
□ 法第７条第１項又は第８条第１項の規定により伝達すべき事項を特定することができること
□ 輸入水産動植物等
□ 養殖水産動植物等
であることを証明する。

交付年月日　　年　　月　　日

農林水産大臣

（漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

第三条　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第四（第二十三条関係）	別表第四（第二十三条関係）
大臣許可漁業	大臣許可漁業
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	かつお・まぐろ漁業
（略）	（略）
制限又は禁止	制限又は禁止
（略）	（略）
一～二十二　（略）	一～二十二　（略）
二十三　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満の大西洋くろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満の大西洋くろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域における大西洋くろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。	二十三　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。
二十四　（略）	二十四　（略）
二十五　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満の大西洋くろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満の大西洋くろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域における大西洋くろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。	二十五　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。
二十六　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業による大西洋くろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。	二十六　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。
二十七・二十八　（略）	二十七・二十八　（略）
（略）	（略）

（農林水産省組織規則の一部改正）

第四条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）	（米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）
第十九条　（略）	**第十九条**　（略）
2　米穀流通・食品表示監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　米穀流通・食品表示監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第三項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者（同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。以下同じ。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。以下同じ。）以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。以下同じ。）に対する同法第十条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（以下「勧告等」という。）に係るものに限る。）。	七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（同法第七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（以下「勧告等」という。）に係るものに限る。）。
3～8　（略）	3～8　（略）
（消費・安全部の所掌事務）	（消費・安全部の所掌事務）
第百六十二条　（略）	**第百六十二条**　（略）
一～六　（略）	一～六　（略）
七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告等に係るものに限る。）。	七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。
八～十四　（略）	八～十四　（略）
（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）	（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）
第百七十六条　（略）	**第百七十六条**　（略）
一～六　（略）	一～六　（略）
七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告等に係るものに限る。）。	七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。
八～十二　（略）	八～十二　（略）
（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）	（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）
第二百九十一条　（略）	**第二百九十一条**　（略）
一～六　（略）	一～六　（略）
七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告等に係るものに限る。）。	七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。
八～十二　（略）	八～十二　（略）
（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）	（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）
第三百七条　（略）	**第三百七条**　（略）
一～六　（略）	一～六　（略）
七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告等に係るものに限る。）。	七　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　（略）

2　水産流通適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関すること（消費・安全局及び資源管理部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～11　（略）

（漁獲監理専門官）

第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。

2　漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督並びに特定第一種第二号水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する特定第一種第二号水産動植物等をいう。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する同法第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）に関するものを助ける。

（漁業調整事務所の所掌事務）

第五百四十八条　（略）

2　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

五　九州漁業調整事務所　漁業法第百八十四条の規定による漁業の免許に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

（調整課の所掌事務）

第五百七十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　漁業法第百八十四条の規定による漁業の免許に関すること。

四　（略）

（日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第五条　日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成三十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六　（略） 七　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第三十二条第一項及び第二項	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六　（略） 七　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十二条第一項

別記様式中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項及び第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中漁業法施行規則第十六条第二項及び第十九条第二項の改正規定並びに第二条中水産流通適正化法施行規則附則第三条の次に二条を加える改正規定（同規則附則第四条及び第五条第二項を加える部分に限る。）　公布の日

二　第二条中水産流通適正化法施行規則第三十六条から第四十六条までの改正規定　改正法附則第五条第二項及び第六条の規定の施行の日（令和七年十月一日）

三　第二条中水産流通適正化法施行規則附則第三条の次に二条を加える改正規定（同規則附則第五条第一項を加える部分に限る。）　令和七年十二月一日

（経過措置）

第二条　特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）が改正法の施行の日前に採捕されたものである場合には、当該特定第一種第二号水産動植物等に係るこの省令による改正後の水産流通適正化法施行規則第三十五条第一項の申請書に添付すべき書類は、同条第二項の規定にかかわらず、当該事実を証する書類及び同項第二号に掲げる書類とする。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）	
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物
（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）
	豚
	すずき目魚類
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）
	うなぎ目魚類
（略）	（略）
注　１～20　（略）	

用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）
１日量として体重１kgあたり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）	
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物
（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）
	豚
	すずき目魚類
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）
	うなぎ目魚類
（略）	（略）
注　１～20　（略）	

用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）
１日量として体重１kgあたり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十六号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第二項並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二十九の二第三項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八項（同法第二十七条の二十九の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一の五）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の六―第四十五条の二十一の十一）	第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の十二―第四十五条の二十一の十四）	第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十五―第四十五条の二十一の十七）	第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）
第六節～第八節　（略）	第六節～第八節　（略）
第二章の二～第六章　（略）	第二章の二～第六章　（略）
附則	附則
第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	**第十七条の五**　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　第四十五条の二十一の十四第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金の額等の通知又は通知した事項の変更	二　第四十五条の二十一の十第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金の額等の通知又は通知した事項の変更
三　第四十五条の二十一の十七第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更	三　第四十五条の二十一の十三第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更
四～七　（略）	四～七　（略）
（運転期間の延長の認可申請）	（新設）
第四十五条の二十一の二　法第二十七条の二十九の二第三項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の申請書は、様式第三十一の二十一の二によるものとする。	
2　法第二十七条の二十九の二第三項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	
一　申請発電用原子炉の使用の目的を説明する書類	
二　法第二十七条の二十九の二第四項第二号及び第四号に掲げる基準に適合することを証明する書類	
三　延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあっては、申請発電用原子炉の運転を停止した期間（法第二十七条の二十九の二第四項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）ごとに、停止の理由を証明する書類	

（事業の譲渡し及び譲受けの認可申請）

第四十五条の二十一の三　法第二十七条の二十九の三第一項の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二十一の三の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

二　譲渡しに関する契約書の写し

三　譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類

四　譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

五　前条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

2　経済産業大臣は、法第二十七条の二十九の三第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（法人の合併及び分割の認可申請）

第四十五条の二十一の四　法第二十七条の二十九の三第二項の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二十一の四の合併認可申請書又は様式第三十一の二十一の五の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　合併又は分割を必要とする理由を記載した書類

二　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

三　合併又は分割の条件に関する説明書

四　第四十五条の二十一の二第二項第一号及び第二号に掲げる書類

2　経済産業大臣は、法第二十七条の二十九の三第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（認可原子力発電事業者の承継の届出）

第四十五条の二十一の五　法第二十七条の二十九の三第五項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の六の認可原子力発電事業者承継届出書に相続があったことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第五節の二　特定卸供給事業

（特定卸供給事業の届出）

第四十五条の二十一の六　法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）

（変更の届出）

第四十五条の二十一の七　法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の八の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（軽微な変更）

第四十五条の二十一の八　法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の六第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更

二～五　（略）

（新設）

（新設）

第五節の二　特定卸供給事業

（特定卸供給事業の届出）

第四十五条の二十一の二　法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）

（変更の届出）

第四十五条の二十一の三　法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（軽微な変更）

第四十五条の二十一の四　法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の二第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更

二～五　（略）

（氏名等の変更の届出）

第四十五条の二十一の九　法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の九の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定卸供給事業者の地位の承継の届出）

第四十五条の二十一の十　法第二十七条の三十二において準用する法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の十の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一の十一　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の十一の特定卸供給事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の十二の解散届出書を提出しなければならない。

（賠償負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十二　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十四第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担金（次条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十四第一項の通知に従い、各原子力発電事業者ごとに賠償負担金相当金（第四十五条の二十一の十四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十三　原子力発電事業者は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業（原子力発電工作物をその発電事業の用に供する発電事業をいう。第四十五条の二十一の十六第三項第二号において同じ。）に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の十六第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十六及び第四十五条の二十一の十七において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第四十五条の二十一の五　法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の四の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定卸供給事業者の地位の承継の届出）

第四十五条の二十一の六　法第二十七条の三十二において準用する法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一の七　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提出しなければならない。

（賠償負担金の回収等）

第四十五条の二十一の八　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担金（次条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十第一項の通知に従い、各原子力発電事業者（次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）ごとに賠償負担金相当金（第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の九　原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）を営む発電事業者（以下この条、次条及び第四十五条の二十一の十二第一項において「原子力発電事業者」という。）は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の十二第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の

２　前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の十三の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二　（略）

三　各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の十六第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の十四　（略）

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十五　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

２　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の十七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十六　（略）

２　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の十四の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　（略）

第四十五条の二十一の十七　（略）

十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二　（略）

三　各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の十　（略）

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十一　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

２　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十三第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十二　（略）

２　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の九の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　（略）

第四十五条の二十一の十三　（略）

様式第三十一の二十一の九中「様式第31の21の９（第45条の21の12関係）」を「様式第31の21の14（第45条の21の16関係）」に、「第45条の21の12第１項」を「第45条の21の16第１項」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十四とする。

様式第三十一の二十一の八中「様式第31の21の８（第45条の21の９関係）」を「様式第31の21の13（第45条の21の13関係）」に、「第45条の21の９第１項」を「第45条の21の13第１項」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十三とする。

様式第三十一の二十一の七中「様式第31の21の７（第45条の21の７の関係）」を「様式第31の21の12（第45条の21の11関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十二とする。

様式第三十一の二十一の六中「様式第31の21の６（第45条の21の７の関係）」を「様式第31の21の11（第45条の21の11関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十一とする。

様式第三十一の二十一の五中「様式第31の21の５（第45条の21の６）」を「様式第31の21の10（第45条の21の10関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の十とする。

様式第三十一の二十一の四中「様式第31の21の４（第45条の21の５）」を「様式第31の21の９（第45条の21の９関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の九とする。

様式第三十一の二十一の三中「様式第31の21の３（第45条の21の３）」を「様式第31の21の８（第45条の21の７関係）」に、「様式第31の21の２」を「様式第31の21の７」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の八とする。

様式第三十一の二十一の二中「様式第31の21の２（第45条の21の２関係）」を「様式第31の21の７（第45条の21の６関係）」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の七とし、同様式の前に次の五様式を加える。

様式第31の21の２（第45条の21の２関係）

運転期間延長認可申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の29の２第２項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により、発電用原子炉の運転期間を延長する認可を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">運転期間を延長しようとする発電用原子炉を設置する営業所</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>当該発電用原子炉の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延長しようとする運転期間</td><td colspan="3">日間（　　年　　日）
（　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで）</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長しようとする運転期間が20年を超える場合にあっては、申請発電用原子炉の運転を停止した期間（法第27条の29の２第４項第５号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）</td><td colspan="3">日間（　　年　　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">内訳</td><td rowspan="2">（１）法第27条の29の２第４項第５号イに該当する期間</td><td>期間</td><td colspan="2">理由</td></tr>
<tr><td>日間
（　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）法第27条の29の２第４項第５号ロに該当する期間</td><td>期間</td><td colspan="2">理由</td></tr>
<tr><td>日間
（　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（３）法第27条の29の２第４項第５号ハに該当する期間</td><td>期間</td><td colspan="2">理由</td></tr>
<tr><td>日間
（　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（４）法第27条の29の２第４項第５号ニに該当する期間</td><td>期間</td><td colspan="2">理由</td></tr>
<tr><td>日間
（　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（５）法第27条の29の２第４項第５号ホに該当する期間</td><td>期間</td><td colspan="2">理由</td></tr>
<tr><td>日間
（　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第31の21の３（第45条の21の３関係）

事業譲渡譲受認可申請書

年　月　日

殿

譲渡人
住所
氏名（名称及び代表者の氏名）
譲受人
住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の29の３第１項の規定により、次のとおり認可発電事業の全部の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定年月日	
承継する発電事業の届出年月日	
承継する認可発電事業に係る法第27条の29の２第２項（同条第７項において準用する場合を含む。）の認可年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第31の21の４（第45条の21の４関係）

合併認可申請書

年　　月　　日

殿

合併する法人
　住所
　氏名（名称及び代表者の氏名）
合併する法人
　住所
　氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の29の３第２項の規定により、次のとおり法人の合併の認可を受けたいので申請します。

合併後存続（合併により設立）する法人の名称等	名　　称	
	住　　所	
	代表者の氏名	
合　併　予　定　年　月　日		
承継する発電事業の届出年月日		
承継する認可発電事業に係る法第27条の29の２第２項（同条第７項において準用する場合を含む。）の認可年月日		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第31の21の５（第45条の21の４関係）

分割認可申請書

年　月　日

殿

分割する法人
住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の29の３第２項の規定により、次のとおり法人の分割の認可を受けたいので申請します。

分割により認可発電事業の全部を承継する法人の名称等	名　称	
	住　所	
	代表者の氏名	
分割予定年月日		
承継する発電事業の届出年月日		
承継する認可発電事業に係る法第27条の29の２第２項（同条第７項において準用する場合を含む。）の認可年月日		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第31の21の６（第45条の21の５関係）

認可原子力発電事業者承継届出書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の29の３第４項の規定により、次のとおり認可原子力発電事業者の地位を承継したので届け出ます。

相　　続　　年　　月　　日	
被　　相　　続　　人	
承継した発電事業の届出年月日	
承継した認可発電事業に係る法第27条の29の２第２項（同条第７項において準用する場合を含む。）の認可年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十八条の八　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の十六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。	**第二十八条の八**　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の十二第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。
別表第１（第３条関係） 費　　用 ⑽　営　業　費　用	**別表第１**（第３条関係） 費　　用 ⑽　営　業　費　用
科目 / 項 / 備考 (I)電気事業営業費用 （略） / （略） / （略） 賠償負担金相当金 /	科目 / 項 / 備考 (I)電気事業営業費用 （略） / （略） / （略） 賠償負担金相当金 /
一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の13第１項に規定する旧原子力発電事業者を含む。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の14第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の９第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の10第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
廃炉円滑化負担金相当金 /	廃炉円滑化負担金相当金 /
一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の16第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担	一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の12第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条第一項中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項第一号中「第四十五条の二十一の十第一項」を「第四十五条の二十一の十四第一項」に改め、同項第二号中「第四十五条の二十一の十三第一項」を「第四十五条の二十一の十七第一項」に改める。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第五条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「第四十五条の二十一の十一第一項」を「第四十五条の二十一の十五第一項」に改める。

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）

第六条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第六号中「第四十五条の二十一の十及び第四十五条の二十一の十三」を「第四十五条の二十一の十四及び第四十五条の二十一の十七」に改める。

別表第一第一表中

系統設置交付金	
広域系統整備交付金	

を

系統設置交付金		
特定系統設置交付金		
広域系統整備交付金		

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。

（改正法附則第二条第二項の規定による書類の提出等）

2　改正法附則第二条第一項に規定する特定原子力発電事業者は、同条第二項の規定に基づき、附則様式のみなし運転期間延長認可報告書に第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、令和七年九月五日までに、経済産業大臣に提出しなければならない。

附則様式（附則第２項関係）

みなし運転期間延長認可報告書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）附則第２条第２項の規定に基づき、次のとおり提出します。

旧認可を受けて運転することができる期間を延長した発電用原子炉を設置する営業所	名称	
	当該発電用原子炉の名称	
	所在地	
旧認可により延長した期間		日間（　年　日） （　年　月　日から 年　月　日まで）
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第四十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（安定度試験） **第五十八条**　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に規定する硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬についての遊離酸試験及び耐熱試験とし、頻度は、次の表の上欄に掲げる火薬類の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定めるものとする。 火薬類の区分　頻度 製造後一年以上を経過したもの　年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造後二年以上を経過したもの　製造した日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に一回とする。 製造年月日不明のもの　入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に一回とする。 2・3　［略］	（安定度試験） **第五十八条**　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。 火薬類の種類　実施区分 硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬　製造後一年以上を経過したもの　年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造後二年以上を経過したもの　製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 製造年月日不明のもの　入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 2・3　［略］
（安定度試験の合格基準） **第六十二条**　法第三十七条の安定度試験の結果適合する技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　耐熱試験において、次のいずれかに該当するもの イ　日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であること。 ロ　日本産業規格K四八一〇に規定する検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であること。 ハ　日本産業規格K四八一〇に規定するベルクマン・ユンク試験の窒素酸化物の発生量が試料一グラムにつき二・五ミリリットル未満であること。 ニ　日本産業規格K四八一〇に規定するメチルバイオレット紙試験にあっては、次のいずれかに該当すること。 (1)　摂氏百三十四・五度における耐熱試験時間が三十分を超えること。 (2)　摂氏百二十度における耐熱試験時間が三十五分を超えること。	（安定度試験の合格基準） **第六十二条**　法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　耐熱試験において、日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であるもの　［新設］ ［新設］ ［新設］
様式第１（第２条関係） ［略］ 名　称 事務所所在地（電話）	**様式第１**（第２条関係） ［略］ 名　称 事務所所在地（電話）

製造所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　危害予防計画書
　　3　会社にあっては、定款の写し

［略］

様式第６（第10条関係）

［略］

名称		
販売所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　会社にあっては、定款の写し

［略］

製造所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　危害予防計画書
　　3　会社にあつては、定款の写し

［略］

様式第６（第10条関係）

［略］

名称		
販売所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　会社にあつては、定款の写し

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第五十八を次のように改める。

様式第58（第42条関係）

特　許 印　紙

裁　定　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

経済産業大臣　　殿

（特許庁長官　　殿）

1　請求人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

2　代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

3　被請求人

住所（居所）

氏名（名称）

4　協議の経過

5　請求の趣旨

6　請求の理由

7　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

8　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　あて先は、特許法第93条第２項の規定により裁定を請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。

2　「協議の経過」の欄には、通常実施権の許諾についての協議（例えば、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。））の経過及びその結果を記載する。協議をすることができなかつたときは、その旨及びその理由を記載する。また、特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定を請求する場合において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｃ第三十一条(b)の規定による条件があるときは、これを記載する。

3　「請求の趣旨」の欄には、「特許第○○○○○○○号に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。

4　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考３及び６並びに様式第57の備考２及び３と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　指定立替納付」」と読み替えるものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第四条第二項、第六条ノ四第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶及び自動運航システム（船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十一条の二第一項に規定する自動運航システムをいう。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）を有する船舶（長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のものを除く。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。 ５～16　（略） （無線電信等の施設の適用除外） **第四条の二**　法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　平水区域（告示で定める湖川港内の水域を除く。）又は沿海区域のみを航行する船舶その他の船舶で告示で定めるもの 四　（略） （報告等） **第五十条の二**　（略） ２　船長又は船舶所有者は、自動運航システムを有する船舶において、当該自動運航システムに欠陥が発見された場合は、速やかに管海官庁に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、前項の規定に基づく報告を行つた場合は、この限りでない。 ３　管海官庁は、前二項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。 （資料の供与等） **第五十一条**　船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	（定義） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。 ５～16　（略） （無線電信等の施設の適用除外） **第四条の二**　法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶 四　（略） （報告等） **第五十条の二**　（略） （新設） ２　管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。 （資料の供与等） **第五十一条**　船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一～十五　（略） 十六　自動運航システムを有する船舶	（略） 当該船舶の自動運航システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料
一～十五　（略） （新設）	（略） （新設）

２・３　（略）

４　第二項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

５～７　（略）

８　法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで及び第十四号から第十六号までの資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

９　（略）

10　第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号から第十六号までの上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかなければならない。

（船舶自動化設備特殊規則の一部改正）

第二条　船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　設備（第五条―第十一条の二）	第三章　設備（第五条―第十一条）
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（自動運航システム）	（新設）
第十一条の二　船舶の運航に係る認知、判断及び操作を一貫して自動的に行う設備、機器又は装置（以下この条において「自動運航システム」という。）は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第五十一条第一項の表第十六号の資料に記載された条件の下で、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
一　地形及び船舶交通の状況その他の船舶の安全な航行に必要な状況を認識できるものであること。	
二　付近にある船舶その他の物件との衝突及び座礁を防ぐことができるものであること。	
三　計画された経路に従つて航行するために必要な制御及びその航行状況の監視を行うことができるものであること。	
四　前各号の事項に関する業務を船員に円滑に引き継ぐことができるものであること。	
五　当該自動運航システムに生じた重大な異常に関する情報その他これに類する情報を伝達するための警報を発することができるものであること。	
六　当該自動運航システムの作動状況を記録できるものであること。	
七　その他管海官庁が必要と認める措置が講じられているものであること。	

２　自動運航システムは、管海官庁が適当と認める方法により、前項各号に掲げる要件に適合するものであることが証明されたものでなければならない。

（削る）

第十二条　船舶安全法第六条ノ四第一項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であつて、船舶に施設されるもの（以下この条において「遠隔支援業務用設備等」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　同項の認定を受けた事業場（以下この条において「事業場」という。）に対して前号の情報その他の当該業務を実施するために必要な情報を管海官庁が適当と認める方法で、迅速かつ適切に送信できるものであること。

三　事業場が提供する当該業務に係る船舶又は物件に生じた重大な異常に関する情報その他の情報を管海官庁が適当と認める方法で、迅速かつ適切に受信できるものであること。

四　（略）

２　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（第四条の二及び第五十条の二の規定を除く。）の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶自動化設備特殊規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶の自動運航システム及び遠隔支援業務用設備等については、第二条の規定による改正後の船舶自動化設備特殊規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一八―三七

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（採用試験の種類ごとの名称）	（採用試験の種類ごとの名称）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。	３　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。
一・二　（略）	一・二　（略）

二の二	対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号イに規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験（大卒程度試験）
三	対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験（高卒程度試験）

四～十七　（略）

4　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験（大卒程度試験）	刑務A	一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇に係る看守部長の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B	二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇に係る看守部長の業務に従事することを職務とする官職
刑務官採用試験（高卒程度試験）	刑務A（社会人）	一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B	二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
	刑務A（武道）	三　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B（武道）	四　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備に係る看守の業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）

（新設）

三	対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験

四～十七　（略）

4　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験	刑務A	一　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職
	刑務A（社会人）	
	刑務B	二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B（社会人）	
	刑務A（武道）	三　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職
	刑務B（武道）	四　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験（大卒程度試験）	刑務Ａ	基礎能力試験、課題論文試験、人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査
	刑務Ｂ	
刑務官採用試験（高卒程度試験）	刑務Ａ	基礎能力試験、作文試験、人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査
	刑務Ｂ	
	刑務Ａ（社会人）	
	刑務Ｂ（社会人）	
	刑務Ａ（武道）	基礎能力試験、作文試験、実技試験、人物試験、身体検査及び身体測定
	刑務Ｂ（武道）	
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験（大卒程度試験）	刑務Ａ	一　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
（略）	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験	刑務Ａ	基礎能力試験、作文試験、人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査
	刑務Ｂ	
	刑務Ａ（社会人）	
	刑務Ｂ（社会人）	
	刑務Ａ（武道）	基礎能力試験、作文試験、実技試験、人物試験、身体検査及び身体測定
	刑務Ｂ（武道）	
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験	刑務Ａ	一　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の男子
	刑務Ａ（武道）	
	刑務Ｂ	二　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の女子
	刑務Ｂ（武道）	
	刑務Ａ（社会人）	三　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子（第一号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）
	刑務Ｂ（社会人）	四　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第二号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）
（略）	（略）	（略）

刑務B	二　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	（略）
刑務官採用試験（高卒程度試験） 刑務A（武道）	一　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の男子	（略）
刑務B 刑務B（武道）	二　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の女子	
刑務A（社会人）	三　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子（第一号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）	
刑務B（社会人）	四　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第二号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）	
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　任命権者は、令和七年十二月一日以降、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一刑務官採用試験の項に掲げる各区分試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

（準備行為）

3　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八第三条第三項第二号の二及び第三号の採用試験の実施に必要な準備行為をすることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九六

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　専門職（大卒二群）　次に掲げる採用試験をいう。 イ　（略） ロ　刑務官採用試験（大卒程度試験） ハ～チ　（略） 十二　専門職（高卒）　次に掲げる採用試験及びこれらに相当する採用試験をいう。 イ　（略） ロ　刑務官採用試験（高卒程度試験） ハ～チ　（略） 十三～十七　（略）	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　専門職（大卒二群）　次に掲げる採用試験をいう。 イ　（略） （新設） ロ～ト　（略） 十二　専門職（高卒）　次に掲げる採用試験をいう。 イ　（略） ロ　刑務官採用試験 ハ～チ　（略） 十三～十七　（略）

附　則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―七七

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） **第二十五条**　補償法第十二条ただし書の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二　（略）	（休業補償を行わない場合） **第二十五条**　補償法第十二条ただし書の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二　（略）

別表第六の裏面中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の規則一六―〇第二十五条第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二一―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二一―二一―五

人事院規則二一―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式 表面 No. ＿＿＿＿ 第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一　（略） （削る） 二　第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者 三　第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかった者 四　第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者 五　第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。） 六～十九　（略） ②　（略） 調　査　員　証 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 裏面 （略）	別記様式 表面 No. ＿＿＿＿ 第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一　（略） 二　（略） 三　第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者 四　第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかった者 五　第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者 五の二　第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。） （新設） 調　査　員　証 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とし、厚紙を用い、中央点線の所から二つ折とすること。 裏面 （略）

附　則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

法　規　的　告　示

○内閣府告示第九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第３　器具及び容器包装 Ａ　（略） Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法 （略） １　過マンガン酸カリウム消費量試験法 （略） 操作法 三角フラスコに水100mL、硫酸（１→３）５mL及び0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液５mLを入れ、５分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸（１→３）５mLを加え、更に0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液10mLを正確に量って加え、加熱して５分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを正確に量って加えて脱色した後、0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。 別に同様な方法で空試験を行い、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求める。 過マンガン酸カリウム消費量（μg／mL）＝（（ａ－ｂ）×0.316×ｆ×1,000）／100 ただし、ａ：本試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL） ｂ：空試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL） ｆ：0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液のファクター ２　クロロホルム可溶物試験法 クロロホルム可溶物試験法は、５　蒸発残留物試験法により得られた蒸発残留物のうち、クロロホルムに可溶な物質の量を測定する方法である。 水を食品擬似溶媒とした試験溶液を用い、５　蒸発残留物試験法により得られた蒸発残留物にクロロホルム30mLを加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム10mLずつで２回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤（ひょう）量して蒸発皿の前後の重量差ａ（mg）を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求める。 $$\text{クロロホルム可溶物量（μg／mL）} = \frac{(a-b)\times 1{,}000}{\text{最初の試験溶液の採取量（mL）}}$$ ただし、ｂ：試験溶液と同量の食品擬似溶媒について得た空試験値（mg）	第３　器具及び容器包装 Ａ　（略） Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法 （略） １　過マンガン酸カリウム消費量試験法 （略） 操作法 三角フラスコに水100mL、硫酸（１→３）５mL及び0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液５mLを入れ、５分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸（１→３）５mLを加え、更に0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液10mLを加え、加熱して５分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。 別に同様な方法で空試験を行い、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求める。 過マンガン酸カリウム消費量（μg／mL）＝（（ａ－ｂ）×0.316×ｆ×1,000）／100 ただし、ａ：本試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL） ｂ：空試験の0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL） ｆ：0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液のファクター （新設）

（削る）

（削る）

2　キシレン可溶物試験法

試料5.00±0.005ｇを精密に量り、温度計及び還流冷却器を装置した2,000mLの二頚フラスコに採り、キシレン1,000mLを加え、これにガラス製沸騰石を投入した後急速に加熱し、沸騰開始後は還流が起こる程度に加熱を続ける。２時間還流後フラスコを50℃まで冷却し、更に冷水により25～30℃までの温度に急速に冷却した後、25±１℃の恒温槽中に一夜放置する。

次に、抽出液をろ紙、更にガラスろ過器を用いてろ過し、最初のろ液450～500mLを重量既知の1,000mLの三角フラスコ中に採り、これを精密に量り、このろ液の重さ（ｇ）をW_1とする。三角フラスコ中にかくはん子を入れ冷却管に連結後、窒素を毎分２～３Ｌの速度で吹き込み、かくはんしながら毎分12～13mLの速度で留去する。

フラスコ中の溶液が30～50mLとなったとき、これを重量既知の乾燥蒸発皿に採り、フラスコを約15mLずつのキシレンで２回洗浄し、洗液は蒸発皿に合わす。次に、蒸発皿上に静かに窒素気流を送り、過熱しないよう注意しながら熱板上で蒸発乾固させる。蒸発皿を真空デシケーター中で12時間放冷した後、蒸発残渣量を精密に量り、この残渣量（ｇ）をW_2とし、次式によりキシレン可溶物を求める。

キシレン可溶物（％）

$=((W_2-W_3)/W_1)\times((\rho\times10^3)/\text{試料（ｇ）})\times100$

W_3：試験溶液と同量の溶剤について得た空試験時の残渣量（ｇ）

ρ　：キシレンの密度

3　強度等試験法

持続耐圧試験

容器包装に希硫酸（持続耐圧試験用）を内容積の95％まで満たし、炭酸水素ナトリウムを希硫酸（持続耐圧試験用）100mLにつき1.5ｇの割合で、溶液に触れないように容器包装に入れ、密栓又は密封した後、炭酸水素ナトリウムを完全に溶解させる。これを45±２℃に保った温水中に入れ、２時間放置して、ガス漏れの有無を調べる。

持続耐減圧試験

容器包装に、製品を充填するときと同じ温度に加熱した熱水を満たした後、直ちに密栓する。これを、25±５℃に保ったメチレンブルー試液（ピンホール試験用）中に入れ、２時間放置した後、取り出して水洗する。

次に、容器包装内の水25mLをピペットを用いて50mLのネスラー管に採り、白色を背景として上方及び側方から観察し、メチレンブルーの着色の有無を調べる。

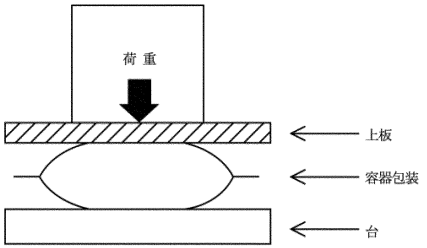
耐圧試験

密封した容器包装に直径５～10㎜の穴をあけ，空気漏れのないように送気用ノズルを装着し，これに圧力計及び圧縮機を接続する。次に，圧縮機を作動させ294kPaまで加圧を行い，空気漏れの有無を調べる。

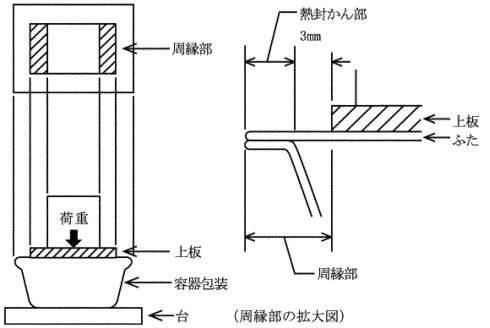
耐圧縮試験

内容物又は水を満たし密封した容器包装をＡ図のように置き，次の表の第１欄に掲げる総重量のものにつきそれぞれ第２欄に掲げる荷重を１分間かけ，内容物又は水の漏れの有無を調べる。ただし，箱状の容器包装の場合は，Ｂ図のように置くこととする。

A　図



B　図



（周縁部の拡大図）

第１欄		第２欄
	100ｇ未満	20kg
100ｇ以上	400ｇ未満	40kg
400ｇ以上	2,000ｇ未満	60kg
2,000ｇ以上		80kg

耐減圧試験

密栓又は密封した容器包装に真空度計の針を差し込み，空気漏れがないように固定し，これを真空ポンプに接続する。次に，真空ポンプを作動させて26.7kPaまで減圧を行い，空気漏れの有無を調べる。

突き刺し強度試験

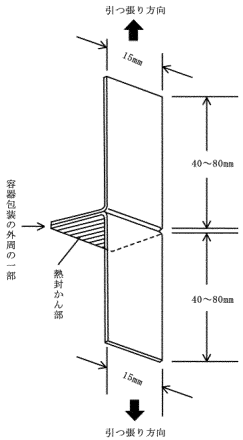
試料を固定し，試料面に直径1.0㎜，先端形状半径0.5㎜の半円形の針を毎分50±５㎜の速度で突き刺し，針が貫通するまでの最大荷重を測定する。

内圧強度試験

内容物又は水を満たし密封した容器包装に針を差し込み，空気漏れがないように固定し，これに圧力計及び圧縮機を接続する。次に圧縮機を作動させ，毎分１±0.2Ｌの流量で空気を送入し，容器包装が破裂したときの最大圧力を読み取る。

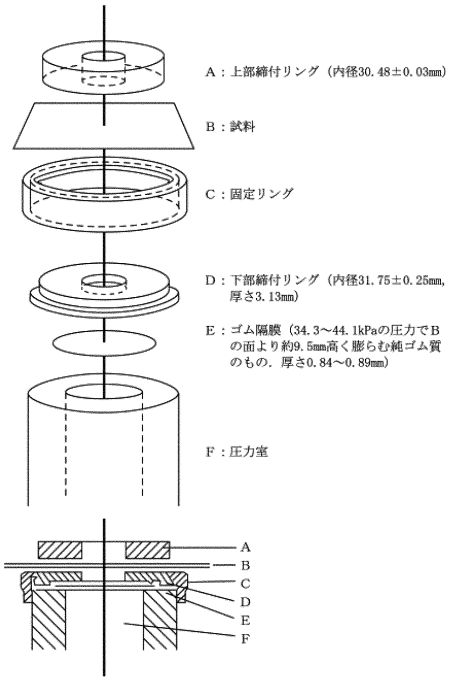
熱封かん強度試験

密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとつて開き，その開いた両端を毎分300±20㎜の速度で引つ張り，熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定する。



破裂強度試験

試料を図のように固定し、圧力室へ毎分95±10mLの割合でグリセリンを注入し圧力を加え、破れが生じるまでの最大値を測定する。



ピンホール試験

容器包装にメチレンブルー試液（ピンホール試験用）を満たし，これを30分間静置した後，ピンホールの有無を調べる。

3　原子吸光光度法

（略）

装置

（略）

標準溶液

（略）

操作法

（略）

⑴・⑵　（略）

吸光度の測定において、カドミウムは228.8nm、鉛は283.3nmの波長を用いる。

試験溶液の吸光度は、被検元素の標準溶液を用いて試験溶液の場合と同様に操作して得られた吸光度より大きくてはならない。

4　重金属試験法

重金属試験法は、所定の方法によって試料から食品擬似溶媒に移行する重金属の許容される限度量を試験する方法である。この試験における重金属とは、酸性において硫化ナトリウム試液によって暗色を呈する金属性物質をいい、その量は、鉛（Pb）の量として表す。

操作法

比色管に試験溶液20mLを採り、水を加えて50mLとする。別の比色管に鉛標準溶液（重金属試験用）２mLを正確に量って採り、食品擬似溶媒20mL及び水を加えて50mLとし、比較標準液とする。両液に硫化ナトリウム試液２滴ずつを加えてよく混和し、５分間放置した後、両管を白色を背景として上方及び側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は比較標準液の呈する色より濃くてはならない。ただし、食品擬似溶媒が水の場合には、試験溶液及び鉛標準溶液（重金属試験用）にそれぞれ４％酢酸５mLを加えた後、水を加えて50mLとしたものを用いる。

封かん試験

密封した容器包装の側面又は底面の中央に直径５～10㎜の穴をあけ，空気漏れのないように，送気用ノズルを装着し，これに圧力計及び圧縮機を接続する。次に，圧縮機を作動して10秒間で13.3kPaまで加圧を行い，空気漏れの有無を調べる。

落下試験

内容物又は水を満たして密栓又は密封した容器包装を，次の表の第１欄に掲げる総重量のものにつきそれぞれ第２欄に掲げる落下高さよりコンクリート床面上に容器包装の底面部又は平面部が当たるように２回落下させ，内容物又は水の漏れの有無を調べる。

第１欄		第２欄
	100ｇ未満	80cm
100ｇ以上	400ｇ未満	50cm
400ｇ以上	2,000ｇ未満	30cm
2,000ｇ以上		25cm

漏水試験

内容物を満たして密栓又は密封した容器包装を，45±２℃の恒温槽中に24時間横向きに放置し，内容物の漏れの有無を調べる。

4　原子吸光光度法

（略）

装置

（略）

標準溶液

（略）

操作法

（略）

⑴・⑵　（略）

吸光度の測定において、亜鉛は213.9nm、アンチモンは217.6nm、カドミウムは228.8nm、ゲルマニウムは265.2nm、鉛は283.3nm、バリウムは553.6nmの波長を用いる。

試験溶液の吸光度は、被検元素の標準溶液を用いて試験溶液の場合と同様に操作して得られた吸光度より大きくてはならない。

5　重金属試験法

重金属試験法は，試料から溶出してくる重金属の許容される限度量を試験する方法である。この試験における重金属とは，酸性において硫化ナトリウム試液によつて暗色を呈する金属性物質をいい，その量は，鉛（Pb）の量として表す。

操作法

試験溶液20mLをネスラー管に採り、水を加えて50mLとする。別に鉛標準溶液（重金属試験用）２mLをネスラー管に採り、浸出用液20mL及び水を加えて50mLとし、比較標準液とする。両液に硫化ナトリウム試液２滴ずつを加えてよく混和し、５分間放置した後、両管を白色を背景として上方及び側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は比較標準液の呈する色より濃くてはならない。ただし、浸出用液が水の場合には、試験溶液及び鉛標準溶液にそれぞれ４％酢酸５mLを加えた後、水を加えて50mLとしたものを用いる。

（削る）

5　蒸発残留物試験法

蒸発残留物試験法は、所定の方法によって試料より食品擬似溶媒に移行する不揮発性の物質の量を測定する方法である。

（削る）

試験溶液200～300mL（ヘプタンを食品擬似溶媒とした場合は、試験溶液200～300mLをナス型フラスコに移し、減圧濃縮して数mLとしたその濃縮液及びそのフラスコをヘプタン約５mLずつで２回洗ったその洗液）を、あらかじめ105℃で乾燥した重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、水浴上で蒸発乾固する。次いで、105℃で２時間乾燥した後、デシケーター中で放冷する。冷後、秤量して蒸発皿の前後の重量差ａ（mg）を求め、次式により蒸発残留物の量を求める。

$$\text{蒸発残留物（}\mu\text{g／mL）}=\frac{\text{（a－b）}\times 1{,}000}{\text{試験溶液の採取量（mL）}}$$

ただし、ｂ：試験溶液と同量の食品擬似溶媒について得た空試験値（mg）

6　総溶出物試験法

総溶出物試験法は、所定の方法によって試料より食品擬似溶媒に移行する物質の総量を測定する方法である。

試験溶液200～300mL（ヘプタンを食品擬似溶媒とした場合は、試験溶液200～300mLをナス型フラスコに移し、減圧濃縮して数mLとしたその濃縮液及びそのフラスコをヘプタン約５mLずつで２回洗ったその洗液）を、あらかじめ105℃で乾燥した重量既知の白

6　重金属試験（材質試験）法

試料２ｇを白金製又は石英製の蒸発皿に採り、少量の硫酸を加え、徐々に加熱してできるだけ低温でほとんど灰化させる。冷後更に硫酸１mLを加えて徐々に加熱し、硫酸の蒸気がほとんど発生しなくなった後、火力を強めて450～550℃でほとんど白色の灰分が得られるまで加熱する。残留物に塩酸１mL及び硝酸0.2mLを加え、水浴上で蒸発乾固し、これに希塩酸１mL及び水15mLを加え、加熱して溶解し、冷後フェノールフタレイン試液１滴を加え、溶液がわずかに紅色を呈するまでアンモニア試液を滴加し、希酢酸２mLを加え、必要があればろ過し、ネスラー管に採る。水を加えて50mLとし、これを試験溶液とする。

別に鉛標準溶液（重金属試験用）４mLをネスラー管に採り、希酢酸２mL及び水を加えて50mLとし、比較標準液とする。試験溶液及び比較標準液にそれぞれ硫化ナトリウム試液２滴を加えて混和し、５分間放置した後、両管を白色を背景として上方及び側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は比較標準液の呈する色より濃くてはならない。

7　蒸発残留物試験法

蒸発残留物試験法は，所定の方法によつて試料より浸出用液に移行する物質の量を測定する試験である。

操作法

別段の規定があるもののほか、次の表の第１欄に掲げる食品に接触して使用する器具又は容器包装はそれぞれ第２欄に掲げる溶媒を浸出用液として用いて作った試験溶液について、次の試験を行う。

第１欄		第２欄
油脂及び脂肪性食品		ヘプタン
酒類		20％エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH５を超えるもの	水
	pH５以下のもの	４％酢酸

試験溶液200～300mL（ヘプタンを浸出用液とした場合は、試験溶液200～300mLをナス型フラスコに移し、減圧濃縮して数mLとしたその濃縮液及びそのフラスコをヘプタン約５mLずつで２回洗ったその洗液）を、あらかじめ105℃で乾燥した重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、水浴上で蒸発乾固する。次いで、105℃で２時間乾燥した後、デシケーター中で放冷する。冷後、秤量して蒸発皿の前後の重量差ａ（mg）を求め、次式により蒸発残留物の量を求める。

$$\text{蒸発残留物（}\mu\text{g／mL）}=\frac{\text{（a－b）}\times 1{,}000}{\text{試験溶液の採取量（mL）}}$$

ただし、ｂ：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値（mg）

（新設）

金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、水浴上で蒸発乾固する。次いで、５か所に直径１㎜の穴を空けたアルミニウム箔で蒸発皿に蓋をして、105℃で２時間乾燥した後、デシケーター中で放冷する。冷後、アルミニウム箔の蓋を取り除いて秤量して蒸発皿の前後の重量差ａ（㎎）を求め、次式により総溶出物の量を求める。冷後、アルミニウム箔の蓋を取り除いて秤量して蒸発皿の前後の重量差ａ（㎎）を求め、次式により総溶出物の量を求める。

$$\text{総溶出物（mg／cm}^2\text{）} = \frac{\text{（a－b）}\times 2\ \text{（mL／cm}^2\text{）}}{\text{試験溶液の採取量（mL）}}$$

ただし、ｂ：試験溶液と同量の食品擬似溶媒について得た空試験値（㎎）

（削る）

８　添加剤試験法

アミン類（トリエチルアミン及びトリブチルアミンに限る。）

⑴　検量線の作成

トリエチルアミン及びトリブチルアミンそれぞれ約10㎎を精密に量り、100mLのメスフラスコに採り、ジクロロメタンを加えて100mLとする。この溶液４mLを100mLのメスフラスコに採り、ジクロロメタンを加えて100mLとする。この溶液１mL、２mL、３mL、４mL及び５mLを採り、それぞれ20mLのメスフラスコに入れ、ジクロロメタンを加えて20mLとし、これらを標準溶液とする（0.2μg／mL、0.4μg／mL、0.6μg／mL、0.8μg／mL及び1.0μg／mL）。標準溶液をそれぞれ１μLずつ用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからトリエチルアミン及びトリブチルアミンの各ピーク高さ又はピーク面積を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径0.32㎜、長さ30ｍのケイ酸ガラスの細管に、ジメチルポリシロキサンを５μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　150℃で５分間保持し、その後毎分20℃で昇温し、250℃に到達後５分間保持する。

試料溶液注入口温度　200℃

検出器　アルカリ熱イオン化検出器又は高感度窒素・リン検出器を用いる。250℃付近で操作する。空気量及び水素量は検出感度が最高となるように調節する。

注入方式　スプリット（15：１）

キャリヤーガス　ヘリウムを用いる。トリエチルアミンが３～４分で流出する流速に調節する。

⑵　試験

試験溶液１μLを用いて⑴　検量線の作成の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク高さ又はピーク面積を求める。それぞれの検量線を用いて試験溶液中のトリエチルアミン及びトリブチルアミンの濃度を求め、次式によりそれぞれの材質中の含量を求める。

材質中の含量（μg／ｇ）＝試験溶液濃度（μg／mL）×２（mL）／試料の重量（ｇ）

クレゾールリン酸エステル

⑴　定性試験

試験溶液及びクレゾールリン酸エステル標準溶液をそれぞれ20μLずつ用いて、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間とクレゾールリン酸エステル標準溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム充てん剤　フェニル化シリカゲルを用いる。

カラム管　内径4.6㎜、長さ250㎜のステンレス管を用いる。

カラム温度　50℃

検出器　紫外部吸光検出器又はフォトダイオードアレイ検出器を用い、波長264nmで操作する。

移動相　アセトニトリル及び水の混液（２：１）を用いる。クレゾールリン酸エステルが約９分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

⑴　定性試験において試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間がクレゾールリン酸エステル標準溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間と一致するときは，次の試験を行う。

⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中のクレゾールリン酸エステルのピーク面積を測定するとき，その面積は，クレゾールリン酸エステル標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

ジブチルスズ化合物

⑴　定性試験

試験溶液及びジブチルスズ標準溶液をそれぞれ２mLずつ採り、酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液５mL及びテトラエチルホウ酸ナトリウム試液１mLを加えて直ちに密栓し、20分間激しく振り混ぜる。これを室温で約１時間静置した後、ヘキサン層を分取する。これらを１μLずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とジブチルスズ標準溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム　内径0.25㎜、長さ30ｍのケイ酸ガラス製細管に、０～５％ジフェニルポリシロキサン含有ジメチルポリシロキサンを0.25μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　45℃で４分間保持した後、毎分15℃で昇温し、300℃に到達後10分間保持する。

試験溶液注入口温度　250℃

検出器　質量分析計を用い、質量数263で検出する。

キャリヤーガス　ヘリウムを用いる。ジブチルスズ誘導体が約13分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とジブチルスズ標準溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。

⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中のジブチルスズのピーク面積を測定するとき，その面積は，ジブチルスズ標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

7　ヒ素試験法

（略）

装置　（略）

（略）

操作法

試験溶液を発生瓶に入れ、ブロモフェノールブルー試液１滴を加え、アンモニア水又はアンモニア試液で中和する。ただし、食品擬似溶媒が水の場合には中和の操作は省略できる。この溶液に塩酸（１→２）５mL及びヨウ化カリウム試液５mLを加え、２～３分間放置した後、塩化スズ（Ⅱ）試液５mLを加えて室温で10分間放置する。次に水を加えて40mLとし、亜鉛（ヒ素試験用）２ｇを加え、直ちにＢ及びＣを連結したゴム栓Ｈを発生瓶に付ける。Ｃの細管部の端はあらかじめヒ化水素吸収液５mLを入れた吸収管Ｄの底に達するように入れておく。次に発生瓶は25℃の水中に肩まで浸し、１時間放置する。吸収管を外し、必要があればピリジンを加えて５mLとし、吸収液の色を観察するとき、この色は、次の標準色よりも濃くてはならない。

標準色の調製は、試験溶液の試験と同時に行う。試験溶液と同量の食品擬似溶媒とヒ素標準溶液2.0mLを発生瓶に入れ、以下試験溶液と同様に操作して得た吸収液の呈色を標準色とする。

（削る）

（削る）

２－メルカプトイミダゾリン

試験溶液及び２－メルカプトイミダゾリン標準溶液をそれぞれ５μLずつ用いて、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行うとき、試験溶液の液体クロマトグラム上に、２－メルカプトイミダゾリンのピークを認めてはならない。

操作条件

カラム充てん剤　オクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム管　内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管を用いる。

カラム温度　40℃

検出器　紫外部吸光検出器又はフォトダイオードアレイ検出器を用い、波長238nmで操作する。

移動相　メタノール及び水の混液（１：９）を用いる。２－メルカプトイミダゾリンが約２分で流出する流速に調節する。

9　ヒ素試験法

（略）

装置　（略）

（略）

操作法

試験溶液を発生瓶に入れ、ブロモフェノールブルー試液１滴を加え、アンモニア水又はアンモニア試液で中和する。ただし、浸出用液が水の場合には中和の操作は省略できる。この溶液に塩酸（１→２）５mL及びヨウ化カリウム試液５mLを加え、２～３分間放置した後、塩化スズ（Ⅱ）試液５mLを加えて室温で10分間放置する。次に水を加えて40mLとし、亜鉛（ヒ素試験用）２ｇを加え、直ちにＢ及びＣを連結したゴム栓Ｈを発生瓶に付ける。Ｃの細管部の端はあらかじめヒ化水素吸収液５mLを入れた吸収管Ｄの底に達するように入れておく。次に発生瓶は25℃の水中に肩まで浸し、１時間放置する。吸収管を外し、必要があればピリジンを加えて５mLとし、吸収液の色を観察するとき、この色は、次の標準色よりも濃くてはならない。

標準色の調製は、試験溶液の試験と同時に行う。試験溶液と同量の浸出用液とヒ素標準溶液又はヒ素標準溶液（乳等の容器包装試験用）2.0mLを発生瓶に入れ、以下試験溶液と同様に操作して得た吸収液の呈色を標準色とする。

10　ヒ素試験（材質試験）法

試料１ｇを分解フラスコに採り、硝酸20mLを加えて内容物が流動状になるまで弱く加熱する。冷後硫酸５mLを加えて白煙が発生するまで加熱し、液がなお褐色を呈するときは冷後硝酸５mLを追加して加熱する。この操作を液が無色又は淡黄色となるまで繰り返す。冷後シュウ酸アンモニウム試液15mLを加え、再び白煙が発生するまで加熱し、冷後水を加えて20mLとし、これを試験溶液とする。

試験溶液10mLを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準色の調製に用いる浸出用液は水とし、ヒ素標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。

11　ヘキサン抽出物試験法

試料約2.5ｇを精密に量り、温度計、還流冷却器及びかくはん棒を装置した2,000mLの三頚（けい）フラスコに採り、ヘキサン1,000mLを加え、これを20～25分の間に50℃となるように徐々に加熱し、この温度で２時間保った後抽出液を温時ろ過して重量既知の共栓三角フラスコ中に採り、ろ液の重量を量る。この場合、回収率は少なくとも最初の溶媒の90％以上でなければならない。

次に、ろ液の約半量を1,000mLのビーカーに移し、ビーカーをガラスカバーで覆い、窒素を連続的に流しながら溶媒を蒸発させる。溶媒を蒸発させながら残りのろ液及び最後に三角フラスコをヘキサン20mLずつで２回洗った洗液を加え、全溶液を約50mLまで濃縮した後、これを重量既知の石英製蒸発皿に採り、ビーカーを20mLずつ温ヘキサンで２回洗い、洗液を蒸発皿に合わす。ビーカー中に温ヘキサン不溶性の残渣のあるときは、トルエンを加え加熱して溶かし、蒸発皿に合わす。蒸発皿を注意して水浴上で加熱して溶液を蒸発乾固した後、真空デシケーター中に入れ、12時間放冷後蒸発残渣量を精密に量り、この残渣量（g）をAとし次式によりヘキサン抽出物を求める。

ヘキサン抽出物（%）＝（A－B）／試料（g）×100

B：試験溶液と同量の溶剤について得た空試験時の残渣量（g）

（新設）

（新設）

8　ホルムアルデヒド試験法

試験溶液10mLを正確に量り採り、20％リン酸１mLを加えた後、200mLのメスシリンダーに水５～10mLを入れ、冷却器のアダプターが水に浸るようにして水蒸気蒸留を行う。留液が約190mLになったとき、蒸留をやめ、水を加えて正確に200mLとする。この液５mLを内径約15㎜の試験管に正確に量り採り、アセチルアセトン試液５mLを正確に量って混和し、沸騰水浴中で10分間加熱する。

別に水５mLを内径約15㎜の試験管に正確に量り採り、アセチルアセトン試液５mLを正確に量って混和し、沸騰水浴中で10分間加熱したものを対照液とする。

両液を白色を背景として側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は、対照液の呈する色より濃くてはならない。

9　２－メルカプトイミダゾリン試験法

試料を細切し、その1.0gを精密に量り、共栓付きフラスコに入れる。メタノール50mLを加え、密栓して約40℃に保ちながら時々振り混ぜて一晩放置する。冷後、この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、減圧濃縮器を用いて40℃以下で約５mLまで濃縮する。次いで、水を加えて正確に10mLとする。その１mLを採り、孔径0.5μm以下のメンブランフィルターでろ過して試験溶液とする。

試験溶液及び２－メルカプトイミダゾリン標準溶液をそれぞれ５μLずつ用いて、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行うとき、試験溶液の液体クロマトグラム上に、２－メルカプトイミダゾリンのピークを認めてはならない。

操作条件

カラム充てん剤　オクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム管　内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管を用いる。

カラム温度　40℃

検出器　紫外部吸光検出器又はフォトダイオードアレイ検出器を用い、波長238nmで操作する。

移動相　メタノール及び水の混液（１：９）を用いる。２－メルカプトイミダゾリンが約２分で流出する流速に調節する。

（削る）

12　モノマー試験法

エピクロルヒドリン

⑴　定性試験

試験溶液及びエピクロルヒドリン標準溶液をそれぞれ５μLずつ用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とエピクロルヒドリン標準溶液のガスクロマトグラムのエピクロルヒドリンのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム　内径0.53㎜、長さ30mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを１μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　50℃で５分間保持した後、毎分10℃で昇温し、100℃とする。

試験溶液注入口温度　220℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。220℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。エピクロルヒドリンが約７分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とエピクロルヒドリン標準溶液のガスクロマトグラムのエピクロルヒドリンのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。

⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中のエピクロルヒドリンのピーク面積を測定するとき，その面積は，エピクロルヒドリン標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

塩化ビニリデン

⑴　定性試験

塩化ビニリデン標準溶液50μLを、あらかじめＮ，Ｎ－ジメチルアセトアミド2.5mLを入れたセプタムキャップ付きガラス瓶に加え直ちに密封する。次いで、試験溶液と標準溶液をそれぞれ密封したガラス瓶を90℃に保ちながら時々振り混ぜて１時間加熱する。その後、それぞれの気相0.5mLを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間と塩化ビニリデン標準溶液のガスクロマトグラムの塩化ビニリデンのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム　内径0.25㎜、長さ25mのケイ酸ガラス製細管に、スチレン・ジビニルベンゼン系多孔性樹脂を３μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　80℃で１分間保持した後、毎分10℃で昇温し、250℃に到達後10分間保持する。

試験溶液注入口温度　200℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。250℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。塩化ビニリデンが約９分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間と塩化ビニリデン標準溶液のガスクロマトグラムの塩化ビニリデンのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。

⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中の塩化ビニリデンのピーク面積を測定するとき，その面積は，塩化ビニリデン標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

塩化ビニル

⑴　定性試験

塩化ビニル標準溶液50μLを採り、あらかじめＮ，Ｎ―ジメチルアセトアミド2.5mLを入れたセプタムキャップ付きガラス瓶に加え直ちに密封する。次いで，試験溶液と標準溶液をそれぞれ密封したガラス瓶を90℃に保ちながら時々振り混ぜて１時間加熱する。その後、それぞれの気相0.5mLを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間と塩化ビニル標準溶液のガスクロマトグラムの塩化ビニルのピークの検出時間を比較する。ただし、金属缶の試験においては、試験溶液10mLをセプタムキャップ付きのガラス瓶に採り、直ちに密封する。塩化ビニル標準溶液50μLをあらかじめエタノール10mLを入れたセプタムキャップ付きのガラス瓶に加えて直ちに密封する。試験溶液と標準溶液をそれぞれ密封したガラス瓶を50℃に保ちながら時々振り混ぜて30分間加温したものを用いて同様の操作を行う。

操作条件

カラム　内径0.25㎜、長さ25mのケイ酸ガラス製細管に、スチレン・ジビニルベンゼン系多孔性樹脂を３μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　80℃で１分間保持した後、毎分10℃で昇温し、250℃に到達後10分間保持する。

試験溶液注入口温度　200℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。250℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。塩化ビニルが約５分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間と塩化ビニル標準溶液のガスクロマトグラムの塩化ビニルのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。

⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中の塩化ビニルのピーク面積を測定するとき，その面積は，塩化ビニル標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

カプロラクタム

⑴　定性試験

試験溶液及びカプロラクタム標準溶液をそれぞれ１μLずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とカプロラクタム標準溶液のガスクロマトグラムのカプロラクタムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム　内径0.32㎜、長さ30mのケイ酸ガラス製細管に、ジメチルポリシロキサンを５μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　240℃

試験溶液注入口温度　240℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。240℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。カプロラクタムが約５分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とカプロラクタム標準溶液のガスクロマトグラムのカプロラクタムのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。

⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中のカプロラクタムのピーク面積を測定するとき，その面積は，カプロラクタム標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

揮発性物質

⑴　検量線の作成

100mLのメスフラスコにテトラヒドロフラン約90mLを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約50mgを精密に量って加え、テトラヒドロフランを更に加えて100mLとする。この溶液１mL、２mL、３mL、４mL及び５mLを採り、それぞれ20mLのメスフラスコに入れ、ジエチルベンゼン試液１mLを加えた後テトラヒドロフランを加えて20mLとし、これらを標準溶液とする。標準溶液をそれぞれ１μLずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径0.25㎜、長さ30ｍのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを0.5μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　60℃から毎分４℃で昇温して100℃とし、更に毎分10℃で昇温して150℃とする。

試験溶液注入口温度　220℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。220℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。ジエチルベンゼンが約11分で流出する流速に調節する。

⑵　試験

試験溶液１μLを用いて⑴　検量線の作成の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求める。

含量（μg／g）＝成分の濃度（μg／mL）×20（mL）／試料の重量（g）

ジフェニルカーボネート

⑴　検量線の作成

ジフェニルカーボネート約10mgを精密に量り、100mLのメスフラスコに採り、メタノールを加えて100mLとする。この溶液１mL、２mL、３mL、４mL及び５mLを採り、それぞれ20mLのメスフラスコに入れ、水を加えて20mLとし、これらを標準

溶液とする（５μg／mL、10μg／mL、15μg／mL、20μg／mL及び25μg／mL）。標準溶液をそれぞれ20μLずつ用いて次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、得られた液体クロマトグラムからジフェニルカーボネートのピーク高さ又はピーク面積を求め、検量線を作成する。

操作条件

カラム充てん剤　オクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム管　内径4.6㎜、長さ250㎜のステンレス管を用いる。

カラム温度　40℃

検出器　紫外部吸光検出器又はフォトダイオードアレイ検出器を用いる。波長217nmで操作する。

移動相　A　アセトニトリル　B　水

濃度勾配　A：B（３：７）から（100：０）までの直線濃度勾配を35分間行った後、アセトニトリルを10分間送液する。

⑵　試験

試験溶液20μLを用いて⑴　検量線の作成の場合と同様の操作条件により液体クロマトグラフィーを行い、得られた液体クロマトグラムからピーク高さ又はピーク面積を求める。検量線を用いて試験溶液中のジフェニルカーボネートの濃度を求め、次式により材質中の含量を求める。

材質中の含量（μg／g）＝試験溶液濃度（μg／mL）×20（mL）／試料の重量（g）

総乳酸

⑴　定性試験

試験溶液及び乳酸標準溶液をそれぞれ１mLずつ採り、0.2mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液を100μLずつ加えて密栓し、60℃に保ちながら時々振り混ぜて15分間放置する。冷後、0.2mol／Ｌリン酸を100μLずつ加える。これらを100μLずつ用いて次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間と乳酸標準溶液の液体クロマトグラムの乳酸のピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム充てん剤　オクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム管　内径4.6㎜、長さ250㎜のステンレス管を用いる。

カラム温度　40℃

検出器　紫外部吸光検出器又はフォトダイオードアレイ検出器を用い、波長210nmで操作する。

移動相　リン酸、アセトニトリル及び水混液（0.1：１：99）を用いる。乳酸が約５分で流出する流速に調節する。

⑵　定量試験

定性試験において試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間が乳酸標準溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間と一致するときは，次の試験を行う。

定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中の乳酸のピーク面積を測定するとき，その面積は，乳酸標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

ビスフェノールＡ（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）

⑴　検量線の作成

ビスフェノールＡ、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールそれぞれ約10㎎を精密に量り、100mLのメスフラスコに採り、メタノールを加えて100mLとする。この溶液１mL、２mL、３mL、４mL及び５mLを採り、それぞれ20mLのメスフラスコに入れ、水を加えて20mLとし、これらを標準溶液とする（５μg／mL、10μg／mL、15μg／mL、20μg／mL及び25μg／mL）。標準溶液をそれぞれ20μLずつ用いて次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、得られた液体クロマトグラムからビスフェノールＡ、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの各ピーク高さ又はピーク面積を求め、それぞれの検量線を作成する。

ただし、溶出試験用の検量線を作成する場合には、前記の標準溶液２mLずつを採り、それぞれ20mLのメスフラスコに入れ、水を加えて20mLとしたもの（0.5μg／mL、1.0μg／mL、1.5μg／mL、2.0μg／mL及び2.5μg／mL）を100μLずつ用いて、同様の操作によりそれぞれの検量線を作成する。

操作条件

ジフェニルカーボネートの操作条件を準用する。

⑵　試験

試験溶液20μLを用いて⑴　検量線の作成の場合と同様の操作条件により液体クロマトグラフィーを行い、得られた液体クロマトグラムから各ピーク高さ又はピーク面積を求める。それぞれの検量線を用いて試験溶液中のビスフェノールＡ、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの濃度を求め、次式によりそれぞれの材質中の含量を求める。

材質中の含量（μg／g）＝試験溶液濃度（μg／mL）×20（mL）／試料の重量（g）

ただし、溶出試験では試験溶液100μLを用いて同様に操作し、溶出試験用の検量線を用いて試験溶液中のビスフェノールＡ、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの濃度を求める。

フェノール

試験溶液20mLを採り、ホウ酸緩衝液３mLを加えてよく振り混ぜた後、４―アミノアンチピリン試液５mL及びヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸カリウム試液2.5mLを加え、更に水を加えて100mLとし、よく振り混ぜて室温で10分間放置する。別にフェノール標準溶液20mLを採り同様に操作する。波長510nmで吸光度を測定するとき、試験溶液の吸光度はフェノール標準溶液の吸光度より大きくてはならない。

ホルムアルデヒド

試験溶液10mLを採り、20％リン酸１mLを加えた後、200mLのメスシリンダーに水５～10mLを入れ、冷却器のアダプターが水に浸るようにして水蒸気蒸留を行う。留液が約190mLになったとき、蒸留をやめ、水を加えて200mLとする。この液５mLを内径約15㎜の試験管に採り、アセチルアセトン試液５mLを加えて混和し、沸騰水浴中で10分間加熱する。

別に水５mLを内径約15㎜の試験管に採り、アセチルアセトン試液５mLを加えて混和し、沸騰水浴中で10分間加熱したものを対照液とする。

両液を白色を背景として側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は、対照液の呈する色より濃くてはならない。

10　誘導結合プラズマ質量分析法
（略）
11　誘導結合プラズマ発光分光分析法
（略）
12　溶出試験における試験溶液の調製法
別段の規定があるもののほか、次の表の第１欄に掲げる食品に接触して使用する器具又は容器包装はそれぞれ第２欄に掲げる溶媒を食品擬似溶媒として用い、所定の溶出条件で放置したものを試験溶液とする。

第１欄		第２欄
油脂及び脂肪性食品並びにクリーム		ヘプタン
酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳（以下この表において「酒類等」という。）		20％エタノール
油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品	４％酢酸
	上記以外の食品	水

メタクリル酸メチル
⑴　定性試験
試験溶液及びメタクリル酸メチル標準溶液をそれぞれ１μLずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とメタクリル酸メチル標準溶液のガスクロマトグラムのメタクリル酸メチルのピークの検出時間を比較する。
操作条件
カラム　内径0.32㎜、長さ30mのケイ酸ガラス製細管に、ジメチルポリシロキサンを５μmの厚さでコーティングしたものを用いる。
カラム温度　120℃で１分間保持した後、毎分５℃で昇温して170℃とする。
試験溶液注入口温度　200℃
検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。200℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。
キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。メタクリル酸メチルが約４～５分で流出する流速に調節する。
⑵　定量試験
⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とメタクリル酸メチル標準溶液のガスクロマトグラムのメタクリル酸メチルのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。
⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中のメタクリル酸メチルのピーク面積を測定するとき，その面積は，メタクリル酸メチル標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。
13　誘導結合プラズマ質量分析法
（略）
14　誘導結合プラズマ発光分光分析法
（略）
15　溶出試験における試験溶液の調製法
特に定める場合以外は、次の方法により試験溶液を調製する。

（新設）

（削る）

試料を水でよく洗い、指定された浸出用液を用いて次のように操作して作る。

試料の表面積１㎠につき２mLの割合の浸出用液を60℃に加温して用い、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水又は４％酢酸を浸出用液とする場合にあっては95℃に保ちながら30分間、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。

⑴　ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

１．液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上である試料（ただし、ホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上のものを除く。）

試料表面の異物を取り除いた後、食品擬似溶媒を満たして、常温で暗所に24時間放置する。

２．液体を満たすことのできない試料若しくは液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満である試料又はホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上の試料（容量が３Ｌ以上のホウロウ引きの器具又は容器包装の場合は、試験片を作成してこれを試料とする。）

試料表面の異物を取り除いた後、試料の表面積１㎠につき２mLの割合の食品擬似溶媒を用い、常温で暗所に24時間放置する。

⑵　合成樹脂製の器具又は容器包装　（新設）

試料表面の異物を取り除いた後、試料の表面積１㎠につき２mLの割合の食品擬似溶媒を60℃に加温して用い、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水又は４％酢酸を食品擬似溶媒とする場合にあっては90℃に保ちながら30分間、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。

⑶　ゴム製の器具又は容器包装　（新設）

１．ほ乳器具以外

⑵　合成樹脂製の器具又は容器包装の規定を準用する。

２．ほ乳器具

試料表面の異物を取り除いた後、試料の重量１ｇにつき20mLの割合の指定された食品擬似溶媒を用い、40℃に保ちながら24時間放置する。

⑷　金属缶　（新設）

１．液体を満たすことができる試料

試料表面の異物を取り除いた後、60℃に加温した食品擬似溶媒を満たし、時計皿等で覆い、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水を食品擬似溶媒とする場合にあっては90℃に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。また、エタノールを食品擬似溶媒とする場合にあっては５℃以下に冷却したエタノールを満たし、密封して５℃以下に保ちながら24時間放置する。

２．液体を満たすことができない試料

試料表面の異物を取り除いた後、表面積１㎠につき２mLの割合の食品擬似溶媒を60℃に加温して浸し、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水を食品擬似溶媒とする場合にあっては90℃に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。また、エタノールを食品擬似溶媒とする場合にあっては５℃以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で５℃以下に保ちながら24時間放置する。

C　試薬・試液等

別に規定するもののほか、試験に用いる試薬、試液、容量分析用標準溶液、標準溶液及び標準原液は、次に示すものを用いる。次に示すもの以外は、第２　添加物の部C　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお、[K　8012，ひ素分析用] 又は [K　8027，特級] 等と記載したものは、それぞれ日本産業規格の番号「K　8012」が指す亜鉛のひ素分析用又は「K　8027」が指すアセチルアセトンの特級等の規格に適合するものであることを示す。

本規格で用いる名称が日本産業規格の名称と異なるものには、日本産業規格の番号の次に、日本産業規格の名称を付した。

試薬、試液、容量分析用標準溶液、標準溶液及び標準原液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛又はヒ素をできるだけ含まないものを用いる。

1　試薬

(削る)

(略)

(削る)

(削る)

(略)

(削る)

エタノール　C_2H_5OH　[K　8101，エタノール（99.5），特級]

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(略)

(削る)

(削る)

(削る)

(略)

(削る)

(略)

(削る)

クロロホルム　$CHCl_3$　[K　8322，特級]

(略)

(削る)

(略)

(削る)

(削る)

C　試薬・試液等

別段の規定のあるもののほか，試験に用いる試薬，試液，容量分析用標準溶液，標準溶液及び標準原液は，次に示すものを用いる。次に示すもの以外は，第２　添加物の部C　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお、[K　8012，ひ素分析用] 又は [K　8027，特級] 等と記載したものは、それぞれ日本産業規格の番号「K　8012」が指す亜鉛のひ素分析用又は「K　8027」が指すアセチルアセトンの特級等の規格に適合するものであることを示す。

本規格で用いる名称が日本産業規格の名称と異なるものには、日本産業規格の番号の次に、日本産業規格の名称を付記してある。

試薬，試液，容量分析用標準溶液，標準溶液及び標準原液を保存するガラス容器は，溶解度及びアルカリ度が極めて小さく，鉛又はヒ素をできるだけ含まないものを用いる。

1　試薬

亜鉛　Zn　[K　8012，特級]

(略)

アセトニトリル　CH_3CN　[K　8032，特級]

４－アミノアンチピリン　$C_{11}H_{13}N_3O$　[K　8048，特級]

(略)

イソプロピルベンゼン　本品はイソプロピルベンゼン98％以上を含む。

エタノール（99.5）　C_2H_5OH　[K　8101，特級]

エタノール（塩化ビニル試験用）　エタノール（99.5），塩化ビニルの試験を行うとき，試験を妨害する物質を含まないことを確認する。

エチルベンゼン　$C_2H_5C_6H_5$　本品はエチルベンゼン99％以上を含む。

エピクロルヒドリン　C_3H_5ClO　本品はエピクロルヒドリン98％以上を含む。

塩化アンチモン（Ⅲ）　$SbCl_3$　[K　8400，特級]

(略)

塩化ビニリデン　$C_2H_2Cl_2$　本品は塩化ビニリデン99％以上を含む。

塩化ビニル　C_2H_3Cl　本品は塩化ビニル99.5％以上を含む。

塩酸　HCl　[K　8180，特級]

(略)

カプロラクタム　$C_6H_{11}NO$　本品はカプロラクタム98％以上を含む。

(略)

クレゾールリン酸エステル　$(C_6H_4CH_3O)_3PO$　本品はクレゾールリン酸エステル90％以上を含む。

(新設)

(略)

酢酸ナトリウム　CH_3COONa　[K　8372，特級]

(略)

ジエチルベンゼン　本品は１，４－ジエチルベンゼン98％以上を含む。

１，２－ジクロロベンゼン　$C_6H_4Cl_2$　本品は１，２－ジクロロベンゼン98％以上を含む。

（削る）
（削る）

（削る）

（略）
（削る）
（略）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）

（削る）

（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（略）
（削る）
（削る）

（削る）
（略）
（削る）
（削る）
（略）
ペンタン　C_5H_{12}　本品はペンタン98％以上を含む。

（削る）
メタノール　CH_3OH　［K　8891，特級］
（削る）
（削る）
（略）

ジクロロメタン　CH_2Cl_2　［K　8161，特級］
N，N―ジメチルアセトアミド　$CH_3CON(CH_3)_2$　塩化ビニリデン又は塩化ビニルの試験を行うとき，試験を妨害する物質を含まないことを確認する。
ジフェニルカーボネート　$(C_6H_5)_2CO_3$　本品はジフェニルカーボネート97％以上を含む。
（略）
硝酸バリウム　$Ba(NO_3)_2$　［K　8565，特級］
（略）
スチレン　$C_6H_5CHCH_2$　本品はスチレン99％以上を含む。
炭酸ナトリウム　Na_2CO_3　［K　8625，特級］
窒素　N_2　高純度窒素を用いる。
テトラエチルホウ酸ナトリウム　$(C_2H_5)_4BNa$　本品はテトラエチルホウ酸ナトリウム98％以上を含む。
テトラヒドロフラン　C_4H_8O　［K　9705，特級］　揮発性物質の試験を行うとき，試験を妨害する物質を含まないことを確認する。
トリエチルアミン　$(C_2H_5)_3N$　本品はトリエチルアミン99％以上を含む。
トリブチルアミン　$(C_4H_9)_3N$　本品はトリブチルアミン98％以上を含む。
トリメチルベンゼン　C_9H_{12}　本品は１，３，５―トリメチルベンゼン97％以上を含む。
トルエン　$C_6H_5CH_3$　［K　8680，特級］
二塩化ジブチルスズ　$(C_4H_9)_2SnCl_2$　本品は二塩化ジブチルスズ97％以上を含む。
二酸化ゲルマニウム　GeO_2　本品は二酸化ゲルマニウム99％以上を含む。
Ｌ―乳酸リチウム　$CH_3CH(OH)COOLi$　本品は乳酸リチウム97％以上を含む。
ビスフェノールＡ　$(CH_3)_2C(C_6H_4OH)_2$　本品はビスフェノールＡ99％以上を含む。
（略）
フェノール　C_6H_5OH　［K　8798，特級］
p―tert―ブチルフェノール　$(CH_3)_3CC_6H_4OH$　本品はp―tert―ブチルフェノール99％以上を含む。
プロピルベンゼン　$C_6H_5C_3H_7$　本品はプロピルベンゼン97％以上を含む。
（略）
ヘキサン　C_6H_{14}　［K　8848，特級］
ヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸カリウム　$K_3[Fe(CN)_6]$　［K　8801，特級］
（略）
ペンタン　C_5H_{12}　エピクロルヒドリンの試験を行うとき，試験を妨害する物質を含まないことを確認する。
ホウ酸　H_3BO_3　［K　8863，ほう酸，特級］
（新設）
メタクリル酸メチル　$C_3H_5COOCH_3$　本品はメタクリル酸メチル98％以上を含む。
メチレンブルー　$C_6H_{18}ClN_3S・3H_2O$　［K　8897，特級］
（略）

２　試液

試液の調製には１　試薬に記載の試薬を用いる。

アセチルアセトン試液　酢酸アンモニウム150ｇを水に溶かし、酢酸３mL及びアセチルアセトン２mLを加え、更に水を加えて正確に1,000mLとする。用時調製する。

（削る）

（略）

20％エタノール　エタノール40mLを量り、水を加えて正確に200mLとする。

50％エタノール　エタノール100mLを量り、水を加えて正確に200mLとする。

塩化スズ（Ⅱ）試液　塩化スズ（Ⅱ）二水和物4.0ｇを量り、塩酸（ヒ素試験用）125mLを加えて溶かし、水を加えて正確に250mLとする。共栓瓶に入れ、密栓をして保存する。調製後１か月以内に使用する。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

0.5％クエン酸溶液　クエン酸一水和物5.0ｇを水に溶かして正確に1,000mLとし、水酸化ナトリウム試液を用いてpHを3.5に調整する。

４％酢酸　酢酸40mLを量り、水を加えて正確に1,000mLとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（略）

（削る）

（削る）

（略）

0.1mol／Ｌ硝酸　硝酸6.4mLに水を加えて正確に1,000mLとする。

10％硝酸　硝酸100mLを量り、水を加えて正確に1,000mLとする。

水酸化ナトリウム試液　水酸化ナトリウム4.3ｇを水に溶かして正確に100mLとする。

（削る）

（削る）

２　試液

試液の調製には１　試薬に記載の試薬を用いる。

アセチルアセトン試液　酢酸アンモニウム150ｇを水に溶かし、酢酸３mL及びアセチルアセトン２mLを加え、更に水を加えて1,000mLとする。用時調製する。

４－アミノアンチピリン試液　４－アミノアンチピリン1.36ｇを水に溶かして1,000mLとする。

（略）

20％エタノール　エタノール（99.5）40mLを量り、水を加えて200mLとする。

（新設）

塩化スズ（Ⅱ）試液　塩化スズ（Ⅱ）二水和物４ｇを量り、塩酸（ヒ素試験用）125mLを加えて溶かし、水を加えて250mLとする。共栓瓶に入れ、密栓をして保存する。調製後１箇月以内に使用する。

６mol／Ｌ塩酸　塩酸540mLに水を加えて1,000mLとする。

１mol／Ｌ塩酸　塩酸90mLに水を加えて1,000mLとする。

0.1mol／Ｌ塩酸　１mol／Ｌ塩酸100mLに水を加えて1,000mLとする。

希硫酸（持続耐圧試験用）　硫酸7.54ｇを水1,000mLに徐々に加える。

0.5％クエン酸溶液　クエン酸一水和物５ｇを量り、水を加えて1,000mLとし、水酸化ナトリウム試液を用いてpHを3.5に調整する。

４％酢酸　酢酸40mLを量り、水を加えて1,000mLとする。

５mol／Ｌ酢酸アンモニウム試液　酢酸アンモニウム38.5ｇを水に溶かして100mLとする。

１mol／Ｌ酢酸アンモニウム試液　酢酸アンモニウム77ｇを水に溶かして1,000mLとする。

酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液　第１液：酢酸12ｇを量り、水を加えて100mLとする。

第２液：酢酸ナトリウム16.4ｇを水に溶かして100mLとする。

第１液３容量と第２液７容量を混和する。

（略）

ジエチルベンゼン試液　ジエチルベンゼン１mLにテトラヒドロフランを加えて100mLとし、その10mLを採り、更にテトラヒドロフランを加えて100mLとする。

ジクロロベンゼン試液　トリメチルベンゼン50㎎に１，２－ジクロロベンゼンを加えて200mLとする。

（略）

0.1mol／Ｌ硝酸　硝酸6.4mLに水を加えて1,000mLとする。

（新設）

水酸化ナトリウム試液　水酸化ナトリウム4.3ｇを水に溶かして100mLとする。

0.2mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液　水酸化ナトリウム8.0ｇを水に溶かし、1,000mLとする。

テトラエチルホウ酸ナトリウム試液　テトラエチルホウ酸ナトリウム１ｇを水に溶かして50mLとする。用時調製する。

ヒ化水素吸収液　N，N－ジエチルジチオカルバミド酸銀0.50ｇをピリジンに溶かして正確に100mLとする。この液は遮光した共栓瓶に入れ、冷所に保存する。

（略）

（削る）

（削る）

（削る）

ヨウ化カリウム試液　ヨウ化カリウム16.5ｇを量り、水を加えて溶かし正確に100mLとする。遮光して保存する。

硫化ナトリウム試液　硫化ナトリウム九水和物5.0ｇを量り、水10mL及びグリセリン30mLの混液を加えて溶かす。遮光した小瓶にほとんど全満し、密栓して保存する。調製後３か月以内に使用する。

（削る）

20％リン酸　リン酸40mLを量り、水を加えて正確に200mLとする。

3　容量分析用標準溶液

0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液　過マンガン酸カリウム約0.31ｇを水に溶かして1,000mLとする。遮光した共栓ビンに保存する。用時0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液を用いて標定する。

標定　水100mLを採り、硫酸（１→３）５mL及び0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液５mLを加えて５分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液を微紅色が消えずに残るまで滴加する。この液に硫酸（１→３）５mL及び0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液５mLを加え、５分間煮沸した後、0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを正確に量って加え、直ちに0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液で滴定し、次式により0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液のファクターを求める。

$$ファクター=\frac{10}{(5+a)}$$

ただし、ａ：0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL）

0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液　シュウ酸ナトリウム0.6700ｇを水に溶かして正確に1,000mLとし、遮光した共栓ビンに保存する。調製後１か月以内に使用する。

4　標準溶液、標準原液

（削る）

（削る）

（削る）

ヒ化水素吸収液　N，N－ジエチルジチオカルバミド酸銀0.50ｇをピリジンに溶かして100mLとする。この液は遮光した共栓瓶に入れ、冷所に保存する。

（略）

ヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸カリウム試液　ヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸カリウム8.6ｇを水に溶かし、アンモニア水1.8mL及び水を加えて1,000mLとする。

ホウ酸緩衝液　第１液：水酸化ナトリウム4.0ｇを水に溶かして100mLとする。

第２液：ホウ酸6.2ｇを水に溶かして100mLとする。

第１液と第２液を等容量ずつ量り混和する。

メチレンブルー試液（ピンホール試験用）　メチレンブルー0.4ｇを量り、エタノール10mLを含む水に溶かして100mLとする。

ヨウ化カリウム試液　ヨウ化カリウム16.5ｇを量り、水を加えて溶かし100mLとする。遮光して保存する。

硫化ナトリウム試液　硫化ナトリウム九水和物５ｇを量り、水10mL及びグリセリン30mLの混液を加えて溶かす。遮光した小瓶にほとんど全満し、密栓して保存する。調製後３箇月以内に使用する。

0.2mol／Ｌリン酸　リン酸14mLに水を加えて1,000mLとする。

（新設）

3　容量分析用標準溶液

0.002mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液　過マンガン酸カリウム約0.31ｇを水に溶かして1,000mLとする。遮光した共栓ビンに保存する。用時0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液を用いて標定する。

標定　水100mLを採り、硫酸（１→３）５mL及び過マンガン酸カリウム溶液５mLを加えて５分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、過マンガン酸カリウム溶液を微紅色が消えずに残るまで滴加する。この液に硫酸（１→３）５mL及び過マンガン酸カリウム溶液５mLを加え、５分間煮沸した後、0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加え、直ちに過マンガン酸カリウム溶液で滴定し、次式により過マンガン酸カリウム溶液のファクターを求める。

$$ファクター=\frac{10}{(5+a)}$$

ただし、ａ：過マンガン酸カリウム溶液の滴定量（mL）

0.005mol／Ｌシュウ酸ナトリウム溶液　シュウ酸ナトリウム0.6700ｇを水に溶かして1,000mLとし、遮光した共栓ビンに保存する。調製後１箇月以内に使用する。

4　標準溶液、標準原液

亜鉛標準原液　亜鉛1.0ｇを量り、６mol／Ｌ塩酸に溶かして水浴上で蒸発乾固し、残留物に１mol／Ｌ塩酸を加えて1,000mLとする。本液１mLは亜鉛１mgを含む。

亜鉛標準溶液　亜鉛標準原液１mLを採り、水を加えて50mLとする。その１mLを採り試験溶液と同じ浸出用液を加えて20mLとする。水を浸出用液とする場合にはこれに酢酸５滴を加える。本液１mLは亜鉛１μg含む。

アンチモン標準原液　塩化アンチモン（Ⅲ）1.874ｇを量り、少量の塩酸（１→２）で溶解した後、塩酸（１→10）を加えて1,000mLとする。本液１mLはアンチモン１mgを含む。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

カドミウム標準原液　金属カドミウム100mgを精密に量り、10％硝酸50mLに溶かして水浴上で蒸発乾固し、残留物に0.1mol／Ｌ硝酸を加えて正確に100mLとする。本液１mLはカドミウム１mgを含む。

カドミウム標準溶液　カドミウム標準原液１mLを正確に量り、試験溶液と同じ溶媒を加えて正確に200mLとする。ただし、試験溶液が水の場合には硝酸を５滴加える。本液１mLはカドミウム５μgを含む。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

アンチモン標準溶液　アンチモン標準原液１mLを採り、４％酢酸を加えて100mLとし、その１mLを採り４％酢酸を加えて200mLとする。本液１mLはアンチモン0.05μgを含む。

アンチモン標準溶液（乳等の容器包装試験用）　アンチモン標準原液１mLを採り、４％酢酸を加えて100mLとし、その0.5mLを採り４％酢酸を加えて200mLとする。本液１mLはアンチモン0.025μgを含む。

エピクロルヒドリン標準溶液　エピクロルヒドリン100mgをペンタンに溶かして100mLとし、その１mLを採り、ペンタンを加えて100mLとする。更にこの液５mLを採り、ペンタンを加えて100mLとする。本液１mLはエピクロルヒドリン0.5μgを含む。

塩化ビニリデン標準溶液　100mLのメスフラスコに約98mLのＮ，Ｎ―ジメチルアセトアミドを入れ、シリコーンゴム栓をする。このメスフラスコに塩化ビニリデンを250μL、シリコーンゴム栓を通して注入する。更にシリコーンゴム栓を通してＮ，Ｎ―ジメチルアセトアミドを注入して100mLとする。この液１mLを採り、Ｎ，Ｎ―ジメチルアセトアミドを加えて50mLとする。本液１mLは塩化ビニリデン60μgを含む。

塩化ビニル標準溶液　200mLのメスフラスコに約190mLのエタノール（塩化ビニル試験用）を入れ、シリコーンゴム栓をして重量を測定する。このメスフラスコをメタノール・ドライアイス浴で冷却し、あらかじめ液化した塩化ビニル200mgをシリコーンゴム栓を通して注入する。シリコーンゴム栓を通して、メタノール・ドライアイス浴で冷却したエタノール（塩化ビニル試験用）を注入して200mLとする。次いで、これをメタノール・ドライアイス浴で冷却し、その１mLを採り、メタノール・ドライアイス浴で冷却したエタノール（塩化ビニル試験用）を加えて100mLとする。メタノール・ドライアイス浴中で保存する。本液１mLは塩化ビニル10μgを含む。

カドミウム標準原液　金属カドミウム100mgを量り、10％硝酸50mLに溶かして水浴上で蒸発乾固し、残留物に0.1mol／Ｌ硝酸を加えて100mLとする。本液１mLはカドミウム１mgを含む。

カドミウム標準溶液　カドミウム標準原液１mLを採り、試験溶液と同じ溶媒を加えて200mLとする。ただし、試験溶液が水の場合には硝酸を５滴加える。本液１mLはカドミウム５μgを含む。

カドミウム標準溶液（金属缶試験用）　カドミウム標準溶液２mLを採り、浸出用液を加えて100mLとする。ただし、浸出用液が水の場合には硝酸を５滴加える。本液１mLはカドミウム0.1μgを含む。

カプロラクタム標準溶液　カプロラクタム1.5ｇを量り、20％エタノールに溶かして1,000mLとする。この液１mLを採り、20％エタノールを加えて100mLとする。本液１mLはカプロラクタム15μgを含む。

クレゾールリン酸エステル標準溶液　クレゾールリン酸エステル100mgを採り、アセトニトリルを加えて溶解し100mLとする。その１mLを採り、アセトニトリル60mLを加えた後、水を加えて100mLとする。本液１mLはクレゾールリン酸エステル10μgを含む。

ゲルマニウム標準原液　二酸化ゲルマニウム144mgを白金るつぼに量り、炭酸ナトリウム１ｇを加え、十分に混合した後、加熱融解し、冷後、水を加えて溶かす。塩酸を加えて中和した後、１mL過剰に塩酸を加え、更に水を加えて100mLとする。本液１mLはゲルマニウム１mgを含む。

（削る）

（削る）

（削る）

鉛標準原液　硝酸鉛（Ⅱ）159.8mgを10％硝酸10mLに溶かし、水を加えて正確に100mLとする。本液１mLは鉛１mgを含む。

（削る）

（削る）

鉛標準溶液（重金属試験用）　鉛標準原液１mLを正確に量り、水を加えて正確に100mLとする。用時調製する。本液１mLは鉛10μgを含む。

（削る）

（削る）

（削る）

ヒ素標準原液　三酸化二ヒ素を微細な粉末とし、105℃で４時間乾燥し、その0.10ｇを精密に量り、水酸化ナトリウム溶液（１→５）５mLを加えて溶かす。この液を硫酸（１→20）で中和し、更に硫酸（１→20）10mLを追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて正確に1,000mLとする。本液１mLは三酸化二ヒ素0.1mgを含む。

ヒ素標準溶液　ヒ素標準原液10mLを正確に量り、硫酸（１→20）10mLを加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて正確に1,000mLとする。本液１mLは、三酸化二ヒ素１μgを含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

（削る）

（削る）

（削る）

ゲルマニウム標準溶液　ゲルマニウム標準原液１mLを採り、４％酢酸を加えて100mLとする。その１mLを採り、４％酢酸を加えて100mLとする。本液１mLはゲルマニウム0.1μgを含む。

ゲルマニウム標準溶液（乳等の容器包装試験用）　ゲルマニウム標準原液１mLを採り、４％酢酸を加えて100mLとする。その0.5mLを採り、４％酢酸を加えて100mLとする。本液１mLはゲルマニウム0.05μgを含む。

ジブチルスズ標準溶液　二塩化ジブチルスズ100mgにアセトン及び塩酸２～３滴を加えて溶かした後、アセトンを加えて100mLとする。その１mLを採り、ヘキサン及び塩酸２～３滴を加えて1,000mLとする。本液１mLは二塩化ジブチルスズ１μgを含む。

鉛標準原液　硝酸鉛（Ⅱ）159.8mgを10％硝酸10mLに溶かし、水を加えて100mLとする。本液１mLは鉛１mgを含む。

鉛標準溶液　鉛標準原液１mLを採り、試験溶液と同じ溶媒を用いて200mLとする。ただし、試験溶液が水の場合には硝酸を５滴加える。本液１mLは鉛５μgを含む。

鉛標準溶液（金属缶試験用）　鉛標準溶液８mLを採り、浸出用液と同じ溶媒を用いて100mLとする。ただし、浸出用液が水の場合には硝酸５滴を加える。本液１mLは鉛0.4μgを含む。

鉛標準溶液（重金属試験用）　鉛標準原液１mLを採り、水を加えて100mLとする。用時調製する。本液１mLは鉛10μgを含む。

乳酸標準溶液　Ｌ－乳酸リチウム1.07ｇを採り、水を加えて1,000mLとする。この液３mLを採り、水を加えて100mLとする。本液１mLは乳酸30μgを含む。

バリウム標準原液　硝酸バリウム190.3mgを0.1mol／Ｌ硝酸に溶かして100mLとする。本液１mLはバリウム１mgを含む。

バリウム標準溶液　バリウム標準原液１mLを採り、0.1mol／Ｌ硝酸を加えて1,000mLとする。本液１mLはバリウム１μgを含む。

ヒ素標準原液　三酸化二ヒ素を微細な粉末とし、105℃で４時間乾燥し、その0.10ｇを量り、水酸化ナトリウム溶液（１→５）５mLを加えて溶かす。この液を硫酸（１→20）で中和し、更に硫酸（１→20）10mLを追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて1,000mLとする。本液１mLは三酸化二ヒ素0.1mgを含む。

ヒ素標準溶液　ヒ素標準原液10mLを採り、硫酸（１→20）10mLを加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて1,000mLとする。本液１mLは、三酸化二ヒ素１μgを含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

ヒ素標準溶液（乳等の容器包装試験用）　ヒ素標準原液５mLを採り、硫酸（１→20）10mLを加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて1,000mLとする。本液１mLは、三酸化二ヒ素0.5μgを含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

フェノール標準溶液　フェノール1.0ｇを水に溶かして100mLとし、その１mLを採り、水を加えて100mLとする。更にこの液１mLを採り、水を加えて20mLとする。本液１mLはフェノール５μgを含む。

メタクリル酸メチル標準溶液　メタクリル酸メチル1.5ｇを採り、20％エタノールに溶かして1,000mLとする。この液１mLを採り、20％エタノールを加えて100mLとする。本液１mLはメタクリル酸メチル15μgを含む。

２－メルカプトイミダゾリン標準溶液　２－メルカプトイミダゾリン200mgを精密に量り、メタノールに溶かして正確に100mLとする。この液１mLを正確に量り、メタノールを加えて正確に100mLとする。本液１mLは２－メルカプトイミダゾリン20μgを含む。

D　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

1　ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

⑴　ガラス製の器具又は容器包装

１．溶出規格

a　カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

第１欄			第２欄	第３欄
液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のもの	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量600mL未満のもの	0.5μg／mL	1.5μg／mL
		容量600mL以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	0.75μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの			0.7μg／㎠	８μg／㎠

２．回収して繰り返し使用する清涼飲料水（原料用果汁を除く。）の容器包装は、透明なものであること。

３．回収して繰り返し使用する乳等（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に限る。）の販売用の容器包装は、透明なものであること。

⑵　陶磁器製の器具又は容器包装

１．溶出規格

a　カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

２－メルカプトイミダゾリン標準溶液　２－メルカプトイミダゾリン200mgを採り、メタノールに溶かして100mLとする。この液１mLを採り、メタノールを加えて100mLとする。本液１mLは２－メルカプトイミダゾリン20μgを含む。

D　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

1　ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

ガラス製，陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

（新設）

（新設）

第１欄			第２欄	第３欄
液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のもの	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量1.1Ｌ未満のもの	0.5μg／mL	２μg／mL
		容量1.1Ｌ以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	１μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの			0.7μg／㎠	８μg／㎠

⑶　ホウロウ引きの器具又は容器包装

１．溶出規格

ａ　カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

第１欄		第２欄	第３欄
液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のもの	加熱調理用器具であって容量が３Ｌ未満のもの	0.07μg／mL	0.4μg／mL
	加熱調理用器具以外のものであって容量が３Ｌ未満のもの	0.07μg／mL	0.8μg／mL
	容量が３Ｌ以上のもの	0.5μg／㎠	１μg／㎠
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの	加熱調理用器具	0.5μg／㎠	１μg／㎠
	加熱調理用器具以外	0.7μg／㎠	８μg／㎠

（削る）

（新設）

⑴　液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上である試料（ただし、ホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上のものを除く。）

１．試験溶液の調製

試料（ただし，ホウロウ引きのものであつて容量が３Ｌ以上のものを除く。）を水でよく洗つた後，４％酢酸を満たして，常温で暗所に24時間放置する。この液をビーカーに移し試験溶液とする。

（削る）

２．溶出試験

ａ　カドミウム及び鉛

①　検量線の作成

カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液を４％酢酸で適宜希釈し、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

②　定量法

試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム及び鉛の溶出量を求めるとき、その量は、次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下でなければならない。

第１欄			第２欄	第３欄
ガラス製の器具又は容器包装	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量600 mL未満のもの	0.5μg／mL	1.5μg／mL
		容量600 mL以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	0.75μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
陶磁器製の器具又は容器包装	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量1.1Ｌ未満のもの	0.5μg／mL	２μg／mL
		容量1.1Ｌ以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	１μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
ホウロウ引きの器具又は容器包装	加熱調理用器具であって容量が３Ｌ未満のもの		0.07μg／mL	0.4μg／mL
	加熱調理用器具以外のものであって容量が３Ｌ未満のもの		0.07μg／mL	0.8μg／mL

⑵　液体を満たすことのできない試料若しくは液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満である試料又はホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上の試料

１．試験溶液の調製

試料（ホウロウ引きのものであつて容量が３Ｌ以上のものの場合は，試験片を作成してこれを試料とする。）を水でよく洗つた後，４％酢酸を浸出用液として，常温で暗所に24時間放置する。

2　合成樹脂製の器具又は容器包装

⑴　一般規格

合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

1．材質規格

a　カドミウム

100μg／g以下

2．溶出試験

a　カドミウム及び鉛

①　検量線の作成

カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液を４％酢酸で適宜希釈し、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

②　定量法

試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム及び鉛の濃度C（μg／mL）をそれぞれ求め、試料の表面積をS（㎠）、浸出用液の全量をV（mL）とし、次式により単位面積あたりの溶出量をそれぞれ求めるとき、その量は、次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下でなければならない。

単位面積当たりの溶出量（μg／㎠）＝（C×V）／S

第１欄			第２欄	第３欄
ガラス製の器具又は容器包装			0.7μg／㎠	8μg／㎠
陶磁器製の器具又は容器包装			0.7μg／㎠	8μg／㎠
ホウロウ引きの器具又は容器包装	液体を満たすことのできないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの	加熱調理用器具	0.5μg／㎠	1μg／㎠
		加熱調理用器具以外のもの	0.7μg／㎠	8μg／㎠
	液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のものであって容量が３Ｌ以上のもの		0.5μg／㎠	1μg／㎠

2　合成樹脂製の器具又は容器包装

⑴　一般規格

合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験（フェノール樹脂，メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製のものについては，２．溶出試験のｂに示す過マンガン酸カリウム消費量の試験を除く。）に適合しなければならない。

1．材質試験

a　カドミウム及び鉛

試料1.0ｇを白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、硫酸２mLを加え徐々に加熱し、更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり、大部分が炭化するまで加熱する。これを約450℃の電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで、蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸（１→２）５mLを加えてかき混ぜ、水浴上で蒸発乾固する。冷後0.1mol／Ｌ硝酸20

b　鉛

100μg／g以下

2．溶出規格

a　重金属

重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

（削る）

b　総溶出物（個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）

0.1mg／㎠以下

⑵　個別規格

1．フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　溶出規格

①　フェノール

５μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

②　ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

③　蒸発残留物

30μg／mL以下

2．ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし、フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）

mLを加えて溶解し、不溶物がある場合はろ過をして試験溶液とする。この試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算するとそれぞれ100μg／g以下となる。

（新設）

2．溶出試験

a　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

b　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は10μg／mL以下でなければならない。

（新設）

⑵　個別規格

1．フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

フェノール樹脂，メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　溶出試験

①　フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノールの量は５μg／mL以下となる。

②　ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

③　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。

2．ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし、フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）

ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし、フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）は、次の規格に適合しなければならない。

a　溶出規格

①　ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

②　蒸発残留物

30μg／mL以下

③　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

3．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　材質規格

①　ジブチルスズ化合物

50μg／g以下

②　リン酸トリクレジル

1mg／g以下

③　塩化ビニル

1μg／g以下

ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし，フェノール樹脂，メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　溶出試験

①　ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

②　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。

（新設）

3．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　材質試験

①　ジブチルスズ化合物

試料を細切又は粉砕し、その0.5gを量り、共栓付フラスコに入れる。アセトン及びヘキサンの混液（３：７）20mL及び塩酸１滴を加え、密栓をして約40℃に保ちながら時々振り混ぜて一晩放置する。冷後、この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、減圧濃縮器を用いて40℃以下で約１mLまで濃縮する。次いで、ヘキサンを用いて25mLのメスフラスコに移し、ヘキサンを加えて25.0mLとする。毎分2,500回転で、約10分間遠心分離を行い、上澄液を試験溶液として添加剤試験法中のジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／g以下となる。

②　クレゾールリン酸エステル

試料を細切又は粉砕し、その0.5gを量り、共栓付フラスコに入れる。アセトニトリル15mLを加え、密栓をして約40℃に保ちながら一晩放置する。この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、アセトニトリルを加えて25mLとし、これをアセトニトリル抽出液とする。あらかじめアセトニトリル５mL並びにアセトニトリル及び水の混液（１：１）５mLをそれぞれ注入して流したオクタデシルシリル化シリカゲルミニカラムに、アセトニトリル抽出液５mLと水５mLを混和して注入する。その後、アセトニトリル及び水の混液（２：１）で溶出して溶出液10mLを採取する。これを試験溶液として添加剤試験法中のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１mg／g以下となる。

③　塩化ビニル

試料を細切し、その0.5gを量り、20mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れる。次いで、N，N―ジメチルアセトアミド2.5mLを加え、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／g以下となる。ただし、溶解が困難な試料にあっては、密封後常温で時々振り混ぜて一晩放置したものを試験溶液とする。

b　溶出規格

①　蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、150μg／mL以下。

②　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

4．ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　溶出規格

①　蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、使用温度が100℃以下の試料であってヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、150μg／mL以下。

②　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

5．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　材質規格

①　スチレン類

スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、５㎎／ｇ以下。ただし、発泡ポリスチレン（熱湯を用いるものに限る。）にあっては、各成分の量の合計が２㎎／ｇ以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの量がそれぞれ１㎎／ｇ以下。

（削る）

b　溶出試験

①　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、150μg／mL以下でなければならない。

（新設）

4．ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　溶出試験

①　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、使用温度が100℃以下の試料であってヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、150μg／mL以下でなければならない。

（新設）

5．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　材質試験

①　揮発性物質

試料約0.5ｇを精密に量り、20mLのメスフラスコに採り、テトラヒドロフランを約15mL加える。試料が溶けた後、ジエチルベンゼン試液１mLを加え、次にテトラヒドロフランを加え20mLとする。これを試験溶液としてモノマー試験法中の揮発性物質の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、５㎎／ｇ以下でなければならない。ただし、発泡ポリスチレン（熱湯を用いるものに限る。）にあっては、各成分の濃度の合計が２㎎／ｇ以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの濃度がそれぞれ１㎎／ｇ以下でなければならない。ただし、テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合にあっては、細切した試料0.1ｇを精密に量り、20mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、ジクロロベンゼン試液2.0mLを加え、直ちに密封したものを試験溶液とし、以下の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、５㎎／ｇ以下でなければならない。

イ　検量線の作成

100mLのメスフラスコにジクロロベンゼン試液約80mLを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約100㎎を精密に量って加え、ジクロロベンゼン試液を更に加えて100mLとする。この溶液１mL、２mL、３mL、４mL及び５mLを採り、ジクロロベ

（削る）

b　溶出規格

①　蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、240μg／mL以下。

②　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

6．ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　材質規格

①　バリウム

100μg／g以下

ンゼン試液を加えて20mLとする。この溶液2.0mLをそれぞれ20mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで、密封したガラス瓶を140℃に保ちながら時々振り混ぜて１時間加熱する。その後、それぞれの気相１mLを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径0.25㎜、長さ30ｍのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを0.5μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　60℃で１分間保持した後、毎分６℃で昇温して150℃とし、更に毎分30℃で昇温して180℃とする。

試験溶液注入口温度　220℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。220℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。トリメチルベンゼンが約９分で流出する流速に調節する。

ロ　試験

試験溶液を用いてイの場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求める。

$$\text{含量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液の濃度（μg／mL）}\times 2\ \text{（mL）}}{\text{試料の重量（g）}}$$

b　溶出試験

①　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、240μg／mL以下でなければならない。

（新設）

6．ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　材質試験

①　バリウム

試料0.5ｇを白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量り、直火上約300℃で徐々に炭化した後、約450℃で加熱して灰化する。この残留物に0.1mol／Ｌ硝酸50mLを加えて溶解する。これを試験溶液として原子吸光光度法、誘導結合プ

② 塩化ビニリデン
6μg／g以下

b 溶出規格
① 蒸発残留物
30μg／mL以下
② 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

7．ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① アンチモン
0.05μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

② ゲルマニウム
0.1μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

③ 蒸発残留物
30μg／mL以下
④ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

8．ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① メタクリル酸メチル
15μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として20％エタノールを用いる。

ラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりバリウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のバリウム量は１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると100μg／g以下となる。
② 塩化ビニリデン
試料を細切し、その0.5gを量り、20mLのセプタムキャップ付きガラス瓶に入れる。次いで、N，N－ジメチルアセトアミド2.5mLを加え、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニリデンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニリデン量は６μg／g以下となる。
b 溶出試験
① 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

7．ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① アンチモン
浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.05μg／mL以下となる。
② ゲルマニウム
浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.1μg／mL以下となる。
③ 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

8．ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① メタクリル酸メチル
浸出用液として20％エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のメタクリル酸メチルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のメタクリル酸メチル量は15μg／mL以下となる。

② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

9．ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① カプロラクタム
15μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として20％エタノールを用いる。

② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

10．ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① 蒸発残留物
30μg／mL以下。ただし、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、120μg／mL以下。

② 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

11．ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 材質規格
① ビスフェノールA類
ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は500μg／g以下。

② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

9．ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① カプロラクタム
浸出用液として20％エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のカプロラクタムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカプロラクタム量は15μg／mL以下となる。
② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

10．ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、120μg／mL以下でなければならない。
（新設）

11．ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
（新設）

a 材質試験
① ビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）
試料1.0ｇを200mLの三角フラスコに入れ、ジクロロメタン20mLを加える。試料が溶けた後、よくかき混ぜながらアセトン100mLを滴加し、毎分3,000回転で約10分間遠心分離を行い、上澄液を減圧濃縮器を用いて約２mLとなるまで濃縮する。次いで、アセトニトリル10mLを加え、更に水を加えて20mLとする。その１mLを採り、孔径0.5μm以下のメンブランフィルターでろ過する。これを試験溶液としてモノマー試験法中のビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）の試験を行うとき、ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は500μg／g以下でなければならない。

② ジフェニルカーボネート
500μg／g以下

③ アミン類
トリエチルアミン及びトリブチルアミンの量の合計は１μg／g以下。

b 溶出規格
① ビスフェノールA類
ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は2.5μg／mL以下。
（削る）

（削る）

② ジフェニルカーボネート
①ビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）の場合と同様に操作して得られた試験溶液を用いて、モノマー試験法中のジフェニルカーボネートの試験を行うとき、その量は500μg／g以下でなければならない。

③ アミン類
試料1.0gを200mLの三角フラスコに入れ、ジクロロメタン20mLを加える。試料が溶けた後、よくかき混ぜながらアセトン100mLを滴加し、毎分3,000回転で約10分間遠心分離を行う。上澄液を減圧濃縮器を用いて約１mLに濃縮した後、ジクロロメタンを加えて２mLとする。これを試験溶液として添加剤試験法中のアミン類（トリエチルアミン及びトリブチルアミンに限る。）の試験を行うとき、トリエチルアミン及びトリブチルアミンの量の合計は１μg／g以下でなければならない。

b 溶出試験
① ビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）
（新設）

イ 油脂及び脂肪性食品に用いる器具又は容器包装の場合
試料を水でよく洗った後、試料の表面積１㎠につき２mLの割合のヘプタンを浸出用液として用い、25℃に保ちながら１時間放置する。この液25mLを分液漏斗に移し、アセトニトリル10mLを加え、５分間激しく振り混ぜた後、静置し、アセトニトリル層を25mLのメスフラスコに移す。ヘプタン層にアセトニトリル10mLを加え、上記と同様に操作して、アセトニトリル層を上記のメスフラスコに合わせる。次いでアセトニトリルを加えて25mLとする。これを試験溶液としてモノマー試験法中のビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）の試験を行うとき、ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は2.5μg／mL以下でなければならない。

ロ 油脂及び脂肪性食品以外の食品に用いる器具又は容器包装の場合
次の表の第１欄に掲げる食品の器具又は容器包装はそれぞれ第２欄に掲げる溶媒を浸出用液として用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）の試験を行うとき、ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は2.5μg／mL以下でなければならない。

第１欄		第２欄
酒類		20％エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH５を超えるもの	水
	pH５以下のもの	４％酢酸

② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① 蒸発残留物
30μg／mL以下
② 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① 総乳酸
30μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。
② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① ゲルマニウム
0.1μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。
② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① 総乳酸
浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中の総乳酸の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の総乳酸量は30μg／mL以下となる。
② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① ゲルマニウム
浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.1μg／mL以下となる。
② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

3　ゴム製の器具又は容器包装

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装

ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装は、次の規格（塩素を含まないゴム製のものについては、１．材質規格のｃに示す２－メルカプトイミダゾリンの規格を除く。）に適合しなければならない。

１．材質規格

ａ　カドミウム

100μg／ｇ以下

ｂ　鉛

100μg／ｇ以下

ｃ　２－メルカプトイミダゾリン

２－メルカプトイミダゾリン試験を行うとき、これに適合しなければならない。

3　ゴム製の器具又は容器包装

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装

ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装は，次の試験法による試験（塩素を含まないゴム製のものについては，１．材質試験のｂに示す２－メルカプトイミダゾリンの試験を除く。）に適合しなければならない。

１．材質試験

ａ　カドミウム及び鉛

シリコーンゴム製以外の試料にあっては、試料1.0ｇを白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、硫酸２mLを加えて徐々に加熱し、更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり、大部分が炭化するまで加熱する。これを約450℃の電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで、蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸（１→２）５mLを加えてかき混ぜ、水浴上で蒸発乾固する。冷後0.1mol／Ｌ硝酸20mLを加えて溶解し、不溶物がある場合はろ過をして試験溶液とする。

シリコーンゴム製の試料にあっては、試料を細切し、その0.5ｇを量り、白金又はニッケル製るつぼに入れる。水酸化ナトリウム５ｇ及びホウ酸２ｇを加えかき混ぜる。ガスバーナーで内容物が溶解する温度で緩やかに加熱する。試料が完全に溶解したら直ちに加熱をやめ、室温で放冷する。ビーカーに熱水約75mL及びるつぼを入れ、適宜加温しながら振り混ぜてるつぼ中の固形物を溶解する。溶液から少量の水で洗浄しながらるつぼを取り除いた後、硝酸15mLを入れた共栓付きフラスコにかくはんしながら少量ずつ注ぎ入れる。室温で一晩放置後、５mol／Ｌ酢酸アンモニウム試液を添加してpH3.5に調整する。調整した液を、あらかじめメタノール５mL、0.1mol／Ｌ硝酸５mL及び水10mLをそれぞれ注入して流したキレート樹脂ミニカラム（500㎎）に注入する。さらに１mol／Ｌ酢酸アンモニウム試液及び水10mLを注入する。その後、0.1mol／Ｌ硝酸で溶出して溶出液10mLを採取し、これを試験溶液とする。

この試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

（新設）

ｂ　２－メルカプトイミダゾリン

試料を細切し、その1.0ｇを量り、共栓付きフラスコに入れる。メタノール50mLを加え、密栓して約40℃に保ちながら時々振り混ぜて一晩放置する。冷後、この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、減圧濃縮器を用いて40℃以下で約５mLまで濃縮する。次いで、水を加えて10mLとする。その１mLを採り、孔径0.5μm以下のメンブランフィルターでろ過する。これを試験溶液として添加剤試験法中の２－メルカプトイミダゾリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

２．溶出規格

a　フェノール

５μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

b　ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

c　亜鉛

15μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

d　重金属

重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／mL以下となる。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。また、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和してpH７以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e　蒸発残留物

60μg／mL以下。ただし、器具にあっては水を、油脂及び脂肪性食品並びにクリームの容器包装にあっては20％エタノールを食品擬似溶媒として用いる。

⑵　ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は、次の規格に適合しなければならない。

１．材質規格

a　カドミウム

10μg／ｇ以下

b　鉛

10μg／ｇ以下

２．溶出規格

（削る）

２．溶出試験

a　フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は５μg／mL以下となる。

b　ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

c　亜鉛

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液の１mLを採り、４％酢酸を加えて15mLとしたものについて、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は15μg／mL以下となる。

d　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／mL以下となる。ただし、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和してpH７以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は60μg／mL以下でなければならない。ただし、器具にあっては水を、油脂及び脂肪性食品の容器包装にあっては20％エタノールを浸出用液として用いる。

⑵　ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

１．材質試験

a　カドミウム及び鉛

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛に準じて試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準溶液として、カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液各10mLにそれぞれ0.1mol／Ｌ硝酸を加えて100mLとしたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ0.5μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると10μg／ｇ以下となる。

（新設）

２．溶出試験

a　試験溶液の調製

試料を水でよく洗った後、試料の重量１ｇにつき20mLの割合の指定された浸出用液を用い、40℃に保ちながら24時間放置し、試験溶液とする。

（削る）

a　フェノール

⑴　ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２.溶出規格のａ　フェノールを準用する。

b　ホルムアルデヒド

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出規格のｂ　ホルムアルデヒドを準用する。

c　亜鉛

１μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

d　重金属

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出規格のｄ　重金属を準用する。

e　蒸発残留物

40μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下４において同じ。)

金属缶は、次の規格（食品に直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては、⑴　溶出規格の４．から８．までに示すものは除く。)に適合しなければならない。

（削る）

⑴　溶出規格

（削る）

b　試験

①　フェノール

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出試験のａ　フェノールを準用する。

②　ホルムアルデヒド

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出試験のｂ　ホルムアルデヒドを準用する。

③　亜鉛

浸出用液として水を用いて作った試験溶液20mLを採り、酢酸５滴を加えたものについて、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は１μg／mL以下となる。

④　重金属

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出試験のｄ　重金属を準用する。

⑤　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は40μg／mL以下でなければならない。ただし、水を浸出用液として用いる。

４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下４において同じ。)

金属缶は，次の試験法による試験（食品に直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては，⑵　試験の２．から６．までに示すものは除く。)に適合しなければならない。

⑴　試験溶液の調製

特に定める場合以外は、次の方法により試験溶液を調製する。

試料を水でよく洗い、各試験法に規定されている浸出用液を用いて次のように操作して作る。

液体を満たすことができる試料にあっては、60℃に加温した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、60℃に保ちながら30分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあっては、表面積１㎠につき２mLの割合の浸出用液を60℃に加温して浸し、60℃に保ちながら30分間放置する。

ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水を浸出用液とする場合にあっては95℃に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを浸出用液とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。

⑵　試験

１．ヒ素、カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる食品の容器包装は，それぞれ第２欄に掲げる溶媒を浸出用液として用いて作つた試験溶液について，次の試験を行う。

１．ヒ素

試験溶液10mLを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、酸性食品の容器包装にあっては0.5％クエン酸溶液を、それ以外の食品にあっては水を食品擬似溶媒として用いる。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.2μg／mL以下となる。

２．カドミウム

0.1μg／mL以下。ただし、酸性食品の容器包装にあっては0.5％クエン酸溶液、それ以外の食品にあっては水を食品擬似溶媒として用いる。

３．鉛

0.4μg／mL以下。ただし、酸性食品の容器包装にあっては0.5％クエン酸溶液を、それ以外の食品にあっては水を食品擬似溶媒として用いる。

４．フェノール

５μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

５．ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

６．蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が３％を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、ヘプタンを食品擬似溶媒として用いたときの蒸発残留物の量は、90μg／mL以下。また、この場合であって、水を食品擬似溶媒として用いたときの蒸発残留物の量が30μg／mLを超える場合は、クロロホルム可溶物量として30μg／mL以下。

第１欄	第２欄
pH５を超える食品	水
pH５以下の食品	0.5％クエン酸溶液

a　ヒ素

試験溶液10mLを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.2μg／mL以下となる。

b　カドミウム及び鉛

試験溶液を用いて原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、水を用いて作った試験溶液はその100mLに硝酸５滴を加えて用いる。また、カドミウム標準溶液としてはカドミウム標準溶液（金属缶試験用）、鉛標準溶液としては鉛標準溶液（金属缶試験用）を用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ0.1μg／mL及び0.4μg／mL以下となる。

（新設）

２．フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は５μg／mL以下となる。

３．ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

４．蒸発残留物

蒸発残留物試験に定める浸出用液を用いて調製した試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が３％を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、90μg／mL以下でなければならない。また、この場合であって、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が30μg／mLを超える場合は、次の試験に適合しなければならない。

水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム30mLを加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム10mLずつで２回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤量して蒸発皿の前後の重量差ａ（㎎）を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。

クロロホルム可溶物量（μg／mL）＝（（ａ－ｂ）×1,000）／最初の試験溶液の採取量（mL）

ただし、ｂ：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値（㎎）

５．エピクロルヒドリン

浸出用液としてペンタンを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のエピクロルヒドリン量は0.5μg／mL以下となる。

６．塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあっては、５℃以下に冷却したエタノールを満たし、密封して５℃以下に保ちながら24時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあっては、表面積１㎠につき２mLの割合の５℃以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で５℃以下に保ちながら24時間放置する。

得られた溶液10mLをセプタムキャップ付きガラス瓶に入れ、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の塩化ビニル量は0.05μg／mL以下となる。

Ｅ　器具又は容器包装の用途別規格

１　容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下Ｅにおいて同じ。）の容器包装

容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装にあつては，次に掲げる条件のすべて（封かんが巻締めにより行われた容器包装にあつては⑷の条件を除く。）を満たすものでなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　強度等試験法中の耐圧縮試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

⑷　強度等試験法中の熱封かん強度試験を行うとき，測定された値が23Ｎ以上であること。ただし，箱状の容器包装であつて，強度等試験法中の内圧強度試験を行うとき，破裂時の最大圧力が20kPa以上であるものについては，この限りでない。

⑸　強度等試験法中の落下試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。ただし，容器包装が小売のために包装されている場合は，当該小売のための包装の状態のまま試験を行うこと。

７．エピクロルヒドリン

0.5μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒としてペンタンを用いる。

８．塩化ビニル

0.05μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒としてエタノールを用いる。

Ｅ　器具又は容器包装の用途別規格

１　容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下Ｅにおいて同じ。）の容器包装

容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装にあっては、次に掲げる条件のすべてを満たすものでなければならない。

⑴・⑵　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2　清涼飲料水（原料用果汁を除く。以下２において同じ。）の容器包装

清涼飲料水の容器包装は，ガラス製容器包装，金属製容器包装（容器包装の開口部分に，密封のために金属以外の材質を用いたものを含む。以下この目において同じ。），合成樹脂製容器包装，合成樹脂加工紙製容器包装，合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装又は組合せ容器包装（金属，合成樹脂，合成樹脂加工紙又は合成樹脂加工アルミニウム箔のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この目において同じ。）であつて，次の⑴から⑷までにそれぞれ掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

⑴　ガラス製容器包装

１．回収して繰り返し使用するものにあつては，透明なものであること。

２．次の試験法による試験に適合するものであること。ただし，紙のふたにより打栓するものにあつてはこの限りでない。

ａ　炭酸を含有する清涼飲料水を充てんするものにあつては，強度等試験法中の持続耐圧試験を行うとき，ガス漏れがないこと。

ｂ　清涼飲料水を熱充てんするものにあつては，強度等試験法中の耐減圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

ｃ　炭酸を含有しない清涼飲料水であつて，かつ，熱充てん以外の方法で充てんするものにあつては，強度等試験法中の漏水試験を行うとき，内容物の漏れがないこと。

⑵　金属製容器包装

１．次の試験法による試験に適合するものであること。

ａ　容器包装内の圧力が常温で大気圧を超えるものにあつては，強度等試験法中の耐圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

ｂ　容器包装内の圧力が常温で大気圧と同等又はそれ以下のものにあつては，強度等試験法中の耐減圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

２．容器包装の開口部分に，密封のために金属以外の材質を用いたものにあつては，次の試験法による試験に適合するものであること。

ａ　強度等試験法中のピンホール試験を行うとき，ピンホールを認めてはならないこと。ただし，開口部分を下にして試験を行うこと。

ｂ　密封のために用いる金属以外の材質は，強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき，測定される値が490kPa以上であること。

ｃ　密封のために用いる金属以外の材質は，強度等試験法中の突き刺し強度試験を行うとき，測定される値が15N以上であること。

⑶　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装

１．内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格以下「Ｄ　材質別規格」という。）の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格において個別規格の定められたものであること。ただし、合成樹脂加工アルミニウム箔であって密封の用に供されるものについては、この限りでない。

２．次の試験法による試験に適合するものであること。

ａ　強度等試験法中の落下試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

ｂ　強度等試験法中のピンホール試験を行うとき，ピンホールを認めてはならないこと。

ｃ　熱封かんにより密封する合成樹脂加工紙製容器包装にあつては，強度等試験法中の封かん試験を行うとき，空気漏れがないこと。

d　熱封かんにより密封する合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装にあつては，強度等試験法中の耐圧縮試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

e　王冠等により密栓するものであつて炭酸を含有する清涼飲料水を充てんするものにあつては，強度等試験法中の持続耐圧試験を行うとき，ガス漏れがないこと。

f　王冠等により密栓するものであつて清涼飲料水を熱充てんするものにあつては，強度等試験法中の持続耐減圧試験を行うとき，メチレンブルーの着色を認めてはならないこと。

g　王冠等により密栓するものであつて炭酸を含有しない清涼飲料水を熱充てん以外の方法で充てんするものにあつては，強度等試験法中の漏水試験を行うとき，内容物の漏れがないこと。

⑷　組合せ容器包装

１．金属は、D　材質別規格の項の４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。以下４において同じ。）の目に定める規格に、合成樹脂、合成樹脂加工紙及び合成樹脂加工アルミニウム箔は、⑶　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装の１．に定める条件にそれぞれ適合するものであること。

２．次の試験法による試験に適合すること。

a　強度等試験法中の落下試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

b　強度等試験法中のピンホール試験を行うとき，ピンホールを認めてはならないこと。

c　熱封かんにより密封するものにあつては，強度等試験法中の封かん試験を行うとき，空気漏れがないこと。

d　清涼飲料水を熱充てんするものにあつては，強度等試験法中の耐減圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

e　清涼飲料水を熱充てん以外の方法により充てんするものであつて熱封かん以外の方法により密封するものにあつては，強度等試験法中の漏水試験を行うとき，内容物の漏れがないこと。

３　乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品をいう。）の器具の規格

⑴　（略）

⑵　殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機は、次の１．から11.までに適合する構造のものであること。

１．～７．　（略）

８．販売する際に用いるコップは、殺菌された未使用の紙製、合成樹脂製又はアルミニウム箔製であって、コップがほこり等によって、汚染されないような構造の保管器具に保管されているものであること。

９．～11.　（略）

２　乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品をいう。）の器具の規格

⑴　（略）

⑵　殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機は、次の１．から11.までに適合する構造のものであること。

１．～７．　（略）

８．販売する際に用いるコップは、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造されたものであって、コップがほこり等によって、汚染されないような構造の保管器具に保管されているものであること。

９．～11.　（略）

（削る）

4　乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

⑴　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

１．牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂、ポリアミド、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下１．において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下１．において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（合成樹脂加工紙（合成樹脂を用いる加工紙をいう。以下１．において同じ。）を用いる容器包装をいう。以下１．において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下１．において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあっては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあっては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下１．において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

ａ　ガラス瓶は、着色していない透明なものであって、口内径が26㎜以上のものであること。

ｂ　合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　試験溶液の調製

試料を水でよく洗った後、各試験法に規定されている浸出用液を用いて、次のように操作して作る。

液体を満たすことができる試料にあっては、浸出用液を60℃（ヘプタンにあっては、25℃）に加温して満たした後、液体を満たすことができない試料にあっては、ゴム製の台板上に内容物が直接接触する面を上にして置き、ステンレス製又はガラス製の円筒形の筒を載せ、締付金具を用いて締め、表面積１㎠当たり２mLの割合で60℃（ヘプタンにあっては、25℃）に加温した浸出用液を入れた後、それぞれ時計皿等で覆い、60℃（ヘプタンにあっては、25℃）に保ちながら時々かき混ぜて30分間（ヘプタンにあっては、１時間）浸出し調製する。

ロ　試験

⑺　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

⑻　蒸発残留物

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の容器包装にあっては、浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

クリームの容器包装にあっては、浸出用液としてヘプタンを用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は75μg／mL以下でなければならない。ただし、ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装及びポリエチレンテレフタレート加工紙製容器包装にあっては15μg／mL以下でなければならない。

(ハ)　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

(ニ)　アンチモン（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装及び内容物に直接接触する部分にポリエチレンテレフタレートを使用したポリエチレンテレフタレート加工紙製容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、アンチモン標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.025μg／mL以下となる。

(ホ)　ゲルマニウム（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装及び内容物に直接接触する部分にポリエチレンテレフタレートを使用したポリエチレンテレフタレート加工紙製容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ゲルマニウム標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.05μg／mL以下となる。

②　次の試験法による試験（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装及びポリエチレンテレフタレート加工紙製容器包装にあっては、破裂強度及び突き刺し強度については、いずれかの試験法による試験）に適合するものであること。

イ　破裂強度

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、測定される値が、内容量が300mL以下のものにあっては196kPa（常温保存可能品の容器包装にあっては392kPa）以上、300mLを超えるものにあっては490kPa（常温保存可能品の容器包装にあっては785kPa）以上でなければならない。

ロ　突き刺し強度（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装及びポリエチレンテレフタレート加工紙製容器包装に限る。）

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の突き刺し強度試験を行うとき、測定される値が、10N以上でなければならない。

ハ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ニ　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

③　内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。

④　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・１―アルケン共重合樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　ヘキサン抽出物

ヘキサン抽出物試験を行うとき、その量は2.6％以下でなければならない。

ロ　キシレン可溶物

キシレン可溶物試験を行うとき、その量は11.3％以下でなければならない。

ハ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ニ　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

⑤　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレートは、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

⑥　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

ｃ　金属缶は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、試験に用いる試験溶液の調製は、ｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。

イ　ヒ素

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液10mLについて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ヒ素標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。

ロ　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

ハ　蒸発残留物（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

ニ　過マンガン酸カリウム消費量（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

ホ　フェノール（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノールの量は５μg／mL以下となる。

ヘ　ホルムアルデヒド（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

②　内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ロ　ジブチルスズ化合物（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　ジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／ｇ以下となる。

ハ　クレゾールリン酸エステル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の②　クレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１㎎／ｇ以下となる。

ニ　塩化ビニル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ材質試験の③　塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／ｇ以下となる。

ｄ　組合せ容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ロ　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

②　合成樹脂及び合成樹脂加工紙はそれぞれｂに規定する合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装の規格又は基準（封かん、ピンホール及び常温保存可能品に係る規格を除く。）に、金属はｃに規定する金属缶の規格又は基準に適合するものであること。

③　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

２．調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔（はく）製容器包装、金属缶又は組合せ容器包装（合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔（はく）又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下２．において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

ａ　ガラス瓶は、透明なものであること。

ｂ　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔（はく）製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、イ、ロ、ハ、ニ及びホの試験に用いる試験溶液の調製は、１．のｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。

イ　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

ロ　蒸発残留物

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

ハ　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

ニ　アンチモン（ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、アンチモン標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.025μg／mL以下となる。

ホ　ゲルマニウム（ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ゲルマニウム標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.05μg／mL以下となる。

ヘ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ト　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

②　次のいずれかの試験法による試験に適合するものであること。

イ　破裂強度

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、測定される値が、内容量が300mL以下のものにあっては196kPa（常温保存可能品の容器包装にあっては392kPa）以上、300mLを超えるものにあっては490kPa（常温保存可能品の容器包装にあっては785kPa）以上でなければならない。

ロ　突き刺し強度

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の突き刺し強度試験を行うとき、測定される値が、10N以上でなければならない。

③　内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂、ポリスチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂又はポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂であること。

④　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　ヘキサン抽出物

ヘキサン抽出物試験を行うとき、その量は2.6％以下でなければならない。ただし、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂においては、5.5％以下でなければならない。

ロ　キシレン可溶物

キシレン可溶物試験を行うとき、その量は11.3％以下でなければならない。ただし、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂においては、30％以下でなければならない。

ハ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ニ　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

⑤　内容物に直接接触する部分に使用するポリスチレンは、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　揮発性物質

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の５．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　揮発性物質の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、1.5㎎／ｇ以下でなければならない。

ロ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ハ　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

⑥　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

⑦　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ｃ　金属缶は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、試験に用いる試験溶液の調製は、１．のｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。

イ　ヒ素

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液10mLについて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ヒ素標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。

ロ　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

ハ　蒸発残留物（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

ニ　過マンガン酸カリウム消費量（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

ホ　フェノール（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノールの量は５μg／mL以下となる。

ヘ　ホルムアルデヒド（内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。）

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

②　内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ロ　ジブチルスズ化合物（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　ジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／ｇ以下となる。

ハ　クレゾールリン酸エステル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の②　クレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１㎎／ｇ以下となる。

ニ　塩化ビニル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ材質試験の③　塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／ｇ以下となる。

ｄ　組合せ容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ロ　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

②　合成樹脂、合成樹脂加工紙及び合成樹脂加工アルミニウム箔（密栓の用に供するものを除く。）は、それぞれｂに規定する合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装の規格又は基準（封かん、ピンホール及び常温保存可能品に係る規格を除く。）に、金属はｃに規定する金属缶の規格に適合するものであること。この場合において、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、その強度の最大値は490kPa以上とする。

③　密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔は、次の試験法による試験に適合するものであること。この場合イ、ロ、ハ、ニ及びホの試験に用いる試験溶液の調製は、１．のｂの①のイ　試験溶液の調製のうち、液体を満たすことができない試料を準用する。

イ　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

ロ　蒸発残留物

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

ハ　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

ニ　フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノールの量は５μg／mL以下となる。

ホ　ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

ヘ　破裂強度

密栓の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、測定される値の最大値が、196kPa以上でなければならない。

④　密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ロ　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ハ　ジブチルスズ化合物（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　ジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／ｇ以下となる。

ニ　クレゾールリン酸エステル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の②　クレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１㎎／ｇ以下となる。

ホ　塩化ビニル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の③　塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／ｇ以下となる。

⑤　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

３．合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装を製造する者は、製造した当該容器包装を殺菌し、１．及び２．に規定する容器包装に使用する紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属のうち二以上を用いる容器包装に用いられる合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属を製造する者は、製造した当該紙のふた、合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属を殺菌すること。ただし、殺菌効果を有する方法で製造されたものにあっては、この限りでない。

(2)　調製粉乳の容器包装又はその原材料の規格及び製造方法の基準

1．調製粉乳の販売用の容器包装は、金属缶（開口部分の密閉のために合成樹脂を使用するものを含む。以下同じ。）、合成樹脂ラミネート容器包装（合成樹脂にアルミニウム箔を貼り合わせた容器包装又はこれにセロファン若しくは紙を貼り合わせた容器包装をいう。以下同じ。）又は組合せ容器包装（金属缶及び合成樹脂ラミネートを用いる容器包装をいう。以下１．において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

ａ　金属缶又は組合せ容器包装は、密閉できる構造のものであること。

ｂ　金属缶又は組合せ容器包装の開口部分の密閉に使用する合成樹脂は、ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。

ｃ　合成樹脂ラミネート容器包装又は組合せ容器包装に用いる合成樹脂ラミネートにあっては、内容物に直接接触する部分がポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。

ｄ　内容物に直接接触する部分にポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装にあっては、次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、試験に用いる試験溶液の調製は、(1)の１．のｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。ただし、液体を満たすことができる試料にあって、金属缶の密閉にポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用したものにあっては、当該部分が下になるようにして満たす。

①　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

②　蒸発残留物

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

③　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

④　アンチモン（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、アンチモン標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.025μg／mL以下となる。

⑤　ゲルマニウム（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ゲルマニウム標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.05μg／mL以下となる。

⑥　破裂強度（合成樹脂ラミネート容器包装及び組合せ容器包装に限る。）

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、合成樹脂ラミネート容器包装にあっては、その強度の最大値は、内容量が300ｇ以下のものにあっては196kPa以上、300ｇを超えるものにあっては490kPa（外包装（小売りのために容器包装の上にした包装をいう。）をした場合において、当該外包装と合わせた破裂強度の最大値が981kPa以上であるときは、196kPa）以上でなければならない。

組合せ容器包装にあっては、試料は合成樹脂ラミネートを用いた部分のそれぞれの中央部分を切り取ったものとし、その強度の最大値は490kPa以上でなければならない。

e　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・１―アルケン共重合樹脂には、添加剤を使用してはならない。

f　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・１―アルケン共重合樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

①　ヘキサン抽出物

ヘキサン抽出物試験を行うとき、その量は2.6％以下でなければならない。

②　キシレン可溶物

キシレン可溶物試験を行うとき、その量は11.3％以下でなければならない。

③　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

④　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

g　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレートは、次の試験法による試験に適合するものであること。

①　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

h　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

i　金属缶

Ｄ　材質別規格の項の４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。以下４において同じ。）の目の定める規格に適合するものであること。

3　（略）

4　食品の自動販売機（食品が部品に直接接触する構造を有するものに限る。）及びこれによって食品を販売するために用いる容器は、次の⑴から⑶までに掲げる条件のすべてを満たすものでなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　容器

1．食品（清涼飲料水を除く。）を販売するために用いる容器は、洗浄され、かつ、殺菌されたものであること。ただし、殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあっては、この限りでない。

2．清涼飲料水を販売する際に用いる容器は、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものでなければならない。

5　コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装

金属製のものにあっては、ねじ込み式等の栓又はふたを有し、洗浄に容易な構造であり、内面が平滑で、さびを生じない原材料を使用するか、又はさびを生じないように加工されたものでなければならない。

（削る）

F　（略）

第４　おもちゃ

A　おもちゃ又はその原材料の規格

1　うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

（略）

⑴　（略）

⑵　試験

1．重金属

試験溶液20mLについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　重金属試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／mL以下となる。

2．合成樹脂ラミネート容器包装を製造する者は、製造した当該容器包装を殺菌し、合成樹脂ラミネート及び金属缶を用いる容器包装に用いられる合成樹脂ラミネート又は金属を製造する者は、製造した合成樹脂ラミネート又は金属を殺菌すること。ただし、殺菌効果を有する方法で製造されたものにあっては、この限りでない。

5　（略）

6　食品の自動販売機（食品が部品に直接接触する構造を有するものに限る。）及びこれによつて食品を販売するために用いる容器は、次の⑴から⑶までに掲げる条件のすべてを満たすものでなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　容器

1．食品（清涼飲料水を除く。）を販売するために用いる容器は、洗浄され、かつ、殺菌されたものであること。ただし、未使用の紙製、合成樹脂製、合成樹脂加工紙製若しくはアルミニウム箔製容器又は組合せ容器（紙、合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いた容器をいう。以下この目において同じ。）であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

2．清涼飲料水を販売する際に用いる容器は、未使用の紙製、合成樹脂製、合成樹脂加工紙若しくはアルミニウム箔製容器又は組合せ容器であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものでなければならない。

7　コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装

⑴　金属製のものにあつては、ねじ込み式等の栓又はふたを有し、洗浄に容易な構造であり、内面が平滑で、さびを生じない原材料を使用するか、又はさびを生じないように加工されたものでなければならない。

⑵　合成樹脂製のものにあっては、２　清涼飲料水（原料用果汁を除く。以下２において同じ。）の容器包装の目の⑶　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装の規定を準用する。

F　（略）

第４　おもちゃ

A　おもちゃ又はその原材料の規格

1　うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

（略）

⑴　（略）

⑵　試験

1．重金属

試験溶液20mLについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の５　重金属試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／mL以下となる。

２．ヒ素

試験溶液20mLについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の７　ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。

２　折り紙は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．重金属

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

２．ヒ素

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

３　ゴム製おしゃぶりは、第３　器具及び容器包装の部Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項の３　ゴム製の器具又は容器包装の目の⑵　ゴム製ほ乳器具に定める規格に適合しなければならない。

４　おもちゃの塗膜は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

⑴　（略）

⑵　試験

１．カドミウム、鉛及びヒ素

カドミウム標準原液0.1mL、鉛標準原液0.1mL及びヒ素標準原液1.3mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLはカドミウム、鉛及びヒ素各１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、カドミウム、鉛及びヒ素それぞれの検量線を作成する。ただし、カドミウム標準原液、鉛標準原液及びヒ素標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の３　原子吸光光度法、10　誘導結合プラズマ質量分析法又は11　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム、鉛及びヒ素のそれぞれの濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、カドミウムは75μg／ｇ以下、鉛は90μg／ｇ以下、ヒ素は25μg／ｇ以下でなければならない。ただし、原子吸光光度法のヒ素の測定においては193.7nmの波長を用いる。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、カドミウム及び鉛の補正値は30、ヒ素の補正値は60とする。

５　ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜にあっては、Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の４の目の試験法によるもののほか、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

２．ヒ素

試験溶液20mLについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の９　ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。

２　折り紙は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．重金属

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

２．ヒ素

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

３　ゴム製おしやぶりは，第３　器具及び容器包装の部Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項の３　ゴム製の器具又は容器包装の目の⑵　ゴム製ほ乳器具に定める試験法による試験に適合しなければならない。

４　おもちゃの塗膜は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

⑴　（略）

⑵　試験

１．カドミウム、鉛及びヒ素

カドミウム標準原液0.1mL、鉛標準原液0.1mL及びヒ素標準原液1.3mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLはカドミウム、鉛及びヒ素各１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、カドミウム、鉛及びヒ素それぞれの検量線を作成する。ただし、カドミウム標準原液、鉛標準原液及びヒ素標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　原子吸光光度法、13　誘導結合プラズマ質量分析法又は14　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム、鉛及びヒ素のそれぞれの濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、カドミウムは75μg／ｇ以下、鉛は90μg／ｇ以下、ヒ素は25μg／ｇ以下でなければならない。ただし、原子吸光光度法のヒ素の測定においては193.7nmの波長を用いる。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、カドミウム及び鉛の補正値は30、ヒ素の補正値は60とする。

５　ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜にあっては、Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の４の目の試験法によるもののほか、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．（略）

２．蒸発残留物

試験溶液200～300mLを採り、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の５　蒸発残留物試験法により試験を行うとき、その量は50μg／mL以下でなければならない。

6　ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．過マンガン酸カリウム消費量

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験１．過マンガン酸カリウム消費量を準用する。

２．重金属

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験１．重金属を準用する。

３．カドミウム

試験溶液100mLに硝酸５滴を加え、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の３　原子吸光光度法、10　誘導結合プラズマ質量分析法又は11　誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液として、第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液に示すカドミウム標準溶液10mLに水を加えて100mLとし、硝酸５滴を加えたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム量は0.5μg／mL以下となる。

４．蒸発残留物

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験の２．蒸発残留物を準用する。

５．ヒ素

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

7　おもちゃの可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル、フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1％を超えて含有してはならない。

8　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちゃ（９の目に規定する部分を除く。）には、フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。

9　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちゃのうち、乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であって可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ－ｎ－オクチルを0.1％を超えて含有してはならない。

⑵　試験

１．（略）

２．蒸発残留物

試験溶液200～300mLを採り、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の７　蒸発残留物試験法により試験を行うとき、その量は50μg／mL以下でなければならない。

6　ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．過マンガン酸カリウム消費量

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験１．過マンガン酸カリウム消費量を準用する。

２．重金属

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験１．重金属を準用する。

３．カドミウム

試験溶液100mLに硝酸５滴を加え、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　原子吸光光度法、13　誘導結合プラズマ質量分析法又は14　誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液として、第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液に示すカドミウム標準溶液10mLに水を加えて100mLとし、硝酸５滴を加えたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム量は0.5μg／mL以下となる。

４．蒸発残留物

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験の２．蒸発残留物を準用する。

５．ヒ素

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

7　おもちやの可塑化された材料からなる部分は，フタル酸ジ－ｎ－ブチル，フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1％を超えて含有してはならない。

8　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちや（９の目に規定する部分を除く。）には，フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。

9　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちやのうち，乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であつて可塑化された材料からなる部分は，フタル酸ジイソデシル，フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ－ｎ－オクチルを0.1％を超えて含有してはならない。

10　ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．（略）

２．重金属

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

３．（略）

４．ヒ素

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

11　金属製のアクセサリーがん具のうち、乳幼児が飲み込むおそれがあるものは、次の試験法による試験に適合しなければならない。ここで、乳幼児が飲み込むおそれがあるものとは、次の図に示した寸法を持つ容器内に圧縮しない状態で置いたときに当該容器内に収まる大きさのものをいう。

（略）

⑴　（略）

⑵　鉛

鉛標準原液0.1mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLは鉛１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、鉛の検量線を作成する。ただし、鉛標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の３　原子吸光光度法、10　誘導結合プラズマ質量分析法又は11　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、鉛の濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、鉛の溶出量は90μg／ｇ以下でなければならない。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、鉛の補正値は30とする。

12　（略）

Ｂ　おもちゃの製造基準

１　おもちゃの製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第１に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、次の試験法による試験に適合する場合は、この限りでない。

試料の着色されている部分を、その表面積１㎠につき２mLの割合の40℃に加温した水に浸した後、時計皿で覆い、40℃に保ちながら時々かき混ぜて10分間放置し、これを試験溶液とする。試験溶液50mLを内径20㎜、外径24㎜、底から栓の下面までの距離20㎝で、５mLごとに50mLまで目盛りを付けた比色管に採り、白色を背景として上方及び側方から観察するとき、着色料の溶出が認められてはならない。

10　ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．（略）

２．重金属

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の１．重金属を準用する。

３．（略）

４．ヒ素

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

11　金属製のアクセサリーがん具のうち、乳幼児が飲み込むおそれがあるものは、次の試験法による試験に適合しなければならない。ここで、乳幼児が飲み込むおそれがあるものとは、次の図に示した寸法を持つ容器内に圧縮しない状態で置いたときに当該容器内に収まる大きさのものをいう。

（略）

⑴　（略）

⑵　鉛

鉛標準原液0.1mLを採り、0.07mol／Ｌ塩酸を加えて100mLとする。本液１mLは鉛１μgを含む。この溶液を0.07mol／Ｌ塩酸を用いて希釈し、試験溶液と同様の方法により測定し、鉛の検量線を作成する。ただし、鉛標準原液は第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項４　標準溶液、標準原液で定めるものを用いる。

試験溶液について、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　原子吸光光度法、13　誘導結合プラズマ質量分析法又は14　誘導結合プラズマ発光分光分析法により、鉛の濃度を求め、次式により試料１ｇ当たりの溶出量を求めるとき、鉛の溶出量は90μg／ｇ以下でなければならない。

$$\text{溶出量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液濃度（μg／mL）}\times\text{試験溶液量（mL）}}{\text{試料量（g）}}\times\frac{100-\text{補正値}}{100}$$

この場合において、鉛の補正値は30とする。

12　（略）

Ｂ　おもちゃの製造基準

１　おもちゃの製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第１に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、次の試験法による試験に適合する場合は、この限りでない。

試料の着色されている部分を、その表面積１㎠につき２mLの割合の40℃に加温した水に浸した後、時計皿で覆い、40℃に保ちながら時々かき混ぜて10分間放置し、これを試験溶液とする。試験溶液50mLを内径20㎜、外径24㎜、底から栓の下面までの距離20㎝で、５mLごとに50mLまで目盛りを付けたネスラー管に採り、白色を背景として上方及び側方から観察するとき、着色料の溶出が認められてはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和七年六月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の第３　器具及び容器包装のＢ　器具又は容器包装一般の試験法の６　総溶出物試験法並びにＤ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の(1)　一般規格の２．溶出規格のｂ　総溶出物、(2)　個別規格の２．ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のｂ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の４．ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の５．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のｂ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の６．ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の④　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の７．ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の８．ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の９．ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の10．ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のｂ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の11．ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の12．ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の13．ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の14．ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の１．フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装及び２．溶出試験のｂ　過マンガン酸カリウム消費量に係る規定は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和九年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○内閣府告示第九十六号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、保育分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正し、令和七年六月二日から適用する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第１　現状認識 ［略］ １　市場規模の動向 ［第一段落　略］ しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加した。政府は、待機児童の解消に向け、平成25年４月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成25年から28年度までの４年間で約42.8万人分の保育の受け皿を整備した。これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、平成27年11月に一億総活躍国民会議において取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」では、平成25年度から平成29年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みし、結果として当該５年間で約53.5万人分の保育の受け皿を整備した。さらに、平成29年６月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までにさらに32万人分の保育の受け皿を整備することとしたことに加え、令和２年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和６年度末までにさらに約14万人分の保育の受け皿を整備することとした。令和６年４月１日時点の待機児童数は約２千６百人となる中で、令和６年12月20日には、令和７年度以降の保育政策については、「量の拡大」から「質の向上」へ転換することとし、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」及び「保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善」の３つの柱を軸とする「保育政策の新たな方向性」を取りまとめた。	第１　現状認識 ［同左］ １　市場規模の動向 ［第一段落　同左］ しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加した。政府は、待機児童の解消に向け、平成25年４月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成25年から28年度までの４年間で約42.8万人分の保育の受け皿を整備した。これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、平成27年11月に一億総活躍国民会議において取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」では、平成25年度から平成29年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みし、結果として当該５年間で約53.5万人分の保育の受け皿を整備した。さらに、平成29年６月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までにさらに32万人分の保育の受け皿を整備することとしたことに加え、令和２年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和６年度末までにさらに約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。なお、令和２年４月１日時点の待機児童数は約１万２千人となっている。

2　産業構造・業態の特徴 施設数については、こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和６年４月１日）」によれば、令和６年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の数は約３万２千箇所となっており、特定地域型保育事業を行っている保育施設は約７千５百箇所となっている。また、こども家庭庁「令和４年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、令和５年３月31日時点の認可外保育施設は、約２万箇所となっている。 一方、児童数については、こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和６年４月１日）」によれば、令和６年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の定員（当該保育所等を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前児童の定員）は約290万人、利用児童数は約260万人である。また、こども家庭庁「令和４年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、令和５年３月31日時点の認可外保育施設の入所児童数は、約22万人である。 職員については、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となって担っている。令和６年４月１日時点の保育士登録者数は約200万人となっている。また、保育士の処遇改善について、近年の取組状況として、平成27年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、処遇改善等加算として３％相当の改善を行った。平成29年度予算においては、全職員一律２％の処遇改善を実施するとともに、努力が評価され、将来に希望が持てるよう、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね３年以上の職員に対しては、月額５千円、経験年数が概ね７年以上の中堅職員に対しては、月額４万円等の処遇改善を行った。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）に基づき、平成31年４月からは、更に１％（月額３千円相当）の処遇改善を行った。さらに、人事院勧告を踏まえた累次の改善を行ってきており、令和６年度においては、公定価格の保育士等の人件費について10.7％の改善を行った。これらの取組等により、平成25年度から令和６年度までの12年間において、約34％の処遇改善を実現した。 3　経営の特徴 一　［略］ 二　労働市場の状況 保育分野の全国平均の有効求人倍率は令和６年４月の時点で2.42倍となっており、全産業の1.18倍に比べ高い水準にある。 東京都福祉保健局「令和４年度東京都保育士実態調査報告書」によれば、過去に保育士として就業した者が退職した理由としては、「職場の人間関係」が31.5％、「仕事量が多い」が23.1％、「給料が安い」が22.1％となっている。 第２　経営力向上の実施方法に関する事項 ［１・２　略］ 3　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（４において「目標期間」という。）を設定するものとする。 4　目標期間は10年を超えないものとする。 ［第３～第５　略］	2　産業構造・業態の特徴 施設数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」によれば、令和２年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の数は約２万９千箇所となっており、特定地域型保育事業を行っている保育施設は約６千９百箇所となっている。また、厚生労働省「平成30年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成31年３月31日時点の認可外保育施設は、約１万２千箇所となっている。 一方、児童数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」によれば、令和２年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の定員（当該保育所等を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前児童の定員）は約280万人、利用児童数は約259万人である。また、厚生労働省「平成30年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成31年３月31日時点の認可外保育施設の入所児童数は、約17万人である。 職員については、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となって担っている。令和３年４月１日時点の保育士登録者数は約172万人となっている。また、保育士の処遇改善について、近年の取組状況として、平成27年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、処遇改善等加算として３％相当の改善を行った。平成29年度予算においては、全職員一律２％の処遇改善を実施するとともに、努力が評価され、将来に希望が持てるよう、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね３年以上の職員に対しては、月額５千円、経験年数が概ね７年以上の中堅職員に対しては、月額４万円等の処遇改善を行った。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）に基づき、平成31年４月からは、更に１％（月額３千円相当）の処遇改善を行った。これらの取組等により、平成25年度から令和２年度の８年間において、約14％の処遇改善を実現した。 3　経営の特徴 一　［同左］ 二　労働市場の状況 保育分野の全国平均の有効求人倍率は令和３年３月の時点で2.67倍となっており、全産業の1.12倍に比べ高い水準にある。 東京都福祉保健局「平成30年度東京都保育士実態調査報告書」によれば、過去に保育士として就業した者が退職した理由としては、「給料が安い」が29.2％、「仕事量が多い」が27.7％、「労働時間が長い」が24.9％となっている。 第２　経営力向上の実施方法に関する事項 ［１・２　同左］ ［加える。］ ［加える。］ ［第３～第５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

令和２年分

〔その他の政治団体〕

青雲同志会

報告年月日　4. 3.28

1　収入総額	830,405
前年繰越額	142,405
本年収入額	688,000
2　支出総額	743,283
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(7人)	688,000
4　支出の内訳	
経常経費	67,495
光熱水費	15,126
備品・消耗品費	52,369
政治活動費	675,788
組織活動費	131,788
選挙関係費	348,000
機関紙誌の発行その他の事業費	196,000
宣伝事業費	196,000

政治結社皇民愛国塾総本部

報告年月日　6.10. 7

1　収入総額	391,000
前年繰越額	391,000
2　支出総額	0

令和３年分

〔その他の政治団体〕

改革推進党

報告年月日　4. 3.31

1　収入総額	160,735
本年収入額	160,735
2　支出総額	160,735
3　本年収入の内訳	
借入金	160,735
神谷　瑛	160,735
4　支出の内訳	
経常経費	160,735
備品・消耗品費	160,735

青雲同志会

報告年月日　4. 3.28

1　収入総額	775,122
前年繰越額	87,122
本年収入額	688,000
2　支出総額	547,130
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(7人)	688,000
4　支出の内訳	
経常経費	78,130
光熱水費	22,341
備品・消耗品費	55,789
政治活動費	469,000
組織活動費	121,000
選挙関係費	348,000

令和４年分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

さいき陽平後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	斎木　陽平
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	斎木　陽平
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員

報告年月日　6. 4. 1

1　収入総額	7,578,507
本年収入額	7,578,507
2　支出総額	1,056,531
3　本年収入の内訳	
寄附	7,353,200
個人分	7,353,200
借入金	225,300
斎木　陽平	225,300
その他の収入	7
一件十万円未満のもの	7
4　支出の内訳	
政治活動費	1,056,531
選挙関係費	1,056,531

5　寄附の内訳

〔個人分〕

河﨑　純真	1,500,000	京都市
荒木美加恵	1,500,000	京都市
林　草太郎	100,000	浜松市
中川　貴徳	300,000	千代田区
高橋　飛翔	100,000	品川区
中尾　咲希	100,000	世田谷区
山口　瑛未	500,000	世田谷区
野口　圭登	100,000	目黒区
山梨　広一	100,000	都・港区
植田　浩平	300,000	下関市
齋木　正彦	120,000	下関市
石田　一成	100,000	各務原市
齋木　桐子	70,000	下関市
林田　博之	100,000	豊島区
平尾　　丈	1,000,000	板橋区
金野雄一郎	150,000	都・港区
年間五万円以下のもの	1,213,200	

令和４年分

〔その他の政治団体〕

宇都宮ゆうこ後援会

報告年月日　5. 8.10

1　収入総額	1,557,823
前年繰越額	17,148
本年収入額	1,540,675
2　支出総額	1,540,675
3　本年収入の内訳	
寄附	390,675
個人分	234,675
政治団体分	156,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,150,000
Ｚ世代が考える地球の現在と未来	1,150,000
4　支出の内訳	
経常経費	1,043,282
人件費	761,300
光熱水費	26,500
備品・消耗品費	21,678
事務所費	233,804
政治活動費	497,393
組織活動費	164,523
機関紙誌の発行その他の事業費	209,870
宣伝事業費	7,590
政治資金パーティー開催事業費	202,280
その他の経費	123,000

5　寄附の内訳

〔個人分〕

宇都宮優子	234,675	寝屋川市

〔政治団体分〕

立憲民主党大阪府総支部連合会	156,000	大阪市

6　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

Ｚ世代が考える地球の現在と未来

〔団体からの対価の支払〕

フジ・コーポレーション	500,000	寝屋川市

司政会議

報告年月日　5. 2.22

1　収入総額	4,644,866
前年繰越額	57,866
本年収入額	4,587,000
2　支出総額	4,615,610
3　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	4,101,000
機関誌発行	4,101,000
その他の収入	486,000
一件十万円未満のもの	486,000
4　支出の内訳	
経常経費	2,773,622
人件費	1,200,000
光熱水費	599,622
備品・消耗品費	416,563
事務所費	557,437

政治活動費　1,841,988
組織活動費　301,078
機関紙誌の発行その他の事業費　1,540,910
機関紙誌の発行事業費　1,540,910
5　資産等の内訳
〔借入金〕
土井　幸政　4,000,000
北村　道雄　2,000,000
伊藤　雄一　2,000,000

私鉄北海道交通政策研究会

報告年月日　5. 4. 4
1　収入総額　4,733,386
前年繰越額　2,320,165
本年収入額　2,413,221
2　支出総額　1,367,060
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(1866人)　373,200
寄附　2,040,000
政治団体分　2,040,000
その他の収入　21
一件十万円未満のもの　21
4　支出の内訳
経常経費　2,420
事務所費　2,420
政治活動費　1,364,640
組織活動費　20,000
寄附・交付金　1,344,640
5　寄附の内訳
〔政治団体分〕
私鉄交通政策研究会　2,040,000　都・港区

市民がつくる政治の会北陸甲信越支部

報告年月日　5. 3.24
1　収入総額　1,015,714
前年繰越額　281,322
本年収入額　734,392
2　支出総額　380,181
3　本年収入の内訳
寄附　238,467
個人分　238,467
機関紙誌の発行その他の事業による収入　291,250
全国ＺＯＯＭお茶会（計３回）　48,500
片岡ジョージさんお話会　145,750
長野地区お茶会　2,500
小倉譲先生講演会（計２回）　94,500
本部又は支部から供与された交付金に係る収入　204,673
市民がつくる政治の会新潟支部　89,020
市民がつくる政治の会富山支部　115,653
その他の収入　2
一件十万円未満のもの　2
4　支出の内訳
経常経費　3,646
事務所費　3,646
政治活動費　376,535
組織活動費　57,725
機関紙誌の発行その他の事業費　318,810
政治資金パーティー開催事業費　318,810
5　寄附の内訳
〔個人分〕
佐藤　知世　238,467　金沢市

新日本自同政経調査会

報告年月日　5. 3. 3
1　収入総額　616,000
前年繰越額　220,000
本年収入額　396,000
2　支出総額　564,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(11人)　396,000
4　支出の内訳
経常経費　564,000
備品・消耗品費　84,000
事務所費　480,000

青雲同志会

報告年月日　6. 3.29
1　収入総額　563,992
前年繰越額　227,992
本年収入額　336,000
2　支出総額　383,890
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(4人)　336,000
4　支出の内訳
経常経費　57,560
光熱水費　50,000
備品・消耗品費　7,560
政治活動費　326,330
組織活動費　112,000
選挙関係費　214,330

令和５年分
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕
未来党

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名　石川新一郎
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　7. 1.15
1　収入総額　2,500,000
本年収入額　2,500,000
2　支出総額　706,335
3　本年収入の内訳
寄附　2,500,000
個人分　2,500,000
4　支出の内訳
政治活動費　706,335
組織活動費　85,495
機関紙誌の発行その他の事業費　620,840
宣伝事業費　620,840
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　2,500,000

令和５年分
〔資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)〕
宇都宮ゆうこ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　宇都宮優子
資金管理団体の届出に係る公職の種類　寝屋川市議会議員
報告年月日　6. 6.12
1　収入総額　269,740
前年繰越額　17,148
本年収入額　252,592
2　支出総額　269,740
3　本年収入の内訳
寄附　252,592
個人分　252,592
4　支出の内訳
経常経費　269,740
事務所費　269,740
5　寄附の内訳
〔個人分〕
宇都宮優子　252,592　寝屋川市

令和５年分
〔その他の政治団体〕
ＡＡＡ不老不死時代の生命倫理を考える会

報告年月日　7. 3.11
1　収入総額　0
2　支出総額　0

ウイグルを応援する全国地方議員の会

報告年月日　6.10. 7
1　収入総額　20,026
前年繰越額　20,026
2　支出総額　0

ＮＨＫから国民を守る党（熊丸　英治）

報告年月日　6. 3.27
1　収入総額　0
2　支出総額　0

ガーシー党

報告年月日　7. 1.22
1　収入総額　0
2　支出総額　0

玄洋社（山根　都美）

報告年月日　6. 8.20
1　収入総額　5,153,699
前年繰越額　153,699
本年収入額　5,000,000
2　支出総額　5,115,923

3　本年収入の内訳
寄附　4,500,000
個人分　4,500,000
その他の収入　500,000
コンサルタント料　500,000
4　支出の内訳
経常経費　566,923
光熱水費　238,267
事務所費　328,656
政治活動費　4,549,000
組織活動費　49,000
その他の経費　4,500,000
5　寄附の内訳
〔個人分〕
山根　都美　1,500,000　大阪市
松本　正紀　1,500,000　大阪市
花田　雅子　1,500,000　姫路市
6　資産等の内訳
〔借入金〕
松本　正紀　32,000,000
花田　雅子　12,000,000

皇統國守民族團

報告年月日　6.12.16
1　収入総額　0
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
〔借入金〕
山下　桂三　2,400,000

子どもの意見を尊重し支援カランコエ党

報告年月日　6. 5. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

参議院改革政党・平成竜馬の会

報告年月日　7. 1. 7
1　収入総額　686,096
前年繰越額　686,090
本年収入額　6
2　支出総額　0
3　本年収入の内訳
その他の収入　6
一件十万円未満のもの　6
4　資産等の内訳
〔借入金〕
清水　三雄　2,099,920

司政会議

報告年月日　6. 3.25
1　収入総額　3,985,256
前年繰越額　29,256
本年収入額　3,956,000
2　支出総額　3,951,502
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　3,956,000
機関誌発行　3,956,000
4　支出の内訳
経常経費　2,377,338
人件費　1,100,000
光熱水費　439,690
備品・消耗品費　468,821
事務所費　368,827
政治活動費　1,574,164
組織活動費　42,964
機関紙誌の発行その他の事業費　1,531,200
機関紙誌の発行事業費　1,531,200
5　資産等の内訳
〔借入金〕
土井　幸政　4,000,000
北村　道雄　2,000,000
伊藤　雄一　2,000,000

市民がつくる政治の会選挙対策局

報告年月日　7. 1. 7
1　収入総額　12,314,821
前年繰越額　1,467,999
本年収入額　10,846,822
2　支出総額　6,028,602
3　本年収入の内訳
寄附　2,436,888
個人分　2,436,888
機関紙誌の発行その他の事業による収入　8,409,919
市民をつなぐ党シンポジウム（計３回）　5,296,749
市民をつなぐ党決起集会　687,000
内海聡講演会（計７回）　2,426,170
その他の収入　15
一件十万円未満のもの　15
4　支出の内訳
経常経費　57,866
備品・消耗品費　34,866
事務所費　23,000
政治活動費　5,970,736
組織活動費　34,707
選挙関係費　886,441
機関紙誌の発行その他の事業費　5,049,588
宣伝事業費　252,760
政治資金パーティー開催事業費　4,796,828
5　寄附の内訳
〔個人分〕
田村　文彦　135,000　長野県長和町
鈴木久美子　100,000　都・府中市
淀　真由美　100,000　寝屋川市
内野　雄太　198,000　渋谷区
木原由香理　100,000　宗像市
小泉　保明　100,000　国分寺市
松本　卓也　100,000　流山市
石村　建二　100,000　川口市
年間五万円以下のもの　1,503,888

自由民主党同志会

報告年月日　6. 4. 4
1　収入総額　634,097,649
前年繰越額　619,697,649
本年収入額　14,400,000
2　支出総額　633,780,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(11人)　14,400,000
4　支出の内訳
経常経費　5,280,000
事務所費　5,280,000
政治活動費　628,500,000
その他の経費　628,500,000
5　資産等の内訳
〔貸付金〕
黒田　清揚　615,000,000
〔借入金〕
福田　晃丈　277,214,450

新生民権党

報告年月日　6.11.25
1　収入総額　25,308
本年収入額　25,308
2　支出総額　25,308
3　本年収入の内訳
寄附　25,308
個人分　25,308
4　支出の内訳
政治活動費　25,308
機関紙誌の発行その他の事業費　25,308
その他の事業費　25,308
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　25,308

青雲同志会

報告年月日　6. 3.29
1　収入総額　348,102
前年繰越額　180,102
本年収入額　168,000
2　支出総額　318,230
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(3人)　168,000
4　支出の内訳
経常経費　63,900
光熱水費　57,600
備品・消耗品費　6,300
政治活動費　254,330
組織活動費　40,000
選挙関係費　214,330

正久会

報告年月日　6. 8.20
1　収入総額　2,136,117
前年繰越額　745,117
本年収入額　1,391,000
2　支出総額　1,424,653

3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　1,391,000
佐藤正久講演会　1,391,000
4　支出の内訳
政治活動費　1,424,653
組織活動費　27,840
機関紙誌の発行その他の事業費　1,396,813
機関紙誌の発行事業費　241,240
政治資金パーティー開催事業費　1,155,573

政治結社愛國憂訂会
報告年月日　6.12.26
1　収入総額　300,000
本年収入額　300,000
2　支出総額　300,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(5人)　300,000
4　支出の内訳
政治活動費　300,000
組織活動費　300,000

政治結社「全日本愛國者共闘會議」
報告年月日　6.12.19
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社「日本國土死守党」
報告年月日　6.12.19
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社白龍会
報告年月日　6.12.16
1　収入総額　0
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
〔借入金〕
山下　桂三　21,154,495

政治結社日の丸昂揚会
報告年月日　7. 1.27
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社八紘会
報告年月日　6. 3. 6
1　収入総額　816
前年繰越額　816
2　支出総額　816
3　支出の内訳
政治活動費　816
その他の経費　816

政治団体新政経同志会
報告年月日　6. 7.17
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治団体「道路法を追求・救済する会」
報告年月日　7. 1.27
1　収入総額　0
2　支出総額　0

赤心會
報告年月日　6. 6.11
1　収入総額　604,371
前年繰越額　28,371
本年収入額　576,000
2　支出総額　568,065
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(5人)　576,000
4　支出の内訳
経常経費　344,408
光熱水費　164,821
事務所費　179,587
政治活動費　223,657
組織活動費　223,657

全国たばこ耕作者政治連盟西日本支部
報告年月日　6. 6.20
1　収入総額　374,671
前年繰越額　243,671
本年収入額　131,000
2　支出総額　241,950
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(32人)　131,000
4　支出の内訳
政治活動費　241,950
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　208,025
組織活動費　29,624
寄附・交付金　208,025
その他の経費　4,301

尊皇義塾蒼龍社
報告年月日　7. 2.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大化会
報告年月日　6.12.16
1　収入総額　32,593
前年繰越額　32,593
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
〔借入金〕
吉谷　武志　233,320,929
岩尾　清正　1,075,000
山下　桂三　1,494,129

千行会
報告年月日　6. 4. 1
1　収入総額　62,590,251
前年繰越額　31,713,302
本年収入額　30,876,949
2　支出総額　22,622,974
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　30,870,000
激動社会を考える会　30,870,000
その他の収入　6,949
一件十万円未満のもの　6,949
4　支出の内訳
経常経費　5,863,517
人件費　4,864,000
備品・消耗品費　102,550
事務所費　896,967
政治活動費　16,759,457
組織活動費　1,496,732
機関紙誌の発行その他の事業費　3,262,725
政治資金パーティー開催事業費　3,262,725
寄附・交付金　12,000,000
5　特定パーティーの概要
激動社会を考える会(483人)　30,870,000　千代田区
6　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
激動社会を考える会
〔団体からの対価の支払〕
㈱ＷＩＮＤ－ＳＭＩＬＥ　300,000　江東区
㈱ＩＷＤ　1,000,000　海老名市
㈱エコ革　500,000　佐野市
鵜沢建設㈱安全協力会　500,000　千葉市
㈱ライト建設　500,000　千葉市
サンエス警備保障㈱　500,000　千葉市
共栄建材工業㈱　500,000　三郷市
共栄ホールディングス㈱　500,000　足立区
オーセンス・ホールディングス㈱　500,000　都・港区
堀建設㈱　500,000　野田市
古谷建設㈱　1,000,000　千葉県横芝光町
㈱大松建設　1,300,000　成田市
庄司工業㈱　1,000,000　東金市
大和物産㈱　1,000,000　千葉県横芝光町
㈱昭和ゴルフ　1,000,000　富里市
7　資産等の内訳
〔借入金〕
石井　育子　1,501,000

日本国民会議
報告年月日　7. 1. 6
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日の丸会
報告年月日　7. 3. 7
1　収入総額　4,800
　前年繰越額　4,800
2　支出総額　0

兵庫政経調査会
報告年月日　6. 6.26
1　収入総額　28,150
　前年繰越額　28,150
2　支出総額　0

大和脊梁協議会黎明学舎愛知県本部國防義仁會
報告年月日　7. 1.16
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○総務省告示第百八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成16年解散分
〔その他の政治団体〕

龍誠会
報告年月日　6. 9.19（16. 4. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

令和３年解散分
〔その他の政治団体〕

政治結社皇民愛国塾総本部
報告年月日　6.10. 7（ 3.12.31解散）
1　収入総額　391,000
　前年繰越額　391,000
2　支出総額　0

令和５年解散分
〔その他の政治団体〕

沖縄の米軍基地を東京へ引き取る党
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間　1. 1～ 4.14
報告年月日　6. 2.14（ 5.12.31解散）
1　収入総額　880,275
　前年繰越額　222,175
　本年収入額　658,100
2　支出総額　73,168
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　658,100
　会報、セミナー会員費　658,100
4　支出の内訳
　政治活動費　73,168
　その他の経費　73,168

家庭ゴミ有料化に反対
報告年月日　6.12.26（ 5.12.11解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国民主権党
報告年月日　6. 1.18（ 5.12.31解散）
1　収入総額　2,801,643
　前年繰越額　2,681,602
　本年収入額　120,041
2　支出総額　2,801,591
3　本年収入の内訳
　寄附　20,000
　個人分　20,000
　その他の収入　100,041
　金銭以外のものによる寄附相当分　100,000
　一件十万円未満のもの　41
4　支出の内訳
　経常経費　2,400,000
　人件費　2,400,000
　政治活動費　401,591
　寄附・交付金　285,700
　その他の経費　115,891
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　20,000

政治結社大日本龍愛会総本部
報告年月日　5. 9.25（ 5. 9.15解散）
1　収入総額　14,200
　前年繰越額　14,200
2　支出総額　14,200
3　支出の内訳
　政治活動費　14,200
　その他の経費　14,200

令和６年解散分
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

金鵄の会
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名　宮澤　博行
公職の候補者に係る公職の種類　衆議院議員
報告年月日　6.11.15（ 6.10.31解散）
1　収入総額　6,996,994
　前年繰越額　6,966,963
　本年収入額　30,031
2　支出総額　6,996,994
3　本年収入の内訳
　寄附　30,031
　個人分　30,031
4　支出の内訳
　経常経費　40,000
　事務所費　40,000
　政治活動費　6,956,994
　寄附・交付金　6,956,994
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　30,031

令和６年解散分
〔その他の政治団体〕

関西聯合政治結社大日本神皇勢心塾
報告年月日　6.11. 1（ 6.10.31解散）
1　収入総額　97,500
　前年繰越額　6,000
　本年収入額　91,500
2　支出総額　90,460
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(5人)　91,500
4　支出の内訳
　政治活動費　90,460
　組織活動費　90,460

岸梅舎
報告年月日　6. 7.29（ 6. 7.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

こながい哲也後援会
報告年月日　6.11.12（ 6.11. 5解散）
1　収入総額　117,452
　本年収入額　117,452
2　支出総額　117,452
3　本年収入の内訳
　寄附　117,452
　個人分　117,452
4　支出の内訳
　政治活動費　117,452
　機関紙誌の発行その他の事業費　117,452
　宣伝事業費　117,452
5　寄附の内訳
〔個人分〕
小長井哲也　117,452　袖ケ浦市

政経中央監査会
報告年月日　6.11. 7（ 6.11. 7解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

袖ヶ浦スポーツ・健康懇話会
報告年月日　6.11.12（ 6.11. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

中国電力検針集金員労働組合・政治活動委員会
報告年月日　6. 4.11（ 6. 3.31解散）
1　収入総額　1,739,268
　前年繰越額　1,739,259
　本年収入額　9
2　支出総額　1,739,268
3　本年収入の内訳
　その他の収入　9
　一件十万円未満のもの　9
4　支出の内訳
　政治活動費　1,739,268
　組織活動費　1,739,268

日本老人の会
報告年月日　6.11.14（ 6.11.14解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○総務省告示第百八十三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十七号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から施行する。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変　更　後	変　更　前
第１　現状認識	第１　［同左］
１　全体の傾向	１　［同左］
有線テレビジョン放送業は、放送法（昭和25年法律第132号）第126条第１項の登録を受けて自主放送を行う事業者数が452者（令和５年度末）、営業収益が4,795億円（令和５年度）、従業者数が15,510人（令和５年度末。2024年情報通信業基本調査の回答企業180社の合計）、加入世帯数が3,184万世帯（令和５年度末）という市場規模であり、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤である。また、市町村の区域等を業務区域とするため、地域における情報発信、経済活性化や雇用創出、災害時の被災情報や避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディアである。	有線テレビジョン放送業は、放送法（昭和25年法律第132号）第126条第１項の登録を受けて自主放送を行う事業者数が471者（令和元年度末）、営業収益が5,008億円（令和元年度）、従業者数が10,580人（令和元年度末。2020年情報通信業基本調査の回答企業180社の合計）、加入世帯数が3,091万世帯（令和元年度末）という市場規模であり、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤である。また、市町村の区域等を業務区域とするため、地域における情報発信、経済活性化や雇用創出、災害時の被災情報や避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディアである。
映像配信サービスについては、技術の進展等に伴い、通信回線を利用したＩＰＴＶが提供され、平成27年には、世界最大の米国企業が日本市場に参入しネット配信サービスを開始するなど、厳しい競争環境にある中で、近年、有線テレビジョン放送の加入世帯数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も、平成22年度の5,437億円をピークに微減傾向に転じている。	映像配信サービスについては、技術の進展等に伴い、通信回線を利用したＩＰＴＶが提供され、平成27年には、世界最大の米国企業が日本市場に参入しネット配信サービスを開始するなど、厳しい競争環境にある中で、近年、有線テレビジョン放送の加入世帯数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も、平成22年度の5,437億円をピークに横ばいとなっている。
また、ブロードバンド化により、通信回線でも映像配信サービスが提供される中で、有線テレビジョン放送事業者は、従来の映像配信サービスに加え、ブロードバンドサービスなどの通信サービスをセットで提供することが電気通信事業者との競争上必要となっている。通信業を含めた収益全体は増加傾向（平成30年度：１兆4,679億円、令和５年度：１兆6,787億円）にあり、通信業は、令和５年度の収益全体に占める割合が約71％に達しているところ、ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、通信速度の高速化を図ることが競争上重要となっているため、新たに４Ｋ・８Ｋ番組用の伝送容量を確保しつつ、ブロードバンドサービスの高速化を図っていくことが経営力向上を図るために必要となる。	また、ブロードバンド化により、通信回線でも映像配信サービスが提供される中で、有線テレビジョン放送事業者は、従来の映像配信サービスに加え、ブロードバンドサービスなどの通信サービスをセットで提供することが電気通信事業者との競争上必要となっている。通信業を含めた収益全体は増加傾向（平成22年度：9,088億円、平成30年度：１兆4,679億円）にあり、通信業は、平成30年度の収益全体に占める割合が約66％に達しているところ、ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、通信速度の高速化を図ることが競争上重要となっているため、新たに４Ｋ・８Ｋ番組用の伝送容量を確保しつつ、ブロードバンドサービスの高速化を図っていくことが経営力向上を図るために必要となる。
さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月閣議決定）でも、同趣旨から有線テレビジョン放送を含めて災害対策等を推進する旨が定められており、ケーブルネットワークの光化・複線化などネットワークの強靱化を行うことが必要である。	さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月閣議決定）でも、同趣旨から有線テレビジョン放送を含めて災害対策等を推進する旨が定められており、老朽化した幹線の更新や伝送路の二重化などネットワークの強靱化を行うことが必要である。
２　業態の特徴	２　［同左］
有線テレビジョン放送は、そのサービスの提供上、業務区域内における各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルなどの有線電気通信設備を敷設することが必要な装置産業（令和５年度末の幹線路の合計距離は約55万㎞）であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業である。	有線テレビジョン放送は、そのサービスの提供上、業務区域内における各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルなどの有線電気通信設備を敷設することが必要な装置産業（令和元年度末の幹線路の合計距離は約46万㎞）であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業である。
また、情報通信分野は技術革新が著しいため、経営力向上の観点からは、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、これらを適時適切に行うための最新の技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成すること等が必要となる。	また、情報通信分野は技術革新が著しいため、経営力向上の観点からは、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、これらを適時適切に行うための最新の技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成すること等が必要となる。

有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20％とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約90％と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等（中小企業等経営強化法第２条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の割合が高いところ、４Ｋ・８Ｋ対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。	有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20％とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約90％と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等（中小企業等経営強化法第２条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の割合が高いところ、４Ｋ・８Ｋ対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。
［第２　略］	［第２　同左］
第３　経営力向上の実施方法に関する事項	第３　［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
‖ ３　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	［新設］
‖ ４　［略］	‖ ３　［同左］
［第４～第６　略］	［第４～第６　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第百八十四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年総務省告示第二百五十三号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から施行する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変　更　後	変　更　前
第１　現状認識	第１　［同左］
１　全体の傾向	１　［同左］
地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。	地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。
地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ売上高は、令和５年度には約２兆1,582億円と、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の水準までには達していない。	地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高を見ると、リーマンショックで落ち込んだ売上高は、令和元年度には約２兆2,640億円と、リーマンショック以前の水準までには達していない。
近年、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの伸張などといった様々な環境の変化に直面しており、多様なニーズに応えていくことが求められている中で、その変化に速やかに対応していく必要がある。	現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。

また、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、令和５年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業損益は約90万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。

（注）　令和５年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者の売上高は含まない。

２　業態の特徴

地上基幹放送事業者	537者	令和７年４月１日時点
テレビジョン放送事業者	127者	
ラジオ放送事業者	441者	
コミュニティ放送事業者	343者	
移動受信用地上基幹放送事業者	０者	
基幹放送局提供事業者	０者	

（注１）　テレビ・ラジオを兼営している事業者は31者で、それぞれに計上。

（注２）　超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者は計上していない。

第２　経営力向上の内容に関する事項

［１　略］

２　具体的事項

現に有する経営資源又は事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、地上基幹放送事業者等においては、経営力向上に向けて、一のイからヌまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる地上基幹放送事業者等の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

一　経営力向上の内容

［イ～ハ　略］

ニ　災害対策の強化

⑴　放送ネットワークの強靱化

放送ネットワークを高度に利用し、確実かつ安定的なサービスの提供を通じて経営能力を強化するためには、様々な事態を想定した維持管理策が不可欠であることから、放送ネットワークの強靱化として、例えば以下のような取組が考えられる。

（例）

①　予備送信設備等の整備

②　ＦＭ補完中継局・中継局の整備

［⑵　略］

［ホ～ヌ　略］

［二　略］

また、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、令和元年度の平均営業収入は約4,800万円、平均営業利益は約69万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。

（注）　令和元年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者の売上高は含まない。

２　［同左］

地上基幹放送事業者	528者	令和３年４月１日時点
テレビジョン放送事業者	127者	
ラジオ放送事業者	432者	
コミュニティ放送事業者	334者	
移動受信用地上基幹放送事業者	２者	
基幹放送局提供事業者	１者	

（注１）　［同左］

（注２）　［同左］

第２　［同左］

［１　同左］

２　［同左］

［同左］

一　［同左］

［イ～ハ　同左］

ニ　［同左］

⑴　放送ネットワークの強じん化

放送ネットワークを高度に利用し、確実かつ安定的なサービスの提供を通じて経営能力を強化するためには、様々な事態を想定した維持管理策が不可欠であることから、放送ネットワークの強じん化として、例えば以下のような取組が考えられる。

（例）

①　［同左］

②　［同左］

［⑵　同左］

［ホ～ヌ　同左］

［二　同左］

第３　経営力向上の実施方法に関する事項 ［１・２　略］ ３　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 ４　［略］ ［第４～第６　略］	第３　［同左］ ［１・２　同左］ ［新設］ ３　［同左］ ［第４～第６　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第百八十五号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、電気通信分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十八号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から施行する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変　更　後	変　更　前
第１　現状認識 １　全体の傾向 電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている電気通信事業者の数は、令和６年度末時点で２万6,642者である。2024年情報通信業基本調査によれば、令和５年度における電気通信業の売上高は15.2兆円である。 固定通信と移動通信の売上高比率は、令和５年度において、固定通信が全体の27.5%、移動通信が全体の55.3%となっている。スマートフォン等の普及を背景に増加していた移動通信の売上が減少し、固定通信の売上は増加した。また、売上高の役務別比率をみると、音声伝送役務の割合が全体の26.9%、データ伝送役務は全体の55.9%となっている（2024年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやＳＮＳなどの利用拡大などを背景に、平成23年度以降データ伝送役務の売上が音声伝送役務を上回っている。 電気通信業について、主要役務ごとのサービス概況は次のとおりである。 音声通信サービスの加入契約数については、固定通信が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話、ＰＨＳ及びＢＷＡ）及び０ＡＢＪ型ＩＰ電話は堅調な伸びを示している。また、０５０型ＩＰ電話は、近年横ばいで推移している。令和５年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える２億1,888万に達している（令和６年版情報通信白書）。 固定系ブロードバンドの契約数については、ＤＳＬ及びＣＡＴＶが減少し、より高速なサービスを提供するＦＴＴＨが増加しており、固定系ブロードバンドに占めるＦＴＴＨの比率は、令和６年12月末で79%に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和６年度第３四半期（12月末））」）。	第１　［同左］ １　全体の傾向 電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている電気通信事業者の数は、令和２年度末時点で２万1,913者である。2020年情報通信業基本調査によれば、令和元年度における電気通信業の売上高は17.6兆円、常時従業者数は18万2,538人、事業所数は2,324事業所（同調査における回答企業389者の合計）である。 固定通信と移動通信の売上高比率は、令和元年度において、固定通信が全体の28.5%、移動通信が全体の49.9%となっている。スマートフォン等の普及を背景に増加していた移動通信の売上が減少し、固定通信の売上は増加した。また、売上高の役務別比率をみると、音声伝送役務の割合が全体の29.2%、データ伝送役務は全体の49.3%となっている（2020年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやＳＮＳなどの利用拡大などを背景に、平成23年度以降データ伝送役務の売上が音声伝送役務を上回っている。 電気通信業について、主要役務ごとのサービス概況は次のとおりである。 音声通信サービスの加入契約数については、固定通信が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話、ＰＨＳ及びＢＷＡ）及び０ＡＢＪ型ＩＰ電話は堅調な伸びを示している。また、０５０型ＩＰ電話は、近年横ばいで推移している。令和元年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える１億8,661万に達している（令和２年版情報通信白書）。 ブロードバンド基盤の整備については、令和元年度末において、固定系超高速ブロードバンドの世帯カバー率は99.6%、移動系超高速ブロードバンドの人口カバー率は99.9%となっている（令和元年度末総務省調査）。

また、移動系通信の契約数については、第５世代携帯電話の普及に伴い３．９－４世代携帯電話（ＬＴＥ）の契約数は減少しているものの総数は増加しており、令和６年12月末において、３．９－４世代携帯電話（ＬＴＥ）は１億1,466万（前年同期比6.1％減）、第５世代携帯電話は１億709万（前年同期比23.8％増）、ＢＷＡは9,016万（前年同期比3.9％増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和６年度第３四半期（12月末））」）。

移動通信におけるＭＶＮＯは、回線をＭＮＯや他のＭＶＮＯから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、令和６年12月末におけるＭＶＮＯサービス提供事業者数は1,900者を超え、契約数は3,618万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からＦＴＴＨの卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供するＦＶＮＯサービスの提供も進んでおり、令和６年12月末におけるＦＴＴＨの契約数4,090万のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数は2,199万（53.8％）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和６年度第３四半期（12月末））」）。

法人向けの専用線等市場の契約数については、広域イーサネットサービス（令和６年12月末で70.3万契約）及びＩＰ－ＶＰＮサービス（令和６年12月末で63.1万契約）ともに近年横ばいで推移している（情報通信統計データベース「ブロードバンドサービス等の契約数の推移（四半期）」）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時だけではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的なＩｏＴ時代においては、一層、その重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。

また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たしているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の解決に貢献することも期待される。

2　業態の特徴

2024年情報通信業基本調査によれば、情報通信業における従業者数（416,306人）に対する電気通信事業の従業者数（108,394人）の割合は26.0％となっている。また、電気通信業の労働生産性（付加価値額／従業者数）は5,978万円／人となっており、情報通信業における平均値である2,455万円／人の約2.4倍に達する非常に高い値となっている。

電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの提供等が必要となる。

固定系ブロードバンドの契約者数については、ＤＳＬが減少し、より高速なサービスを提供するＦＴＴＨが増加しており、固定系ブロードバンドに占めるＦＴＴＨの比率は、令和元年度末で82％に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和２年度第４四半期（３月末））」）。

また、移動系超高速ブロードバンドについても、スマートフォンやタブレットの普及と連動して契約数が増加しており、令和２年度末において、３．９－４世代携帯電話（ＬＴＥ）は１億5,437万（前年同期比1.1％増）、ＢＷＡは7,505万（前年同期比5.4％増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和２年度第４四半期（３月末））」）。

移動通信におけるＭＶＮＯは、回線をＭＮＯや他のＭＶＮＯから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、令和２年度末時点におけるＭＶＮＯサービス提供事業者数は1,500者を超え、契約数は2,612万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からＦＴＴＨの卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供するＦＶＮＯサービスの提供も進んでおり、令和２年度末におけるＦＴＴＨの契約数3,502万のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数は1,856万（53.0％）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和２年度第４四半期（３月末））」）。

法人向けの専用線等市場については、国内専用線の回線数（平成30年度末で29.4万回線）が減少する一方で、広域イーサネットサービス（令和元年度末で64.1万契約）の契約数は増加の傾向となっており、ＩＰ－ＶＰＮサービス（令和元年度末で65.9万契約）は、近年横ばいで推移している（令和２年版情報通信白書）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時だけではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的なＩｏＴ時代においては、一層、その重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。

また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たしているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の解決に貢献することも期待される。

2　［同左］

2020年情報通信業基本調査によれば、資本金が３億円未満の事業者が60.9％（回答者数407者）、従業者数が300人未満の事業者が92.2％（回答者数370者）となっている。

他方、同調査によれば、電気通信業の労働生産性（付加価値額／従業者数）は4,085万円／人となっており、情報通信業における平均値である1,413万円／人の約2.9倍に達する非常に高い値となっている。

また、電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの提供等が必要となる。

電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせることでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・ブロードバンド・ＩＰＴＶ・携帯電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなど他の公共サービスのセット販売やポイントサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的なＩｏＴ時代に向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築やデータ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者にとっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。	電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせることでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・ブロードバンド・ＩＰＴＶ・携帯電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなど他の公共サービスのセット販売やポイントサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的なＩｏＴ時代に向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築やデータ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者にとっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。
インターネットにおいて、自ら通信インフラを持たずにサービスを提供するＯＴＴ（Ｏｖｅｒ－Ｔｈｅ－Ｔｏｐ）と呼ばれる事業者が、グローバルに急成長しているのも近年の大きな特徴である。ＯＴＴ事業者が映像サービス等を提供することで、ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラヒックが令和６年11月には前年同月比12.7％増の約38.9Ｔｂｐｓに達する（総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算　2024年11月の集計結果の公表」）など、ネットワークのリソースがひっ迫し、国内の電気通信事業者は多大な設備投資を迫られている。収益モデルによっては、電気通信事業者は増加する投資コストを回収できないおそれがあり、経営上の重要な課題となっている。	インターネットにおいて、自ら通信インフラを持たずにサービスを提供するＯＴＴ（Ｏｖｅｒ－Ｔｈｅ－Ｔｏｐ）と呼ばれる事業者が、グローバルに急成長しているのも近年の大きな特徴である。ＯＴＴ事業者が映像サービス等を提供することで、ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラヒックが令和２年11月には前年同月比56.7％増の約19.8Ｔｂｐｓに達する（総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算　2020年11月の集計結果の公表」）など、ネットワークのリソースがひっ迫し、国内の電気通信事業者は多大な設備投資を迫られている。収益モデルによっては、電気通信事業者は増加する投資コストを回収できないおそれがあり、経営上の重要な課題となっている。
電気通信市場は技術革新のペースが速いことも特徴であり、最新技術をタイムリーに導入することが競争力維持の鍵となる。近年ではスマートフォン、クラウドコンピューティング、ＬＴＥ、ＦＴＴＨなどが市場を牽引してきたが、今後も５Ｇ、スモールセル、ＩＰｖ６、ＩｏＴ、エッジコンピューティング、ＳＤＮ等のソフトウェア制御技術、次世代無線ＬＡＮ、ＡＲ・ＶＲ、自動走行車・コネクテッドカー、シェアリングエコノミー、ＡＩなど様々な技術・サービスに対応した投資・人材育成を進めていく必要がある。	電気通信市場は技術革新のペースが速いことも特徴であり、最新技術をタイムリーに導入することが競争力維持の鍵となる。近年ではスマートフォン、クラウドコンピューティング、ＬＴＥ、ＦＴＴＨなどが市場を牽引してきたが、今後も５Ｇ、スモールセル、ＩＰｖ６、ＩｏＴ、エッジコンピューティング、ＳＤＮ等のソフトウェア制御技術、次世代無線ＬＡＮ、ＡＲ・ＶＲ、自動走行車・コネクテッドカー、シェアリングエコノミー、ＡＩなど様々な技術・サービスに対応した投資・人材育成を進めていく必要がある。
なお、本格的なＩｏＴ時代に必要不可欠とされているＩＰｖ６については、契約数が10万以上のＩＳＰ事業者では93.1％がＩＰｖ６接続サービスを提供しているが、契約数が１万未満のＩＳＰ事業者では65.2％に留まっている（令和６年版情報通信白書）ため、今後は、中小事業者においても更なる対応率の上昇が期待されるところである。	なお、本格的なＩｏＴ時代に必要不可欠とされているＩＰｖ６については、契約者数が10万以上のＩＳＰ事業者では83.3％がＩＰｖ６接続サービスを提供しているが、契約者数が１万未満のＩＳＰ事業者では33.3％しか対応していない（令和２年版情報通信白書）ため、今後は、中小事業者においても更なる対応率の上昇が期待されるところである。
その他、情報通信が国民生活の基盤インフラとしての存在感を強める中で、セキュリティや安心・安全に対する脅威も増加しており、電気通信事業者等にとってセキュリティの強化、個人情報保護、消費者保護及び青少年保護は重要な課題である。	その他、情報通信が国民生活の基盤インフラとしての存在感を強める中で、セキュリティや安心・安全に対する脅威も増加しており、電気通信事業者等にとってセキュリティの強化、個人情報保護、消費者保護及び青少年保護は重要な課題である。
［第２　略］	［第２　同左］
第３　経営力向上の実施方法に関する事項	第３　［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	［新設］
４　［略］	３　［同左］
［第４～第６　略］	［第４～第６　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○法務省告示第九十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。
［一～五十七　略］	［一～五十七　同上］
［別表第一～別表第八　略］	［別表第一～別表第八　同上］
別表第九	**別表第九**
アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ	アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ
［別表第十～別表第十三　略］	［別表第十～別表第十三　同上］
別表第十四	**別表第十四**
アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、台湾、香港	アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、台湾、香港

別表第十五

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

［別表第十六・別表第十七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○出入国在留管理庁告示第二号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件（平成二十八年法務省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月三十日

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

別表第十五

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

［別表第十六・別表第十七　同上］

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、製造業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省、告示第九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第十一号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十五条第三項の規定に基づき、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項 イ　経済産業大臣が法第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、外部経営資源活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次のいずれにも該当するものであること。 （i）・（ii）　（略） （iii）　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（チ）　（略） (2)　（iv）　（略） (3)～(4)　（略） ロ　（略） 二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項 文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。 （i）～（v）　（略） （vi）　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（ヘ）　（略） (2)～(16)　（略）	一　外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項 イ　経済産業大臣が法第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、外部経営資源活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次のいずれにも該当するものであること。 （i）・（ii）　（略） （iii）　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（チ）　（略） (2)　（iv）　（略） (3)～(4)　（略） ロ　（略） 二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項 文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。 （i）～（v）　（略） （vi）　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（ヘ）　（略） (2)～(16)　（略）

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第百七十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、技能者表彰規程（昭和四十二年労働省告示第三十八号）の一部を次の表のように改正し、同法の施行の日（令和七年六月一日）から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表彰状等の返納） **第五条**　厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。	（表彰状等の返納） **第五条**　厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。

○厚生労働省告示第百七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～006　（略）

007　血管内超音波プローブ

(1)・(2)　（略）

(3)　近赤外線分光法機能付き　132,000円

008～230　（略）

231　消化器用瘻孔形成補綴材留置システム　502,000円

232　鉱物由来非吸収性局所止血材　１ｇ当たり2,640円

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,763円
003　歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	10,454円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	10,549円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	10,538円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,299円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	4,901円

改正前

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～006　（略）

007　血管内超音波プローブ

(1)・(2)　（略）

（新設）

008～230　（略）

（新設）

（新設）

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,136円
003　歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	9,827円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	9,922円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	9,911円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,230円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	4,785円

011	歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　Ｊ　ＩＳ適合品）	１ｇ	187円
012	歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　Ｊ　ＩＳ適合品）	１ｇ	212円
013	歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	250円
014～069	（略）		
Ⅶ～Ⅸ	（略）		

○厚生労働省告示第百七十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI_2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI_2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、

011	歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　Ｊ　ＩＳ適合品）	１ｇ	185円
012	歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　Ｊ　ＩＳ適合品）	１ｇ	210円
013	歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	249円
014～069	（略）		
Ⅶ～Ⅸ	（略）		

オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon　Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤

二　（略）

○厚生労働省告示第百七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） レブリキズマブ製剤 クロバリマブ製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） レブリキズマブ製剤 （新設）

オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon　Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤及びレブリキズマブ製剤

二　（略）

○厚生労働省告示第百七十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の三の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第八十五号）の全部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　別表の一の項に掲げる基準を満たすこと。

二　別表の九の項に掲げる基準を満たすこと。

三　別表の十の項に掲げる基準を満たすこと。

四　別表の十四の項に掲げる基準を満たすこと又は保険者の責めに帰することができない事由により当該基準を満たさない場合であって、別表の十三の項に掲げる基準を満たすこと。

五　合計点数（別表の上欄に掲げる基準に応じ、当該基準のそれぞれについて同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計をいう。以下この号において同じ。）が、各保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。）の合計点数の上位百分の二十の範囲に属すること。

別表

基準	点数
一　当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査を行う。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第二項に規定する保険者の種類に応じ、それぞれ次に掲げる率（以下「特定健康診査実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　健康保険組合（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合　百分の八十一 (2)　健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の七十六・五 ロ　特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる率（以下「特定保健指導実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　単一型健康保険組合及び共済組合　百分の三十 (2)　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の十五	次の各号に掲げる率を合計して得た率に二十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と十点を合算した点数 一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率を一から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率で除して得た率 二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率を一から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率で除して得た率

二　当該年度の前年度における次に掲げる率を把握していること。

イ　被扶養者（算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十九条第一項に規定する組合員の世帯に属する者（同項ただし書に該当する者を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）に係る特定健康診査の実施率を特定健康診査実施率基準値で除して得た率

ロ　被扶養者に係る特定保健指導の実施率を特定保健指導実施率基準値で除して得た率

三　肥満解消率（当該年度の前々年度の特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者（以下「特定保健指導の対象者」という。）（腹囲が八十五センチメートル以上である男性若しくは腹囲が九十センチメートル以上である女性であってBMI（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第四号に規定するBMIをいう。）が二十五以上の者に限る。以下この項において同じ。）に該当した者のうち、当該年度の前年度の特定保健指導の対象者に該当しなかった者の割合をいう。）が正の値であること。

四　当該年度において、特定健康診査の結果を踏まえ、医療機関への受診が必要な加入者に対し、受診勧奨を行い、一定期間が経過した後に、診療報酬明細書等情報等を活用し、当該受診勧奨を受けた加入者の受診状況を確認していること。

五　当該年度の前年度において、医療機関への速やかな受診が必要な加入者の医療機関への受診率（以下この項において「受診率」という。）が、次に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る受診率の平均値以上であること。

イ　単一型健康保険組合

ロ　共済組合

ハ　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合

六　当該年度において、生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第一条の三に規定するものをいう。次項において同じ。）の治療を受けている加入者に対し、当該疾病の重症化を予防するための次に掲げる基準を実施していること。

イ　当該取組の対象となる加入者の基準が明確であること。

ロ　当該取組として保健指導を行う場合には、医師、保健師、管理栄養士その他の医療関係者が当該保健指導に携わること。

ハ　当該取組を実施する保険者が、加入者の特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等情報等を活用し、糖尿病性腎症等に係る重症化リスクの高い加入者の概数を把握していること。

七　前項の基準を満たし、かつ、当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。

イ　前項のイの基準に該当する加入者であって、治療を受けていない者に対し、受診勧奨を行い、又は中断している者に対し、受診勧奨を行い、当該受診勧奨を受けた加入者の受診状況を確認した上で、受診していない者との面談等を実施すること。

当該年度の前年度におけるこの項のイに掲げる率に同欄のロに掲げる率を乗じて得た率に十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が十点とする。ただし、当該点数を超えるときは、十点とする。）	三点	
五点	次の第一号に掲げる率を次の第二号に掲げる率で除して得た数に五を乗じて得た点数と五点を合算した点数 一　この項の上欄の肥満解消率に四十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が二十点を超えるときは、二十点とする。）から同欄の平均値を控除して得た率 二　一からこの項の上欄の平均値を控除して得た率	三点

ロ　前項の上欄に掲げる取組の対象者に係る生活習慣病に関する検査の結果について、当該取組の実施の前後において評価を実施すること。		
八　次に掲げる疾病について、当該年度の前々年度の特定保健指導の対象者であり、かつ、受診勧奨の対象者に該当しない者のうち、当該年度の前年度の特定健康診査の結果による受診勧奨の対象者に該当しない者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者に係る当該疾病ごとの当該割合の種類に応じ、当該種類の当該割合の種類に応じ、当該種類の平均値以上であること。 イ　高血圧症 ロ　脂質異常症 ハ　糖尿病	この項の上欄のイからハまでに掲げる疾病ごとに、次の第一号に掲げる率を次の第二号に掲げる率で除して得た数に三を乗じて得た点数を合計した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。） 一　この項の上欄の割合から同欄の平均値を控除して得た率 二　一からこの項の上欄の平均値を控除して得た率	五点
九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を社会保険診療報酬支払基金に提出すること。 ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。 ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。		五点
十　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　事業主と、加入者の健康に関する課題の共有を行っていること。 ロ　事業主と連携し、加入者の健康増進のための目標及びデータヘルス計画（健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百八号）第四に規定する実施計画をいう。）の策定に取り組むこと。 ハ　事業主と連携し、健康に関する課題の解決に向けた事業の実施に取り組むこと。 ニ　事業主と連携し、加入者が就業時間中に特定保健指導を受けられる体制を整備していること。		四点
十一　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　事業主と連携し、加入者に対して退職後の健康管理に関する情報提供を行うこと。 ロ　加入者が退職後に円滑に国民健康保険又は後期高齢者医療保険による保健事業を受けられるよう、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施する周知の取組に協力すること。		

十二　次のイの数を次のロの数で除して得た率が、百分の五十以上であること。 イ　令和六年十一月において、加入者が個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法による電子資格確認を受けた受診の回数（ただし、同一の加入者による同一の保険医療機関等における受診が複数回ある場合、その数を一として合計する。） ロ　令和六年十二月請求分として受け付けた診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（外来に係るものかつ電子情報処理組織の使用により請求されたものに限る。以下この口において同じ。）の数（ただし、同一の加入者による同一の保険医療機関等における受診にかかる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書が複数ある場合、その数を一として合計する。）	この項の上欄に規定する率から百分の五十を控除した率に十を乗じて得た点数に五点を合算した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）	一点
十三　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　加入者に対し、後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）に関する理解を促進する情報を提供すること。 ロ　加入者に対し、後発医薬品の存在する先発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する新医薬品等をいう。）が処方された場合に係る医療費と後発医薬品が処方された場合に係る後発医療費の差額に関する通知を送付し、当該加入者に係る後発医薬品の使用状況の変動を確認すること。		
十四　当該年度において、後発医薬品の使用割合が百分の八十以上であること。	当該年度における後発医薬品の使用割合から百分の八十を控除して得た率を百分の二十で除して得た率に三を乗じて得た点数と三点を合算した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）	九点
十五　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　診療報酬明細書等情報等を活用し、一定の基準に該当する加入者に対し、服薬情報に関する通知の送付等を行うこと。 ロ　イに掲げる取組の対象者の服薬状況等について、当該取組の実施の前後において評価を実施すること。 ハ　イ及びロに掲げる取組について、厚生労働省への報告を行っていること。		
十六　当該年度において、次に掲げる種別のがん検診を実施していること。 イ　胃がん検診 ロ　肺がん検診 ハ　大腸がん検診 ニ　乳がん検診 ホ　子宮頸がん検診		三点

十七　当該年度において、前項の上欄のイからホまでに掲げるがん検診の結果、精密検査が必要となった者に占める精密検査を受診した者の割合を把握していること。	この項の上欄の割合に五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を合算した点数
十八　当該年度において、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の二の規定に基づき市町村が実施するがん検診について、受診が必要な加入者に対し、受診勧奨を行うこと。	二点
十九　当該年度において、歯科健診を実施し、当該歯科健診の結果又は特定健康診査の結果を勘案して歯科診療を行う医療機関への受診が必要となる加入者に対して当該医療機関への受診勧奨を行うこと。	八点
二十　当該年度において、前項の上欄の歯科健診の結果又は特定健康診査の結果を用いて、歯科保健指導を実施すること。	五点
二十一　当該年度において、予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。	二点
二十二　当該年度において、次に掲げる事業を実施し、特定健康診査の結果等を用いて、その効果の検証を実施していること。 イ　加入者の運動習慣の改善のための事業 ロ　加入者の食生活の改善のための事業 ハ　加入者の睡眠習慣の改善のための事業 ニ　加入者の飲酒習慣の改善のための事業 ホ　加入者の禁煙のための取組を支援するための事業	この項の上欄のイからホまでに掲げる事業について、同欄の検証を実施していることをそれぞれ一点として算定した点数を合算した点数
二十三　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、その点数
二十四　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な食生活を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な食生活を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な食生活を有する者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な食生活を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な食生活を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、その点数

二十五　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な睡眠習慣を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な睡眠習慣を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な睡眠習慣を有する者の割合以上であること。	この項の上欄の割合に五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、三点
二十六　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、その点数
二十七　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち非喫煙者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち非喫煙者の割合が、当該年度の前々年度における非喫煙者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は五点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち非喫煙者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち非喫煙者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を超えるときは、五点
二十八　当該年度において、加入者のメンタルヘルス対策のための事業を実施し、当該事業における調査の結果等を用いて、その効果の検証を実施すること。	二点
二十九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組を実施し、その効果の検証を実施すること。 ロ　イに掲げる取組について、厚生労働省に報告すること。	六点

○厚生労働省告示第百七十五号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示を次のように定めることとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示

（医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針の一部改正）

第一条　医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項	第２　経営力向上の実施方法に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　一事業年度の売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて一事業年度の売上高が100億円を超えることを目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	（新設）
４　（略）	３　（略）

（障害福祉分野に係る事業分野別指針の一部改正）

第二条　障害福祉分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項	第２　経営力向上の実施方法に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　一事業年度の売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて一事業年度の売上高が100億円を超えることを目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	（新設）

（介護分野に係る事業分野別指針の一部改正）

第三条　介護分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　一事業年度の売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて一事業年度の売上高が100億円を超えることを目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

（職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針の一部改正）

第四条　職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針（平成三十一年厚生労働省告示第六十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　一事業年度の売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて一事業年度の売上高が100億円を超えることを目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月一日から適用する。

○厚生労働省・農林水産省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年厚生労働省・農林水産省告示第七号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。 ４・５　（略）	第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １・２　（略） （新設） ３・４　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○厚生労働省経済産業省告示第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から施行する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第４　経営力向上 １　（略） ２　経営力向上の実施方法に関する事項 一・二　（略） 三　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。 四　（略） ３～７　（略）	第４　経営力向上 １　（略） ２　経営力向上の実施方法に関する事項 一・二　（略） （新設） 三　（略） ３～７　（略）

○厚生労働省国土交通省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省国土交通省告示第二号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者１人当たりの生産性の向上を図る観点や、賃金上昇を維持する観点から、労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したもの。以下同じ。）を指標として経営力向上を実施することが望ましい。経済や雇用への影響や人手不足の現況を踏まえると、分母となる労働投入量を維持した上で生産性向上を実現することが重要である。加えて、分子となる付加価値の増大にはサービス品質を高めることが重要であることから、勤怠管理、会計管理等のサービス提供に間接的に関わる業務の労働投入量を減らしながらサービス品質の向上に注力することを目指すことが望ましい。また、労働生産性を精緻に把握するためには、各従業員の正確な労働時間を把握・管理していくことが重要である。 以上の点を踏まえ、事業者の提出する経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第１項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が５年間である場合には、５年後までに労働生産性を計画策定の前年と比較して２％以上向上させることを目標として設定しなければならない。なお、計画期間が３年間の場合は１％以上向上させることを、４年間の場合は1.5％以上向上させることを目標として設定しなければならない。さらに、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。また、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定しなければならない。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 経営力向上計画の実施においては、現に有する経営資源を利用する場合のほか、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合があり、いずれの場合も上記の労働生産性の向上の支援に当たっての判断基準とする。加えて、後者の場合、特定事業者等の事業承継を促進する観点から、特定事業者等が事業承継等（法第２条第10項第９号に掲げるものを除く。以下この第２において同じ。）を行う場合にあっては、次に掲げる取組を支援対象とする。 １・２　（略）	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者１人当たりの生産性の向上を図る観点や、賃金上昇を維持する観点から、労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したもの。以下同じ。）を指標として経営力向上を実施することが望ましい。経済や雇用への影響や人手不足の現況を踏まえると、分母となる労働投入量を維持した上で生産性向上を実現することが重要である。加えて、分子となる付加価値の増大にはサービス品質を高めることが重要であることから、勤怠管理、会計管理等のサービス提供に間接的に関わる業務の労働投入量を減らしながらサービス品質の向上に注力することを目指すことが望ましい。また、労働生産性を精緻に把握するためには、各従業員の正確な労働時間を把握・管理していくことが重要である。 以上の点を踏まえ、事業者の提出する経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第１項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が５年間である場合には、５年後までに労働生産性を計画策定の前年と比較して２％以上向上させることを目標として設定しなければならない。なお、計画期間が３年間の場合は１％以上向上させることを、４年間の場合は1.5％以上向上させることを目標として設定しなければならない。さらに、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。 経営力向上計画の実施においては、現に有する経営資源を利用する場合のほか、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合があり、いずれの場合も上記の労働生産性の向上の支援に当たっての判断基準とする。加えて、後者の場合、特定事業者等の事業承継を促進する観点から、特定事業者等が事業承継等（法第２条第10項第９号に掲げるものを除く。以下この第２において同じ。）を行う場合にあっては、次に掲げる取組を支援対象とする。 １・２　（略）

○農林水産省告示第八百五十八号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、平成三十一年農林水産省告示第五百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正する。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第三条第一項の許可（風営法第二条第一項第一号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二　特定技能外国人に、接待（風営法第二条第三項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。 三　特定技能外国人を、第一号括弧書の規定により風営法第二条第一項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。 四～九　（略）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 （新設） 二　特定技能外国人に、風営法第二条第三項に規定する接待を行わせないこととしていること。 三～八　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第八十二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年経済産業省告示第二百八十九号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○経済産業省告示第八十三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、学習塾業に係る経営力向上に関する指針（平成三十一年経済産業省告示第八十二号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １～３　（略） ４　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １～３　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○経済産業省告示第八十四号

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第二項各号及び第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示（平成三十一年経済産業省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号及び第三項の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示 1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号及び第三項に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定による認定又は同法第十八条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする特定事業者等（同法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。）であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。 2　（略）	中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示 1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定による認定又は同法第十八条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする特定事業者等（同法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。）であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。 2　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○経済産業省告示第八十五号

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の規定に基づき、及び同令を実施するため、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示

1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　申請投資計画（中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の経済産業大臣の確認（以下「計画確認」という。）を受けようとする投資計画をいう。以下同じ。）に係る中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）につき同項の認定（以下「計画認定」という。）の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の売上高（事業年度の期間が一年未満である場合には、一年当たりの金額に換算した金額。以下同じ。）が十億円を超え九十億円未満である事業者が策定した投資計画であること。

二　申請投資計画の実施期間が三年以上十年以下であること。

三　申請投資計画に記載した経営規模に関する目標について、次のいずれにも該当すること。

イ　当該申請投資計画の実施期間内において、一事業年度の売上高が百億円を超えることを目指していること（吸収合併、新設合併、吸収分割及び事業又は資産の譲受けにより一事業年度の売上高が百億円を超える場合を除く。）。

ロ　当該申請投資計画の実施期間内における年平均の売上高成長率（当該実施期間の最終の事業年度の売上高の基準事業年度の売上高に対する割合を当該実施期間の年数で乗根して得た割合から一を減じた値をいう。）が百分の十以上となることを目指していること。

四　申請投資計画に売上高の増加のための取組及び設備投資の時期を示していること。

五　経営に関する基盤が次のいずれにも該当する事業者の策定した投資計画であること。

イ　事業基盤について、次のいずれにも該当すること。

(1)　申請投資計画に係る事業の方針及び当該事業に係る市場の選択に関する事項について、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(i)　当該事業に係る顧客及び市場を明確に設定していること。

(ii)　事業者が参入又は開拓をすることが可能な当該市場の規模が、当該事業者の一事業年度の売上高を百億円超に増加させるために十分な規模であること。

(iii)　当該事業に係る顧客が購入の意思決定を行う上で重視する事項を把握していること。

(iv)　当該事業の内容が、当該事業に係る顧客が意思決定を行う上で重視する事項に合致するものであること。

(2)　基準事業年度の直前の事業年度の売上高からその前事業年度の売上高を控除した値の当該前事業年度の売上高に対する割合が正の値であること。

(3)　基準事業年度の損益計算書上の営業利益が正の値であること。

ロ　財務基盤について、次のいずれかに該当すること。

(1)　基準事業年度の貸借対照表上の純資産の額及び負債（株主からの借入金並びに株主以外からの長期借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借に係るものに限る。）及び短期借入金（元本の償還について分割払の定めがなく、かつ、利息の支払期限を元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがある金銭の消費貸借に係るものに限る。）に限る。）の額の合計額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値が百分の三十以上であること。

(2)　基準事業年度の貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から当該貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、基準事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費の額を加えた額で除して得た値が十以内であること。

ハ　組織基盤について、次のいずれにも該当すること。

(1)　債権及び債務に関する管理が適切に行われていること。

(2)　在庫管理が適切に行われていること。

(3)　予算及び資金計画について適切に管理することができる体制が構築されていること。

(4)　数値管理に対応するシステムや体制等が備わっていること。

(5)　売上目標の設定が適切に行われていること。

(6)　部門別による管理体制が構築されていること。

六　次に掲げる要件の全てを満たす設備投資を行うものであること。

イ　導入予定の設備が売上高の増加に貢献するものであること。

ロ　申請投資計画に係る経営力向上計画につき計画認定を受けた日から二年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、一億円又は基準事業年度の売上高の百分の五に相当する額のいずれか多い金額以上であること。

ハ　生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

七　申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。

八　申請投資計画に記載された第六号ハの建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度（以下「供用事業年度」という。）の給与増加割合（当該供用事業年度の雇用者給与等支給額から当該供用事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合をいう。以下同じ。）の目標が数値により定められており、かつ、その数値が百分の二・五以上であること。

2　申請投資計画に記載された前項第六号ハの建物及びその附属設備につき供用事業年度において租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる要件のいずれかに該当することを当該供用事業年度の中小企業等経営強化法施行規則第十六条第四項の規定による報告に係る報告書に記載しなければならない。

一　当該申請投資計画において定めた当該供用事業年度の給与増加割合の目標とする数値が、百分の二・五以上であり、かつ、百分の五未満である場合において、当該供用事業年度の給与増加割合がその定めた数値以上であること（次号に掲げる要件に該当する場合を除く。）。

二　当該供用事業年度の給与増加割合が当該申請投資計画において定めた当該供用事業年度の給与増加割合の目標とする数値以上であり、かつ、当該供用事業年度の雇用者給与等支給額が著しく増加した場合（当該供用事業年度の給与増加割合が百分の五以上である場合に限る。）に該当すること。

3　申請事業者（その策定した投資計画につき計画確認を受けようとする事業者をいう。）が、当該計画確認の申請前に当該申請事業者が策定した他の投資計画（以下「過去計画」という。）について計画確認を受けたものであり、かつ、当該過去計画の実施期間内の各事業年度の売上高の目標を三年連続で達成することができなかったものである場合には、当該申請に係る投資計画は第一項各号の要件に該当しないものとみなす。

○国土交通省告示第四百二十六号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、建設業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第千百三十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第１　現状認識	第１　現状認識
１　建設業の特徴	１　建設業の特徴
建設投資額は、平成４年度の約84兆円をピークとして、平成22年度には約42兆円まで落ち込んだ後、ここ数年は持ち直しが見られ、ピーク時からは約３割減少した水準ではあるものの、令和６年度の建設投資額は約58兆円の見込みとなっている。	建設投資額は、平成４年度の約84兆円をピークとして、平成22年度には約42兆円まで落ち込んだ後、ここ数年は持ち直しが見られ、ピーク時からは約３割減少した水準ではあるものの、令和２年度の建設投資額は約55兆円の見込みとなっている。
令和５年度末の建設業者数は、ピークとなった平成11年度末から約２割減少の約48万業者、令和６年平均の建設業就業者数は、ピークとなった平成９年平均から約３割減の約477万人となっている。	令和２年度末の建設業者数は、ピークとなった平成11年度末から約２割減少の約47万業者、令和２年平均の建設業就業者数は、ピークとなった平成９年平均から約３割減の約500万人となっている。
２　建設業の課題	２　建設業の課題
建設業は、我が国の住宅、社会資本、さらには都市や産業基盤の整備に不可欠で、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として重要な役割を果たしている産業であり、現場で直接施工を担う技能労働者によって支えられる産業である。	建設業は、我が国の住宅、社会資本、さらには都市や産業基盤の整備に不可欠な産業であり、現場で直接施工を担う技能労働者によって支えられる産業である。
建設業就業者数全体を見ると、近年横ばいで推移しているが、技能労働者については、令和６年平均における技能労働者数約300万人のうち、55歳以上が約110万人と約３分の１を占める一方、29歳以下は約35万人と約１割に留まっており、労働者の高齢化は他産業と比べ、より進行している。	建設業就業者数全体を見ると、近年横ばいで推移しているが、技能労働者については、令和２年度における技能労働者数約318万人のうち、55歳以上が約114万人と約３分の１を占める一方、29歳以下は約38万人と約１割に留まっており、労働者の高齢化は他産業と比べ、より進行している。
今後、高齢者の大量離職を控え、生産年齢人口が減少する中、建設業が成長を果たしていくためには、「人への投資」と「経営のイノベーション」を両輪として人と企業が共に成長する「人材投資成長産業」を目指し、官民が一丸となって担い手の確保・育成と生産性向上に取り組んでいくことが求められている。	今後、高齢者の大量離職を控え、生産年齢人口が減少する中、建設業が成長を果たしていくためには、「人への投資」と「経営のイノベーション」を両輪として人と企業が共に成長する「人材投資成長産業」を目指し、官民が一丸となって担い手の確保・育成と生産性向上に取り組んでいくことが求められている。
他産業との人材獲得競争が厳しさを増す中、優秀な人材に建設業を選択してもらい、入職・定着を促すためには、安定した雇用、安定した収入、将来に夢と希望を持てるキャリアパスの提示など、処遇・やりがい・将来性といった様々な観点において他産業よりも魅力的な仕事の場を提供することが必要である。	他産業との人材獲得競争が厳しさを増す中、優秀な人材に建設業を選択してもらい、入職・定着を促すためには、安定した雇用、安定した収入、将来に夢と希望を持てるキャリアパスの提示など、処遇・やりがい・将来性といった様々な観点において他産業よりも魅力的な仕事の場を提供することが必要である。
生産年齢人口の減少を補うとともに、限られた人材の処遇改善につなげていくため、業界全体でイノベーションを喚起し、建設現場の生産性向上を目的として、ＩＣＴ技術の全面的な活用等を目指す「i-Construction」の推進や新技術情報提供システム（以下「ＮＥＴＩＳ」という。）をはじめとした新技術・新工法の導入、人材の効率的活用など抜本的な生産性の向上に向けて取り組んでいくことが重要である。加えて、地域建設産業の状況を見ると、経営者の高齢化に伴う企業活動の継続や投資余力が限られる中での生産性向上が喫緊の課題のため、円滑な事業承継や生産性向上等を通じた効率的な経営等に向けた対策を講じる必要がある。	生産年齢人口の減少を補うとともに、限られた人材の処遇改善につなげていくため、業界全体でイノベーションを喚起し、建設現場の生産性向上を目的として、ＩＣＴ技術の全面的な活用等を目指す「i-Construction」の推進や新技術情報提供システム（以下「ＮＥＴＩＳ」という。）をはじめとした新技術・新工法の導入、人材の効率的活用など抜本的な生産性の向上に向けて取り組んでいくことが重要である。加えて、地域建設産業の状況を見ると、経営者の高齢化に伴う企業活動の継続や投資余力が限られる中での生産性向上が喫緊の課題のため、円滑な事業承継や生産性向上等を通じた効率的な経営等に向けた対策を講じる必要がある。

第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） ４　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、不動産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年国土交通省告示第六百二十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第１　現状認識 不動産業は、国民生活や経済活動の基盤となる住宅やビル、商業施設等の開発・流通・管理等を通じて、我が国の豊かな国民生活、経済成長を支えている。不動産業の産業規模は、法人数が約39万社（令和５年度）、従業者数が約158万人（令和５年度）であり、市場規模は、国内総生産が約65兆円（令和５年）で全産業の約11％（令和５年）となっている。 こうした中、近年、人口減少や少子高齢化等の人口・世帯構造の変化、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及による消費者の価値観の多様化、働き方改革による労働環境の変容等が生じており、社会状況や事業環境が変化している。このため、不動産業分野においても、社会経済環境の変化を踏まえた経営力向上に取り組み、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）といった技術の活用、顧客の需要を取り込むための市場動向等の適切な把握・分析等を通じ、業務の効率化や消費者のニーズを踏まえたサービスの提供を進め、生産性の向上を実現していくことが重要である。 第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） ４　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第１　現状認識 不動産業は、国民生活や経済活動の基盤となる住宅やビル、商業施設等の開発・流通・管理等を通じて、我が国の豊かな国民生活、経済成長を支えている。不動産業の産業規模は、法人数が約34万社（令和元年度）、従業者数が約132万人（令和元年度）であり、市場規模は、国内総生産が約65兆円（令和元年）で全産業の約11％（令和元年）となっている。 こうした中、近年、人口減少や少子高齢化等の人口・世帯構造の変化、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及による消費者の価値観の多様化、働き方改革による労働環境の変容等が生じており、社会状況や事業環境が変化している。このため、不動産業分野においても、社会経済環境の変化を踏まえた経営力向上に取り組み、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）といった技術の活用、顧客の需要を取り込むための市場動向等の適切な把握・分析等を通じ、業務の効率化や消費者のニーズを踏まえたサービスの提供を進め、生産性の向上を実現していくことが重要である。 第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第２　経営力向上に関する目標 １　（略） ２　経営目標 イ・ロ　（略） ハ　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 ・　中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第２　経営力向上に関する目標 １　（略） ２　経営目標 イ・ロ　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示

（貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略）	第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略）

3　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	（新設）
4　（略）	3　（略）

（自動車整備業分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正）

第二条　自動車整備業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） 3　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 4　（略）	第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設） 3　（略）

（旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正）

第三条　旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針（平成三十年国土交通省告示第五百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） 3　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 4　（略）	第３　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設） 3　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第六号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年五月三十日　内閣総理大臣　石破　茂

一　令和七年度東京都多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度多摩市一般会計当初予算における、東京都多摩市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和六年度新潟県長岡市子育て世帯家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度長岡市一般会計補正予算における、新潟県長岡市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和六年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税所得割非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和七年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和六年度沖縄県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度宜野湾市一般会計補正予算における、沖縄県宜野湾市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年五月三十日　内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

一　令和七年度東京都多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度多摩市一般会計当初予算における、東京都多摩市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ⑵に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）並びに同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ⑶に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和六年度新潟県長岡市子育て世帯家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度長岡市一般会計補正予算における、新潟県長岡市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和六年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税所得割非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四　令和七年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

五　令和六年度沖縄県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度宜野湾市一般会計補正予算における、沖縄県宜野湾市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度東京都多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度多摩市一般会計予算において措置する低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（令和七年度東京都多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成金の支給に関する情報	

四　令和七年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金の支給要件の該当性を判定するために必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　令和六年度沖縄県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度宜野湾市一般会計補正予算における、沖縄県宜野湾市から、低所得者世帯を実施支援するための基礎とする情報（入所等以下同じ。）の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和六年度沖縄県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金の支給に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第百八十六号

町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定に基づき、千葉県香取郡多古町と山武郡芝山町との境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、千葉県知事から届出があったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月三十日

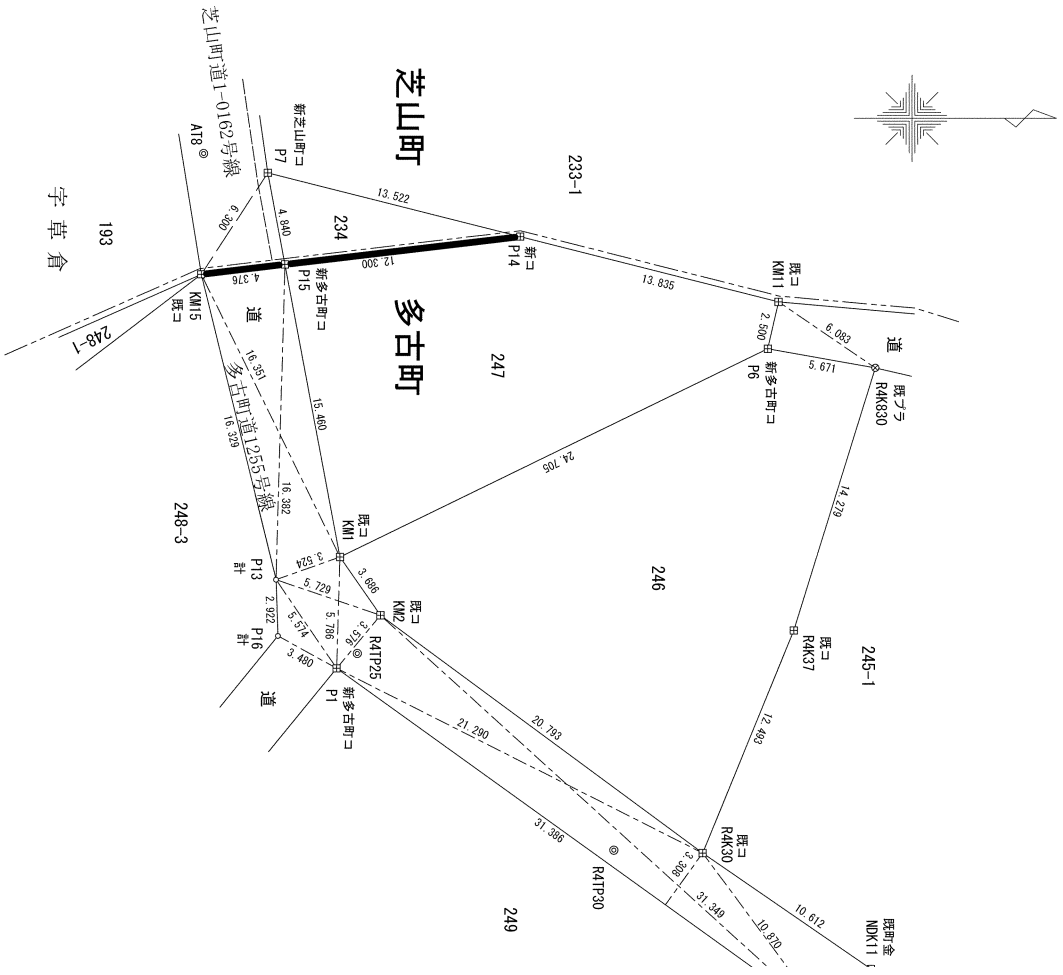
総務大臣　村上誠一郎

香取郡多古町と山武郡芝山町との境界は、次の座標番号Ｐ十四、Ｐ十五、ＫＭ十五の各点を順次直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

なお、これらの各点を図示すれば、別図のとおりである。

座標番号	座標値
Ｐ十四	Ｘ座標　マイナス三二八五三・五四七メートル Ｙ座標　五六一三九・二五八メートル
Ｐ十五	Ｘ座標　マイナス三二八六五・七六二メートル Ｙ座標　五六一四〇・七〇二メートル
ＫＭ十五	Ｘ座標　マイナス三二八七〇・一〇八メートル Ｙ座標　五六一四一・二一六メートル

別　図



○文部科学省告示第五十号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関として次に掲げる者を登録したので、同法第六十二条第五項の規定に基づき公示する。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	養成業務を行う主たる事務所の名称	養成業務を行う主たる事務所の所在地	養成業務を開始する年月日
C〇二四〇五〇一	令和七年五月三十日	公立大学法人国際教養大学	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱一九三番地二	国際教養大学	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱一九三番地二	令和七年九月一日
C〇二四〇六〇一	令和七年五月三十日	国立大学法人山形大学	山形県山形市小白川町一丁目四番一二号	山形大学	山形県山形市小白川町一丁目四番一二号	令和七年九月二十九日
C〇二四〇八〇二	令和七年五月三十日	学校法人常磐大学	茨城県水戸市見和一丁目四三〇番地の一	常磐大学	茨城県水戸市見和一丁目四三〇番地の一	令和八年四月一日
C〇二四一三一三	令和七年五月三十日	学校法人江副学園	東京都新宿区高田馬場二丁目九番七号	新宿日本語学校	東京都新宿区高田馬場二丁目九番七号	令和七年六月一日
C〇二四一三一四	令和七年五月三十日	学校法人大妻学院	東京都千代田区三番町一二番地	大妻女子大学	東京都千代田区三番町一二番地	令和七年九月十五日
C〇二四一三一五	令和七年五月三十日	学校法人聖学院	東京都北区中里三丁目一二番二号	聖学院大学	埼玉県上尾市戸崎一丁目一番	令和七年十月一日
C〇二四一三一六	令和七年五月三十日	株式会社ＴＣＪグローバル	東京都新宿区信濃町三四トーシン信濃町駅前ビル四階	ＴＣＪ日本語教師養成講座東京校	東京都新宿区信濃町三四トーシン信濃町駅前ビル四階	令和七年七月一日
C〇二四一三一七	令和七年五月三十日	学校法人文化学園	東京都渋谷区代々木三丁目二二番一号	文化外国語専門学校	東京都渋谷区代々木三丁目二二番一号	令和八年四月一日
C〇二四一三一八	令和七年五月三十日	学校法人武蔵野大学	東京都江東区有明三丁目三番三号	武蔵野大学	東京都江東区有明三丁目三番三号	令和七年九月一日
C〇二四一三一九	令和七年五月三十日	株式会社リカレント	東京都新宿区新宿三丁目一番一三号京王新宿追分ビル四階	リカレント新宿	東京都新宿区新宿三丁目一番一三号京王新宿追分ビル四階	令和七年十一月十日
C〇二四二二〇二	令和七年五月三十日	学校法人常葉大学	静岡県静岡市駿河区弥生町六番一号	常葉大学	静岡県静岡市駿河区弥生町六番一号	令和七年六月一日
C〇二四二三〇二	令和七年五月三十日	学校法人愛知学院	愛知県名古屋市千種区楠元町一丁目一〇〇番地	愛知学院大学	愛知県日進市岩崎町阿良池一二	令和八年四月一日
C〇二四二六〇五	令和七年五月三十日	学校法人京都外国語大学	京都府京都市右京区西院笠目町六番地	京都外国語大学	京都府京都市右京区西院笠目町六番地	令和八年四月一日
C〇二四二七〇四	令和七年五月三十日	株式会社ＥＣＣ	大阪府大阪市北区東天満一丁目一〇番二〇号	ＥＣＣ日本語学院名古屋校	愛知県名古屋市中区金山一丁目一六番一六号	令和七年六月一日

○文部科学省告示第五十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関として次に掲げる者を登録したので、同法第四十六条第六項の規定に基づき公示する。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	研修事務を開始する年月日
B〇二四〇五〇一	令和七年五月三十日	公立大学法人国際教養大学	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱一九三番地二	国際教養大学	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱一九三番地二	令和七年九月一日
B〇二四〇六〇一	令和七年五月三十日	国立大学法人山形大学	山形県山形市小白川町一丁目四番一二号	山形大学	山形県山形市小白川町一丁目四番一二号	令和七年九月二十九日
B〇二四〇八〇二	令和七年五月三十日	学校法人常磐大学	茨城県水戸市見和一丁目四三〇番地の一	常磐大学	茨城県水戸市見和一丁目四三〇番地の一	令和八年四月一日
C〇二四二七〇五	令和七年五月三十日	国立大学法人大阪教育大学	大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六九八番地の一	大阪教育大学	大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六九八番地の一	令和七年十月一日
C〇二四二七〇六	令和七年五月三十日	学校法人大手前学園	大阪府大阪市中央区大手前二丁目一番八八号	大手前大学	兵庫県西宮市御茶家所町六番四二号	令和七年十二月一日
C〇二四二七〇七	令和七年五月三十日	有限会社国際交流センター	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一四号	国際交流センター	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一四号	令和七年六月一日
C〇二四二八〇四	令和七年五月三十日	学校法人甲南学園	兵庫県神戸市東灘区岡本八丁目九番一号	甲南大学	兵庫県神戸市東灘区岡本八丁目九番一号	令和七年六月一日
C〇二四二八〇五	令和七年五月三十日	学校法人濱名山手学院	兵庫県尼崎市潮江一丁目三番一三号	関西国際大学	兵庫県神戸市中央区諏訪山町三番一号	令和七年六月一日
C〇二四三三〇三	令和七年五月三十日	国立大学法人岡山大学	岡山県岡山市北区津島中一丁目一番一号	岡山大学	岡山県岡山市北区津島中一丁目一番一号	令和七年六月一日
C〇二四三三〇四	令和七年五月三十日	学校法人ノートルダム清心学園	岡山県岡山市北区伊福町二丁目一六番九号	ノートルダム清心女子大学	岡山県岡山市北区伊福町二丁目一六番九号	令和七年六月一日
C〇二四三四〇三	令和七年五月三十日	学校法人武田学園	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号	広島文教大学	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号	令和七年六月一日
C〇二四三四〇四	令和七年五月三十日	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目三番二号	広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目一番一号	令和七年六月一日
C〇二四四〇〇一	令和七年五月三十日	学校法人西南学院	福岡県福岡市早良区西新六丁目二番九二号	西南学院大学	福岡県福岡市早良区西新六丁目二番九二号	令和七年六月一日

Ｂ〇二四一三一一	令和七年五月三十日	学校法人江副学園	東京都新宿区高田馬場二丁目九番七号	新宿日本語学校	東京都新宿区高田馬場二丁目九番七号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四一三一二	令和七年五月三十日	学校法人大妻学院	東京都千代田区三番町一二番地	大妻女子大学	東京都千代田区三番町一二番地	令和七年九月十五日											
Ｂ〇二四一三一三	令和七年五月三十日	株式会社ＴＣＪグローバル	東京都新宿区信濃町三四トーシン信濃町駅前ビル四階	ＴＣＪ日本語教師養成講座東京校	東京都新宿区信濃町三四トーシン信濃町駅前ビル四階	令和七年七月一日											
Ｂ〇二四一三一四	令和七年五月三十日	学校法人文化学園	東京都渋谷区代々木三丁目二二番一号	文化外国語専門学校	東京都渋谷区代々木三丁目二二番一号	令和八年四月一日											
Ｂ〇二四一三一五	令和七年五月三十日	学校法人武蔵野大学	東京都江東区有明三丁目三番三号	武蔵野大学	東京都江東区有明三丁目三番三号	令和九年四月一日											
Ｂ〇二四二二〇二	令和七年五月三十日	学校法人常葉大学	静岡県静岡市駿河区弥生町六番一号	常葉大学	静岡県静岡市駿河区弥生町六番一号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四二六〇四	令和七年五月三十日	学校法人京都外国語大学	京都府京都市右京区西院笠目町六番地	京都外国語大学	京都府京都市右京区西院笠目町六番地	令和八年四月一日											
Ｂ〇二四二七〇三	令和七年五月三十日	株式会社ＥＣＣ	大阪府大阪市北区東天満一丁目一〇番二〇号	ＥＣＣ日本語学院名古屋校	愛知県名古屋市中区金山一丁目一六番一六号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四二七〇四	令和七年五月三十日	国立大学法人大阪教育大学	大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六九八番地の一	大阪教育大学	大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六九八番地の一	令和七年十月一日											
Ｂ〇二四二七〇五	令和七年五月三十日	学校法人大手前学園	大阪府大阪市中央区大手前二丁目一番八八号	大手前大学	兵庫県西宮市御茶家所町六番四二号	令和七年十二月一日											
Ｂ〇二四二七〇六	令和七年五月三十日	有限会社国際交流センター	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一四号	国際交流センター	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一四号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四二八〇四	令和七年五月三十日	学校法人甲南学園	兵庫県神戸市東灘区岡本八丁目九番一号	甲南大学	兵庫県神戸市東灘区岡本八丁目九番一号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四三三〇二	令和七年五月三十日	国立大学法人岡山大学	岡山県岡山市北区津島中一丁目一番一号	岡山大学	岡山県岡山市北区津島中一丁目一番一号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四三四〇三	令和七年五月三十日	学校法人武田学園	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号	広島文教大学	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号	令和十年四月一日											
Ｂ〇二四三四〇四	令和七年五月三十日	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目三番二号	広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目一番一号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四四〇〇一	令和七年五月三十日	学校法人西南学院	福岡県福岡市早良区西新六丁目二番九二号	西南学院大学	福岡県福岡市早良区西新六丁目二番九二号	令和七年六月一日											
Ｂ〇二四四五〇一	令和七年五月三十日	学校法人宮崎総合学院	宮崎県宮崎市老松一丁目三番七号	宮崎情報ビジネス専門学校	宮崎県宮崎市老松一丁目三番七号	令和七年十二月一日											

○経済産業省告示第八十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正箇所）

改正後

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認 五　法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認 六　法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理
	中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（伝統的工芸品産業支援事業費に限る。）	
	中小企業政策推進事業費補助金（成長型中小企業等研究開発支援事業費、人権教育・啓発活動支援事業費（アイヌ中小企業振興対策事業費補助金に限る。）、商店街等機能活性化事業費、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業費（信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金に限る。）及び地方公共団体小規模事業者支援推進事業費に限る。）	
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	
	中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外展開支援事	

改正前

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認 五　法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認 六　法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理
	中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（伝統的工芸品産業支援に限る。）	
	中小企業政策推進事業費補助金（成長型中小企業等研究開発支援事業、海外展開のための支援事業者活用促進事業、商店街等機能活性化事業、経営支援対策事業及び地方公共団体小規模事業者支援推進事業費に限る。）	
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	
	中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外展開支援事	

経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	業費（海外出願支援事業費に限る。）及び中小企業等知的財産支援地域連携促進事業費に限る。）	十　法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電理解促進事業費に限る。）	十一　法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
	電源立地地域対策交付金	十二　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	電源立地地域対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）	十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
		十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
		十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
		十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
		十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
		十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消
		十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
		二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
		二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
		二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
		二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等
経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	業費補助金（海外出願支援事業に限る。）及び中小企業知的財産支援事業費補助金に限る。）	十　法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金（理解促進事業に係るもの）に限る。）	十一　法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
	電源立地地域対策交付金	十二　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	電源立地地域対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）	十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
		十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
		十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
		十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
		十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
		十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消
		十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
		二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
		二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
		二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
		二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等

産業保安監督部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）、産業	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金
	エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（休廃止鉱山鉱害防止エネルギー使用合理化事業費に限る。）	休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金

保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	石油資源採掘対策事業費補助金（廃止石油坑井封鎖事業費に限る。）	東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模開発地区企業立地促進事業費に限る。）
			電源立地等推進対策交付金（福島特定原子力施設地域振興交付金に限る。）
			［削る］
		関東経済産業局長、中部経済産業局長、近畿経済産業局長及び九州経済産業局長	中小企業政策推進事業費補助金（なりわい再建支援事業費に限る。）
			中小企業特定施設等災害復旧費補助金
	二十四　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理 二十五　法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	廃止石油坑井封鎖事業費補助金	東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費に限る。）
			福島特定原子力施設地域振興交付金
			中小企業施設等災害復旧費補助金
		関東経済産業局長、中部経済産業局長、近畿経済産業局長及び九州経済産業局長	中小企業政策推進事業費補助金（なりわい再建支援事業費に限る。）
			中小企業特定施設等災害復旧費補助金
	二十四　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理 二十五　法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知		

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。ただし、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百三十号

久米島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月三十日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　空港の名称及び位置　久米島空港　沖縄県島尻郡久米島町

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第四百四十八号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯二十六度二十一分五十秒　東経百二十六度四十二分五十秒

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ハ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

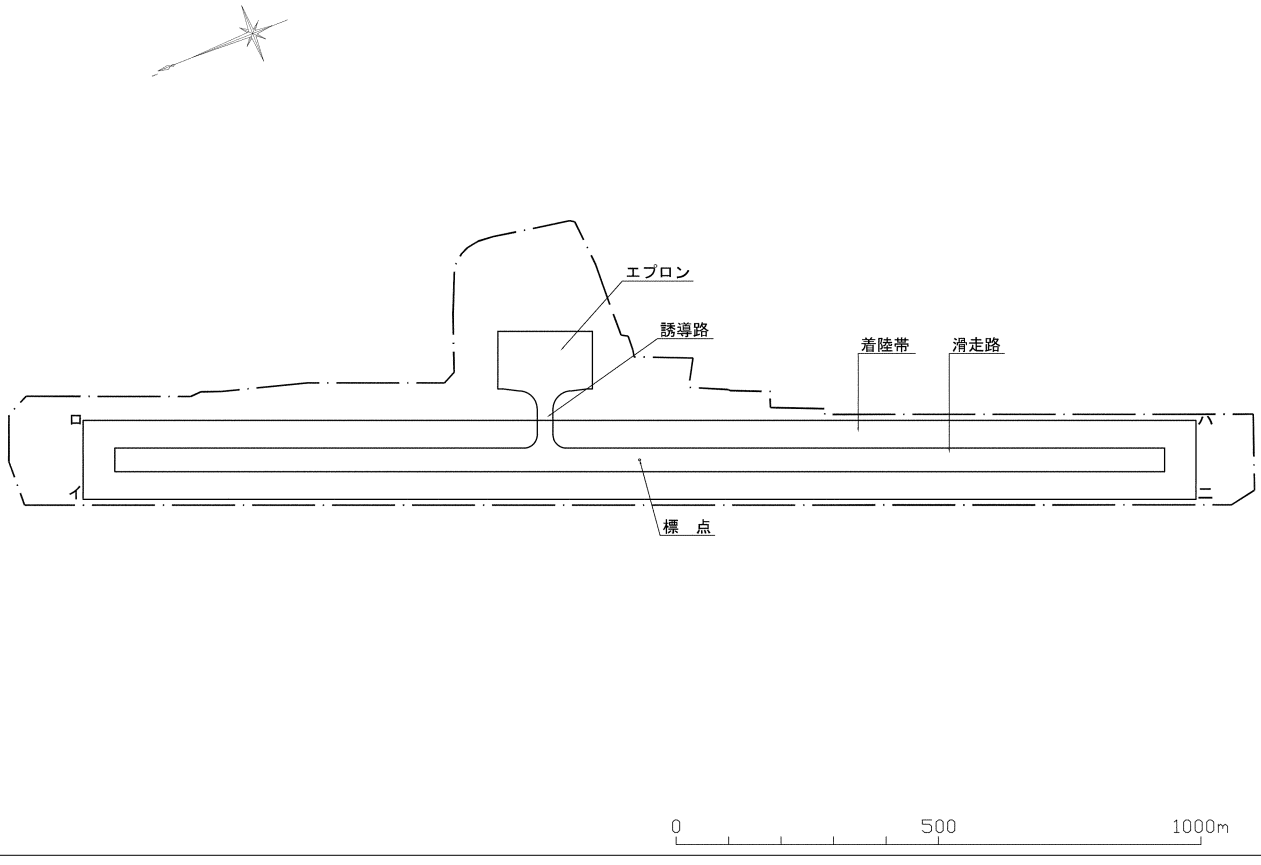
(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

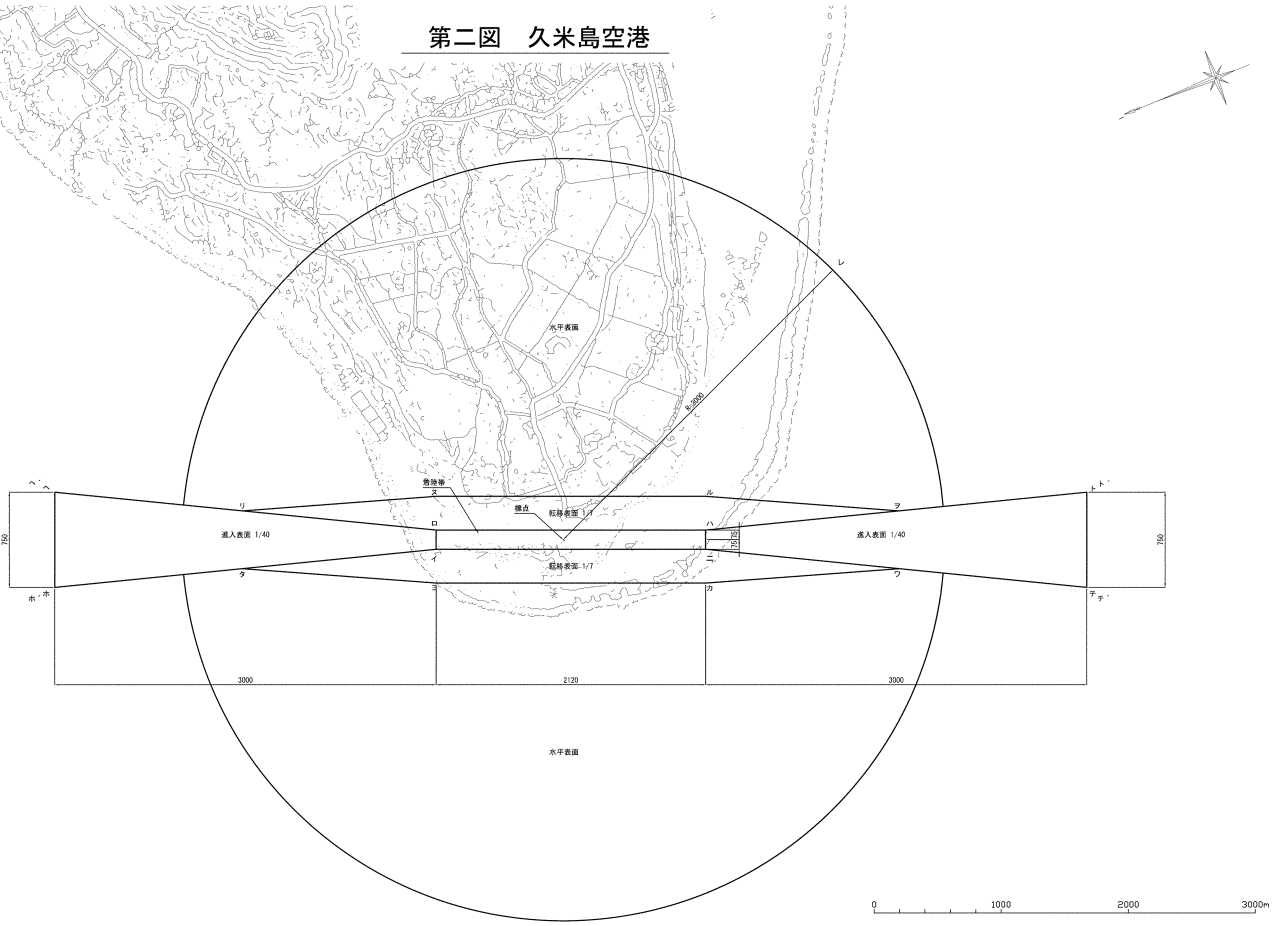
(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ′並びにロヘ′及びハト′）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十年七月六日

第一図　久米島空港



第二図　久米島空港



○国土交通省告示第四百三十一号

東京都から神津島空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　申請者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

二　空港の名称及び位置　神津島空港　東京都大島支庁管内神津島村

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和六十二年運輸省告示第六百三十二号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度十一分二十二秒　東経百三十九度八分零秒　標高百三十七・七メートル

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ハ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

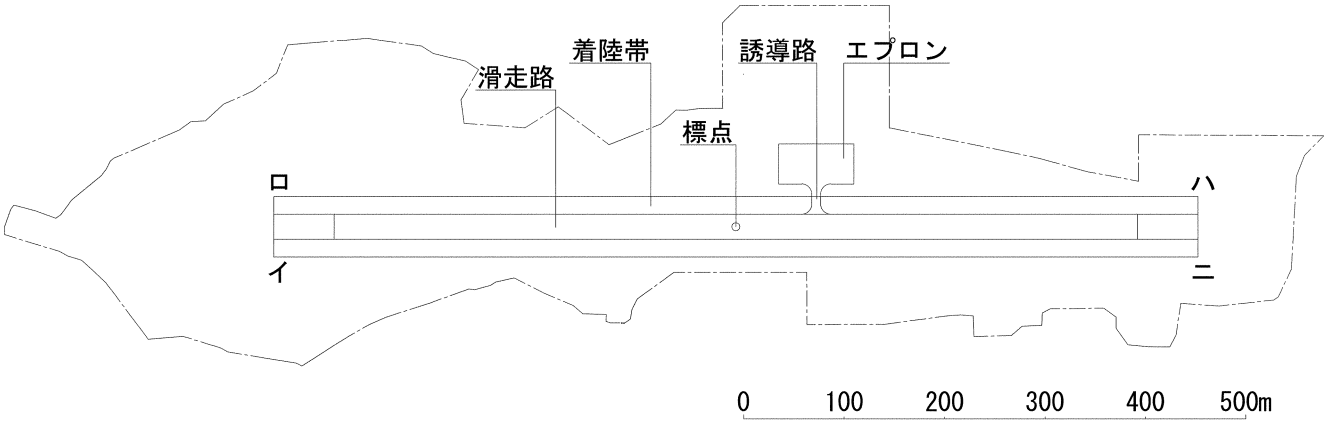
(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

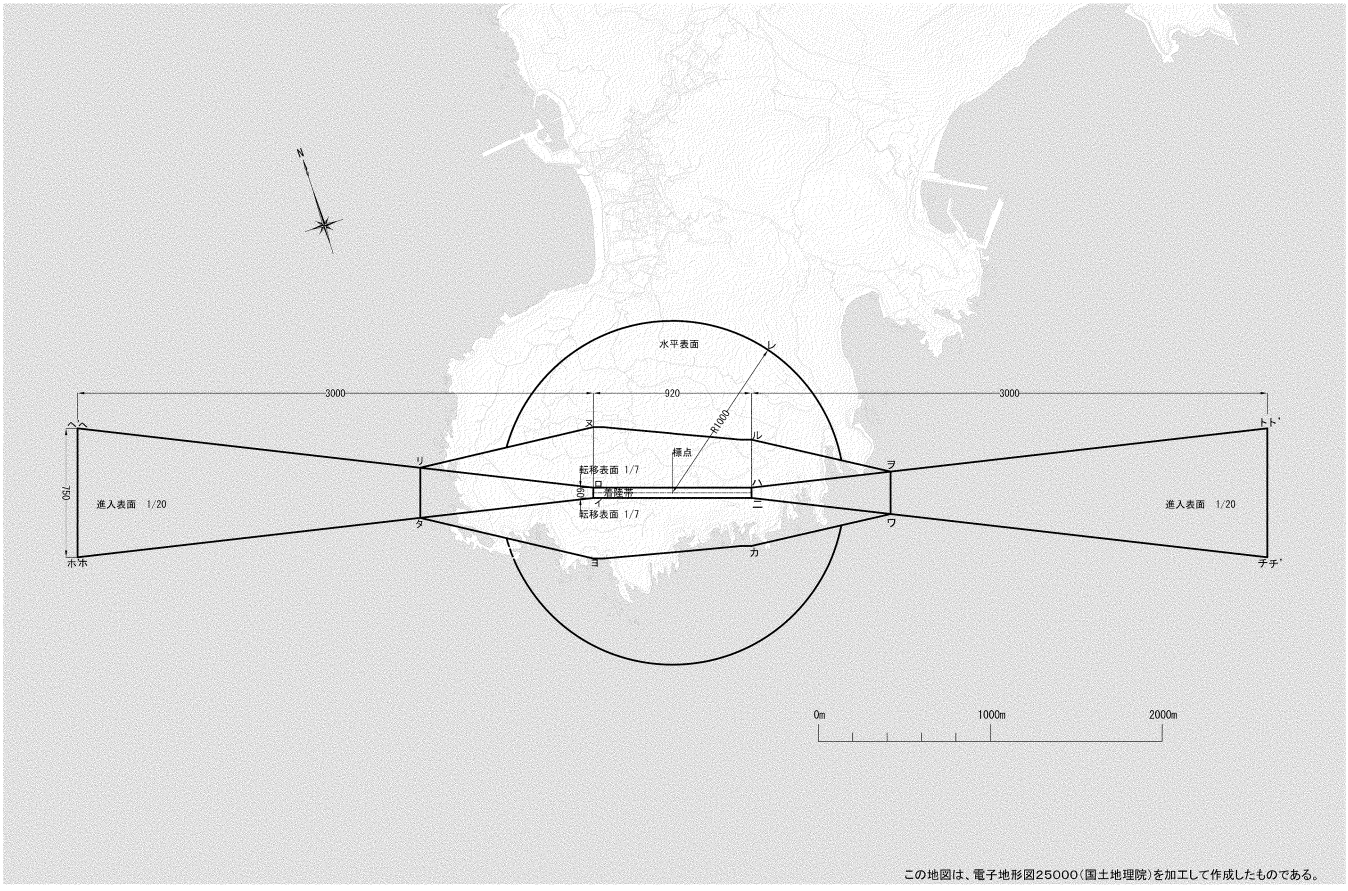
(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十八年八月一日

第一図　神津島空港



第二図　神津島空港



この地図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成したものである。

○国土交通省告示第四百三十二号

南大東空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　空港の名称及び位置　南大東空港　沖縄県島尻郡南大東村

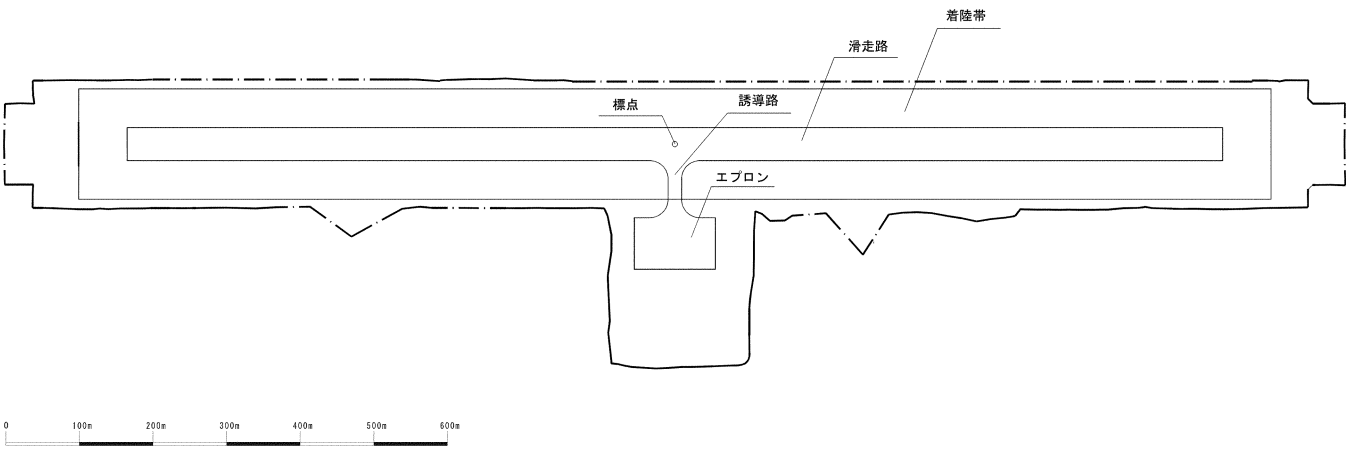
三　変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第六百三十七号及び平成九年運輸省告示第三百八十二号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　三十六万九千五百二十四平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を沖縄県庁において縦覧に供する。

別図　南大東空港



官　庁　発　表

官　庁　事　項

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項第３号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） 刑務官採用試験（高卒程度試験） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	**別表** （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） 刑務官採用試験 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(1)及び(2)並びに第２号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロ及び第２号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(1)及び(2)並びに第２号ロ(1)及び(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)、第２号ロ(2)、第３号ロ(1)及び(2)、第４号ロ(1)及び(2)並びに第７号ロ(1)	人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロ及び第２号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)、第２号ロ(2)、第３号ロ(1)及び(2)、第４号ロ(1)及び(2)並びに第７号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号、同表外務省専門職員採用試

及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。	験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。
１　（略）	１　（略）
２　大卒程度の者に行う採用試験関係	２　大卒程度の者に行う採用試験関係
一　規則別表第３国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)並びに同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(1)及び第２号ロ(1)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ(1)、第４号ロ(1)及び第７号ロ(1)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)並びに同表航空管制官採用試験の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」並びに同表海上保安官採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。	一　規則別表第３国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)並びに同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ(1)、第４号ロ(1)及び第７号ロ(1)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)並びに同表航空管制官採用試験の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」並びに同表海上保安官採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
二　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(2)及び第２号ロ(2)並びに同表財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。	二　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)及び同表財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
三～五　（略）	三～五　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）

２　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第１号

人事院事務総長は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第４項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略） 2　委任する権限及び所掌事務 一　国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する次に掲げる事項 ⑴　第60条第１項前段の規定に基づき、人事院規則８―18（採用試験）別表第１国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第１号及び第11号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号及び第２号並びに同表刑務官採用試験（高卒程度試験）の項第１号から第４号までに掲げる官職に人事院規則８―12（職員の任免）第39条第１項第３号に掲げる場合の臨時的任用を行うことについて承認すること。 ⑵　（略） 二・三　（略） ３・４　（略）	1　（略） 2　委任する権限及び所掌事務 一　国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する次に掲げる事項 ⑴　第60条第１項前段の規定に基づき、人事院規則８―18（採用試験）別表第１国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第１号及び第11号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号及び第２号並びに同表刑務官採用試験の項第１号から第４号までに掲げる官職に人事院規則８―12（職員の任免）第39条第１項第３号に掲げる場合の臨時的任用を行うことについて承認すること。 ⑵　（略） 二・三　（略） ３・４　（略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第２号

人事院事務総長は、人事院規則８―18（採用試験）第５条第１項の規定に基づき、平成23年人事院事務総局公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	地域試験の名称	地域の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験（高卒程度試験）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	地域試験の名称	地域の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定及び公表について

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第３条第１項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第６項の規定に基づき公表する。

令和７年５月30日　　農林水産大臣　小泉進次郎

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

第１　米穀の新用途への利用の促進の意義

我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の国内需要全体を賄うために必要な面積の１／３程度しかなく、更なる農業従事者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。こうした背景から米については、国内外の需要拡大策、農地の大区画化、スマート農業技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進することとしており、輸出を含めた米需要拡大に向けて、米粉用米等の利用の促進を図ることが重要である。このため、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）に基づき、米粉用米については、米粉の特徴を活かした新商品の開発や活用方法の情報発信、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等により、コスト低減とこれによる更なる需要拡大を図るとともに、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図ることが必要である。

第２　米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

１　生産者及び製造事業者等の連携

⑴　新用途米穀については、生産者、製造事業者及び促進事業者が連携し複数年契約や播種前契約に取り組む等、確実に流通・加工・消費されることが必要である。

⑵　特に、米粉用米については、需要の拡大に対応できるよう、生産者や集荷事業者等が安定的に供給していくことが重要である。

２　消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

⑴　米粉用米の需要を拡大するためには、消費者・実需者に受け入れられる商品（米粉及びこれを利用した製品等）の開発が必要である。

⑵　特に、輸入小麦等を原材料とする商品の代替品にとどまらず、また、グルテンフリーとしての価値のみならず、米粉の特性・機能性を踏まえたより付加価値の高い商品の開発が重要である。

⑶　その際、新たな加工法として、米穀をアルファ化する技術等やパン・麺等に適した品種の開発・研究が進められており、これらを活用した商品の開発により、新たな市場を開拓していくことが必要である。

⑷　また、飼料用米については、これを利用した畜産物のブランド化が進められてきており、こうした取組は重要である。

３　海外における需要の創出

⑴　米粉用米については、海外に輸出する際に競合する他の製品と比較した国内産米粉及びこれを利用した製品の優位性を活かした需要創出に取り組むことが必要である。

⑵　その際、米粉及び米粉製品の製造事業者に対し、「ノングルテン米粉の製造工程管理ＪＡＳ」等のグルテンフリーに関する認証制度について、更なる普及に向けた検討を行うとともに、海外の基準等についても情報提供を行っていく必要がある。

⑶　また、インバウンド需要を捉え、米粉を使った新たな加工品を開発・販売していくことも重要である。

４　生産・流通・加工コストの低減

⑴　新用途米穀の需要に応じた生産を図り、また、生産者等の所得を増大させていくためには、生産コストの低減が重要であり、多収品種の導入、担い手への農地の集積・集約化、生産資材費の低減、直播栽培の導入、バラ流通への転換等に積極的に取り組むことが必要である。

⑵　その際、米粉用米については、多様な用途に対応した米粉の加工技術の改良、開発及び普及並びに大規模製造ラインに適した米粉の二次加工技術の開発による加工コストの低減に積極的に取り組むことが必要である。

⑶　米粉の情報発信や商品開発等を通じた需要創出とこれに対応した製造・販売規模の拡大等を通じたコスト低減により、更に需要を拡大する好循環を形成することが重要である。

⑷　また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性の向上等に取り組むことが必要である。

５　新用途米穀の供給

⑴　新用途米穀の安定供給にあっては、多収品種の導入促進による単収の増加等が図られるよう取り組むことが重要である。

⑵　このうち、米粉用米については、輸入小麦等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。

⑶　その際、実需者が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等について一層の推進を図ることが重要である。

⑷　また、パン用・麺用など商品に適した品種の導入促進も重要である。

第３　生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

１　生産製造連携事業

⑴　目標及び内容

第２の「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」に即して、生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発等に関する目標を設定するとともに、目標達成のための整合的かつ具体的な措置を記載する。

⑵　実施期間

３年以上５年以内とする。

２　新品種育成事業

⑴　目標及び内容

収量の増加、加工適性の向上等開発する品種の目標を設定する。

⑵　実施期間

10年以内とする。

第４　米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

１　米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進等

⑴　国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、消費者、実需者等に米粉の種類、米粉及びそれを利用した製品の特性・機能性、飼料用米を原材料とする飼料が畜産物に与える効果等の情報を提供するとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義についての消費者の理解の増進に努める。

⑵　その際、米粉用米及び米粉パンなど米粉用米を利用した製品については、各種メディアを通じた情報発信、新たな商品開発、調理・喫食機会の提供、参考となる活用事例の紹介等によりその魅力、特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努める。

２　生産者と実需者とのマッチング

⑴　米穀の新用途への利用の促進には、安定した需要と供給の関係が構築されるよう生産者の意向と実需者のニーズが合致することが必要であることから、国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、生産者と実需者とのマッチングに努める。

⑵　その際、米粉用米については、用途の多様化に伴い、パン用・麺用などそれぞれの用途に適した品種ごとの需要への対応や広域でのマッチングも必要となっていることに留意する。

第５　米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

１　米粉を原材料とする加工品等に関する適切な表示

⑴　米粉を原材料とする加工品については、小麦アレルギーを持つ患者のための代替品としての利用等もあることから、商品選択に当たり誤認しないよう、関係事業者は、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令を遵守し、その原材料及びアレルゲンの適切な表示を行う。

⑵　米粉については、特性や用途に応じた使用方法が消費者・米粉を利用する食品事業者に正確に伝わるよう、米粉製造事業者は、「１番：菓子・料理用」「２番：パン用」といった統一の表記を行い、商品の使用方法の適切な表示等に努める。また、消費者が用途に応じた商品の選択をよりしやすくなるような表示方法についても検討を進める。

２　飼料用米を原材料とする飼料の給与技術の普及

飼料用米を原材料とする飼料について、国及び地方公共団体は、畜種の特性に応じた効果的な給与技術の畜産農家等への普及に努める。これにより、肉質・食味等の畜産物の付加価値を向上し、畜産物や飼料用米の価値に見合った価格での販売につなげることが重要である。

３　新用途米穀等の安全の確保

新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等の関係法令を遵守し、食品・飼料として各種基準等に適合していることを確認し、その安全の確保を図る。

４　新用途米穀の適正な流通の確保

⑴　生産者、製造事業者及び促進事業者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号。以下「食糧法」という。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）等の法令を遵守するとともに、特に次に掲げる事項に留意する。

ア　新用途米穀を区分するための措置

新用途米穀が主食用として流通することのないよう、品種及び栽培地の区分、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行うこと。

イ　帳簿等の備付け

新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付けること。

ウ　契約書における違約金条項の記載

事業者の転売行為等を抑止するため、新用途米穀に係る売買契約書において、新用途米穀を計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定すること。

⑵　国は、認定生産製造連携事業計画の実施状況、特に新用途米穀の適正な流通を確認するため、法第16条の規定に基づく報告徴収、食糧法に基づく立入検査その他の措置を適切に実施し、適正な流通が認められない場合は、法第５条第３項の規定に基づく認定の取消し等必要な措置を講ずる。

５　地域農業との調和

生産者は、新用途米穀の生産により大豆・麦の本格的生産に支障を来すこと等がないよう、水田収益力強化ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図る。

国　家　試　験

令和７年度情報処理技術者試験合格者

令和７年度情報処理技術者試験（４月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和７年５月16日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和７年５月30日

経済産業大臣　武藤　容治

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP2269003 IP2269006 IP24041FSN IP24041YPT IP24042SDZ IP24042XXS IP2404321Z IP240433H4 IP2404341P IP24044BAC IP24044CN9 IP24044HFN IP24044U3B IP240451UT IP240452Z1 IP240454C1 IP240456AV IP24046MD4 IP24047ZVR IP24048BUH
IP24048HQ8 IP24048Z29 IP24049XG4 IP2404A3T2 IP2404A3TF IP2404AC62 IP2404AF2Q IP2404B72Z IP2404C4GX IP2404E8Y7 IP2404F566 IP2404F9XF IP2404G2SX IP2404G8QV IP2404GH7D IP2404HH85 IP2404M5HW IP2404M8S6 IP2404MH1G IP2404N5DX
IP2404QX65 IP2404R3P3 IP2404R5Q3 IP2404T73Z IP2404TEY9 IP2404TTA3 IP2404U1J1 IP2404U82N IP2404U9BN IP2404V4YP IP2404VB22 IP2404VY2V IP2404XQE3 IP2404XTF5 IP2404Y1HG IP240516TW IP24051XDW IP24052VZW IP240532M4 IP24053W8C
IP2405471X IP24054C7S IP24054MWY IP24055N3M IP24055SCS IP24055V9Z IP24055YAA IP24056AV9 IP24056BE1 IP24056BZC IP24057CVE IP24058R19 IP2405B5GY IP2405B8ZZ IP2405C9BP IP2405CZ9R IP2405DG4R IP2405DX9H IP2405FM91 IP2405H416
IP2405JAX6 IP2405NS8W IP2405P2FH IP2405PZ5N IP2405R9UB IP2405S38D IP2405S642 IP2405S99U IP2405T85W IP2405U29U IP2405UH2E IP2405V4R5 IP2405YC3G IP240621SF IP24066BUX IP24067EDY IP24067FNA IP24069S78 IP2406AZ3B IP2406ENM1
IP2406GY9D IP2406H384 IP2406HB7D IP2406SZ2X IP2406T2YW IP2406TRE4 IP2406X1VW IP24071BVX IP24071SM7 IP24077TQF IP24078MDP IP24078T7W IP24078YRB IP2407B2SB IP2407H67J IP2407JC8N IP2407PW79 IP2407QD87 IP2407S341 IP2407V5SF
IP2407V5XG IP240829D3 IP24082UBM IP240831N2 IP240848JD IP24086VWR IP24086XDH IP24087GBM IP24089RXA IP2408BAN4 IP2408DR3Z IP2408VX1T IP2408YDV3 IP240911GS IP24091B78 IP24091P9B IP240925GB IP24092NUF IP24092Q1X IP24093JNN
IP24094X4U IP24094YZR IP24095ARJ IP24095WN3 IP24095YHT IP240962D2 IP2409643R IP2409713P IP24097ADZ IP24097YGC IP24098SQ5 IP2409C5HM IP2409E88A IP2409E8Z1 IP2409N7VX IP2409R5V7 IP2409S9DP IP2409U9DR IP2409UA36 IP2409UQ3N
IP2409UWS9 IP2409VPD3 IP2409Y83W IP2409YVY9 IP241011B6 IP24102WM1 IP24102ZAC IP2410384U IP24103PWC IP241043Y2 IP2410446H IP24104BQZ IP24104CJ3 IP241064VA IP24106EDN IP24106RHS IP24106RYF IP24106SM5 IP24107DDW IP241086B8
IP24108GVD IP24108R57 IP24108RV7 IP24108SVX IP24109WA8 IP24109ZGA IP2410A62U IP2410AM9D IP2410BY8S IP2410C8UP IP2410DV9M IP2410E1T3 IP2410EB7C IP2410FAV6 IP2410G2DW IP2410G86W IP2410GED9 IP2410HW3N IP2410J14W IP2410MY7R
IP2410PFS2 IP2410PR3W IP2410Q6U3 IP2410QS43 IP2410RE37 IP2410SW8J IP2410T88Q IP2410UA37 IP2410XN3P IP2410Y79Z IP2411172U IP24111DVZ IP24111F2P IP24111NR5 IP24111Q5P IP24111QG8 IP24111VFV IP2411272E IP24112N8B IP24112QZQ
IP24112TRD IP241137VX IP24113CT2 IP24113PWP IP24113Z8M IP24113ZT4 IP24114GW2 IP24114JHB IP24114M5J IP24114Q8Y IP24114ZR3 IP24115CWT IP24115G5X IP24115H4B IP24115NYM IP24115VXZ IP241161YZ IP241164D5 IP24116B7N IP24116BCE
IP24116MJD IP24116PXV IP24116S39 IP24116XJ9 IP241175ZW IP241183T9 IP241185E9 IP241197VG IP24119JWQ IP24119Q1Z IP2411AT4S IP2411CRE6 IP2411E27B IP2411E43G IP2411E8SG IP2411FB77 IP2411FUE4 IP2411G2MH IP2411G5XQ IP2411H7E9
IP2411J6G6 IP2411N2Z7 IP2411N5UT IP2411NXN5 IP2411NZT4 IP2411PDJ5 IP2411PQ6H IP2411QM4V IP2411R5JP IP2411T57T IP2411TB99 IP2411U6BE IP2411UU81 IP2411W6WW IP2411W8C4 IP2411YD41 IP2411YY3W IP241215GW IP24121AQ6 IP241225M2
IP2412274F IP24122H9Q IP24122RDD IP241234CH IP241234R2 IP24123B9Z IP24123DSZ IP24123HXR IP24123Q9J IP24123U1C IP24123XM3 IP241242VU IP241243BB IP241246SQ IP24124G9Z IP24124PG8 IP24124V4Y IP24124XWB IP2412532H IP241253SU
IP241255TP IP24125ASS IP24125E2M IP24125HV3 IP24125NFQ IP24125TR3 IP24125YW2 IP24125Z2P IP241261M5 IP24126AMG IP24126D3U IP24126E9H IP24126QTC IP24127EA5 IP24127JX9 IP24127R1U IP24127ZEB IP24127ZYS IP24128FV6 IP24128HU6
IP241291YU IP241296T2 IP241298YX IP24129HGP IP24129TF3 IP24129XUH IP2412AA2U IP2412BD3X IP2412C9S7 IP2412CB9P IP2412CFF7 IP2412D31V IP2412DA4N IP2412DB7M IP2412E6XQ IP2412EF7Z IP2412FS8E IP2412H1NC IP2412HV6R IP2412J11T
IP2412JB56 IP2412JG89 IP2412JVQ4 IP2412MAQ5 IP2412MX1Z IP2412N3H7 IP2412N64D IP2412P9T8 IP2412PQH8 IP2412PS4B IP2412QMP9 IP2412QSZ8 IP2412R52A IP2412R73G IP2412S39Q IP2412SJJ8 IP2412THB4 IP2412UG9W IP2412V18S IP2412V5S5
IP2412V61Y IP2412V7XV IP2412VC63 IP2412W5N4 IP2412Y7AS IP2412Z1QN IP2412Z9Z1 IP2412ZB5V IP250112AJ IP250118W9 IP25011BH8 IP25011CZZ IP25011D2F IP25011GDY IP25011GMH IP25011H7U IP25011J1R IP25011M5D IP25011MA4 IP25011MU9
IP25011MVU IP25011RRY IP25011RSA IP25011S5Z IP25011SQT IP25011TXB IP25011TZQ IP25011UBY IP25011V4E IP25011VVY IP25011X5N IP25011XY3 IP25011XZ6 IP25011YN3 IP250124VQ IP250127N5 IP250128GJ IP250129JR IP250129RE IP25012AME
IP25012B4A IP25012CD3 IP25012D88 IP25012FNX IP25012GDZ IP25012HWX IP25012N9S IP25012NMA IP25012PUA IP25012RNW IP25012UWA IP25012XNP IP25012Z2S IP250131AV IP250131RV IP250132JX IP250134YE IP250136AR IP2501385G IP25013A4V
IP25013AEV IP25013AX5 IP25013DJY IP25013E4V IP25013EGC IP25013MSB IP25013P9P IP25013RD3 IP25013RZ6 IP25013TNB IP25013U3Q IP25013USQ IP25013VTU IP25013W6Z IP25013YJH IP2501415H IP250141UC IP250141XR IP250142RA IP250145HX
IP250147RU IP250147WN IP250148VH IP25014AT2 IP25014AU3 IP25014BDE IP25014CRP IP25014HH3 IP25014JBS IP25014QDM IP25014QVX IP25014V8V IP25014YT6 IP25014ZVG IP250151FB IP250152AG IP250154RJ IP2501577V IP250157G4 IP250159T5
IP25015AP3 IP25015CRF IP25015CS3 IP25015E3T IP25015ERA IP25015HPX IP25015M59 IP25015MA2 IP25015NY5 IP25015Q19 IP25015TJQ IP25015UN3 IP25015V6H IP25015V7H IP25015XP8 IP25015XVJ IP25015YEB IP25015ZGH IP250163W1 IP250165SN
IP250167Q6 IP25016BBG IP25016BHJ IP25016D5H IP25016FAF IP25016GAQ IP25016HPF IP25016M4U IP25016MBV IP25016NJF IP25016NPA IP25016NZS IP25016PNC IP25016SYY IP25016TD9 IP25016V9Z IP25016VBM IP25016WE6 IP25016WXS IP25016X9Z
IP25016Z52 IP250171NF IP2501746P IP250176GC IP250176MJ IP25017AVA IP25017B6D IP25017D9P IP25017EFJ IP25017G2A IP25017J37 IP25017M6U IP25017MHT IP25017N6X IP25017NG5 IP25017NVV IP25017P72 IP25017PZN IP25017QDM IP25017QRJ
IP25017S8E IP25017S8G IP25017TB4 IP25017TSX IP25017TUH IP25017UMS IP25017WDF IP25017WTG IP25017ZWC IP250181GQ IP250181MP IP250184PN IP250188S2 IP2501892Z IP25018AS1 IP25018B6Q IP25018BDQ IP25018BG7 IP25018DN2 IP25018DTD
IP25018EYH IP25018J7H IP25018Q5E IP25018RA3 IP25018RTJ IP25018VN2 IP25018WBP IP25018WYC IP25018XE3 IP25018Y95 IP25018Y9Y IP25018Z6S IP25018ZUE IP250191M1 IP250194YN IP250195FW IP250195QE IP250196G8 IP250196TY IP250197UD
IP250198AU IP25019B9D IP25019BP2 IP25019C8S IP25019CBH IP25019CVT IP25019EBY IP25019FCE IP25019JBH IP25019NW5 IP25019R11 IP25019R9D IP25019SXZ IP25019U8D IP25019USB IP25019UYT IP25019VYH IP25019VYV IP25019X2Y IP25019XFJ
IP25019XN4 IP2501A4MW IP2501A4MX IP2501A9QW IP2501AAU1 IP2501AG2V IP2501ASM4 IP2501ASQ4 IP2501ASU8 IP2501AXG5 IP2501B31D IP2501B3R7 IP2501B7U4 IP2501BHT5 IP2501BP67 IP2501BSH6 IP2501BTQ6 IP2501BW5J IP2501BWZ7 IP2501BYD2
IP2501C3ZG IP2501C57B IP2501C5VA IP2501C6JP IP2501C763 IP2501C7DQ IP2501CRH7 IP2501CSZ4 IP2501D1YF IP2501D3TS IP2501D453 IP2501D57Y IP2501D6BH IP2501D6N3 IP2501D8S7 IP2501DBV8 IP2501DG6Z IP2501DGA7 IP2501DNY3 IP2501DR14
IP2501DU5U IP2501DZ5Q IP2501E3UM IP2501E46N IP2501E5C3 IP2501E72V IP2501E956 IP2501EC73 IP2501EH2T IP2501ET5P IP2501EX13 IP2501F3P1 IP2501F3X3 IP2501F4V9 IP2501F66E IP2501F846 IP2501F8B6 IP2501F97V IP2501FD91 IP2501FQ5J
IP2501FV65 IP2501G31Y IP2501G3RG IP2501G67Y IP2501G6ZP IP2501G8BA IP2501G8BZ IP2501G9T8 IP2501GA97 IP2501GM2P IP2501GR7G IP2501GU9S IP2501GUJ2 IP2501GXB1 IP2501H2C7 IP2501H3GF IP2501H46J IP2501H53D IP2501H53U IP2501H6N1
IP2501H6QF IP2501H6WP IP2501H7CJ IP2501HF4A IP2501HGX1 IP2501HGY8 IP2501J1ZD IP2501J242 IP2501J262 IP2501J49G IP2501J5P4 IP2501JEN2 IP2501JM2H IP2501JQ86 IP2501JXH8 IP2501M11T IP2501M1D2 IP2501M32X IP2501M4SC IP2501M5BJ
IP2501MD8N IP2501MDY9 IP2501MM9Q IP2501MU3S IP2501MVB1 IP2501MZN7 IP2501N3VC IP2501N4UW IP2501N8DG IP2501N8P3 IP2501ND15 IP2501NE41 IP2501NP89 IP2501NWF9 IP2501P1E2 IP2501P2MM IP2501P3ME IP2501P7HF IP2501P86Y IP2501PB4Z
IP2501PN2Y IP2501PW4U IP2501Q1FG IP2501Q1HD IP2501Q1QF IP2501Q2CH IP2501Q2SP IP2501Q74U IP2501Q7V5 IP2501QB2M IP2501QB7Q IP2501QG9W IP2501QMQ9 IP2501QN43 IP2501R2U8 IP2501R45F IP2501R47F IP2501R7WG IP2501RA31 IP2501RH3B
IP2501RM94 IP2501RQR3 IP2501S2WE IP2501S445 IP2501S4R4 IP2501S73U IP2501S77B IP2501SBW4 IP2501SH7A IP2501SJY4 IP2501SP72 IP2501SU5H IP2501SY74 IP2501T15R IP2501T22J IP2501T3MZ IP2501T3X9 IP2501T4P7 IP2501T78P IP2501T7NA
IP2501T81D IP2501T9H8 IP2501TN92 IP2501TT73 IP2501TY3M IP2501TYT7 IP2501U2F4 IP2501U4RQ IP2501U581 IP2501U5RU IP2501U6BP IP2501U8FD IP2501UCA8 IP2501UFC2 IP2501UG6N IP2501UH25 IP2501USU9 IP2501UW2W IP2501UWZ8 IP2501UY5H
IP2501UZF9 IP2501V48V IP2501V4ZB IP2501V7J3 IP2501V8GT IP2501VB75 IP2501VD6V IP2501VNP8 IP2501VP9X IP2501VPW9 IP2501VR22 IP2501W1D7 IP2501W1U9 IP2501W2RT IP2501W45H IP2501W7RD IP2501WQ6X IP2501WRU5 IP2501WV2S IP2501WW2S
IP2501WZQ7 IP2501X17J IP2501X2MS IP2501X3JT IP2501X5Z2 IP2501X6XX IP2501X7RX IP2501X8ZE IP2501XM2H IP2501XPG5 IP2501XVP4 IP2501Y19V IP2501Y1Q9 IP2501Y2QA IP2501Y3R3 IP2501Y5SR IP2501Y5YP IP2501Y7DR IP2501Y8YZ IP2501YCG1
IP2501YN74 IP2501YQ61 IP2501YWC1 IP2501Z1HM IP2501Z1SV IP2501Z46B IP2501Z4PV IP2501Z537 IP2501Z59S IP2501Z68E IP2501Z6MD IP2501Z8HC IP2501Z9NA IP2501ZC8F IP2501ZP9D IP2501ZQH1 IP2501ZU76 IP2501ZY93 IP2501ZZ4S IP2502137A
IP250213WR IP250214E8 IP250214PW IP250215S3 IP250216BF IP250216BQ IP250216HT IP2502175T IP250217GS IP250217WF IP2502189X IP250218UX IP250219GA IP250219HE IP250219T8 IP250219WR IP25021A4B IP25021A7E IP25021ANX IP25021AZR

IP25021BB3 IP25021BW IP25021BP1 IP25021BQY IP25021C7Z IP25021C9Y IP25021D2U IP25021DCN IP25021DXJ IP25021EFR IP25021EWZ IP25021FD1 IP25021FS1 IP25021FZ4 IP25021GCX IP25021GF2 IP25021GGD IP25021HBS IP25021J9G
IP25021JDD IP25021JW7 IP25021JWF7 IP25021MFG IP25021MGV IP25021MVP IP25021NB5 IP25021NGU IP25021PAA IP25021PG4 IP25021PGB IP25021Q9N IP25021QE2 IP25021R6T IP25021RAV IP25021RP6 IP25021T49 IP25021TFQ IP25021THB IP25021THY IP25021TMT
IP25021TWA IP25021U4N IP25021UWS IP25021VJU IP25021W1R IP25021W69 IP25021WE7 IP25021WTD IP25021X9E IP25021XNP IP25021XTT IP25021YDR IP25021YJN IP25021YJQ IP25021YYG IP25021Z34 IP25021ZTE IP25021ZW3 IP25022BHV
IP25022CC4 IP25022CM8 IP25022CQ4 IP25022CUR IP25022DKD IP25022DJM IP25022FC7 IP25022FF5 IP25022FUE IP25022GDQ IP25022GE2 IP25022H8Y IP25022HPR IP25022J7G2 IP25022M6J IP25022M9P IP25022MS3 IP25022MT5 IP25022MWA IP25022NTG
IP25022PEH IP25022PP IP25022Q7T IP25022QNV IP25022S8G IP25022S9N IP25022S9S IP25022TGT IP25022UCB IP25022UGQ IP25022V9H IP25022V9Q IP25022VC5 IP25022W6Z IP25022WCA IP25022WD3 IP25022WDQ IP25022WG8 IP25022WW2 IP25022XD2
IP25022XJZ IP25022XS5 IP25022YBN IP25022YDG IP25022YQS IP25022YZH IP25022ZHW IP25022ZP6 IP25022ZWR IP25023233QE IP25023342J IP25023342Q IP25023342Z IP25023359R IP25023535X IP25023537H IP25023666S IP25023696N
IP25026366U IP25026385P IP25026387G IP25023387W IP25023387M IP25023388X IP25023398R IP25023AEB IP25023AP5 IP25023AVG IP25023AVN IP25023B2U IP25023B72 IP25023BZU IP25023C3H IP25023CSC IP25023D3T3
IP25023DUE IP25023DZE IP25023E7E IP25023FGX IP25023FYG IP25023G4U IP25023G6E IP25023GRU IP25023HY1 IP25023J2C IP25023JAS IP25023JEC IP25023JS6 IP25023JUC IP25023JVD IP25023MSV IP25023MXA IP25023N49 IP25023PGN IP25023PJN
IP25023Q6C1 IP25023Q8Q IP25023Q9M IP25023R11 IP25023R3Z IP25023R653 IP25023R6C1 IP25023RXU IP25023S4J IP25023SAM IP25023T85 IP25023TMV IP25023TP9 IP25023U5D IP25023UAJ IP25023UBN IP25023UBQ IP25023UN1 IP25023VGH
IP25023VTX IP25023WBF IP25023WUQ IP25023WZ IP25023XTE IP25023YRN IP25023YRU IP25023YXB IP25023YXF IP25023YXW IP25023ZAX IP25023ZS6 IP25023ZTZ IP25023ZYP IP25023ZZV IP25024LPW IP25024LVQ IP25024LXM IP25024Z6S IP25024ZBW
IP25024ZXX IP25024A4D IP25024A5F8 IP25024A5FQ IP25024G65P IP25024T4MX IP25024T7TQ IP25024T7XW IP25024U81Y IP25024U81Z IP25024U9R3 IP25024U9CA IP25024U9F8 IP25024U9FQ IP25024V8BC IP25024VBYW IP25024VCM4
IP25024YCSE IP25024YCY IP25024YD14 IP25024YD3H IP25024YD4S IP25024YD5N IP25024YD8Y IP25024YDJP IP25024YDRT IP25024YF3D IP25024YF5T IP25024YFA7 IP25024YHMR IP25024YHPT IP25024YHZF IP25024YJWC IP25024YJY3 IP25024YVM IP25024WFB IP25024ZAN22
IP25024ANXR IP25024F3H IP25024FAE IP25024FAZ IP25024FC6 IP25024FCG IP25024FPTG IP25024FPYJ IP25024G4E7 IP25024G4XG IP25024H3Z IP25024R62 IP25024S13 IP25024SAX IP25024SMV IP25024SN3 IP25024SP5 IP25024TF5 IP25024TFD IP25024TPW IP25024U6A
IP25024H6D IP25024V1W IP25024V7X IP25024VAQ IP25024VEV IP25024W24 IP25024X5W IP25024X9Y IP25024XFD IP25024XM IP25024XR2 IP25024XX5 IP25024YNT IP25024YBG IP25025AZZA IP25025J1VZ IP25025J2MN IP25025J2PC IP25025J2SX
IP25025J4UD9 IP25025J5NN IP25025J6EJ IP25025J8FW IP25025J8TG IP25025C38 IP25025C7Z IP25025CPS IP25025D4J IP25025D6J IP25025E14 IP25025EA4 IP25025EAW IP25025EB6 IP25025EJ2P IP25025EJV5 IP25025JX1 IP25025MAY IP25025MSN IP25025N1B
IP25025NBM IP25025NQU IP25025NWG IP25025P6A IP25025PBF IP25025Q6Y IP25025QQV IP25025R8 IP25025TQC IP25025VQV IP25025WEV IP25025WX IP25025WY IP25025XRER IP25025SSC IP25025SSCJ IP25025SSJC IP25025TF1 IP25025TGT
IP25025U2Z IP25025V8I IP25025V6Z IP25025VPN IP25025VTA IP25025WFS IP25025WJD IP25025WP IP25025X6V IP25025XCY IP25025Z3U IP25025Z6C IP25025ZBS IP25025ZPR IP25026LBJ IP25026LTM IP25026M2HZ IP25026M3B3 IP25026M6QR
IP25026M64H IP25026M64TN IP25026M6AZM IP25026S65T IP25026S65ZF IP25026S66P IP25026S67FV IP25026S67RV IP25026S69C IP25026S69GW IP25026S69VF IP25026S6A57 IP25026S6BCB IP25026S6BV4 IP25026S6BW5
IP25026S6C39 IP25026S6CFB IP25026S6D1 IP25026S6DNM IP25026S6EB1 IP25026S6FCA IP25026S6FEA IP25026S6FUF IP25026S6GSQ IP25026S6H3S IP25026S6HFD IP25026S6J4N IP25026S6JDB IP25026S6MT8 IP25026S6WMD IP25026S6XG6 IP25026S6XMW
IP25026T6ED IP25026T6TF2 IP25026T6TNC IP25026U8V IP25026U8YCW IP25026V6GA IP25026V6MN IP25026V6WD IP25026V6WZD IP25026V6WUR IP25026V6XU8 IP25026V6YSE IP25026VJ2 IP25026VWD IP25026Z2T IP25026Z6Z8 IP25026Z7LIC IP25026Z7ZHQ
IP25026Z7W4 IP25026Z7WS IP25026Z7WV IP25026Z7W9S IP25026Z7WBP IP25026Z7WBW IP25026Z7WF3 IP25026Z7X1E IP25026Z7XN2 IP25026Z7XUT IP25026Z7Y63 IP25026Z81Y IP25026Z81P3 IP25026Z81XP IP25026Z828V IP25026Z82CM IP25026Z82HQ IP25026Z82Q1 IP25026Z83SF IP25026Z836B
IP25026Z83EN IP25026Z84DG IP25026Z857F IP25026Z85FC IP25026Z85HR IP25026Z85NR IP25026Z866V IP25026Z86FH IP25026Z87AV IP25026Z87DT IP25026Z87HQ IP25026Z88SP IP25026Z89E3 IP25026Z89Y IP25026Z89ZV IP25026Z8AMG IP25026Z8BZ
IP25026Z8BCA IP25026Z8BM6 IP25026Z8BSA IP25026Z8C4S IP25026Z8CW9 IP25026Z8DGN IP25026Z8DZ5 IP25026Z8E54 IP25026Z8EG5 IP25026Z8EG8 IP25026Z8EMB IP25026Z8ER4 IP25026Z8FHT IP25026Z8FPV IP25026Z8FQW IP25026Z8G4X IP25026Z8GFB
IP25026Z8HJY IP25028IQ69 IP25028MW5 IP25028NQJ IP25028P73 IP25028PHU IP25028PSV IP25028Q6T IP25028Q9C IP25028RRU IP25028RUN IP25028S8D IP25028SXJ IP25028TJ8 IP25028TM7 IP25028TV4 IP25028U9N IP25028VDQ IP25028VJH IP25028VMU
IP25026Z7AV IP25026Z8WE IP25026Z8XZ3 IP25026Z8YU IP25026Z8YTR IP25026Z8ZB IP25026Z8ZP IP25026Z94C6 IP25026Z94EQ IP25026Z94NE IP25026Z962B IP25026Z96WM IP25026Z97YH IP25026Z98EG IP25026Z98JF
IP25026Z99Y3 IP25026Z9AB6 IP25026Z9AGA IP25026Z9AVT IP25026Z9BP2 IP25026Z9C3G IP25026Z9C7 IP25026Z9DCN IP25026Z9EJS IP25026Z9EU4 IP25026Z9FEJ IP25026Z9FEW IP25026Z969B IP25026Z96DW IP25026Z96R3 IP25026Z96TE
IP25026Z9HB3 IP25026Z9HJR IP25026Z9I38 IP25026Z9I67 IP25026Z9MEV IP25026Z9MFU IP25026Z9MMR IP25026Z9MTU IP25026Z9NA9 IP25026Z9NSW IP25026Z9PF5 IP25026Z9PQW IP25026Z9QVQ IP25026Z9QWB IP25026Z9R7A IP25026Z9RBH IP25026Z9S1U
IP25026Z9SSF IP25026Z9SUR IP25026Z9T2P IP25026Z9TCP IP25026Z9TV5 IP25026Z9U1W IP25026Z9UY3 IP25026Z9UYY IP25026Z9VEN IP25026Z9VMC IP25026Z9WR1 IP25026Z9WVC IP25026Z9YNE IP25026Z9YNF IP25026Z9YRU IP25026Z9YWT IP25026Z9ZJY IP25026Z9ZH7
IP25026ZA2SN IP25026ZA372 IP25026ZA3BS IP25026ZA3S7 IP25026ZA3Z4 IP25026ZA4J1 IP25026ZA4Q4 IP25026ZA4RF IP25026ZA6CR IP25026ZA6DW IP25026ZA6FU IP25026ZA6UC IP25026ZA6V5 IP25026ZA89Y IP25026ZA98G IP25026ZA9J5 IP25026ZAAN8 IP25026ZAE1U IP25026ZAF91
IP25026ZAG3 IP25026ZAH2X IP25026ZAHF6 IP25026ZAHW IP25026ZAM7 IP25026ZARE7 IP25026ZARS IP25026ZAV6S IP25026ZAV6Y IP25026ZAWGA IP25026ZAZ8R IP25026ZBNW IP25026ZBU IP25026ZBW IP25026ZC3CV IP25026ZBHJ IP25026ZBHM IP25026ZBJG IP25026ZBR9
IP25026ZBW5 IP25026ZB529 IP25026ZB65M IP25026ZB69T IP25026ZB6BC IP25026ZB6CX IP25026ZB6J4 IP25026ZB7CZ IP25026ZB7X3 IP25026ZB9PQ IP25026ZB9TG IP25026ZBA2U IP25026ZBC7N IP25026ZBDD3 IP25026ZBFN6 IP25026ZBGD2 IP25026ZBGP7 IP25026ZBH3P IP25026ZBHS3
IP25026ZC5AH IP25026ZC6AS IP25026ZC6GS IP25026ZC6TQ IP25026ZC6ZD IP25026ZC9PU IP25026ZC9QC IP25026ZC9R4 IP25026ZCC44 IP25026ZCCU9 IP25026ZCD1A IP25026ZCF3U IP25026ZCFF5 IP25026ZCGJ8 IP25026ZCJ3E IP25026ZCM1G IP25026ZCNN1 IP25026ZCP5T
IP25026ZCPTD IP25026ZPZ5 IP25026ZQ9W IP25026ZT2J IP25026ZT5V IP25026ZU14A IP25026ZU6QC IP25026ZU6QH IP25026ZU6U IP25026ZU9E IP25026ZU9F IP25026ZU9FB IP25026ZU9WM IP25026ZU9YY IP25026ZUDA4 IP25026ZUDA4E IP25026ZUDB1W IP25026ZUDE4Y IP25026ZUHG9
IP25026ZUQ472 IP25026ZUS3X IP25026ZUSFF IP25026ZUSH4 IP25026ZV5QC IP25026ZV6QC IP25026ZV7T IP25026ZV7Y IP25026ZV8ZN IP25026ZV9F9 IP25026ZV9WM IP25026ZVAJ8 IP25026ZVAJS IP25026ZVAN8 IP25026ZVAS7 IP25026ZVAZ7 IP25026ZVB4M IP25026ZVBJ3 IP25026ZVBJ6
IP25026ZVDJQ8 IP25026ZVDM95 IP25026ZVDR9V IP25026ZVDRW2 IP25026ZVF17 IP25026ZVG4 IP25026ZVGDX IP25026ZVH14A IP25026ZVHJ4Z IP25026ZVHJZ IP25026ZVHS3 IP25026ZVJ4Z IP25026ZVJ6Y IP25026ZVJ7Y IP25026ZVJ9Y IP25026ZVJDY IP25026ZVJEX IP25026ZVJFY IP25026ZVJGY IP25026ZVJHY
IP25026ZVSSN IP25026ZVSSP IP25026ZVSWN IP25026ZVTAN IP25026ZVTAP IP25026ZVTAQ IP25026ZVTAR IP25026ZVTAS IP25026ZVTAT IP25026ZVTAV IP25026ZVTAW IP25026ZVTAX IP25026ZVTAY IP25026ZVTAZ IP25026ZVTB0 IP25026ZVTB1 IP25026ZVTB2 IP25026ZVTB3 IP25026ZVTB4
IP25026ZVTB5 IP25026ZVTB6 IP25026ZVTB7 IP25026ZVTB8 IP25026ZVTB9 IP25026ZVTBA IP25026ZVTBB IP25026ZVTBC IP25026ZVTBD IP25026ZVTBE IP25026ZVTBF IP25026ZVTBG IP25026ZVTBH IP25026ZVTBJ IP25026ZVTBK IP25026ZVTBL IP25026ZVTBM IP25026ZVTBN IP25026ZVTBP
IP25026ZVTBQ IP25026ZVTBR IP25026ZVTBS IP25026ZVTBT IP25026ZVTBV IP25026ZVTBW IP25026ZVTBX IP25026ZVTBY IP25026ZVTBZ IP25026ZVTC0 IP25026ZVTC1 IP25026ZVTC2 IP25026ZVTC3 IP25026ZVTC4 IP25026ZVTC5 IP25026ZVTC6 IP25026ZVTC7 IP25026ZVTC8 IP25026ZVTC9
IP25026ZVTCA IP25026ZVTCB IP25026ZVTCC IP25026ZVTCD IP25026ZVTCF IP25026ZVTCG IP25026ZVTCH IP25026ZVTCJ IP25026ZVTCK IP25026ZVTCL IP25026ZVTCM IP25026ZVTCN IP25026ZVTCP IP25026ZVTCQ IP25026ZVTCR IP25026ZVTCS IP25026ZVTCT IP25026ZVTCV IP25026ZVTCW
IP25026ZVTCX IP25026ZVTCY IP25026ZVTCZ IP25026ZVTD0 IP25026ZVTD1 IP25026ZVTD2 IP25026ZVTD3 IP25026ZVTD4 IP25026ZVTD5 IP25026ZVTD6 IP25026ZVTD7 IP25026ZVTD8 IP25026ZVTD9 IP25026ZVTDA IP25026ZVTDB IP25026ZVTDC IP25026ZVTDD IP25026ZVTDF IP25026ZVTDG
IP25026ZVTDH IP25026ZVTDJ IP25026ZVTDK IP25026ZVTDL IP25026ZVTDM IP25026ZVTDN IP25026ZVTDP IP25026ZVTDQ IP25026ZVTDR IP25026ZVTDS IP25026ZVTDT IP25026ZVTDV IP25026ZVTDW IP25026ZVTDX IP25026ZVTDY IP25026ZVTDZ IP25026ZVTF0 IP25026ZVTF1 IP25026ZVTF2
IP25026ZVTF3 IP25026ZVTF4 IP25026ZVTF5 IP25026ZVTF6 IP25026ZVTF7 IP25026ZVTF8 IP25026ZVTF9 IP25026ZVTFA IP25026ZVTFB IP25026ZVTFC IP25026ZVTFD IP25026ZVTFF IP25026ZVTFG IP25026ZVTFH IP25026ZVTFJ IP25026ZVTFK IP25026ZVTFL IP25026ZVTFM IP25026ZVTFN
IP25026ZVTFP IP25026ZVTFQ IP25026ZVTFR IP25026ZVTFS IP25026ZVTFT IP25026ZVTFV IP25026ZVTFW IP25026ZVTFX IP25026ZVTFY IP25026ZVTFZ IP25026ZVTG0 IP25026ZVTG1 IP25026ZVTG2 IP25026ZVTG3 IP25026ZVTG4 IP25026ZVTG5 IP25026ZVTG6 IP25026ZVTG7 IP25026ZVTG8
IP25026ZVTG9 IP25026ZVTGA IP25026ZVTGB IP25026ZVTGC IP25026ZVTGD IP25026ZVTGF IP25026ZVTGG IP25026ZVTGH IP25026ZVTGJ IP25026ZVTGK IP25026ZVTGL IP25026ZVTGM IP25026ZVTGN IP25026ZVTGP IP25026ZVTGQ IP25026ZVTGR IP25026ZVTGS IP25026ZVTGT IP25026ZVTGV
IP25026ZVTGW IP25026ZVTGX IP25026ZVTGY IP25026ZVTGZ IP25026ZVTH0 IP25026ZVTH1 IP25026ZVTH2 IP25026ZVTH3 IP25026ZVTH4 IP25026ZVTH5 IP25026ZVTH6 IP25026ZVTH7 IP25026ZVTH8 IP25026ZVTH9 IP25026ZVTHA IP25026ZVTHB IP25026ZVTHC IP25026ZVTHD IP25026ZVTHF
IP25026ZVTHG IP25026ZVTHH IP25026ZVTHJ IP25026ZVTHK IP25026ZVTHL IP25026ZVTHM IP25026ZVTHN IP25026ZVTHP IP25026ZVTHQ IP25026ZVTHR IP25026ZVTHS IP25026ZVTHT IP25026ZVTHV IP25026ZVTHW IP25026ZVTHX IP25026ZVTHY IP25026ZVTHZ IP25026ZVTJ0 IP25026ZVTJ1
IP25026ZVTJ2 IP25026ZVTJ3 IP25026ZVTJ4 IP25026ZVTJ5 IP25026ZVTJ6 IP25026ZVTJ7 IP25026ZVTJ8 IP25026ZVTJ9 IP25026ZVTJA IP25026ZVTJB IP25026ZVTJC IP25026ZVTJD IP25026ZVTJF IP25026ZVTJG IP25026ZVTJH IP25026ZVTJJ IP25026ZVTJK IP25026ZVTJL IP25026ZVTJM
IP25026ZVTJN IP25026ZVTJP IP25026ZVTJQ IP25026ZVTJR IP25026ZVTJS IP25026ZVTJT IP25026ZVTJV IP25026ZVTJW IP25026ZVTJX IP25026ZVTJY IP25026ZVTJZ IP25026ZVTK0 IP25026ZVTK1 IP25026ZVTK2 IP25026ZVTK3 IP25026ZVTK4 IP25026ZVTK5 IP25026ZVTK6 IP25026ZVTK7
IP25026ZVTK8 IP25026ZVTK9 IP25026ZVTKA IP25026ZVTKB IP25026ZVTKC IP25026ZVTKD IP25026ZVTKF IP25026ZVTKG IP25026ZVTKH IP25026ZVTKJ IP25026ZVTKK IP25026ZVTKL IP25026ZVTKM IP25026ZVTKN IP25026ZVTKP IP25026ZVTKQ IP25026ZVTKR IP25026ZVTKS IP25026ZVTKT IP25026ZVTKV
IP25026ZVTKW IP25026ZVTKX IP25026ZVTKY IP25026ZVTKZ IP25026ZVTL0 IP25026ZVTL1 IP25026ZVTL2 IP25026ZVTL3 IP25026ZVTL4 IP25026ZVTL5 IP25026ZVTL6 IP25026ZVTL7 IP25026ZVTL8 IP25026ZVTL9 IP25026ZVTLA IP25026ZVTLB IP25026ZVTLC IP25026ZVTLD IP25026ZVTLF
IP25026ZVTLG IP25026ZVTLH IP25026ZVTLJ IP25026ZVTLK IP25026ZVTLL IP25026ZVTLM IP25026ZVTLN IP25026ZVTLP IP25026ZVTLQ IP25026ZVTLR IP25026ZVTLS IP25026ZVTLT IP25026ZVTLV IP25026ZVTLW IP25026ZVTLX IP25026ZVTLY IP25026ZVTLZ IP25026ZVTM0 IP25026ZVTM1
IP25026ZVTM2 IP25026ZVTM3 IP25026ZVTM4 IP25026ZVTM5 IP25026ZVTM6 IP25026ZVTM7 IP25026ZVTM8 IP25026ZVTM9 IP25026ZVTMA IP25026ZVTMB IP25026ZVTMC IP25026ZVTMD IP25026ZVTMF IP25026ZVTMG IP25026ZVTMH IP25026ZVTMJ IP25026ZVTMK IP25026ZVTML IP25026ZVTMM
IP25026ZVTMN IP25026ZVTMP IP25026ZVTMQ IP25026ZVTMR IP25026ZVTMS IP25026ZVTMT IP25026ZVTMV IP25026ZVTMW IP25026ZVTMX IP25026ZVTMY IP25026ZVTMZ IP25026ZVTN0 IP25026ZVTN1 IP25026ZVTN2 IP25026ZVTN3 IP25026ZVTN4 IP25026ZVTN5 IP25026ZVTN6 IP25026ZVTN7
IP25026ZVTN8 IP25026ZVTN9 IP25026ZVTNA IP25026ZVTNB IP25026ZVTNC IP25026ZVTND IP25026ZVTNF IP25026ZVTNG IP25026ZVTNH IP25026ZVTNJ IP25026ZVTNK IP25026ZVTNL IP25026ZVTNM IP25026ZVTNN IP25026ZVTNP IP25026ZVTNQ IP25026ZVTNR IP25026ZVTNS IP25026ZVTNT IP25026ZVTNV
IP25026ZVTNW IP25026ZVTNX IP25026ZVTNY IP25026ZVTNZ IP25026ZVTP0 IP25026ZVTP1 IP25026ZVTP2 IP25026ZVTP3 IP25026ZVTP4 IP25026ZVTP5 IP25026ZVTP6 IP25026ZVTP7 IP25026ZVTP8 IP25026ZVTP9 IP25026ZVTPA IP25026ZVTPB IP25026ZVTPC IP25026ZVTPD IP25026ZVTPF
IP25026ZVTPG IP25026ZVTPH IP25026ZVTPJ IP25026ZVTPK IP25026ZVTPL IP25026ZVTPM IP25026ZVTPN IP25026ZVTPP IP25026ZVTPQ IP25026ZVTPR IP25026ZVTPS IP25026ZVTPT IP25026ZVTPV IP25026ZVTPW IP25026ZVTPX IP25026ZVTPY IP25026ZVTPZ IP25026ZVTQ0 IP25026ZVTQ1
IP25026ZVTQ2 IP25026ZVTQ3 IP25026ZVTQ4 IP25026ZVTQ5 IP25026ZVTQ6 IP25026ZVTQ7 IP25026ZVTQ8 IP25026ZVTQ9 IP25026ZVTQA IP25026ZVTQB IP25026ZVTQC IP25026ZVTQD IP25026ZVTQF IP25026ZVTQG IP25026ZVTQH IP25026ZVTQJ IP25026ZVTQK IP25026ZVTQL IP25026ZVTQM
IP25026ZVTQN IP25026ZVTQP IP25026ZVTQQ IP25026ZVTQR IP25026ZVTQS IP25026ZVTQT IP25026ZVTQV IP25026ZVTQW IP25026ZVTQX IP25026ZVTQY IP25026ZVTQZ IP25026ZVTR0 IP25026ZVTR1 IP25026ZVTR2 IP25026ZVTR3 IP25026ZVTR4 IP25026ZVTR5 IP25026ZVTR6 IP25026ZVTR7
IP25026ZVTR8 IP25026ZVTR9 IP25026ZVTRA IP25026ZVTRB IP25026ZVTRC IP25026ZVTRD IP25026ZVTRF IP25026ZVTRG IP25026ZVTRH IP25026ZVTRJ IP25026ZVTRK IP25026ZVTRL IP25026ZVTRM IP25026ZVTRN IP25026ZVTRP IP25026ZVTRQ IP25026ZVTRR IP25026ZVTRS IP25026ZVTRT IP25026ZVTRV
IP25026ZVTRW IP25026ZVTRX IP25026ZVTRY IP25026ZVTRZ IP25026ZVTS0 IP25026ZVTS1 IP25026ZVTS2 IP25026ZVTS3 IP25026ZVTS4 IP25026ZVTS5 IP25026ZVTS6 IP25026ZVTS7 IP25026ZVTS8 IP25026ZVTS9 IP25026ZVTSA IP25026ZVTSB IP25026ZVTSC IP25026ZVTSD IP25026ZVTSF
IP25026ZVTSG IP25026ZVTSH IP25026ZVTSJ IP25026ZVTSK IP25026ZVTSL IP25026ZVTSM IP25026ZVTSN IP25026ZVTSP IP25026ZVTSQ IP25026ZVTSR IP25026ZVTSS IP25026ZVTST IP25026ZVTSV IP25026ZVTSW IP25026ZVTSX IP25026ZVTSY IP25026ZVTSZ IP25026ZVTT0 IP25026ZVTT1
IP25026ZVTT2 IP25026ZVTT3 IP25026ZVTT4 IP25026ZVTT5 IP25026ZVTT6 IP25026ZVTT7 IP25026ZVTT8 IP25026ZVTT9 IP25026ZVTTA IP25026ZVTTB IP25026ZVTTC IP25026ZVTTD IP25026ZVTTF IP25026ZVTTG IP25026ZVTTH IP25026ZVTTJ IP25026ZVTTK IP25026ZVTTL IP25026ZVTTM IP25026ZVTTN
IP25026ZVTTP IP25026ZVTTQ IP25026ZVTTR IP25026ZVTTS IP25026ZVTTT IP25026ZVTTV IP25026ZVTTW IP25026ZVTTX IP25026ZVTTY IP25026ZVTTZ IP25026ZVTV0 IP25026ZVTV1 IP25026ZVTV2 IP25026ZVTV3 IP25026ZVTV4 IP25026ZVTV5 IP25026ZVTV6 IP25026ZVTV7 IP25026ZVTV8
IP25026ZVTV9 IP25026ZVTVA IP25026ZVTVB IP25026ZVTVC IP25026ZVTVD IP25026ZVTVF IP25026ZVTVG IP25026ZVTVH IP25026ZVTVJ IP25026ZVTVK IP25026ZVTVL IP25026ZVTVM IP25026ZVTVN IP25026ZVTVP IP25026ZVTVQ IP25026ZVTVR IP25026ZVTVS IP25026ZVTVT IP25026ZVTVV
IP25026ZVTVW IP25026ZVTVX IP25026ZVTVY IP25026ZVTVZ IP25026ZVTW0 IP25026ZVTW1 IP25026ZVTW2 IP25026ZVTW3 IP25026ZVTW4 IP25026ZVTW5 IP25026ZVTW6 IP25026ZVTW7 IP25026ZVTW8 IP25026ZVTW9 IP25026ZVTWA IP25026ZVTWB IP25026ZVTWC IP25026ZVTWD IP25026ZVTWF
IP25026ZVTWG IP25026ZVTWH IP25026ZVTWJ IP25026ZVTWK IP25026ZVTWL IP25026ZVTWM IP25026ZVTWN IP25026ZVTWP IP25026ZVTWQ IP25026ZVTWR IP25026ZVTWS IP25026ZVTWT IP25026ZVTWV IP25026ZVTWW IP25026ZVTWX IP25026ZVTWY IP25026ZVTWZ IP25026ZVTX0 IP25026ZVTX1
IP25026ZVTX2 IP25026ZVTX3 IP25026ZVTX4 IP25026ZVTX5 IP25026ZVTX6 IP25026ZVTX7 IP25026ZVTX8 IP25026ZVTX9 IP25026ZVTXA IP25026ZVTXB IP25026ZVTXC IP25026ZVTXD IP25026ZVTXF IP25026ZVTXG IP25026ZVTXH IP25026ZVTXJ IP25026ZVTXK IP25026ZVTXL IP25026ZVTXM
IP25026ZVTXN IP25026ZVTXP IP25026ZVTXQ IP25026ZVTXR IP25026ZVTXS IP25026ZVTXT IP25026ZVTXV IP25026ZVTXW IP25026ZVTXX IP25026ZVTXY IP25026ZVTXZ IP25026ZVTY0 IP25026ZVTY1 IP25026ZVTY2 IP25026ZVTY3 IP25026ZVTY4 IP25026ZVTY5 IP25026ZVTY6 IP25026ZVTY7
IP25026ZVTY8 IP25026ZVTY9 IP25026ZVTYA IP25026ZVTYB IP25026ZVTYC IP25026ZVTYD IP25026ZVTYF IP25026ZVTYG IP25026ZVTYH IP25026ZVTYJ IP25026ZVTYK IP25026ZVTYL IP25026ZVTYM IP25026ZVTYN IP25026ZVTYP IP25026ZVTYQ IP25026ZVTYR IP25026ZVTYS IP25026ZVTYT IP25026ZVTYV
IP25026ZVTYW IP25026ZVTYX IP25026ZVTYY IP25026ZVTYZ IP25026ZVTZ0 IP25026ZVTZ1 IP25026ZVTZ2 IP25026ZVTZ3 IP25026ZVTZ4 IP25026ZVTZ5 IP25026ZVTZ6 IP25026ZVTZ7 IP25026ZVTZ8 IP25026ZVTZ9 IP25026ZVTZA IP25026ZVTZB IP25026ZVTZC IP25026ZVTZD IP25026ZVTZF
IP25026ZVTZG IP25026ZVTZH IP25026ZVTZJ IP25026ZVTZK IP25026ZVTZL IP25026ZVTZM IP25026ZVTZN IP25026ZVTZP IP25026ZVTZQ IP25026ZVTZR IP25026ZVTZS IP25026ZVTZT IP25026ZVTZV IP25026ZVTZW IP25026ZVTZX IP25026ZVTZY IP25026ZVTZZ IP25026ZW00 IP25026ZW01
IP25026ZW02 IP25026ZW03 IP25026ZW04 IP25026ZW05 IP25026ZW06 IP25026ZW07 IP25026ZW08 IP25026ZW09 IP25026ZW0A IP25026ZW0B IP25026ZW0C IP25026ZW0D IP25026ZW0F IP25026ZW0G IP25026ZW0H IP25026ZW0J IP25026ZW0K IP25026ZW0L IP25026ZW0M IP25026ZW0N
IP25026ZW0P IP25026ZW0Q IP25026ZW0R IP25026ZW0S IP25026ZW0T IP25026ZW0V IP25026ZW0W IP25026ZW0X IP25026ZW0Y IP25026ZW0Z IP25026ZW10 IP25026ZW11 IP25026ZW12 IP25026ZW13 IP25026ZW14 IP25026ZW15 IP25026ZW16 IP25026ZW17 IP25026ZW18 IP25026ZW19
IP25026ZW1A IP25026ZW1B IP25026ZW1C IP25026ZW1D IP25026ZW1F IP25026ZW1G IP25026ZW1H IP25026ZW1J IP25026ZW1K IP25026ZW1L IP25026ZW1M IP25026ZW1N IP25026ZW1P IP25026ZW1Q IP25026ZW1R IP25026ZW1S IP25026ZW1T IP25026ZW1V IP25026ZW1W IP25026ZW1X IP25026ZW1Y
IP25026ZW1Z IP25026ZW20 IP25026ZW21 IP25026ZW22 IP25026ZW23 IP25026ZW24 IP25026ZW25 IP25026ZW26 IP25026ZW27 IP25026ZW28 IP25026ZW29 IP25026ZW2A IP25026ZW2B IP25026ZW2C IP25026ZW2D IP25026ZW2F IP25026ZW2G IP25026ZW2H IP25026ZW2J IP25026ZW2K IP25026ZW2L
IP25026ZW2M IP25026ZW2N IP25026ZW2P IP25026ZW2Q IP25026ZW2R IP25026ZW2S IP25026ZW2T IP25026ZW2V IP25026ZW2W IP25026ZW2X IP25026ZW2Y IP25026ZW2Z IP25026ZW30 IP25026ZW31 IP25026ZW32 IP25026ZW33 IP25026ZW34 IP25026ZW35 IP25026ZW36 IP25026ZW37
IP25026ZW38 IP25026ZW39 IP25026ZW3A IP25026ZW3B IP25026ZW3C IP25026ZW3D IP25026ZW3F IP25026ZW3G IP25026ZW3H IP25026ZW3J IP25026ZW3K IP25026ZW3L IP25026ZW3M IP25026ZW3N IP25026ZW3P IP25026ZW3Q IP25026ZW3R IP25026ZW3S IP25026ZW3T IP25026ZW3V
IP25026ZW3W IP25026ZW3X IP25026ZW3Y IP25026ZW3Z IP25026ZW40 IP25026ZW41 IP25026ZW42 IP25026ZW43 IP25026ZW44 IP25026ZW45 IP25026ZW46 IP25026ZW47 IP25026ZW48 IP25026ZW49 IP25026ZW4A IP25026ZW4B IP25026ZW4C IP25026ZW4D IP25026ZW4F
IP25026ZW4G IP25026ZW4H IP25026ZW4J IP25026ZW4K IP25026ZW4L IP25026ZW4M IP25026ZW4N IP25026ZW4P IP25026ZW4Q IP25026ZW4R IP25026ZW4S IP25026ZW4T IP25026ZW4V IP25026ZW4W IP25026ZW4X IP25026ZW4Y IP25026ZW4Z IP25026ZW50 IP25026ZW51
IP25026ZW52 IP25026ZW53 IP25026ZW54 IP25026ZW55 IP25026ZW56 IP25026ZW57 IP25026ZW58 IP25026ZW59 IP25026ZW5A IP25026ZW5B IP25026ZW5C IP25026ZW5D IP25026ZW5F IP25026ZW5G IP25026ZW5H IP25026ZW5J IP25026ZW5K IP25026ZW5L IP25026ZW5M IP25026ZW5N
IP25026ZW5P IP25026ZW5Q IP25026ZW5R IP25026ZW5S IP25026ZW5T IP25026ZW5V IP25026ZW5W IP25026ZW5X IP25026ZW5Y IP25026ZW5Z IP25026ZW60 IP25026ZW61 IP25026ZW62 IP25026ZW63 IP25026ZW64 IP25026ZW65 IP25026ZW66 IP25026ZW67 IP25026ZW68 IP25026ZW69
IP25026ZW6A IP25026ZW6B IP25026ZW6C IP25026ZW6D IP25026ZW6F IP25026ZW6G IP25026ZW6H IP25026ZW6J IP25026ZW6K IP25026ZW6L IP25026ZW6M IP25026ZW6N IP25026ZW6P IP25026ZW6Q IP25026ZW6R IP25026ZW6S IP25026ZW6T IP25026ZW6V IP25026ZW6W IP25026ZW6X IP25026ZW6Y
IP25026ZW6Z IP25026ZW70 IP25026ZW71 IP25026ZW72 IP25026ZW73 IP25026ZW74 IP25026ZW75 IP25026ZW76 IP25026ZW77 IP25026ZW78 IP25026ZW79 IP25026ZW7A IP25026ZW7B IP25026ZW7C IP25026ZW7D IP25026ZW7F IP25026ZW7G IP25026ZW7H IP25026ZW7J IP25026ZW7K IP25026ZW7L
IP25026ZW7M IP25026ZW7N IP25026ZW7P IP25026ZW7Q IP25026ZW7R IP25026ZW7S IP25026ZW7T IP25026ZW7V IP25026ZW7W IP25026ZW7X IP25026ZW7Y IP25026ZW7Z IP25026ZW80 IP25026ZW81 IP25026ZW82 IP25026ZW83 IP25026ZW84 IP25026ZW85 IP25026ZW86 IP25026ZW87
IP25026ZW88 IP25026ZW89 IP25026ZW8A IP25026ZW8B IP25026ZW8C IP25026ZW8D IP25026ZW8F IP25026ZW8G IP25026ZW8H IP25026ZW8J IP25026ZW8K IP25026ZW8L IP25026ZW8M IP25026ZW8N IP25026ZW8P IP25026ZW8Q IP25026ZW8R IP25026ZW8S IP25026ZW8T IP25026ZW8V
IP25026ZW8W IP25026ZW8X IP25026ZW8Y IP25026ZW8Z IP25026ZW90 IP25026ZW91 IP25026ZW92 IP25026ZW93 IP25026ZW94 IP25026ZW95 IP25026ZW96 IP25026ZW97 IP25026ZW98 IP25026ZW99 IP25026ZW9A IP25026ZW9B IP25026ZW9C IP25026ZW9D IP25026ZW9F
IP25026ZW9G IP25026ZW9H IP25026ZW9J IP25026ZW9K IP25026ZW9L IP25026ZW9M IP25026ZW9N IP25026ZW9P IP25026ZW9Q IP25026ZW9R IP25026ZW9S IP25026ZW9T IP25026ZW9V IP25026ZW9W IP25026ZW9X IP25026ZW9Y IP25026ZW9Z IP25026ZWA0 IP25026ZWA1 IP25026ZWA2
IP25026ZWA3 IP25026ZWA4 IP25026ZWA5 IP25026ZWA6 IP25026ZWA7 IP25026ZWA8 IP25026ZWA9 IP25026ZWAA IP25026ZWAB IP25026ZWAC IP25026ZWAD IP25026ZWAF IP25026ZWAG IP25026ZWAH IP25026ZWAJ IP25026ZWAK IP25026

IP2502GCN5 IP2502GDU8 IP2502GFP2 IP2502GH52 IP2502GH9E IP2502GN9P IP2502GQ8R IP2502GQ3N IP2502GQ6S IP2502GRM6 IP2502GT6P IP2502GTF3 IP2502H11Q IP2502H1A6 IP2502H1BF IP2502HE1V IP2502HE51 IP2502HE5M
IP2502HF3C IP2502HFJ7 IP2502HH3W3 IP2502HJ4HH IP2502HNAH IP2502HNH1 IP2502HNH2 IP2502HNH81 IP2502HR3D IP2502HR6J IP2502HT6G IP2502HU1T IP2502HU2Y IP2502HU4Y
IP2502HT48 IP2502HT9Q IP2502HUE6 IP2502HW47 IP2502HXK9 IP2502HXY2 IP2502HZ2Y IP2502IJPX IP2502IJDU IP2502IZRF IP2502J4DS IP2502J4HQ IP2502J4NS IP2502J4TZ IP2502J5D0 IP2502J5F8 IP2502J5NS IP2502J5S7
IP2502J6BN IP2502J6NG IP2502J6RD IP2502J6ZZ IP2502J72T IP2502J8JX IP2502J8OX IP2502J9PG IP2502JEP8 IP2502JFB4 IP2502JGSU IP2502JJC5 IP2502JJQ5 IP2502JM5U IP2502JS72 IP2502JTV6 IP2502JU3F IP2502JX7E IP2502JXG3 IP2502JY8R
IP2502MLWE IP2502MN2U5 IP2502MN33Q IP2502MN3RU IP2502MP4B5 IP2502MPAYU IP2502MPGUR IP2502MQD9 IP2502MT79T IP2502MU94B IP2502MWBBH IP2502MWC94 IP2502MWCE1 IP2502MWF6P IP2502MWF9F IP2502MXJ7W IP2502MYMNM IP2502MZM1U
IP2502MZT73 IP2502MZT9F IP2502MZ9FA IP2502MZ9G6 IP2502MZ9WG IP2502MZ9WW7 IP2502MZMJ8 IP2502N1I31 IP2502N1LW9 IP2502N1R7 IP2502N2GG6 IP2502N2NZC IP2502N2WV IP2502N3IG IP2502N3SW IP2502N3Q8 IP2502N4AY
IP2502N4QQ IP2502N5BA IP2502N5UB IP2502N5VE IP2502N69V IP2502N6GE IP2502N6N9 IP2502N6S8 IP2502N6VX IP2502N72N IP2502N8QF IP2502N8RE IP2502NA33 IP2502NAT4 IP2502NB52 IP2502ND6D IP2502NE9Y IP2502NEX7 IP2502NGC6
IP2502NI3U IP2502NIB6 IP2502NM1Z IP2502NQ6R IP2502NRF8 IP2502NTR2 IP2502NUG8 IP2502NVG1 IP2502NW5 IP2502NW1V IP2502NW69 IP2502P1QH IP2502P1RE IP2502P1ZY IP2502P237 IP2502P27M IP2502P2E4 IP2502P33T IP2502P4BT
IP2502P3EG IP2502PJNQ IP2502PJQQ IP2502PP18 IP2502PP42E IP2502PP43R IP2502PP49P IP2502PPHZ IP2502PPJ4 IP2502PPN3 IP2502PPT8Y IP2502PQ47 IP2502PQHF7 IP2502PTJ1T IP2502PUJR5 IP2502PUN86 IP2502PUSM5 IP2502PUG8 IP2502PW4P
IP2502PZ4G IP2502Q1GR IP2502Q2A6 IP2502Q2D5 IP2502Q2RX IP2502Q33E IP2502Q34E IP2502Q44W IP2502Q48R IP2502Q4XX IP2502Q55R IP2502Q57Y IP2502Q6PH IP2502Q6W6X IP2502Q6WE IP2502Q6YDG IP2502Q6YTH IP2502Q7WR IP2502Q7WZ
IP2502Q8S9 IP2502Q8SV9 IP2502Q8SYG IP2502Q8XTD IP2502Q9D65 IP2502Q9Q96 IP2502Q9W8M IP2502QAJ36 IP2502QMM8 IP2502QQMM7 IP2502QRQ4 IP2502QRK96 IP2502QUE4 IP2502QV4Z IP2502QV6S IP2502R1HY IP2502R2A9
IP2502R2AT IP2502R33V IP2502R48E IP2502R48F IP2502R576 IP2502R57V IP2502R63B IP2502R67A IP2502R68F IP2502R69Y IP2502R6RPY IP2502R771 IP2502R86T IP2502R8PC IP2502R8T8 IP2502R8U3 IP2502R8UC IP2502R9DA
IP2502R9NA IP2502R9QG IP2502R9R IP2502RB3A IP2502RJ6D IP2502RJ8S IP2502RM9F IP2502RMT2 IP2502RN2F IP2502RQF4 IP2502RQU4 IP2502RQV3 IP2502RRF8 IP2502RTX IP2502RV9B IP2502RYT4 IP2502S1E7 IP2502S1EW IP2502S262 IP2502S33F
IP2502S3CP IP2502S3MB IP2502S3QD IP2502S4YT IP2502S5ET IP2502S5J1X IP2502S5T6 IP2502S71W IP2502S75C IP2502S7J4 IP2502S84C IP2502S86C IP2502S87Y IP2502S8BR IP2502S8B9P IP2502S8EE IP2502S8YB IP2502S9S8 IP2502SAU8 IP2502SB9P IP2502SCQ3
IP2502SC3P IP2502SM6W IP2502SPC2 IP2502SQH1 IP2502SRR15 IP2502SRR24 IP2502SS1W IP2502SSN2 IP2502SSR7 IP2502SSW6 IP2502SSZ4 IP2502SV65 IP2502SVC6 IP2502T1A6 IP2502T1D8 IP2502T2CV IP2502T3G6 IP2502T4GC
IP2502T4XU IP2502T52G IP2502T59E IP2502T5A5 IP2502T6A8 IP2502T6B8 IP2502T6R8 IP2502T7BP IP2502T7DC IP2502T7HW IP2502T7WR IP2502T8Y7 IP2502T8YB2 IP2502T9B2 IP2502TA6P IP2502TA9X IP2502TAG3 IP2502TD5G
IP2502TE3Z IP2502TH45 IP2502TM4Q IP2502TN5B IP2502TP1E IP2502TT63 IP2502TUP2 IP2502TW6H IP2502TWX3 IP2502U1YA IP2502U25B IP2502U383 IP2502U46F IP2502U52T IP2502U6HC IP2502U6PC IP2502U6QP IP2502U6UP
IP2502U6VJ IP2502U73R IP2502U7HU IP2502U7L5 IP2502U9FJ IP2502U9GS IP2502UA5E IP2502UCC5 IP2502UDW5 IP2502UE23 IP2502UG46 IP2502UGC7 IP2502UHC9 IP2502UQ3P IP2502UQ6T IP2502UQC8 IP2502UQK9 IP2502UR7C
IP2502URH4 IP2502URM8 IP2502UT3C IP2502UT6Z IP2502UX4T IP2502UZ7R IP2502V19V IP2502V2F5 IP2502V2HJ IP2502V2W8 IP2502V2ZX IP2502V36J IP2502V437 IP2502V53B IP2502V57F IP2502V5XQ IP2502V62R
IP2502V63R IP2502V7RQ IP2502V7T8 IP2502V84A IP2502V8B9 IP2502V8C8 IP2502V8P5 IP2502V9B1 IP2502V9V5 IP2502VA57 IP2502VBW5 IP2502VD3F IP2502VDTP IP2502VH42 IP2502VN2Q IP2502VN3P IP2502VPW6 IP2502VQ3Y
IP2502VRC2 IP2502VS44 IP2502VSH1 IP2502VT2N IP2502VU91 IP2502VX1A IP2502VZP5 IP2502W149 IP2502W173 IP2502W17F IP2502W1TW IP2502W331 IP2502W35N IP2502W3B6 IP2502W3FW IP2502WJY IP2502W429 IP2502W434 IP2502W43J
IP2502W4PZ IP2502W543 IP2502W6DT IP2502W745 IP2502W824 IP2502W9D7 IP2502W9FG IP2502WA1G IP2502WC11 IP2502WC71 IP2502WI8M IP2502WJ3M IP2502WM4 IP2502WQ9R IP2502WS8J IP2502WSBA IP2502WTH1 IP2502WTR1
IP2502WV1F IP2502WVD9 IP2502X1BB IP2502X23P IP2502X2C3X IP2502X2D8 IP2502X2P6 IP2502X2Q1 IP2502X34X IP2502X36D IP2502X3RD IP2502X3Z2 IP2502X4GB IP2502X5TG IP2502X6H2 IP2502X6MR IP2502X6RX IP2502X7LZ
IP2502X8HD IP2502X98T IP2502XB6J IP2502XC11 IP2502XC14 IP2502XC1H IP2502XC22 IP2502XD6X IP2502XE9U IP2502XF3U IP2502XJ12 IP2502XJ7T IP2502XP4H IP2502XP4Z IP2502XPT4 IP2502XQF9 IP2502XR3Q IP2502XS6W
IP2502XT7J IP2502XTDB IP2502XTRA IP2502XV2E IP2502XW1F IP2502XWTD1 IP2502XWTR1 IP2502XX15 IP2502XY12Y IP2502Y15W IP2502Y34Q IP2502Y3QR IP2502Y41Q IP2502Y5SZ IP2502Y5U7 IP2502Y5UX IP2502Y66A IP2502Y749 IP2502Y86W IP2502Y8E3 IP2502Y8TX
IP2502YA3Q IP2502YD3Q IP2502YEW7 IP2502YG3R IP2502YG3J IP2502YG5J IP2502YH53 IP2502YH7G IP2502YJG3 IP2502YM93 IP2502YN97 IP2502YR3B IP2502YS7N IP2502YSF5 IP2502YT57 IP2502YTW7 IP2502YTW9 IP2502YY6Y
IP2502YZ4J IP2502ZC3R IP2502ZCR3 IP2502ZES3 IP2502ZF3R IP2502ZF3X IP2502ZFU3 IP2502ZG6D IP2502ZHB3 IP2502ZHR1 IP2502ZHW8 IP2502ZJE6 IP2502ZJJ3 IP2502ZM28 IP2502ZMZW IP2502ZPU4 IP2502ZQX2 IP2502ZUN4 IP2502ZZ98
IP2502ZZ9R IP2503113U IP2503113VU IP2503113VX IP2503123VF IP2503131H IP2503131IH IP2503137B IP2503138F IP2503139T IP2503139Z IP2503143W IP2503144P IP2503145F IP2503146G IP2503147J2 IP2503147VG IP2503148T IP2503149H
IP2503156F IP2503157E IP2503157TE IP2503160MG IP2503160NB IP2503161V IP2503161V5 IP2503161V6 IP2503161VC IP2503161VP IP2503161VS IP2503161VT IP2503161W1 IP2503161W2 IP2503161W3 IP2503161W4 IP2503161WA IP2503161WC IP2503161WD IP2503161WE IP2503161WF IP2503161WG IP2503161WH IP2503161WJ IP2503161WK
IP2503161WM IP2503161WN IP2503161WP IP2503161WQ IP2503161WR IP2503161WT IP2503161WV IP2503161WW IP2503161WX IP2503161WY IP2503161WZ IP2503161X0 IP2503161X1 IP2503161X2 IP2503161X3 IP2503161X4 IP2503161X5
IP2503161X6 IP2503161X7 IP2503161X8 IP2503161X9 IP2503161XB IP2503161XC IP2503161XD IP2503161XF IP2503161XG IP2503161XH IP2503161XJ IP2503161XK IP2503161XL IP2503161XM IP2503161XN IP2503161XP IP2503161XQ
IP2503161XR IP2503161XS IP2503161XT IP2503161XV IP2503161XW IP2503161XX IP2503161XY IP2503161XZ IP2503161Y0 IP2503161Y1 IP2503161Y2 IP2503161Y3 IP2503161Y4 IP2503161Y5 IP2503161Y6 IP2503161Y7 IP2503161Y8
IP2503161Y9 IP2503161YA IP2503161YB IP2503161YC IP2503161YD IP2503161YE IP2503161YF IP2503161YG IP2503161YH IP2503161YJ IP2503161YK IP2503161YL IP2503161YM IP2503161YN IP2503161YP IP2503161YQ IP2503161YR
IP2503161YS IP2503161YT IP2503161YV IP2503161YW IP2503161YX IP2503161YY IP2503161YZ IP2503161Z0 IP2503161Z1 IP2503161Z2 IP2503161Z3 IP2503161Z4 IP2503161Z5 IP2503161Z6 IP2503161Z7 IP2503161Z8 IP2503161Z9
IP2503161ZA IP2503161ZB IP2503161ZC IP2503161ZD IP2503161ZE IP2503161ZF IP2503161ZG IP2503161ZH IP2503161ZJ IP2503161ZK IP2503161ZL IP2503161ZM IP2503161ZN IP2503161ZP IP2503161ZQ IP2503161ZR IP2503161ZS
IP2503161ZT IP2503161ZV IP2503161ZW IP2503161ZX IP2503161ZY IP2503161ZZ IP2503162G0 IP2503162G1 IP2503162G2 IP2503162G3 IP2503162G4 IP2503162G5 IP2503162G6 IP2503162G7 IP2503162G8 IP2503162G9 IP2503162GA
IP2503162GB IP2503162GC IP2503162GD IP2503162GE IP2503162GF IP2503162GG IP2503162GH IP2503162GJ IP2503162GK IP2503162GL IP2503162GM IP2503162GN IP2503162GP IP2503162GQ IP2503162GR IP2503162GS IP2503162GT
IP2503162GV IP2503162GW IP2503162GX IP2503162GY IP2503162GZ IP2503162H0 IP2503162H1 IP2503162H2 IP2503162H3 IP2503162H4 IP2503162H5 IP2503162H6 IP2503162H7 IP2503162H8 IP2503162H9 IP2503162HA IP2503162HB
IP2503162HC IP2503162HD IP2503162HE IP2503162HF IP2503162HG IP2503162HH IP2503162HJ IP2503162HK IP2503162HL IP2503162HM IP2503162HN IP2503162HP IP2503162HQ IP2503162HR IP2503162HS IP2503162HT IP2503162HV
IP2503162HW IP2503162HX IP2503162HY IP2503162HZ IP2503162J0 IP2503162J1 IP2503162J2 IP2503162J3 IP2503162J4 IP2503162J5 IP2503162J6 IP2503162J7 IP2503162J8 IP2503162J9 IP2503162JA IP2503162JB IP2503162JC
IP2503162JD IP2503162JE IP2503162JF IP2503162JG IP2503162JH IP2503162JJ IP2503162JK IP2503162JL IP2503162JM IP2503162JN IP2503162JP IP2503162JQ IP2503162JR IP2503162JS IP2503162JT IP2503162JV IP2503162JW
IP2503162JX IP2503162JY IP2503162JZ IP2503162K0 IP2503162K1 IP2503162K2 IP2503162K3 IP2503162K4 IP2503162K5 IP2503162K6 IP2503162K7 IP2503162K8 IP2503162K9 IP2503162KA IP2503162KB IP2503162KC IP2503162KD
IP2503162KE IP2503162KF IP2503162KG IP2503162KH IP2503162KJ IP2503162KK IP2503162KL IP2503162KM IP2503162KN IP2503162KP IP2503162KQ IP2503162KR IP2503162KS IP2503162KT IP2503162KV IP2503162KW IP2503162KX
IP2503162KY IP2503162KZ IP2503162L0 IP2503162L1 IP2503162L2 IP2503162L3 IP2503162L4 IP2503162L5 IP2503162L6 IP2503162L7 IP2503162L8 IP2503162L9 IP2503162LA IP2503162LB IP2503162LC IP2503162LD IP2503162LE
IP2503162LF IP2503162LG IP2503162LH IP2503162LJ IP2503162LK IP2503162LL IP2503162LM IP2503162LN IP2503162LP IP2503162LQ IP2503162LR IP2503162LS IP2503162LT IP2503162LV IP2503162LW IP2503162LX IP2503162LY
IP2503162LZ IP2503162M0 IP2503162M1 IP2503162M2 IP2503162M3 IP2503162M4 IP2503162M5 IP2503162M6 IP2503162M7 IP2503162M8 IP2503162M9 IP2503162MA IP2503162MB IP2503162MC IP2503162MD IP2503162ME IP2503162MF
IP2503162MG IP2503162MH IP2503162MJ IP2503162MK IP2503162ML IP2503162MM IP2503162MN IP2503162MP IP2503162MQ IP2503162MR IP2503162MS IP2503162MT IP2503162MV IP2503162MW IP2503162MX IP2503162MY IP2503162MZ
IP2503162N0 IP2503162N1 IP2503162N2 IP2503162N3 IP2503162N4 IP2503162N5 IP2503162N6 IP2503162N7 IP2503162N8 IP2503162N9 IP2503162NA IP2503162NB IP2503162NC IP2503162ND IP2503162NE IP2503162NF IP2503162NG
IP2503162NH IP2503162NJ IP2503162NK IP2503162NL IP2503162NM IP2503162NN IP2503162NP IP2503162NQ IP2503162NR IP2503162NS IP2503162NT IP2503162NV IP2503162NW IP2503162NX IP2503162NY IP2503162NZ IP2503162P0
IP2503162P1 IP2503162P2 IP2503162P3 IP2503162P4 IP2503162P5 IP2503162P6 IP2503162P7 IP2503162P8 IP2503162P9 IP2503162PA IP2503162PB IP2503162PC IP2503162PD IP2503162PE IP2503162PF IP2503162PG IP2503162PH
IP2503162PJ IP2503162PK IP2503162PL IP2503162PM IP2503162PN IP2503162PP IP2503162PQ IP2503162PR IP2503162PS IP2503162PT IP2503162PV IP2503162PW IP2503162PX IP2503162PY IP2503162PZ IP2503162Q0 IP2503162Q1
IP2503162Q2 IP2503162Q3 IP2503162Q4 IP2503162Q5 IP2503162Q6 IP2503162Q7 IP2503162Q8 IP2503162Q9 IP2503162QA IP2503162QB IP2503162QC IP2503162QD IP2503162QE IP2503162QF IP2503162QG IP2503162QH IP2503162QJ
IP2503162QK IP2503162QL IP2503162QM IP2503162QN IP2503162QP IP2503162QQ IP2503162QR IP2503162QS IP2503162QT IP2503162QV IP2503162QW IP2503162QX IP2503162QY IP2503162QZ IP2503162R0 IP2503162R1 IP2503162R2
IP2503162R3 IP2503162R4 IP2503162R5 IP2503162R6 IP2503162R7 IP2503162R8 IP2503162R9 IP2503162RA IP2503162RB IP2503162RC IP2503162RD IP2503162RE IP2503162RF IP2503162RG IP2503162RH IP2503162RJ IP2503162RK
IP2503162RL IP2503162RM IP2503162RN IP2503162RP IP2503162RQ IP2503162RR IP2503162RS IP2503162RT IP2503162RV IP2503162RW IP2503162RX IP2503162RY IP2503162RZ IP2503162S0 IP2503162S1 IP2503162S2 IP2503162S3
IP2503162S4 IP2503162S5 IP2503162S6 IP2503162S7 IP2503162S8 IP2503162S9 IP2503162SA IP2503162SB IP2503162SC IP2503162SD IP2503162SE IP2503162SF IP2503162SG IP2503162SH IP2503162SJ IP2503162SK IP2503162SL
IP2503162SM IP2503162SN IP2503162SP IP2503162SQ IP2503162SR IP2503162SS IP2503162ST IP2503162SV IP2503162SW IP2503162SX IP2503162SY IP2503162SZ IP2503162T0 IP2503162T1 IP2503162T2 IP2503162T3 IP2503162T4
IP2503162T5 IP2503162T6 IP2503162T7 IP2503162T8 IP2503162T9 IP2503162TA IP2503162TB IP2503162TC IP2503162TD IP2503162TE IP2503162TF IP2503162TG IP2503162TH IP2503162TJ IP2503162TK IP2503162TL IP2503162TM
IP2503162TN IP2503162TP IP2503162TQ IP2503162TR IP2503162TS IP2503162TT IP2503162TU IP2503162TV IP2503162TW IP2503162TX IP2503162TY IP2503162TZ IP2503162U0 IP2503162U1 IP2503162U2 IP2503162U3 IP2503162U4
IP2503162U5 IP2503162U6 IP2503162U7 IP2503162U8 IP2503162U9 IP2503162UA IP2503162UB IP2503162UC IP2503162UD IP2503162UE IP2503162UF IP2503162UG IP2503162UH IP2503162UJ IP2503162UK IP2503162UL IP2503162UM
IP2503162UN IP2503162UP IP2503162UQ IP2503162UR IP2503162US IP2503162UT IP2503162UU IP2503162UV IP2503162UW IP2503162UX IP2503162UY IP2503162UZ IP2503162V0 IP2503162V1 IP2503162V2 IP2503162V3 IP2503162V4
IP2503162V5 IP2503162V6 IP2503162V7 IP2503162V8 IP2503162V9 IP2503162VA IP2503162VB IP2503162VC IP2503162VD IP2503162VE IP2503162VF IP2503162VG IP2503162VH IP2503162VJ IP2503162VK IP2503162VL IP2503162VM
IP2503162VN IP2503162VP IP2503162VQ IP2503162VR IP2503162VS IP2503162VT IP2503162VU IP2503162VV IP2503162VW IP2503162VX IP2503162VY IP2503162VZ IP2503162W0 IP2503162W1 IP2503162W2 IP2503162W3 IP2503162W4
IP2503162W5 IP2503162W6 IP2503162W7 IP2503162W8 IP2503162W9 IP2503162WA IP2503162WB IP2503162WC IP2503162WD IP2503162WE IP2503162WF IP2503162WG IP2503162WH IP2503162WJ IP2503162WK IP2503162WL IP2503162WM
IP2503162WN IP2503162WP IP2503162WQ IP2503162WR IP2503162WS IP2503162WT IP2503162WU IP2503162WV IP2503162WW IP2503162WX IP2503162WY IP2503162WZ IP2503162X0 IP2503162X1 IP2503162X2 IP2503162X3 IP2503162X4
IP2503162X5 IP2503162X6 IP2503162X7 IP2503162X8 IP2503162X9 IP2503162XA IP2503162XB IP2503162XC IP2503162XD IP2503162XE IP2503162XF IP2503162XG IP2503162XH IP2503162XJ IP2503162XK IP2503162XL IP2503162XM
IP2503162XN IP2503162XP IP2503162XQ IP2503162XR IP2503162XS IP2503162XT IP2503162XU IP2503162XV IP2503162XW IP2503162XX IP2503162XY IP2503162XZ IP2503162Y0 IP2503162Y1 IP2503162Y2 IP2503162Y3 IP2503162Y4
IP2503162Y5 IP2503162Y6 IP2503162Y7 IP2503162Y8 IP2503162Y9 IP2503162YA IP2503162YB IP2503162YC IP2503162YD IP2503162YE IP2503162YF IP2503162YG IP2503162YH IP2503162YJ IP2503162YK IP2503162YL IP2503162YM
IP2503162YN IP2503162YP IP2503162YQ IP2503162YR IP2503162YS IP2503162YT IP2503162YU IP2503162YV IP2503162YW IP2503162YX IP2503162YY IP2503162YZ IP2503162Z0 IP2503162Z1 IP2503162Z2 IP2503162Z3 IP2503162Z4
IP2503162Z5 IP2503162Z6 IP2503162Z7 IP2503162Z8 IP2503162Z9 IP2503162ZA IP2503162ZB IP2503162ZC IP2503162ZD IP2503162ZE IP2503162ZF IP2503162ZG IP2503162ZH IP2503162ZJ IP2503162ZK IP2503162ZL IP2503162ZM
IP2503162ZN IP2503162ZP IP2503162ZQ IP2503162ZR IP2503162ZS IP2503162ZT IP2503162ZU IP2503162ZV IP2503162ZW IP2503162ZX IP2503162ZY IP2503162ZZ IP2503163G0 IP2503163G1 IP2503163G2 IP2503163G3 IP2503163G4
IP2503163G5 IP2503163G6 IP2503163G7 IP2503163G8 IP2503163G9 IP2503163GA IP2503163GB IP2503163GC IP2503163GD IP2503163GE IP2503163GF IP2503163GG IP2503163GH IP2503163GJ IP2503163GK IP2503163GL IP2503163GM
IP2503163GN IP2503163GP IP2503163GQ IP2503163GR IP2503163GS IP2503163GT IP2503163GU IP2503163GV IP2503163GW IP2503163GX IP2503163GY IP2503163GZ IP2503163H0 IP2503163H1 IP2503163H2 IP2503163H3 IP2503163H4
IP2503163H5 IP2503163H6 IP2503163H7 IP2503163H8 IP2503163H9 IP2503163HA IP2503163HB IP2503163HC IP2503163HD IP2503163HE IP2503163HF IP2503163HG IP2503163HH IP2503163HJ IP2503163HK IP2503163HL IP2503163HM
IP2503163HN IP2503163HP IP2503163HQ IP2503163HR IP2503163HS IP2503163HT IP2503163HU IP2503163HV IP2503163HW IP2503163HX IP2503163HY IP2503163HZ IP2503163J0 IP2503163J1 IP2503163J2 IP2503163J3 IP2503163J4
IP2503163J5 IP2503163J6 IP2503163J7 IP2503163J8 IP2503163J9 IP2503163JA IP2503163JB IP2503163JC IP2503163JD IP2503163JE IP2503163JF IP2503163JG IP2503163JH IP2503163JJ IP2503163JK IP2503163JL IP2503163JM
IP2503163JN IP2503163JP IP2503163JQ IP2503163JR IP2503163JS IP2503163JT IP2503163JU IP2503163JV IP2503163JW IP2503163JX IP2503163JY IP2503163JZ IP2503163K0 IP2503163K1 IP2503163K2 IP2503163K3 IP2503163K4
IP2503163K5 IP2503163K6 IP2503163K7 IP2503163K8 IP2503163K9 IP2503163KA IP2503163KB IP2503163KC IP2503163KD IP2503163KE IP2503163KF IP2503163KG IP2503163KH IP2503163KJ IP2503163KK IP2503163KL IP2503163KM
IP2503163KN IP2503163KP IP2503163KQ IP2503163KR IP2503163KS IP2503163KT IP2503163KU IP2503163KV IP2503163KW IP2503163KX IP2503163KY IP2503163KZ IP2503163L0 IP2503163L1 IP2503163L2 IP2503163L3 IP2503163L4
IP2503163L5 IP2503163L6 IP2503163L7 IP2503163L8 IP2503163L9 IP2503163LA IP2503163LB IP2503163LC IP2503163LD IP2503163LE IP2503163LF IP2503163LG IP2503163LH IP2503163LJ IP2503163LK IP2503163LL IP2503163LM
IP2503163LN IP2503163LP IP2503163LQ IP2503163LR IP2503163LS IP2503163LT IP2503163LU IP2503163LV IP2503163LW IP2503163LX IP2503163LY IP2503163LZ IP2503163M0 IP2503163M1 IP2503163M2 IP2503163M3 IP2503163M4
IP2503163M5 IP2503163M6 IP2503163M7 IP2503163M8 IP2503163M9 IP2503163MA IP2503163MB IP2503163MC IP2503163MD IP2503163ME IP2503163MF IP2503163MG IP2503163MH IP2503163MJ IP2503163MK IP2503163ML IP2503163MM
IP2503163MN IP2503163MP IP2503163MQ IP2503163MR IP2503163MS IP2503163MT IP2503163MU IP2503163MV IP2503163MW IP2503163MX IP2503163MY IP2503163MZ IP2503163N0 IP2503163N1 IP2503163N2 IP2503163N3 IP2503163N4
IP2503163N5 IP2503163N6 IP2503163N7 IP2503163N8 IP2503163N9 IP2503163NA IP2503163NB IP2503163NC IP2503163ND IP2503163NE IP2503163NF IP2503163NG IP2503163NH IP2503163NJ IP2503163NK IP2503163NL IP2503163NM
IP2503163NN IP2503163NP IP2503163NQ IP2503163NR IP2503163NS IP2503163NT IP2503163NU IP2503163NV IP2503163NW IP2503163NX IP2503163NY IP2503163NZ IP2503163P0 IP2503163P1 IP2503163P2 IP2503163P3 IP2503163P4
IP2503163P5 IP2503163P6 IP2503163P7 IP2503163P8 IP2503163P9 IP2503163PA IP2503163PB IP2503163PC IP2503163PD IP2503163PE IP2503163PF IP2503163PG IP2503163PH IP2503163PJ IP2503163PK IP2503163PL IP2503163PM
IP2503163PN IP2503163PP IP2503163PQ IP2503163PR IP2503163PS IP2503163PT IP2503163PU IP2503163PV IP2503163PW IP2503163PX IP2503163PY IP2503163PZ IP2503163Q0 IP2503163Q1 IP2503163Q2 IP2503163Q3 IP2503163Q4
IP2503163Q5 IP2503163Q6 IP2503163Q7 IP2503163Q8 IP2503163Q9 IP2503163QA IP2503163QB IP2503163QC IP2503163QD IP2503163QE IP2503163QF IP2503163QG IP2503163QH IP2503163QJ IP2503163QK IP2503163QL IP2503163QM
IP2503163QN IP2503163QP IP2503163QQ IP2503163QR IP2503163QS IP2503163QT IP2503163QU IP2503163QV IP2503163QW IP2503163QX IP2503163QY IP2503163QZ IP2503163R0 IP2503163R1 IP2503163R2 IP2503163R3 IP2503163R4
IP2503163R5 IP2503163R6 IP2503163R7 IP2503163R8 IP2503163R9 IP2503163RA IP2503163RB IP2503163RC IP2503163RD IP2503163RE IP2503163RF IP2503163RG IP2503163RH IP2503163RJ IP2503163RK IP2503163RL IP2503163RM
IP2503163RN IP2503163RP IP2503163RQ IP2503163RR IP2503163RS IP2503163RT IP2503163RU IP2503163RV IP2503163RW IP2503163RX IP2503163RY IP2503163RZ IP2503163S0 IP2503163S1 IP2503163S2 IP2503163S3 IP2503163S4
IP2503163S5 IP2503163S6 IP2503163S7 IP2503163S8 IP2503163S9 IP2503163SA IP2503163SB IP2503163SC IP2503163SD IP2503163SE IP2503163SF IP2503163SG IP2503163SH IP2503163SJ IP2503163SK IP2503163SL IP2503163SM
IP2503163SN IP2503163SP IP2503163SQ IP2503163SR IP2503163SS IP2503163ST IP2503163SU IP2503163SV IP2503163SW IP2503163SX IP2503163SY IP2503163SZ IP2503163T0 IP2503163T1 IP2503163T2 IP2503163T3 IP2503163T4
IP2503163T5 IP2503163T6 IP2503163T7 IP2503163T8 IP2503163T9 IP2503163TA IP2503163TB IP2503163TC IP2503163TD IP2503163TE IP2503163TF IP2503163TG IP2503163TH IP2503163TJ IP2503163TK IP2503163TL IP2503163TM
IP2503163TN IP2503163TP IP2503163TQ IP2503163TR IP2503163TS IP2503163TT IP2503163TU IP2503163TV IP2503163TW IP2503163TX IP2503163TY IP2503163TZ IP2503163V0 IP2503163V1 IP2503163V2 IP2503163V3 IP2503163V4
IP2503163V5 IP2503163V6 IP2503163V7 IP2503163V8 IP2503163V9 IP2503163VA IP2503163VB IP2503163VC IP2503163VD IP2503163VE IP2503163VF IP2503163VG IP2503163VH IP2503163VJ IP2503163VK IP2503163VL IP2503163VM
IP2503163VN IP2503163VP IP2503163VQ IP2503163VR IP2503163VS IP2503163VT IP2503163VU IP2503163VV IP2503163VW IP2503163VX IP2503163VY IP2503163VZ IP2503163W0 IP2503163W1 IP2503163W2 IP2503163W3 IP2503163W4
IP2503163W5 IP2503163W6 IP2503163W7 IP2503163W8 IP2503163W9 IP2503163WA IP2503163WB IP2503163WC IP2503163WD IP2503163WE IP2503163WF IP2503163WG IP2503163WH IP2503163WJ IP2503163WK IP2503163WL IP2503163WM
IP2503163WN IP2503163WP IP2503163WQ IP2503163WR IP2503163WS IP2503163WT IP2503163WU IP2503163WV IP2503163WW IP2503163WX IP2503163WY IP2503163WZ IP2503163X0 IP2503163X1 IP2503163X2 IP2503163X3 IP2503163X4
IP2503163X5 IP2503163X6 IP2503163X7 IP2503163X8 IP2503163X9 IP2503163XA IP2503163XB IP2503163XC IP2503163XD IP2503163XE IP2503163XF IP2503163XG IP2503163XH IP2503163XJ IP2503163XK IP2503163XL IP2503163XM
IP2503163XN IP2503163XP IP2503163XQ IP2503163XR IP2503163XS IP2503163XT IP2503163XU IP2503163XV IP2503163XW IP2503163XX IP2503163XY IP2503163XZ IP2503163Y0 IP2503163Y1 IP2503163Y2 IP2503163Y3 IP2503163Y4
IP2503163Y5 IP2503163Y6 IP2503163Y7 IP2503163Y8 IP2503163Y9 IP2503163YA IP2503163YB IP2503163YC IP2503163YD IP2503163YE IP2503163YF IP2503163YG IP2503163YH IP2503163YJ IP2503163YK IP2503163YL IP2503163YM
IP2503163YN IP2503163YP IP2503163YQ IP2503163YR IP2503163YS IP2503163YT IP2503163YU IP2503163YV IP2503163YW IP2503163YX IP2503163YY IP2503163YZ IP2503163Z0 IP2503163Z1 IP2503163Z2 IP2503163Z3 IP2503163Z4
IP2503163Z5 IP2503163Z6 IP2503163Z7 IP2503163Z8 IP2503163Z9 IP2503163ZA IP2503163ZB IP2503163ZC IP2503163ZD IP2503163ZE IP2503163ZF IP2503163ZG IP2503163ZH IP2503163ZJ IP2503163ZK IP2503163ZL IP2503163ZM
IP2503163ZN IP2503163ZP IP2503163ZQ IP2503163ZR IP2503163ZS IP2503163ZT IP2503163ZU IP2503163ZV IP2503163ZW IP2503163ZX IP2503163ZY IP2503163ZZ IP2503164G0 IP2503164G1 IP2503164G2 IP2503164G3 IP2503164G4
IP2503164G5 IP2503164G6 IP2503164G7 IP2503164G8 IP2503164G9 IP2503164GA IP2503164GB IP2503164GC IP2503164GD IP2503164GE IP2503164GF IP2503164GG IP2503164GH IP2503164GJ IP2503164GK IP2503164GL IP2503164GM
IP2503164GN IP2503164GP IP2503164GQ IP2503164GR IP2503164GS IP2503164GT IP2503164GU IP2503164GV IP2503164GW IP2503164GX IP2503164GY IP2503164GZ IP2503164H0 IP2503164H1 IP2503164H2 IP2503164H3 IP2503164H4
IP2503164H5 IP2503164H6 IP2503164H7 IP2503164H8 IP2503164H9 IP2503164HA IP2503164HB IP2503164HC IP2503164HD IP2503164HE IP2503164HF IP2503164HG IP2503164HH IP2503164HJ IP2503164HK IP2503164HL IP2503164HM
IP2503164HN IP2503164HP IP2503164HQ IP2503164HR IP2503164HS IP2503164HT IP2503164HU IP2503164HV IP2503164HW IP2503164HX IP2503164HY IP2503164HZ IP2503164J0 IP2503164J1 IP2503164J2 IP2503164J3 IP2503164J4
IP2503164J5 IP2503164J6 IP2503164J7 IP2503164J8 IP2503164J9 IP2503164JA IP2503164JB IP2503164JC IP2503164JD IP2503164JE IP2503164JF IP2503164JG IP2503164JH IP2503164JJ IP2503164JK IP2503164JL IP2503164JM
IP2503164JN IP2503164JP IP2503164JQ IP2503164JR IP2503164JS IP2503164JT IP2503164JU IP2503164JV IP2503164JW IP2503164JX IP2503164JY IP2503164JZ IP2503164K0 IP2503164K1 IP2503164K2 IP2503164K3 IP2503164K4
IP2503164K5 IP2503164K6 IP2503164K7 IP2503164K8 IP2503164K9 IP2503164KA IP2503164KB IP2503164KC IP2503164KD IP2503164KE IP2503164KF IP2503164KG IP2503164KH IP2503164KJ IP2503164KK IP2503164KL IP2503164KM
IP2503164KN IP2503164KP IP2503164KQ IP2503164KR IP2503164KS IP2503164KT IP2503164KU IP2503164KV IP2503164KW IP2503164KX IP2503164KY IP2503164KZ IP2503164L0 IP2503164L1 IP2503164L2 IP2503164L3 IP2503164L4
IP2503164L5 IP2503164L6 IP2503164L7 IP2503164L8 IP2503164L9 IP2503164LA IP2503164LB IP2503164LC IP2503164LD IP2503164LE IP2503164LF IP2503164LG IP2503164LH IP2503164LJ IP2503164LK IP2503164LL IP2503164LM
IP2503164LN IP2503164LP IP2503164LQ IP2503164LR IP2503164LS IP2503164LT IP2503164LU IP2503164LV IP2503164LW IP2503164LX IP2503164LY IP2503164LZ IP2503164M0 IP2503164M1 IP2503164M2 IP2503164M3 IP2503164M4
IP2503164M5 IP2503164M6 IP2503164M7 IP2503164M8 IP2503164M9 IP2503164MA IP2503164MB IP2503164MC IP2503164MD IP2503164ME IP2503164MF IP2503164MG IP2503164MH IP2503164MJ IP2503164MK IP2503164ML IP2503164MM
IP2503164MN IP2503164MP IP2503164MQ IP2503164MR IP2503164MS IP2503164MT IP2503164MU IP2503164MV IP2503164MW IP2503164MX IP2503164MY IP2503164MZ IP2503164N0 IP2503164N1 IP2503164N2 IP2503164N3 IP2503164N4
IP2503164N5 IP2503164N6 IP2503164N7 IP2503164N8 IP2503164N9 IP2503164NA IP2503164NB IP2503164NC IP2503164ND IP2503164NE IP2503164NF IP2503164NG IP2503164NH IP2503164NJ IP2503164NK IP2503164NL IP2503164NM
IP2503164NN IP2

IP25032W2X IP25032WW2 IP25032WXQ IP25032WZJ IP25032XME IP25032XMT IP25032XUS IP25032Y5P IP25032Y7Y IP25032YD1 IP25032YDM IP25032YE7 IP25032YHX IP25032YJ5 IP25032YJ8 IP25032YJE IP25032YQD IP25032YYG IP25032YZE
IP25032Z8Q IP25033131R IP25033131W IP25033131Y IP25033131Z IP25033132A IP25033132B IP25033132C IP25033132D IP25033132E IP25033132F IP25033132G IP25033132H IP25033132J IP25033132K IP25033132M IP25033132N IP25033132P IP25033132W IP25033132X IP25033132Y IP25033133D1
IP25033133R IP25033171S IP25033173Y IP25033173Z IP25033174A IP25033174B IP25033174C IP25033174D IP25033174E IP25033174F IP25033174G IP25033174H IP25033174J IP25033174K IP25033174L IP25033174M IP25033174N IP25033174P IP25033174Q IP25033174R IP25033174S IP25033174T IP25033174U IP25033174V IP25033174W IP25033174X IP25033174Y IP25033175A IP25033175B IP25033175C IP25033175D IP25033175E IP25033175F IP25033175G IP25033175H IP25033175J IP25033175K IP25033175L IP25033175M IP25033175N IP25033175P IP25033175Q IP25033175R IP25033175S IP25033175T IP25033175U IP25033175V IP25033175W IP25033175X IP25033175Y IP25033176A IP25033176B IP25033176C IP25033176D IP25033176E IP25033176F IP25033176G IP25033176H IP25033176J IP25033176K IP25033176L IP25033176M IP25033176N IP25033176P IP25033176Q IP25033176R IP25033176S IP25033176T IP25033176U IP25033176V IP25033176W IP25033176X IP25033176Y IP25033177A IP25033177B IP25033177C IP25033177D IP25033177E IP25033177F IP25033177G IP25033177H IP25033177J IP25033177K IP25033177L IP25033177M IP25033177N IP25033177P IP25033177Q IP25033177R IP25033177S IP25033177T IP25033177U IP25033177V IP25033178A IP25033178B IP25033178C IP25033178D IP25033178E IP25033178F IP25033178G IP25033178H IP25033178J IP25033178K IP25033178L IP25033178M IP25033178N IP25033178P IP25033178Q IP25033178R IP25033178S IP25033178T IP25033178U IP25033178V IP25033179A IP25033179B IP25033179C IP25033179D IP25033179E IP25033179F IP25033179G IP25033179H IP25033179J IP25033179K IP25033179L IP25033179M IP25033179N IP25033179P IP25033179Q IP25033179R IP25033179S IP25033179T IP25033179U IP25033179V IP25033179W IP25033179X IP25033179Y IP25033179Z IP25033180A IP25033180B IP25033180C IP25033180D IP25033180E IP25033180F IP25033180G IP25033180H IP25033180J IP25033180K IP25033180L IP25033180M IP25033180N IP25033180P IP25033180Q IP25033180R IP25033180S IP25033180T IP25033180U IP25033180V IP25033180W IP25033180X IP25033180Y IP25033180Z IP25033181A IP25033181B IP25033181C IP25033181D IP25033181E IP25033181F IP25033181G IP25033181H IP25033181J IP25033181K IP25033181L IP25033181M IP25033181N IP25033181P IP25033181Q IP25033181R IP25033181S IP25033181T IP25033181U IP25033181V IP25033181W IP25033181X IP25033181Y IP25033181Z IP25033182A IP25033182B IP25033182C IP25033182D IP25033182E IP25033182F IP25033182G IP25033182H IP25033182J IP25033182K IP25033182L IP25033182M IP25033182N IP25033182P IP25033182Q IP25033182R IP25033182S IP25033182T IP25033182U IP25033182V IP25033182W IP25033182X IP25033182Y IP25033182Z IP25033183A IP25033183B IP25033183C IP25033183D IP25033183E IP25033183F IP25033183G IP25033183H IP25033183J IP25033183K IP25033183L IP25033183M IP25033183N IP25033183P IP25033183Q IP25033183R IP25033183S IP25033183T IP25033183U IP25033183V IP25033183W IP25033183X IP25033183Y IP25033183Z IP25033184A IP25033184B IP25033184C IP25033184D IP25033184E IP25033184F IP25033184G IP25033184H IP25033184J IP25033184K IP25033184L IP25033184M IP25033184N IP25033184P IP25033184Q IP25033184R IP25033184S IP25033184T IP25033184U IP25033184V IP25033184W IP25033184X IP25033184Y IP25033184Z IP25033185A IP25033185B IP25033185C IP25033185D IP25033185E IP25033185F IP25033185G IP25033185H IP25033185J IP25033185K IP25033185L IP25033185M IP25033185N IP25033185P IP25033185Q IP25033185R IP25033185S IP25033185T IP25033185U IP25033185V IP25033185W IP25033185X IP25033185Y IP25033185Z IP25033186A IP25033186B IP25033186C IP25033186D IP25033186E IP25033186F IP25033186G IP25033186H IP25033186J IP25033186K IP25033186L IP25033186M IP25033186N IP25033186P IP25033186Q IP25033186R IP25033186S IP25033186T IP25033186U IP25033186V IP25033186W IP25033186X IP25033186Y IP25033186Z IP25033187A IP25033187B IP25033187C IP25033187D IP25033187E IP25033187F IP25033187G IP25033187H IP25033187J IP25033187K IP25033187L IP25033187M IP25033187N IP25033187P IP25033187Q IP25033187R IP25033187S IP25033187T IP25033187U IP25033187V IP25033187W IP25033187X IP25033187Y IP25033187Z IP25033188A IP25033188B IP25033188C IP25033188D IP25033188E IP25033188F IP25033188G IP25033188H IP25033188J IP25033188K IP25033188L IP25033188M IP25033188N IP25033188P IP25033188Q IP25033188R IP25033188S IP25033188T IP25033188U IP25033188V IP25033188W IP25033188X IP25033188Y IP25033188Z IP25033189A IP25033189B IP25033189C IP25033189D IP25033189E IP25033189F IP25033189G IP25033189H IP25033189J IP25033189K IP25033189L IP25033189M IP25033189N IP25033189P IP25033189Q IP25033189R IP25033189S IP25033189T IP25033189U IP25033189V IP25033189W IP25033189X IP25033189Y IP25033189Z IP25033190A IP25033190B IP25033190C IP25033190D IP25033190E IP25033190F IP25033190G IP25033190H IP25033190J IP25033190K IP25033190L IP25033190M IP25033190N IP25033190P IP25033190Q IP25033190R IP25033190S IP25033190T IP25033190U IP25033190V IP25033190W IP25033190X IP25033190Y IP25033190Z IP25033191A IP25033191B IP25033191C IP25033191D IP25033191E IP25033191F IP25033191G IP25033191H IP25033191J IP25033191K IP25033191L IP25033191M IP25033191N IP25033191P IP25033191Q IP25033191R IP25033191S IP25033191T IP25033191U IP25033191V IP25033191W IP25033191X IP25033191Y IP25033191Z IP25033192A IP25033192B IP25033192C IP25033192D IP25033192E IP25033192F IP25033192G IP25033192H IP25033192J IP25033192K IP25033192L IP25033192M IP25033192N IP25033192P IP25033192Q IP25033192R IP25033192S IP25033192T IP25033192U IP25033192V IP25033192W IP25033192X IP25033192Y IP25033192Z IP25033193A IP25033193B IP25033193C IP25033193D IP25033193E IP25033193F IP25033193G IP25033193H IP25033193J IP25033193K IP25033193L IP25033193M IP25033193N IP25033193P IP25033193Q IP25033193R IP25033193S IP25033193T IP25033193U IP25033193V IP25033193W IP25033193X IP25033193Y IP25033193Z IP25033194A IP25033194B IP25033194C IP25033194D IP25033194E IP25033194F IP25033194G IP25033194H IP25033194J IP25033194K IP25033194L IP25033194M IP25033194N IP25033194P IP25033194Q IP25033194R IP25033194S IP25033194T IP25033194U IP25033194V IP25033194W IP25033194X IP25033194Y IP25033194Z IP25033195A IP25033195B IP25033195C IP25033195D IP25033195E IP25033195F IP25033195G IP25033195H IP25033195J IP25033195K IP25033195L IP25033195M IP25033195N IP25033195P IP25033195Q IP25033195R IP25033195S IP25033195T IP25033195U IP25033195V IP25033195W IP25033195X IP25033195Y IP25033195Z IP25033196A IP25033196B IP25033196C IP25033196D IP25033196E IP25033196F IP25033196G IP25033196H IP25033196J IP25033196K IP25033196L IP25033196M IP25033196N IP25033196P IP25033196Q IP25033196R IP25033196S IP25033196T IP25033196U IP25033196V IP25033196W IP25033196X IP25033196Y IP25033196Z IP25033197A IP25033197B IP25033197C IP25033197D IP25033197E IP25033197F IP25033197G IP25033197H IP25033197J IP25033197K IP25033197L IP25033197M IP25033197N IP25033197P IP25033197Q IP25033197R IP25033197S IP25033197T IP25033197U IP25033197V IP25033197W IP25033197X IP25033197Y IP25033197Z IP25033198A IP25033198B IP25033198C IP25033198D IP25033198E IP25033198F IP25033198G IP25033198H IP25033198J IP25033198K IP25033198L IP25033198M IP25033198N IP25033198P IP25033198Q IP25033198R IP25033198S IP25033198T IP25033198U IP25033198V IP25033198W IP25033198X IP25033198Y IP25033198Z IP25033199A IP25033199B IP25033199C IP25033199D IP25033199E IP25033199F IP25033199G IP25033199H IP25033199J IP25033199K IP25033199L IP25033199M IP25033199N IP25033199P IP25033199Q IP25033199R IP25033199S IP25033199T IP25033199U IP25033199V IP25033199W IP25033199X IP25033199Y IP25033199Z IP25033200A IP25033200B IP25033200C IP25033200D IP25033200E IP25033200F IP25033200G IP25033200H IP25033200J IP25033200K IP25033200L IP25033200M IP25033200N IP25033200P IP25033200Q IP25033200R IP25033200S IP25033200T IP25033200U IP25033200V IP25033200W IP25033200X IP25033200Y IP25033200Z IP25033201A IP25033201B IP25033201C IP25033201D IP25033201E IP25033201F IP25033201G IP25033201H IP25033201J IP25033201K IP25033201L IP25033201M IP25033201N IP25033201P IP25033201Q IP25033201R IP25033201S IP25033201T IP25033201U IP25033201V IP25033201W IP25033201X IP25033201Y IP25033201Z IP25033202A IP25033202B IP25033202C IP25033202D IP25033202E IP25033202F IP25033202G IP25033202H IP25033202J IP25033202K IP25033202L IP25033202M IP25033202N IP25033202P IP25033202Q IP25033202R IP25033202S IP25033202T IP25033202U IP25033202V IP25033202W IP25033202X IP25033202Y IP25033202Z IP25033203A IP25033203B IP25033203C IP25033203D IP25033203E IP25033203F IP25033203G IP25033203H IP25033203J IP25033203K IP25033203L IP25033203M IP25033203N IP25033203P IP25033203Q IP25033203R IP25033203S IP25033203T IP25033203U IP25033203V IP25033203W IP25033203X IP25033203Y IP25033203Z IP25033204A IP25033204B IP25033204C IP25033204D IP25033204E IP25033204F IP25033204G IP25033204H IP25033204J IP25033204K IP25033204L IP25033204M IP25033204N IP25033204P IP25033204Q IP25033204R IP25033204S IP25033204T IP25033204U IP25033204V IP25033204W IP25033204X IP25033204Y IP25033204Z IP25033205A IP25033205B IP25033205C IP25033205D IP25033205E IP25033205F IP25033205G IP25033205H IP25033205J IP25033205K IP25033205L IP25033205M IP25033205N IP25033205P IP25033205Q IP25033205R IP25033205S IP25033205T IP25033205U IP25033205V IP25033205W IP25033205X IP25033205Y IP25033205Z IP25033206A IP25033206B IP25033206C IP25033206D IP25033206E IP25033206F IP25033206G IP25033206H IP25033206J IP25033206K IP25033206L IP25033206M IP25033206N IP25033206P IP25033206Q IP25033206R IP25033206S IP25033206T IP25033206U IP25033206V IP25033206W IP25033206X IP25033206Y IP25033206Z IP25033207A IP25033207B IP25033207C IP25033207D IP25033207E IP25033207F IP25033207G IP25033207H IP25033207J IP25033207K IP25033207L IP25033207M IP25033207N IP25033207P IP25033207Q IP25033207R IP25033207S IP25033207T IP25033207U IP25033207V IP25033207W IP25033207X IP25033207Y IP25033207Z IP25033208A IP25033208B IP25033208C IP25033208D IP25033208E IP25033208F IP25033208G IP25033208H IP25033208J IP25033208K IP25033208L IP25033208M IP25033208N IP25033208P IP25033208Q IP25033208R IP25033208S IP25033208T IP25033208U IP25033208V IP25033208W IP25033208X IP25033208Y IP25033208Z IP25033209A IP25033209B IP25033209C IP25033209D IP25033209E IP25033209F IP25033209G IP25033209H IP25033209J IP25033209K IP25033209L IP25033209M IP25033209N IP25033209P IP25033209Q IP25033209R IP25033209S IP25033209T IP25033209U IP25033209V IP25033209W IP25033209X IP25033209Y IP25033209Z IP25033210A IP25033210B IP25033210C IP25033210D IP25033210E IP25033210F IP25033210G IP25033210H IP25033210J IP25033210K IP25033210L IP25033210M IP25033210N IP25033210P IP25033210Q IP25033210R IP25033210S IP25033210T IP25033210U IP25033210V IP25033210W IP25033210X IP25033210Y IP25033210Z IP25033211A IP25033211B IP25033211C IP25033211D IP25033211E IP25033211F IP25033211G IP25033211H IP25033211J IP25033211K IP25033211L IP25033211M IP25033211N IP25033211P IP25033211Q IP25033211R IP25033211S IP25033211T IP25033211U IP25033211V IP25033211W IP25033211X IP25033211Y IP25033211Z IP25033212A IP25033212B IP25033212C IP25033212D IP25033212E IP25033212F IP25033212G IP25033212H IP25033212J IP25033212K IP25033212L IP25033212M IP25033212N IP25033212P IP25033212Q IP25033212R IP25033212S IP25033212T IP25033212U IP25033212V IP25033212W IP25033212X IP25033212Y IP25033212Z IP25033213A IP25033213B IP25033213C IP25033213D IP25033213E IP25033213F IP25033213G IP25033213H IP25033213J IP25033213K IP25033213L IP25033213M IP25033213N IP25033213P IP25033213Q IP25033213R IP25033213S IP25033213T IP25033213U IP25033213V IP25033213W IP25033213X IP25033213Y IP25033213Z IP25033214A IP25033214B IP25033214C IP25033214D IP25033214E IP25033214F IP25033214G IP25033214H IP25033214J IP25033214K IP25033214L IP25033214M IP25033214N IP25033214P IP25033214Q IP25033214R IP25033214S IP25033214T IP25033214U IP25033214V IP25033214W IP25033214X IP25033214Y IP25033214Z IP25033215A IP25033215B IP25033215C IP25033215D IP25033215E IP25033215F IP25033215G IP25033215H IP25033215J IP25033215K IP25033215L IP25033215M IP25033215N IP25033215P IP25033215Q IP25033215R IP25033215S IP25033215T IP25033215U IP25033215V IP25033215W IP25033215X IP25033215Y IP25033215Z IP25033216A IP25033216B IP25033216C IP25033216D IP25033216E IP25033216F IP25033216G IP25033216H IP25033216J IP25033216K IP25033216L IP25033216M IP25033216N IP25033216P IP25033216Q IP25033216R IP25033216S IP25033216T IP25033216U IP25033216V IP25033216W IP25033216X IP25033216Y IP25033216Z IP25033217A IP25033217B IP25033217C IP25033217D IP25033217E IP25033217F IP25033217G IP25033217H IP25033217J IP25033217K IP25033217L IP25033217M IP25033217N IP25033217P IP25033217Q IP25033217R IP25033217S IP25033217T IP25033217U IP25033217V IP25033217W IP25033217X IP25033217Y IP25033217Z IP25033218A IP25033218B IP25033218C IP25033218D IP25033218E IP25033218F IP25033218G IP25033218H IP25033218J IP25033218K IP25033218L IP25033218M IP25033218N IP25033218P IP25033218Q IP25033218R IP25033218S IP25033218T IP25033218U IP25033218V IP25033218W IP25033218X IP25033218Y IP25033218Z IP25033219A IP25033219B IP25033219C IP25033219D IP25033219E IP25033219F IP25033219G IP25033219H IP25033219J IP25033219K IP25033219L IP25033219M IP25033219N IP25033219P IP25033219Q IP25033219R IP25033219S IP25033219T IP25033219U IP25033219V IP25033219W IP25033219X IP25033219Y IP25033219Z IP25033220A IP25033220B IP25033220C IP25033220D IP25033220E IP25033220F IP25033220G IP25033220H IP25033220J IP25033220K IP25033220L IP25033220M IP25033220N IP25033220P IP25033220Q IP25033220R IP25033220S IP25033220T IP25033220U IP25033220V IP25033220W IP25033220X IP25033220Y IP25033220Z IP25033221A IP25033221B IP25033221C IP25033221D IP25033221E IP25033221F IP25033221G IP25033221H IP25033221J IP25033221K IP25033221L IP25033221M IP25033221N IP25033221P IP25033221Q IP25033221R IP25033221S IP25033221T IP25033221U IP25033221V IP25033221W IP25033221X IP25033221Y IP25033221Z IP25033222A IP25033222B IP25033222C IP25033222D IP25033222E IP25033222F IP25033222G IP25033222H IP25033222J IP25033222K IP25033222L IP25033222M IP25033222N IP25033222P IP25033222Q IP25033222R IP25033222S IP25033222T IP25033222U IP25033222V IP25033222W IP25033222X IP25033222Y IP25033222Z IP25033223A IP25033223B IP25033223C IP25033223D IP25033223E IP25033223F IP25033223G IP25033223H IP25033223J IP25033223K IP25033223L IP25033223M IP25033223N IP25033223P IP25033223Q IP25033223R IP25033223S IP25033223T IP25033223U IP25033223V IP25033223W IP25033223X IP25033223Y IP25033223Z IP25033224A IP25033224B IP25033224C IP25033224D IP25033224E IP25033224F IP25033224G IP25033224H IP25033224J IP25033224K IP25033224L IP25033224M IP25033224N IP25033224P IP25033224Q IP25033224R IP25033224S IP25033224T IP25033224U IP25033224V IP25033224W IP25033224X IP25033224Y IP25033224Z IP25033225A IP25033225B IP25033225C IP25033225D IP25033225E IP25033225F IP25033225G IP25033225H IP25033225J IP25033225K IP25033225L IP25033225M IP25033225N IP25033225P IP25033225Q IP25033225R IP25033225S IP25033225T IP25033225U IP25033225V IP25033225W IP25033225X IP25033225Y IP25033225Z IP25033226A IP25033226B IP25033226C IP25033226D IP25033226E IP25033226F IP25033226G IP25033226H IP25033226J IP25033226K IP25033226L IP25033226M IP25033226N IP25033226P IP25033226Q IP25033226R IP25033226S IP25033226T IP25033226U IP25033226V IP25033226W IP25033226X IP25033226Y IP25033226Z IP25033227A IP25033227B IP25033227C IP25033227D IP25033227E IP25033227F IP25033227G IP25033227H IP25033227J IP25033227K IP25033227L IP25033227M IP25033227N IP25033227P IP25033227Q IP25033227R IP25033227S IP25033227T IP25033227U IP25033227V IP25033227W IP25033227X IP25033227Y IP25033227Z IP25033228A IP25033228B IP25033228C IP25033228D IP25033228E IP25033228F IP25033228G IP25033228H IP25033228J IP25033228K IP25033228L IP25033228M IP25033228N IP25033228P IP25033228Q IP25033228R IP25033228S IP25033228T IP25033228U IP25033228V IP25033228W IP25033228X IP25033228Y IP25033228Z IP25033229A IP25033229B IP25033229C IP25033229D IP25033229E IP25033229F IP25033229G IP25033229H IP25033229J IP25033229K IP25033229L IP25033229M IP25033229N IP25033229P IP25033229Q IP25033229R IP25033229S IP25033229T IP25033229U IP25033229V IP25033229W IP25033229X IP25033229Y IP25033229Z IP25033230A IP25033230B IP25033230C IP25033230D IP25033230E IP25033230F IP25033230G IP25033230H IP25033230J IP25033230K IP25033230L IP25033230M IP25033230N IP25033230P IP25033230Q IP25033230R IP25033230S IP25033230T IP25033230U IP25033230V IP25033230W IP25033230X IP25033230Y IP25033230Z IP25033231A IP25033231B IP25033231C IP25033231D IP25033231E IP25033231F IP25033231G IP25033231H IP25033231J IP25033231K IP25033231L IP25033231M IP25033231N IP25033231P IP25033231Q IP25033231R IP25033231S IP25033231T IP25033231U IP25033231V IP25033231W IP25033231X IP25033231Y IP25033231Z IP25033232A IP25033232B IP25033232C IP25033232D IP25033232E IP25033232F IP25033232G IP25033232H IP25033232J IP25033232K IP25033232L IP25033232M IP25033232N IP25033232P IP25033232Q IP25033232R IP25033232S IP25033232T IP25033232U IP25033232V IP25033232W IP25033232X IP25033232Y IP25033232Z IP25033233A IP25033233B IP25033233C IP25033233D IP25033233E IP25033233F IP25033233G IP25033233H IP25033233J IP25033233K IP25033233L IP25033233M IP25033233N IP25033233P IP25033233Q IP25033233R IP25033233S IP25033233T IP25033233U IP25033233V IP25033233W IP25033233X IP25033233Y IP25033233Z IP25033234A IP25033234B IP25033234C IP25033234D IP25033234E IP25033234F IP25033234G IP25033234H IP25033234J IP25033234K IP25033234L IP25033234M IP25033234N IP25033234P IP25033234Q IP25033234R IP25033234S IP25033234T IP25033234U IP25033234V IP25033234W IP25033234X IP25033234Y IP25033234Z IP25033235A IP25033235B IP25033235C IP25033235D IP25033235E IP25033235F IP25033235G IP25033235H IP25033235J IP25033235K IP25033235L IP25033235M IP25033235N IP25033235P IP25033235Q IP25033235R IP25033235S IP25033235T IP25033235U IP25033235V IP25033235W IP25033235X IP25033235Y IP25033235Z IP25033236A IP25033236B IP25033236C IP25033236D IP25033236E IP25033236F IP25033236G IP25033236H IP25033236J IP25033236K IP25033236L IP25033236M IP25033236N IP25033236P IP25033236Q IP25033236R IP25033236S IP25033236T IP25033236U IP25033236V IP25033236W IP25033236X IP25033236Y IP25033236Z IP25033237A IP25033237B IP25033237C IP25033237D IP25033237E IP25033237F IP25033237G IP25033237H IP25033237J IP25033237K IP25033237L IP25033237M IP25033237N IP25033237P IP25033237Q IP25033237R IP25033237S IP25033237T IP25033237U IP25033237V IP25033237W IP25033237X IP25033237Y IP25033237Z IP25033238A IP25033238B IP25033238C IP25033238D IP25033238E IP25033238F IP25033238G IP25033238H IP25033238J IP25033238K IP25033238L IP25033238M IP25033238N IP25033238P IP25033238Q IP25033238R IP25033238S IP25033238T IP25033238U IP25033238V IP25033238W IP25033238X IP25033238Y IP25033238Z IP25033239A IP25033239B IP25033239C IP25033239D IP25033239E IP25033239F IP25033239G IP25033239H IP25033239J IP25033239K IP25033239L IP25033239M IP25033239N IP25033239P IP25033239Q IP25033239R IP25033239S IP25033239T IP25033239U IP25033239V IP25033239W IP25033239X IP25033239Y IP25033239Z IP25033240A IP25033240B IP25033240C IP25033240D IP25033240E IP25033240F IP25033240G IP25033240H IP25033240J IP25033240K IP25033240L IP25033240M IP25033240N IP25033240P IP25033240Q IP25033240R IP25033240S IP25033240T IP25033240U IP25033240V IP25033240W IP25033240X IP25033240Y IP25033240Z IP25033241A IP25033241B IP25033241C IP25033241D IP25033241E IP25033241F IP25033241G IP25033241H IP25033241J IP25033241K IP25033241L IP25033241M IP25033241N IP25033241P IP25033241Q IP25033241R IP25033241S IP25033241T IP25033241U IP25033241V IP25033241W IP25033241X IP25033241Y IP25033241Z IP25033242A IP25033242B IP25033242C IP25033242D IP25033242E IP25033242F IP25033242G IP25033242H IP25033242J IP25033242K IP25033242L IP25033242M IP25033242N IP25033242P IP25033242Q IP25033242R IP25033242S IP25033242T IP25033242U IP25033242V IP25033242W IP25033242X IP25033242Y IP25033242Z IP25033243A IP25033243B IP25033243C IP25033243D IP25033243E IP25033243F IP25033243G IP25033243H IP25033243J IP25033243K IP25033243L IP25033243M IP25033243N IP25033243P IP25033243Q IP25033243R IP25033243S IP25033243T IP25033243U IP25033243V IP25033243W IP25033243X IP25033243Y IP25033243Z IP25033244A IP25033244B IP25033244C IP25033244D IP25033244E IP25033244F IP25033244G IP25033244H IP25033244J IP25033244K IP25033244L IP25033244M IP25033244N IP25033244P IP25033244Q IP25033244R IP25033244S IP25033244T IP25033244U IP25033244V IP25033244W IP25033244X IP25033244Y IP25033244Z IP25033245A IP25033245B IP25033245C IP25033245D IP25033245E IP25033245F IP25033245G IP25033245H IP25033245J IP25033245K IP25033245L IP25033245M IP25033245N IP25033245P IP25033245Q IP25033245R IP25033245S IP25033245T IP25033245U IP25033245V IP25033245W IP25033245X IP25033245Y IP25033245Z IP25033246A IP25033246B IP25033246C IP25033246D IP25033246E IP25033246F IP25033246G IP25033246H IP25033246J IP25033246K IP25033246L IP25033246M IP25033246N IP25033246P IP25033246Q IP25033246R IP25033246S IP25033246T IP25033246U IP25033246V IP25033246W IP25033246X IP25033246Y IP25033246Z IP25033247A IP25033247B IP25033247C IP25033247D IP25033247E IP25033247F IP25033247G IP25033247H IP25033247J IP25033247K IP25033247L IP25033247M IP25033247N IP25033247P IP25033247Q IP25033247R IP25033247S IP25033247T IP25033247U IP25033247V IP25033247W IP25033247X IP25033247Y IP25033247Z IP25033248A IP25033248B IP25033248C IP25033248D IP25033248E IP25033248F IP25033248G IP25033248H IP25033248J IP25033248K IP25033248L IP25033248M IP25033248N IP25033248P IP25033248Q IP25033248R IP25033248S IP25033248T IP25033248U IP25033248V IP25033248W IP25033248X IP25033248Y IP25033248Z IP25033249A IP25033249B IP25033249C IP25033249D IP25033249E IP25033249F IP25033249G IP25033249H IP25033249J IP25033249K IP25033249L IP25033249M IP25033249N IP25033249P IP25033249Q IP25033249R IP25033249S IP25033249T IP25033249U IP25033249V IP25033249W IP25033249X IP25033249Y IP25033249Z IP25033250A IP25033250B IP25033250C IP25033250D IP25033250E IP25033250F IP25033250G IP25033250H IP25033250J IP25033250K IP25033250L IP25033250M IP25033250N IP25033250P IP25033250Q IP25033250R IP25033250S IP25033250T IP25033250U IP25033250V IP25033250W IP25033250X IP25033250Y IP25033250Z IP25033251A IP25033251B IP25033251C IP25033251D IP25033251E IP25033251F IP25033251G IP25033251H IP25033251J IP25033251K IP25033251L IP25033251M IP25033251N IP25033251P IP25033251Q IP25033251R IP25033251S IP25033251T IP25033251U IP25033251V IP25033251W IP25033251X IP25033251Y IP25033251Z IP25033252A IP25033252B IP25033252C IP25033252D IP25033252E IP25033252F IP25033252G IP25033252H IP25033252J IP25033252K IP25033252L IP25033252M IP25033252N IP25033252P IP25033252Q IP25033252R IP25033252S IP25033252T IP25033252U IP25033252V IP25033252W IP25033252X IP25033252Y IP25033252Z IP25033253A IP25033253B IP25033253C IP25033253D IP25033253E IP25033253F IP25033253G IP25033253H IP25033253J IP25033253K IP25033253L IP25033253M IP25033253N IP25033253P IP25033253Q IP25033253R IP25033253S IP25033253T IP25033253U IP25033253V IP25033253W IP25033253X IP25033253Y IP25033253Z IP25033254A IP25033254B IP25033254C IP25033254D IP25033254E IP25033254F IP25033254G IP25033254H IP25033254J IP25033254K IP25033254L IP25033254M IP25033254N IP25033254P IP25033254Q IP25033254R IP25033254S IP25033254T IP25033254U IP25033254V IP25033254W IP25033254X IP25033254Y IP25033254Z IP25033255A IP25033255B IP25033255C IP25033255D IP25033255E IP25033255F IP25033255G IP25033255H IP25033255J IP25033255K IP25033255L IP25033255M IP25033255N IP25033255P IP25033255Q IP25033255R IP25033255S IP25033255T IP25033255U IP25033255V IP25033255W IP25033255X IP25033255Y IP25033255Z IP25033256A IP25033256B IP25033256C IP25033256D IP25033256E IP25033256F IP25033256G IP25033256H IP25033256J IP25033256K IP25033256L IP25033256M IP25033256N IP25033256P IP25033256Q IP25033256R IP25033256S IP25033256T IP25033256U IP25033256V IP25033256W IP25033256X IP25033256Y IP25033256Z IP25033257A IP25033257B IP25033257C IP25033257D IP25033257E IP25033257F IP25033257G IP25033257H IP25033257J IP25033257K IP25033257L IP25033257M IP25033257N IP25033257P IP25033257Q IP25033257R IP25033257S IP25033257T IP25033257U IP25033257V IP25033257W IP25033257X IP25033257Y IP25033257Z IP25033258A IP25033258B IP25033258C IP25033258D IP25033258E IP25033258F IP25033258G IP25033258H IP25033258J IP25033258K IP25033258L IP25033258M IP25033258N IP25033258P IP25033258Q IP25033258R IP25033258S IP25033258T IP25033258U IP25033258V IP25033258W IP25033258X IP25033258Y IP25033258Z IP25033259A IP25033259B IP25033259C IP25033259D IP25033259E IP25033259F IP25033259G IP25033259H IP25033259J IP25033259K IP25033259L IP25033259M IP25033259N IP25033259P IP25033259Q IP25033259R IP25033259S IP25033259T IP25033259U IP25033259V IP25033259W IP25033259X IP25033259Y IP25033259Z IP25033260A IP25033260B IP25033260C IP25033260D IP25033260E IP25033260F IP25033260G IP25033260H IP25033260J IP25033260K IP25033260L IP25033260M IP25033260N IP25033260P IP25033260Q IP25033260R IP25033260S IP25033260T IP25033260U IP25033260V IP25033260W IP25033260X IP25033260Y IP25033260Z IP25033261A IP25033261B IP25033261C IP25033261D IP25033261E IP25033261F IP25033261G IP25033261H IP25033261J IP25033261K IP25033261L IP25033261M IP25033261N IP25033261P IP25033261Q IP25033261R IP25033261S IP25033261T IP25033261U IP25033261V IP25033261W IP25033261X IP25033261Y IP25033261Z IP25033262A IP25033262B IP25033262C IP25033262D IP25033262E IP25033262F IP25033262G IP25033262H IP25033262J IP25033262K IP25033262L IP25033262M IP25033262N IP25033262P IP25033262Q IP25033262R IP25033262S IP25033262T IP25033262U IP25033262V IP25033262W IP25033262X IP25033262Y IP25033262Z IP25033263A IP25033263B IP25033263C IP25033263D IP25033263E IP25033263F IP25033263G IP25033263H IP25033263J IP25033263K IP25033263L IP25033263M IP25033263N IP25033263P IP25033263Q IP25033263R IP25033263S IP25033263T IP25033263U IP25033263V IP25033263W IP25033263X IP25033263Y IP25033263Z IP25033264A IP25033264B IP25033264C IP25033264D IP25033264E IP25033264F IP25033264G IP25033264H IP25033264J IP25033264K IP25033264L IP25033264M IP25033264N IP25033264P IP25033264Q IP25033264R IP25033264S IP25033264T IP25033264U IP25033264V IP25033264W IP25033264X IP25033264Y IP25033264Z IP25033265A IP25033265B IP25033265C IP25033265D IP25033265E IP25033265F IP25033265G IP25033265H IP25033265J IP25033265K IP25033265L IP25033265M IP25033265N IP25033265P IP25033265Q IP25033265R IP25033265S IP25033265T IP25033265U IP25033265V IP25033265W IP25033265X IP25033265Y IP25033265Z IP25033266A IP25033266B IP25033266C IP25033266D IP25033266E IP25033266F IP25033266G IP25033266H IP25033266J IP25033266K IP25033266L IP25033266M IP25033266N IP25033266P IP25033266Q IP25033266R IP25033266S IP25033266T IP25033266U IP25033266V IP25033266W IP25033266X IP25033266Y IP25033266Z IP25033267A IP25033267B IP25033267C IP25033267D IP25033267E IP25033267F IP25033267G IP25033267H IP25033267J IP25033267K IP25033267L IP25033267M IP25033267N IP25033267P IP25033267Q IP25033267R IP25033267S IP25033267T IP25033267U IP25033267V IP25033267W IP25033267X IP25033267Y IP25033267Z IP25033268A IP25033268B IP25033268C IP25033268D IP25033268E IP25033268F IP25033268G IP25033268H IP25033268J IP25033268K IP25033268L IP25033268M IP25033268N IP25033268P IP25033268Q IP25033268R IP25033268S IP25033268T IP25033268U IP25033268V IP25033268W IP25033268X IP25033268Y IP25033268Z IP25033269A IP25033269B IP25033269C IP25033269D IP25033269E IP25033269F IP25033269G IP25033269H IP25033269J IP25033269K IP25033269L IP25033269M IP25033269N IP25033269P IP25033269Q IP25033269R IP25033269S IP25033269T IP25033269U IP25033269V IP25033269W IP25033269X IP25033269Y IP25033269Z IP25033270A IP25033270B IP25033270C IP25033270D IP25033270E IP25033270F IP25033270G IP25033270H IP25033270J IP25033270K IP25033270L IP25033270M IP25033270N IP25033270P IP25033270Q IP25033270R IP25033270S IP25033270T IP25033270U IP25033270V IP25033270W IP25033270X IP25033270Y IP25033270Z IP25033271A IP25033271B IP25033271C IP25033271D IP25033271E IP25033271F IP25033271G IP25033271H IP25033271J IP25033271K IP25033271L IP25033271M IP25033271N IP25033271P IP25033271Q IP25033271R IP25033271S IP25033271T IP25033271U IP25033271V IP25033271W IP25033271X IP25033271Y IP25033271Z IP25033272A IP25033272B IP25033272C IP25033272D IP25033272E IP25033272F IP25033272G IP25033272H IP25033272J IP25033272K IP25033272L IP25033272M IP25033272N IP25033272P IP25033272Q IP25033272R IP25033272S IP25033272T IP25033272U IP25033272V IP25033272W IP25033272X IP25033272Y IP25033272Z IP25033273A IP25033273B IP25033273C IP25033273D IP25033273E IP25033273F IP25033273G IP25033273H IP25033273J IP25033273K IP25033273L IP25033273M IP25033273N IP25033273P IP25033273Q IP25033273R IP25033273S IP25033273T IP25033273U IP25033273V IP25033273W IP25033273X IP25033273Y IP25033273Z IP25033274A IP25033274B IP25033274C IP25033274D IP25033274E IP25033274F IP25033274G IP25033274H IP25033274J IP25033274K IP25033274L IP25033274M IP25033274N IP25033274P IP25033274Q IP25033274R IP25033274S IP25033274T IP25033274U IP25033274V IP25033274W IP25033274X IP25033274Y IP25033274Z IP25033275A IP25033275B IP25033275C IP25033275D IP25033275E IP25033275F IP25033275G IP25033275H IP25033275J IP25033275K IP25033275L IP25033275M IP25033275N IP25033275P IP25033275Q IP25033275R IP25033275S IP25033275T IP25033275U IP25033275V IP25033275W IP25033275X IP25033275Y IP25033275Z IP25033276A IP25033276B IP25033276C IP25033276D IP25033276E IP25033276F IP25033276G IP25033276H IP25033276J IP25033276K IP25033276L IP25033276M IP25033276N IP25033276P IP25033276Q IP25033276R IP25033276S IP25033276T IP25033276U IP25033276V IP25033276W IP25033276X IP25033276Y IP25033276Z IP25033277A IP25033277B IP25033277C IP25033277D IP25033277E IP25033277F IP25033277G IP25033277H IP25033277J IP25033277K IP25033277L IP25033277M IP25033277N IP25033277P IP25033277Q IP25033277R IP25033277S IP25033277T IP25033277U IP25033277V IP25033278A IP25033278B IP25033278C IP25033278D IP25033278E IP25033278F IP25033278G IP25033278H IP25033278J IP25033278K IP25033278L IP25033278M IP25033278N IP25033278P IP25033278Q IP25033278R IP25033278S IP25033278T IP25033278U IP25033278V IP25033279A IP25033279B IP25033279C IP25033279D IP25033279E IP25033279F IP25033279G IP25033279H IP25033279J IP25033279K IP25033279L IP25033279M IP25033279N IP25033279P IP25033279Q IP25033279R IP25033279S IP25033279T IP25033279U IP25033279V IP25033279W IP25033279X IP25033279Y IP25033279Z IP25033280A IP25033280B IP25033280C IP25033280D IP25033280E IP25033280F IP25033280G IP25033280H IP25033280J IP25033280K IP25033280L IP25033280M IP25033280N IP25033280P IP25033280Q IP25033280R IP25033280S IP25033280T IP25033280U IP25033280V IP25033280W IP25033280X IP25033280Y IP25033280Z IP25033281A IP25033281B IP25033281C IP25033281D IP25033281E IP25033

IP25037XAU IP25037XD7 IP25037XF8 IP25037XFF IP25037XFG IP25037YS5 IP25037YAS IP25037YDJ IP25037YMB IP25037YPB IP25037YRN IP25037YSV IP25037YT2 IP25037YVH IP25037YVZ IP25037Z29 IP25037ZBC IP25037ZB1 IP25037ZC9 IP25037ZE1
IP25037ZEJ IP25037ZGH IP25037ZJS IP25037ZNU IP25037ZTX IP25037ZTW IP25038181B IP25038C22 IP25038C2E IP25038CE IP25038CE8 IP25038CEA IP25038CEC IP25038CEH IP25038CEJ IP25038CEP IP25038CER IP25038CES IP25038CET IP25038CEU IP25038CEV IP25038CEW IP25038CEX IP25038CEY IP25038CEZ IP25038CF2 IP25038CF3 IP25038CF4 IP25038CF5 IP25038CF6 IP25038CF7 IP25038CF8 IP25038CFA IP25038CFC IP25038CFD IP25038CFE IP25038CFF IP25038CFG IP25038CFH IP25038CFJ IP25038CFK IP25038CFL IP25038CFM IP25038CFN IP25038CFP IP25038CFQ IP25038CFR IP25038CFS IP25038CFT IP25038CFU IP25038CFV IP25038CFW IP25038CFX IP25038CFY IP25038CFZ IP25038CG2 IP25038CG3 IP25038CG4 IP25038CG5 IP25038CG6 IP25038CG7 IP25038CG8 IP25038CGA IP25038CGB IP25038CGC IP25038CGD IP25038CGE IP25038CGF IP25038CGG IP25038CGH IP25038CGJ IP25038CGK IP25038CGL IP25038CGM IP25038CGN IP25038CGP IP25038CGQ IP25038CGR IP25038CGS IP25038CGT IP25038CGU IP25038CGV IP25038CGW IP25038CGX IP25038CGY IP25038CGZ IP25038CH2 IP25038CH3 IP25038CH4 IP25038CH5 IP25038CH6 IP25038CH7 IP25038CH8 IP25038CHA IP25038CHB IP25038CHC IP25038CHD IP25038CHE IP25038CHF IP25038CHG IP25038CHH IP25038CHJ IP25038CHK IP25038CHL IP25038CHM IP25038CHN IP25038CHP IP25038CHQ IP25038CHR IP25038CHS IP25038CHT IP25038CHU IP25038CHV IP25038CHW IP25038CHX IP25038CHY IP25038CHZ IP25038CJ2 IP25038CJ3 IP25038CJ4 IP25038CJ5 IP25038CJ6 IP25038CJ7 IP25038CJ8 IP25038CJA IP25038CJB IP25038CJC IP25038CJD IP25038CJE IP25038CJF IP25038CJG IP25038CJH IP25038CJJ IP25038CJK IP25038CJL IP25038CJM IP25038CJN IP25038CJP IP25038CJQ IP25038CJR IP25038CJS IP25038CJT IP25038CJU IP25038CJV IP25038CJW IP25038CJX IP25038CJY IP25038CJZ IP25038CK2 IP25038CK3 IP25038CK4 IP25038CK5 IP25038CK6 IP25038CK7 IP25038CK8 IP25038CKA IP25038CKB IP25038CKC IP25038CKD IP25038CKE IP25038CKF IP25038CKG IP25038CKH IP25038CKJ IP25038CKK IP25038CKL IP25038CKM IP25038CKN IP25038CKP IP25038CKQ IP25038CKR IP25038CKS IP25038CKT IP25038CKU IP25038CKV IP25038CKW IP25038CKX IP25038CKY IP25038CKZ IP25038CL2 IP25038CL3 IP25038CL4 IP25038CL5 IP25038CL6 IP25038CL7 IP25038CL8 IP25038CLA IP25038CLB IP25038CLC IP25038CLD IP25038CLE IP25038CLF IP25038CLG IP25038CLH IP25038CLJ IP25038CLK IP25038CLL IP25038CLM IP25038CLN IP25038CLP IP25038CLQ IP25038CLR IP25038CLS IP25038CLT IP25038CLU IP25038CLV IP25038CLW IP25038CLX IP25038CLY IP25038CLZ IP25038CM2 IP25038CM3 IP25038CM4 IP25038CM5 IP25038CM6 IP25038CM7 IP25038CM8 IP25038CMA IP25038CMB IP25038CMC IP25038CMD IP25038CME IP25038CMF IP25038CMG IP25038CMH IP25038CMJ IP25038CMK IP25038CML IP25038CMM IP25038CMN IP25038CMP IP25038CMQ IP25038CMR IP25038CMS IP25038CMT IP25038CMU IP25038CMV IP25038CMW IP25038CMX IP25038CMY IP25038CMZ IP25038CN2 IP25038CN3 IP25038CN4 IP25038CN5 IP25038CN6 IP25038CN7 IP25038CN8 IP25038CNA IP25038CNB IP25038CNC IP25038CND IP25038CNE IP25038CNF IP25038CNG IP25038CNH IP25038CNJ IP25038CNK IP25038CNL IP25038CNM IP25038CNN IP25038CNP IP25038CNQ IP25038CNR IP25038CNS IP25038CNT IP25038CNU IP25038CNV IP25038CNW IP25038CNX IP25038CNY IP25038CNZ IP25038CP2 IP25038CP3 IP25038CP4 IP25038CP5 IP25038CP6 IP25038CP7 IP25038CP8 IP25038CPA IP25038CPB IP25038CPC IP25038CPD IP25038CPE IP25038CPF IP25038CPG IP25038CPH IP25038CPJ IP25038CPK IP25038CPL IP25038CPM IP25038CPN IP25038CPP IP25038CPQ IP25038CPR IP25038CPS IP25038CPT IP25038CPU IP25038CPV IP25038CPW IP25038CPX IP25038CPY IP25038CPZ IP25038CQ2 IP25038CQ3 IP25038CQ4 IP25038CQ5 IP25038CQ6 IP25038CQ7 IP25038CQ8 IP25038CQA IP25038CQB IP25038CQC IP25038CQD IP25038CQE IP25038CQF IP25038CQG IP25038CQH IP25038CQJ IP25038CQK IP25038CQL IP25038CQM IP25038CQN IP25038CQP IP25038CQQ IP25038CQR IP25038CQS IP25038CQT IP25038CQU IP25038CQV IP25038CQW IP25038CQX IP25038CQY IP25038CQZ IP25038CR2 IP25038CR3 IP25038CR4 IP25038CR5 IP25038CR6 IP25038CR7 IP25038CR8 IP25038CRA IP25038CRB IP25038CRC IP25038CRD IP25038CRE IP25038CRF IP25038CRG IP25038CRH IP25038CRJ IP25038CRK IP25038CRL IP25038CRM IP25038CRN IP25038CRP IP25038CRQ IP25038CRR IP25038CRS IP25038CRT IP25038CRU IP25038CRV IP25038CRW IP25038CRX IP25038CRY IP25038CRZ IP25038CS2 IP25038CS3 IP25038CS4 IP25038CS5 IP25038CS6 IP25038CS7 IP25038CS8 IP25038CSA IP25038CSB IP25038CSC IP25038CSD IP25038CSE IP25038CSF IP25038CSG IP25038CSH IP25038CSJ IP25038CSK IP25038CSL IP25038CSM IP25038CSN IP25038CSP IP25038CSQ IP25038CSR IP25038CSS IP25038CST IP25038CSU IP25038CSV IP25038CSW IP25038CSX IP25038CSY IP25038CSZ IP25038CT2 IP25038CT3 IP25038CT4 IP25038CT5 IP25038CT6 IP25038CT7 IP25038CT8 IP25038CTA IP25038CTB IP25038CTC IP25038CTD IP25038CTE IP25038CTF IP25038CTG IP25038CTH IP25038CTJ IP25038CTK IP25038CTL IP25038CTM IP25038CTN IP25038CTP IP25038CTQ IP25038CTR IP25038CTS IP25038CTT IP25038CTU IP25038CTV IP25038CTW IP25038CTX IP25038CTY IP25038CTZ IP25038CV2 IP25038CV3 IP25038CV4 IP25038CV5 IP25038CV6 IP25038CV7 IP25038CV8 IP25038CVA IP25038CVB IP25038CVC IP25038CVD IP25038CVE IP25038CVF IP25038CVG IP25038CVH IP25038CVJ IP25038CVK IP25038CVL IP25038CVM IP25038CVN IP25038CVP IP25038CVQ IP25038CVR IP25038CVS IP25038CVT IP25038CVU IP25038CVV IP25038CVW IP25038CVX IP25038CVY IP25038CVZ IP25038CW2 IP25038CW3 IP25038CW4 IP25038CW5 IP25038CW6 IP25038CW7 IP25038CW8 IP25038CWA IP25038CWB IP25038CWC IP25038CWD IP25038CWE IP25038CWF IP25038CWG IP25038CWH IP25038CWJ IP25038CWK IP25038CWL IP25038CWM IP25038CWN IP25038CWP IP25038CWQ IP25038CWR IP25038CWS IP25038CWT IP25038CWU IP25038CWV IP25038CWW IP25038CWX IP25038CWY IP25038CWZ IP25038CX2 IP25038CX3 IP25038CX4 IP25038CX5 IP25038CX6 IP25038CX7 IP25038CX8 IP25038CXA IP25038CXB IP25038CXC IP25038CXD IP25038CXE IP25038CXF IP25038CXG IP25038CXH IP25038CXJ IP25038CXK IP25038CXL IP25038CXM IP25038CXN IP25038CXP IP25038CXQ IP25038CXR IP25038CXS IP25038CXT IP25038CXU IP25038CXV IP25038CXW IP25038CXX IP25038CXY IP25038CXZ IP25038CY2 IP25038CY3 IP25038CY4 IP25038CY5 IP25038CY6 IP25038CY7 IP25038CY8 IP25038CYA IP25038CYB IP25038CYC IP25038CYD IP25038CYE IP25038CYF IP25038CYG IP25038CYH IP25038CYJ IP25038CYK IP25038CYL IP25038CYM IP25038CYN IP25038CYP IP25038CYQ IP25038CYR IP25038CYS IP25038CYT IP25038CYU IP25038CYV IP25038CYW IP25038CYX IP25038CYY IP25038CYZ IP25038CZ2 IP25038CZ3 IP25038CZ4 IP25038CZ5 IP25038CZ6 IP25038CZ7 IP25038CZ8 IP25038CZA IP25038CZB IP25038CZC IP25038CZD IP25038CZE IP25038CZF IP25038CZG IP25038CZH IP25038CZJ IP25038CZK IP25038CZL IP25038CZM IP25038CZN IP25038CZP IP25038CZQ IP25038CZR IP25038CZS IP25038CZT IP25038CZU IP25038CZV IP25038CZW IP25038CZX IP25038CZY IP25038CZZ IP25038D22 IP25038D23 IP25038D24 IP25038D25 IP25038D26 IP25038D27 IP25038D28 IP25038D2A IP25038D2B IP25038D2C IP25038D2D IP25038D2E IP25038D2F IP25038D2G IP25038D2H IP25038D2J IP25038D2K IP25038D2L IP25038D2M IP25038D2N IP25038D2P IP25038D2Q IP25038D2R IP25038D2S IP25038D2T IP25038D2U IP25038D2V IP25038D2W IP25038D2X IP25038D2Y IP25038D2Z IP25038D32 IP25038D33 IP25038D34 IP25038D35 IP25038D36 IP25038D37 IP25038D38 IP25038D3A IP25038D3B IP25038D3C IP25038D3D IP25038D3E IP25038D3F IP25038D3G IP25038D3H IP25038D3J IP25038D3K IP25038D3L IP25038D3M IP25038D3N IP25038D3P IP25038D3Q IP25038D3R IP25038D3S IP25038D3T IP25038D3U IP25038D3V IP25038D3W IP25038D3X IP25038D3Y IP25038D3Z IP25038D42 IP25038D43 IP25038D44 IP25038D45 IP25038D46 IP25038D47 IP25038D48 IP25038D4A IP25038D4B IP25038D4C IP25038D4D IP25038D4E IP25038D4F IP25038D4G IP25038D4H IP25038D4J IP25038D4K IP25038D4L IP25038D4M IP25038D4N IP25038D4P IP25038D4Q IP25038D4R IP25038D4S IP25038D4T IP25038D4U IP25038D4V IP25038D4W IP25038D4X IP25038D4Y IP25038D4Z IP25038D52 IP25038D53 IP25038D54 IP25038D55 IP25038D56 IP25038D57 IP25038D58 IP25038D5A IP25038D5B IP25038D5C IP25038D5D IP25038D5E IP25038D5F IP25038D5G IP25038D5H IP25038D5J IP25038D5K IP25038D5L IP25038D5M IP25038D5N IP25038D5P IP25038D5Q IP25038D5R IP25038D5S IP25038D5T IP25038D5U IP25038D5V IP25038D5W IP25038D5X IP25038D5Y IP25038D5Z IP25038D62 IP25038D63 IP25038D64 IP25038D65 IP25038D66 IP25038D67 IP25038D68 IP25038D6A IP25038D6B IP25038D6C IP25038D6D IP25038D6E IP25038D6F IP25038D6G IP25038D6H IP25038D6J IP25038D6K IP25038D6L IP25038D6M IP25038D6N IP25038D6P IP25038D6Q IP25038D6R IP25038D6S IP25038D6T IP25038D6U IP25038D6V IP25038D6W IP25038D6X IP25038D6Y IP25038D6Z IP25038D72 IP25038D73 IP25038D74 IP25038D75 IP25038D76 IP25038D77 IP25038D78 IP25038D7A IP25038D7B IP25038D7C IP25038D7D IP25038D7E IP25038D7F IP25038D7G IP25038D7H IP25038D7J IP25038D7K IP25038D7L IP25038D7M IP25038D7N IP25038D7P IP25038D7Q IP25038D7R IP25038D7S IP25038D7T IP25038D7U IP25038D7V IP25038D7W IP25038D7X IP25038D7Y IP25038D7Z IP25038D82 IP25038D83 IP25038D84 IP25038D85 IP25038D86 IP25038D87 IP25038D88 IP25038D8A IP25038D8B IP25038D8C IP25038D8D IP25038D8E IP25038D8F IP25038D8G IP25038D8H IP25038D8J IP25038D8K IP25038D8L IP25038D8M IP25038D8N IP25038D8P IP25038D8Q IP25038D8R IP25038D8S IP25038D8T IP25038D8U IP25038D8V IP25038D8W IP25038D8X IP25038D8Y IP25038D8Z IP25038D92 IP25038D93 IP25038D94 IP25038D95 IP25038D96 IP25038D97 IP25038D98 IP25038D9A IP25038D9B IP25038D9C IP25038D9D IP25038D9E IP25038D9F IP25038D9G IP25038D9H IP25038D9J IP25038D9K IP25038D9L IP25038D9M IP25038D9N IP25038D9P IP25038D9Q IP25038D9R IP25038D9S IP25038D9T IP25038D9U IP25038D9V IP25038D9W IP25038D9X IP25038D9Y IP25038D9Z IP25038DA2 IP25038DA3 IP25038DA4 IP25038DA5 IP25038DA6 IP25038DA7 IP25038DA8 IP25038DAA IP25038DAB IP25038DAC IP25038DAD IP25038DAE IP25038DAF IP25038DAG IP25038DAH IP25038DAJ IP25038DAK IP25038DAL IP25038DAM IP25038DAN IP25038DAP IP25038DAQ IP25038DAR IP25038DAS IP25038DAT IP25038DAU IP25038DAV IP25038DAW IP25038DAX IP25038DAY IP25038DAZ IP25038DB2 IP25038DB3 IP25038DB4 IP25038DB5 IP25038DB6 IP25038DB7 IP25038DB8 IP25038DBA IP25038DBB IP25038DBC IP25038DBD IP25038DBE IP25038DBF IP25038DBG IP25038DBH IP25038DBJ IP25038DBK IP25038DBL IP25038DBM IP25038DBN IP25038DBP IP25038DBQ IP25038DBR IP25038DBS IP25038DBT IP25038DBU IP25038DBV IP25038DBW IP25038DBX IP25038DBY IP25038DBZ IP25038DC2 IP25038DC3 IP25038DC4 IP25038DC5 IP25038DC6 IP25038DC7 IP25038DC8 IP25038DCA IP25038DCB IP25038DCC IP25038DCD IP25038DCE IP25038DCF IP25038DCG IP25038DCH IP25038DCJ IP25038DCK IP25038DCL IP25038DCM IP25038DCN IP25038DCP IP25038DCQ IP25038DCR IP25038DCS IP25038DCT IP25038DCU IP25038DCV IP25038DCW IP25038DCX IP25038DCY IP25038DCZ IP25038DD2 IP25038DD3 IP25038DD4 IP25038DD5 IP25038DD6 IP25038DD7 IP25038DD8 IP25038DDA IP25038DDB IP25038DDC IP25038DDD IP25038DDE IP25038DDF IP25038DDG IP25038DDH IP25038DDJ IP25038DDK IP25038DDL IP25038DDM IP25038DDN IP25038DDP IP25038DDQ IP25038DDR IP25038DDS IP25038DDT IP25038DDU IP25038DDV IP25038DDW IP25038DDX IP25038DDY IP25038DDZ IP25038DE2 IP25038DE3 IP25038DE4 IP25038DE5 IP25038DE6 IP25038DE7 IP25038DE8 IP25038DEA IP25038DEB IP25038DEC IP25038DED IP25038DEE IP25038DEF IP25038DEG IP25038DEH IP25038DEJ IP25038DEK IP25038DEL IP25038DEM IP25038DEN IP25038DEP IP25038DEQ IP25038DER IP25038DES IP25038DET IP25038DEU IP25038DEV IP25038DEW IP25038DEX IP25038DEY IP25038DEZ IP25038DF2 IP25038DF3 IP25038DF4 IP25038DF5 IP25038DF6 IP25038DF7 IP25038DF8 IP25038DFA IP25038DFB IP25038DFC IP25038DFD IP25038DFE IP25038DFF IP25038DFG IP25038DFH IP25038DFJ IP25038DFK IP25038DFL IP25038DFM IP25038DFN IP25038DFP IP25038DFQ IP25038DFR IP25038DFS IP25038DFT IP25038DFU IP25038DFV IP25038DFW IP25038DFX IP25038DFY IP25038DFZ IP25038DG2 IP25038DG3 IP25038DG4 IP25038DG5 IP25038DG6 IP25038DG7 IP25038DG8 IP25038DGA IP25038DGB IP25038DGC IP25038DGD IP25038DGE IP25038DGF IP25038DGG IP25038DGH IP25038DGJ IP25038DGK IP25038DGL IP25038DGM IP25038DGN IP25038DGP IP25038DGQ IP25038DGR IP25038DGS IP25038DGT IP25038DGU IP25038DGV IP25038DGW IP25038DGX IP25038DGY IP25038DGZ IP25038DH2 IP25038DH3 IP25038DH4 IP25038DH5 IP25038DH6 IP25038DH7 IP25038DH8 IP25038DHA IP25038DHB IP25038DHC IP25038DHD IP25038DHE IP25038DHF IP25038DHG IP25038DHH IP25038DHJ IP25038DHK IP25038DHL IP25038DHM IP25038DHN IP25038DHP IP25038DHQ IP25038DHR IP25038DHS IP25038DHT IP25038DHU IP25038DHV IP25038DHW IP25038DHX IP25038DHY IP25038DHZ IP25038DJ2 IP25038DJ3 IP25038DJ4 IP25038DJ5 IP25038DJ6 IP25038DJ7 IP25038DJ8 IP25038DJA IP25038DJB IP25038DJC IP25038DJD IP25038DJE IP25038DJF IP25038DJG IP25038DJH IP25038DJJ IP25038DJK IP25038DJL IP25038DJM IP25038DJN IP25038DJP IP25038DJQ IP25038DJR IP25038DJS IP25038DJT IP25038DJU IP25038DJV IP25038DJW IP25038DJX IP25038DJY IP25038DJZ IP25038DK2 IP25038DK3 IP25038DK4 IP25038DK5 IP25038DK6 IP25038DK7 IP25038DK8 IP25038DKA IP25038DKB IP25038DKC IP25038DKD IP25038DKE IP25038DKF IP25038DKG IP25038DKH IP25038DKJ IP25038DKK IP25038DKL IP25038DKM IP25038DKN IP25038DKP IP25038DKQ IP25038DKR IP25038DKS IP25038DKT IP25038DKU IP25038DKV IP25038DKW IP25038DKX IP25038DKY IP25038DKZ IP25038DL2 IP25038DL3 IP25038DL4 IP25038DL5 IP25038DL6 IP25038DL7 IP25038DL8 IP25038DLA IP25038DLB IP25038DLC IP25038DLD IP25038DLE IP25038DLF IP25038DLG IP25038DLH IP25038DLJ IP25038DLK IP25038DLL IP25038DLM IP25038DLN IP25038DLP IP25038DLQ IP25038DLR IP25038DLS IP25038DLT IP25038DLU IP25038DLV IP25038DLW IP25038DLX IP25038DLY IP25038DLZ IP25038DM2 IP25038DM3 IP25038DM4 IP25038DM5 IP25038DM6 IP25038DM7 IP25038DM8 IP25038DMA IP25038DMB IP25038DMC IP25038DMD IP25038DME IP25038DMF IP25038DMG IP25038DMH IP25038DMJ IP25038DMK IP25038DML IP25038DMM IP25038DMN IP25038DMP IP25038DMQ IP25038DMR IP25038DMS IP25038DMT IP25038DMU IP25038DMV IP25038DMW IP25038DMX IP25038DMY IP25038DMZ IP25038DN2 IP25038DN3 IP25038DN4 IP25038DN5 IP25038DN6 IP25038DN7 IP25038DN8 IP25038DNA IP25038DNB IP25038DNC IP25038DND IP25038DNE IP25038DNF IP25038DNG IP25038DNH IP25038DNJ IP25038DNK IP25038DNL IP25038DNM IP25038DNN IP25038DNP IP25038DNQ IP25038DNR IP25038DNS IP25038DNT IP25038DNU IP25038DNV IP25038DNW IP25038DNX IP25038DNY IP25038DNZ IP25038DP2 IP25038DP3 IP25038DP4 IP25038DP5 IP25038DP6 IP25038DP7 IP25038DP8 IP25038DPA IP25038DPB IP25038DPC IP25038DPD IP25038DPE IP25038DPF IP25038DPG IP25038DPH IP25038DPJ IP25038DPK IP25038DPL IP25038DPM IP25038DPN IP25038DPP IP25038DPQ IP25038DPR IP25038DPS IP25038DPT IP25038DPU IP25038DPV IP25038DPW IP25038DPX IP25038DPY IP25038DPZ IP25038DQ2 IP25038DQ3 IP25038DQ4 IP25038DQ5 IP25038DQ6 IP25038DQ7 IP25038DQ8 IP25038DQA IP25038DQB IP25038DQC IP25038DQD IP25038DQE IP25038DQF IP25038DQG IP25038DQH IP25038DQJ IP25038DQK IP25038DQL IP25038DQM IP25038DQN IP25038DQP IP25038DQQ IP25038DQR IP25038DQS IP25038DQT IP25038DQU IP25038DQV IP25038DQW IP25038DQX IP25038DQY IP25038DQZ IP25038DR2 IP25038DR3 IP25038DR4 IP25038DR5 IP25038DR6 IP25038DR7 IP25038DR8 IP25038DRA IP25038DRB IP25038DRC IP25038DRD IP25038DRE IP25038DRF IP25038DRG IP25038DRH IP25038DRJ IP25038DRK IP25038DRL IP25038DRM IP25038DRN IP25038DRP IP25038DRQ IP25038DRR IP25038DRS IP25038DRT IP25038DRU IP25038DRV IP25038DRW IP25038DRX IP25038DRY IP25038DRZ IP25038DS2 IP25038DS3 IP25038DS4 IP25038DS5 IP25038DS6 IP25038DS7 IP25038DS8 IP25038DSA IP25038DSB IP25038DSC IP25038DSD IP25038DSE IP25038DSF IP25038DSG IP25038DSH IP25038DSJ IP25038DSK IP25038DSL IP25038DSM IP25038DSN IP25038DSP IP25038DSQ IP25038DSR IP25038DSS IP25038DST IP25038DSU IP25038DSV IP25038DSW IP25038DSX IP25038DSY IP25038DSZ IP25038DT2 IP25038DT3 IP25038DT4 IP25038DT5 IP25038DT6 IP25038DT7 IP25038DT8 IP25038DTA IP25038DTB IP25038DTC IP25038DTD IP25038DTE IP25038DTF IP25038DTG IP25038DTH IP25038DTJ IP25038DTK IP25038DTL IP25038DTM IP25038DTN IP25038DTP IP25038DTQ IP25038DTR IP25038DTS IP25038DTT IP25038DTU IP25038DTV IP25038DTW IP25038DTX IP25038DTY IP25038DTZ IP25038DU2 IP25038DU3 IP25038DU4 IP25038DU5 IP25038DU6 IP25038DU7 IP25038DU8 IP25038DUA IP25038DUB IP25038DUC IP25038DUD IP25038DUE IP25038DUF IP25038DUG IP25038DUH IP25038DUJ IP25038DUK IP25038DUL IP25038DUM IP25038DUN IP25038DUP IP25038DUQ IP25038DUR IP25038DUS IP25038DUT IP25038DUU IP25038DUV IP25038DUW IP25038DUX IP25038DUY IP25038DUZ IP25038DV2 IP25038DV3 IP25038DV4 IP25038DV5 IP25038DV6 IP25038DV7 IP25038DV8 IP25038DVA IP25038DVB IP25038DVC IP25038DVD IP25038DVE IP25038DVF IP25038DVG IP25038DVH IP25038DVJ IP25038DVK IP25038DVL IP25038DVM IP25038DVN IP25038DVP IP25038DVQ IP25038DVR IP25038DVS IP25038DVT IP25038DVU IP25038DVV IP25038DVW IP25038DVX IP25038DVY IP25038DVZ IP25038DW2 IP25038DW3 IP25038DW4 IP25038DW5 IP25038DW6 IP25038DW7 IP25038DW8 IP25038DWA IP25038DWB IP25038DWC IP25038DWD IP25038DWE IP25038DWF IP25038DWG IP25038DWH IP25038DWJ IP25038DWK IP25038DWL IP25038DWM IP25038DWN IP25038DWP IP25038DWQ IP25038DWR IP25038DWS IP25038DWT IP25038DWU IP25038DWV IP25038DWW IP25038DWX IP25038DWY IP25038DWZ IP25038DX2 IP25038DX3 IP25038DX4 IP25038DX5 IP25038DX6 IP25038DX7 IP25038DX8 IP25038DXA IP25038DXB IP25038DXC IP25038DXD IP25038DXE IP25038DXF IP25038DXG IP25038DXH IP25038DXJ IP25038DXK IP25038DXL IP25038DXM IP25038DXN IP25038DXP IP25038DXQ IP25038DXR IP25038DXS IP25038DXT IP25038DXU IP25038DXV IP25038DXW IP25038DXX IP25038DXY IP25038DXZ IP25038DY2 IP25038DY3 IP25038DY4 IP25038DY5 IP25038DY6 IP25038DY7 IP25038DY8 IP25038DYA IP25038DYB IP25038DYC IP25038DYD IP25038DYE IP25038DYF IP25038DYG IP25038DYH IP25038DYJ IP25038DYK IP25038DYL IP25038DYM IP25038DYN IP25038DYP IP25038DYQ IP25038DYR IP25038DYS IP25038DYT IP25038DYU IP25038DYV IP25038DYW IP25038DYX IP25038DYY IP25038DYZ IP25038DZ2 IP25038DZ3 IP25038DZ4 IP25038DZ5 IP25038DZ6 IP25038DZ7 IP25038DZ8 IP25038DZA IP25038DZB IP25038DZC IP25038DZD IP25038DZE IP25038DZF IP25038DZG IP25038DZH IP25038DZJ IP25038DZK IP25038DZL IP25038DZM IP25038DZN IP25038DZP IP25038DZQ IP25038DZR IP25038DZS IP25038DZT IP25038DZU IP25038DZV IP25038DZW IP25038DZX IP25038DZY IP25038DZZ IP25038E22 IP25038E23 IP25038E24 IP25038E25 IP25038E26 IP25038E27 IP25038E28 IP25038E2A IP25038E2B IP25038E2C IP25038E2D IP25038E2E IP25038E2F IP25038E2G IP25038E2H IP25038E2J IP25038E2K IP25038E2L IP25038E2M IP25038E2N IP25038E2P IP25038E2Q IP25038E2R IP25038E2S IP25038E2T IP25038E2U IP25038E2V IP25038E2W IP25038E2X IP25038E2Y IP25038E2Z IP25038E32 IP25038E33 IP25038E34 IP25038E35 IP25038E36 IP25038E37 IP25038E38 IP25038E3A IP25038E3B IP25038E3C IP25038E3D IP25038E3E IP25038E3F IP25038E3G IP25038E3H IP25038E3J IP25038E3K IP25038E3L IP25038E3M IP25038E3N IP25038E3P IP25038E3Q IP25038E3R IP25038E3S IP25038E3T IP25038E3U IP25038E3V IP25038E3W IP25038E3X IP25038E3Y IP25038E3Z IP25038E42 IP25038E43 IP25038E44 IP25038E45 IP25038E46 IP25038E47 IP25038E48 IP25038E4A IP25038E4B IP25038E4C IP25038E4D IP25038E4E IP25038E4F IP25038E4G IP25038E4H IP25038E4J IP25038E4K IP25038E4L IP25038E4M IP25038E4N IP25038E4P IP25038E4Q IP25038E4R IP25038E4S IP25038E4T IP25038E4U IP25038E4V IP25038E4W IP25038E4X IP25038E4Y IP25038E4Z IP25038E52 IP25038E53 IP25038E54 IP25038E55 IP25038E56 IP25038E57 IP25038E58 IP25038E5A IP25038E5B IP25038E5C IP25038E5D IP25038E5E IP25038E5F IP25038E5G IP25038E5H IP25038E5J IP25038E5K IP25038E5L IP25038E5M IP25038E5N IP25038E5P IP25038E5Q IP25038E5R IP25038E5S IP25038E5T IP25038E5U IP25038E5V IP25038E5W IP25038E5X IP25038E5Y IP25038E5Z IP25038E62 IP25038E63 IP25038E64 IP25038E65 IP25038E66 IP25038E67 IP25038E68 IP25038E6A IP25038E6B IP25038E6C IP25038E6D IP25038E6E IP25038E6F IP25038E6G IP25038E6H IP25038E6J IP25038E6K IP25038E6L IP25038E6M IP25038E6N IP25038E6P IP25038E6Q IP25038E6R IP25038E6S IP25038E6T IP25038E6U IP25038E6V IP25038E6W IP25038E6X IP25038E6Y IP25038E6Z IP25038E72 IP25038E73 IP25038E74 IP25038E75 IP25038E76 IP25038E77 IP25038E78 IP25038E7A IP25038E7B IP25038E7C IP25038E7D IP25038E7E IP25038E7F IP25038E7G IP25038E7H IP25038E7J IP25038E7K IP25038E7L IP25038E7M IP25038E7N IP25038E7P IP25038E7Q IP25038E7R IP25038E7S IP25038E7T IP25038E7U IP25038E7V IP25038E7W IP25038E7X IP25038E7Y IP25038E7Z IP25038E82 IP25038E83 IP25038E84 IP25038E85 IP25038E86 IP25038E87 IP25038E88 IP25038E8A IP25038E8B IP25038E8C IP25038E8D IP25038E8E IP25038E8F IP25038E8G IP25038E8H IP25038E8J IP25038E8K IP25038E8L IP25038E8M IP25038E8N IP25038E8P IP25038E8Q IP25038E8R IP25038E8S IP25038E8T IP25038E8U IP25038E8V IP25038E8W IP25038E8X IP25038E8Y IP25038E8Z IP25038E92 IP25038E93 IP25038E94 IP25038E95 IP25038E96 IP25038E97 IP25038E98 IP25038E9A IP25038E9B IP25038E9C IP25038E9D IP25038E9E IP25038E9F IP25038E9G IP25038E9H IP25038E9J IP25038E9K IP25038E9L IP25038E9M IP25038E9N IP25038E9P IP25038E9Q IP25038E9R IP25038E9S IP25038E9T IP25038E9U IP25038E9V IP25038E9W IP25038E9X IP25038E9Y IP25038E9Z IP25038EA2 IP25038EA3 IP25038EA4 IP25038EA5 IP25038EA6 IP25038EA7 IP25038EA8 IP25038EAA IP25038EAB IP25038EAC IP25038EAD IP25038EAE IP25038EAF IP25038EAG IP25038EAH IP25038EAJ IP25038EAK IP25038EAL IP25038EAM IP25038EAN IP25038EAP IP25038EAQ IP25038EAR IP25038EAS IP25038EAT IP25038EAU IP25038EAV IP25038EAW IP25038EAX IP25038EAY IP25038EAZ IP25038EB2 IP25038EB3 IP25038EB4 IP25038EB5 IP25038EB6 IP25038EB7 IP25038EB8 IP25038EBA IP25038EBB IP25038EBC IP25038EBD IP25038EBE IP25038EBF IP25038EBG IP25038EBH IP25038EBJ IP25038EBK IP25038EBL IP25038EBM IP25038EBN IP25038EBP IP25038EBQ IP25038EBR IP25038EBS IP25038EBT IP25038EBU IP25038EBV IP25038EBW IP25038EBX IP25038EBY IP25038EBZ IP25038EC2 IP25038EC3 IP25038EC4 IP25038EC5 IP25038EC6 IP25038EC7 IP25038EC8 IP25038ECA IP25038ECB IP25038ECC IP25038ECD IP25038ECE IP25038ECF IP25038ECG IP25038ECH IP25038ECJ IP25038ECK IP25038ECL IP25038ECM IP25038ECN IP25038ECP IP25038ECQ IP25038ECR IP25038ECS IP25038ECT IP25038ECU IP25038ECV IP25038ECW IP25038ECX IP25038ECY IP25038ECZ IP25038ED2 IP25038ED3 IP25038ED4 IP25038ED5 IP25038ED6 IP25038ED7 IP25038ED8 IP25038EDA IP25038EDB IP25038EDC IP25038EDD IP25038EDE IP25038EDF IP25038EDG IP25038EDH IP25038EDJ IP25038EDK IP25038EDL IP25038EDM IP25038EDN IP25038EDP IP25038EDQ IP25038EDR IP25038EDS IP25038EDT IP25038EDU IP25038EDV IP25038EDW IP25038EDX IP25038EDY IP25038EDZ IP25038EE2 IP25038EE3 IP25038EE4 IP25038EE5 IP25038EE6 IP25038EE7 IP25038EE8 IP25038EEA IP25038EEB IP25038EEC IP25038EED IP25038EEE IP25038EEF IP25038EEG IP25038EEH IP25038EEJ IP25038EEK IP25038EEL IP25038EEM IP25038EEN IP25038EEP IP25038EEQ IP25038EER IP25038EES IP25038EET IP25038EEU IP25038EEV IP25038EEW IP25038EEX IP25038EEY IP25038EEZ IP25038EF2 IP25038EF3 IP25038EF4 IP25038EF5 IP25038EF6 IP25038EF7 IP25038EF8 IP25038EFA IP25038EFB IP25038EFC IP25038EFD IP25038EFE IP25038EFF IP25038EFG IP25038EFH IP25038EFJ IP25038EFK IP25038EFL IP25038EFM IP25038EFN IP25038EFP IP25038EFQ IP25038EFR IP25038EFS IP25038EFT IP25038EFU IP25038EFV IP25038EFW IP25038EFX IP25038EFY IP25038EFZ IP25038EG2 IP25038EG3 IP25038EG4 IP25038EG5 IP25038EG6 IP25038EG7 IP25038EG8 IP25038EGA IP25038EGB IP25038EGC IP25038EGD IP25038EGE IP25038EGF IP25038EGG IP25038EGH IP25038EGJ IP25038EGK IP25038EGL IP25038EGM IP25038EGN IP25038EGP IP25038EGQ IP25038EGR IP25038EGS IP25038EGT IP25038EGU IP25038EGV IP25038EGW IP25038EGX IP25038EGY IP25038EGZ IP25038EH2 IP25038EH3 IP25038EH4 IP25038EH5 IP25038EH6 IP25038EH7 IP25038EH8 IP25038EHA IP25038EHB IP25038EHC IP25038EHD IP25038EHE IP25038EHF IP25038EHG IP25038EHH IP25038EHJ IP25038EHK IP25038EHL IP25038EHM IP25038EHN IP25038EHP IP25038EHQ IP25038EHR IP25038EHS IP25038EHT IP25038EHU IP25038EHV IP25038EHW IP25038EHX IP25038EHY IP25038EHZ IP25038EJ2 IP25038EJ3 IP25038EJ4 IP25038EJ5 IP25038EJ6 IP25038EJ7 IP25038EJ8 IP25038EJA IP25038EJB IP25038EJC IP25038EJD IP25038EJE IP25038EJF IP25038EJG IP25038EJH IP25038EJJ IP25038EJK IP25038EJL IP25038EJM IP25038EJN IP25038EJP IP25038EJQ IP25038EJR IP25038EJS IP25038EJT IP25038EJU IP25038EJV IP25038EJW IP25038EJX IP25038EJY IP25038EJZ IP25038EK2 IP25038EK3 IP25038EK4 IP25038EK5 IP25038EK6 IP25038EK7 IP25038EK8 IP25038EKA IP25038EKB IP25038EKC IP25038EKD IP25038EKE IP25038EKF IP25038EKG IP25038EKH IP25038EKJ IP25038EKK IP25038EKL IP25038EKM IP25038EKN IP25038EKP IP25038EKQ IP25038EKR IP25038EKS IP25038EKT IP25038EKU IP25038EKV IP25038EKW IP25038EKX IP25038EKY IP25038EKZ IP25038EL2 IP25038EL3 IP25038EL4 IP25038EL5 IP25038EL6 IP25038EL7 IP25038EL8 IP25038ELA IP25038ELB IP25038ELC IP25038ELD IP25038ELE IP25038ELF IP25038ELG IP25038ELH IP25038ELJ IP25038ELK IP25038ELL IP25038ELM IP25038ELN IP25038ELP IP25038ELQ IP25038ELR IP25038ELS IP25038ELT IP25038ELU IP25038ELV IP25038ELW IP25038ELX IP25038ELY IP25038ELZ IP25038EM2 IP25038EM3 IP25038EM4 IP25038EM5 IP